

小松島市地域防災計画

令和5年2月

小松島市防災会議

小松島市地域防災計画 目次

共通対策編

第1章 総則

第1節	計画の概要	1-1
第2節	小松島市の概況	1-5
第3節	市民と行政が協働して行う安全・安心なまちづくりの推進	1-8
第4節	防災関係機関及び市民・民間事業者等の 処理すべき事務または業務の大綱	1-9

第2章 災害予防

第1節	自助・共助（市民・地域・事業者が行政と協働して行う備え）	1-17
第2節	防災知識の普及・啓発	1-23
第3節	防災訓練	1-29
第4節	緊急輸送体制の整備	1-32
第5節	自助・共助の推進	1-34
第6節	ボランティア受入体制の整備	1-39
第7節	企業防災の促進	1-42
第8節	避難行動要支援者への支援対策の充実	1-43
第9節	帰宅困難者等対策	1-50
第10節	広域応援・受援体制の整備	1-51
第11節	情報通信ネットワークの整備及び災害時の情報提供	1-54
第12節	防災拠点施設等の整備	1-58
第13節	指定緊急避難場所・指定避難所の整備	1-61
第14節	物資等の備蓄体制及び輸送・供給体制の整備	1-63
第15節	地域の孤立対策強化	1-66
第16節	災害時医療体制の強化	1-67
第17節	火災等予防	1-69
第18節	大規模停電・通信障害への備え	1-71
第19節	事前復興の取組	1-72

第3章 災害応急対策

第1節	活動体制	1-73
第2節	災害情報の収集・伝達	1-104
第3節	災害広報	1-121
第4節	自衛隊災害派遣要請	1-124

第5節	防災関係機関応援要請.....	1-132
第6節	災害救助法の適用.....	1-138
第7節	避難対策の実施.....	1-141
第8節	交通確保対策.....	1-157
第9節	緊急輸送対策.....	1-160
第10節	消防防災ヘリコプター等の運航.....	1-164
第11節	消防計画.....	1-166
第12節	消防活動.....	1-176
第13節	被災建築物及び被災宅地の安全対策.....	1-182
第14節	救出・救助対策.....	1-187
第15節	医療救護活動.....	1-189
第16節	保健衛生、防疫、遺体の火葬等の実施.....	1-195
第17節	飲料水・食料及び物資等の供給.....	1-203
第18節	要配慮者への支援対策の実施.....	1-211
第19節	廃棄物の処理.....	1-213
第20節	ボランティア活動受入.....	1-217
第21節	義援金・義援物資の受入・配分.....	1-219
第22節	公共施設等応急復旧.....	1-221
第23節	文教対策.....	1-227

第4章 災害復旧・復興

第1節	災害復旧・復興計画の策定.....	1-235
第2節	被災者生活の安定化.....	1-239

地震・津波災害対策編

第1章 総則

第1節	計画の概要.....	2-1
第2節	被害想定.....	2-2
第3節	地震対策行動計画の推進.....	2-18

第2章 災害予防

第1節	建築物等の耐震化.....	2-21
第2節	都市防災機能の強化.....	2-25
第3節	土砂災害等予防対策.....	2-27
第4節	津波災害予防対策.....	2-35
第5節	水道施設の整備.....	2-39

第6節	危険物等の災害予防対策.....	2-41
第7節	避難対策の充実.....	2-45
第8節	火災予防対策.....	2-59
第9節	自治体業務継続計画（BCP）.....	2-63
第10節	企業の事業継続計画（BCP）.....	2-64
第11節	地震防災緊急事業五箇年計画の推進.....	2-65
第12節	地震・津波災害対策に関する調査研究.....	2-67

第3章 災害応急対策

第1節	応急対策活動.....	2-69
第2節	東海地震の警戒宣言に伴う備え.....	2-69

第4章 推進計画

第1節	総則.....	2-71
第2節	関係者との連携協力の確保.....	2-72
第3節	津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項.....	2-74
第4節	南海トラフ地震臨時情報に伴う対応.....	2-82
第5節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画.....	2-84
第6節	防災訓練計画.....	2-84
第7節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画.....	2-85
第8節	津波避難対策緊急事業計画.....	2-87

風水害対策編

第1章	総則.....	3-1
-----	---------	-----

第2章 災害予防

第1節	水害予防対策.....	3-2
第2節	風害予防対策.....	3-6
第3節	高潮・浸水等予防対策.....	3-9
第4節	土砂災害等予防対策.....	3-11
第5節	建築物災害予防対策.....	3-13
第6節	雪害予防対策.....	3-14
第7節	気象業務の整備.....	3-15

第3章 小松島市水防計画

第1節	総則.....	3-30
第2節	水防組織.....	3-38
第3節	重要水防箇所.....	3-39
第4節	予報及び警報.....	3-44
第5節	気象予報等の情報収集.....	3-55
第6節	水門・排水機場の操作.....	3-59
第7節	通信連絡.....	3-60
第8節	水防施設及び輸送.....	3-61
第9節	水防活動.....	3-62
第10節	水防信号、水防標識等.....	3-67
第11節	協力及び応援.....	3-69
第12節	費用負担と公用負担.....	3-71
第13節	水防報告等.....	3-73
第14節	水防訓練.....	3-75
第15節	水防協力団体.....	3-76

大規模事故等災害対策編

第1章	総則.....	4-1
-----	---------	-----

第2章 災害予防

第1節	海上災害.....	4-2
第2節	航空災害.....	4-4
第3節	鉄道災害.....	4-6
第4節	道路災害.....	4-8
第5節	危険物等災害.....	4-10
第6節	大規模な火事災害.....	4-13
第7節	林野火災.....	4-16
第8節	原子力災害.....	4-18

第3章 災害応急対策

第1節	海上災害応急対策.....	4-22
第2節	航空災害応急対策.....	4-25
第3節	鉄道災害応急対策.....	4-27
第4節	道路災害応急対策.....	4-29
第5節	危険物等災害応急対策.....	4-32

第6節	大規模な火事災害応急対策.....	4-35
第7節	林野火災応急対策.....	4-38
第8節	原子力災害応急対策.....	4-41

共通対策編

第1章 総則

第1節 計画の概要

第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条及び水防法（昭和24年法律第193号）第33条の規定に基づき、小松島市防災会議が作成する一般災害対策計画であり、小松島市（以下、「本市」という。）の地域における災害に係る本市の処理すべき事務または業務に関し、地域内の関係機関の協力業務も含めて、その大綱を定めることにより、災害に対する総合的かつ計画的な対策の推進を図り、もって住民の生命、身体及び財産を災害から保護しまたは被害を最小限に止めること、また南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ地震防災対策特別措置法」という。）第5条第1項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下、「推進地域」という。）について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な避難に関する事項及び南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることによって、被害を最小限に軽減することを目的とする。

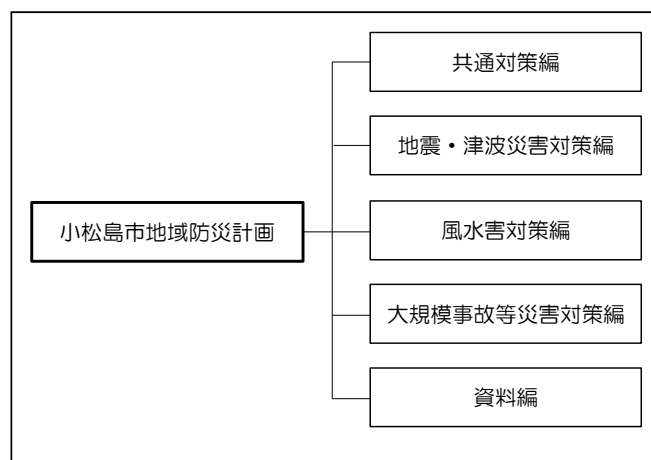
第2 計画の性格及び基本方針

1. 計画の性格

小松島市地域防災計画（以下、「本計画」という。）は、「共通対策編」・「地震・津波災害対策編」・「風水害対策編」・「大規模事故等災害対策編」・「資料編」により構成される。

このうち、「共通対策編」は、市内の災害全般に関して共通の指針及び対策を定めるものであり、この計画に定めのない事項については、「地震・津波災害対策編」・「風水害対策編」・「大規模事故等災害対策編」に定めるところによるものとする。

また、「風水害対策編」には「小松島市水防計画」を統合する。



本計画の構2. 計画の基本方針

本計画の基本方針を以下に示す。

- ◇ 東日本大震災の経験を踏まえ、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であり、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、防災機関がとるべき災害予防、災害応急対策、災害復旧及びその他必要な災害対策の基本的事項等を中心に定めるものであり、これに基づき細部計画等を定め、その具体的推進に努める。
- ◇ より厳しい事態を想定した対策を講じる。
- ◇ 災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせた予防対策を推進する。
- ◇ 住民一人ひとりが防災に対する意識を高め、自らの生命、身体、財産等を自ら守る「自助」、住民等の協働により組織・団体が積極的に地域を守る「共助」、公的機関が援助等を行う「公助」の理念に基づいた社会の構築を推進する。
- ◇ 企業・組織の事業継続や供給網の管理、保険制度や相互支援の取組等を通じて、災害リスクにしたたかな市場の構築を推進する。
- ◇ 迅速かつ正確な情報収集・伝達・共有を可能とする平時からの備え・訓練を行い、的確に状況を把握・想定し、適時に判断・対応できるようにする。
- ◇ 被災者のニーズの変化や多様性に柔軟かつ機敏に対応する。
- ◇ 被災地域の特性を踏まえ、よりよい地域社会を目指した復旧・復興対策を推進する。
- ◇ 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により防災力の向上を図るため、防災会議の委員への任命等、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者、避難支援等関係者等の参画を拡大する。なお、避難支援等関係者とは、一人で避難することのできない高齢者や障がい者と日常から関わる者で、消防機関、県警察、民生委員、小松島市社会福祉協議会、自主防災組織及び地域に根差した幅広い団体等のことをいう。

第3 計画の構成

この計画は、本市の気象、地勢その他地域の特性によって起こりうる危険を想定するとともに、市内において過去に発生した災害の状況及びこれらに対してとられた応急対策並びに近年の社会経済情勢の変化等を勘案し、初動及び情報収集の体制、交通・輸送、救助・救急、医療救護、避難所運営、広域救援及びボランティアの受入体制並びに公共施設やライフライン等の整備など災害に強いまちづくり等の新たな視点を踏まえ、今後予想される災害に備えるため、次の事項によりこの計画を構成する。

1. 防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱

本市並びに指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体、市内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者が災害に対して処理すべき基本的な事務または業務を定める。

2. 災害予防計画

災害を未然に防止し、または災害が発生した場合にその被害を最小限に止めるため、防災組織の整備や災害に強いまちづくり等、平常時に措置すべき事項についての基本的な計画を定める。

3. 災害応急対策計画

災害が発生し、または発生するおそれがある場合に災害による被害を防御し、または災害の拡大を防止するための応急的に実施すべき対策の基本的な計画を定める。

4. 災害復旧・復興計画

災害復旧・復興の実施にあたっての基本的な方針を定める。

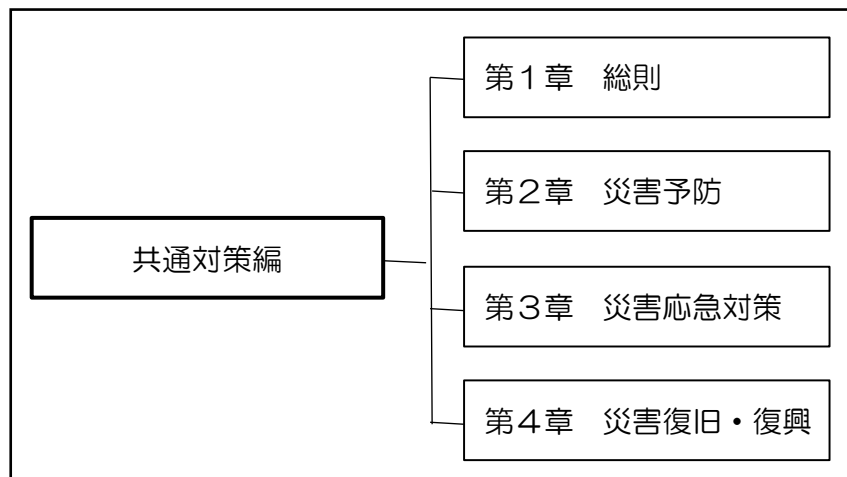
5. 推進計画

南海トラフ巨大地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ巨大地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項等を定める。

6. 水防計画

河川、湖沼または海岸の洪水、津波または高潮の水災を警戒し、防御し、これらによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するべき事項についての基本的な計画を風水害対策編に定める。

なお、共通対策編の構成は以下のとおりとする。



本編の構成

第4 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条及び水防法第33条の規定に基づき、毎年定期的に検討を行い、必要があると認められるときは、修正するものとする。

第5 計画の習熟等

この計画は、本市の職員及び防災関係施設の管理者、その他防災関係機関に周知し、これら関係者は、平常時において訓練その他の方法により、この計画の習熟に努めるものとする。

また、本市はこの計画の趣旨等について広く住民への周知を図り、その理解を得るものとする。

第2節 小松島市の概況

第1 自然環境の特性

1. 地形

本市は、徳島県の東部海岸に位置し、市域は東西9.1 km、南北8.5 km、周囲38 km、面積45.37 ㎡である。

地形は、市中央部は勝浦川の沖積による小松島平野と那賀川の沖積による立江、坂野両平野が広がり、これを囲むように北は日峰山、西は勝浦川、南はゆるやかな田野・赤石の山地、東は紀伊水道に位置した豊かな自然に恵まれた地形をなしている。

2. 地質

本市の平野は、立江川の河口付近を境にして二つに分かれており、北西側は勝浦川、南東側は那賀川の影響を受けながら堆積作用によりできた沖積平野である。

地区毎の地盤は以下ようになる。

(1) 立江川より北西の地区

北西側では勝浦川の扇状地が新居見町と前原町を結ぶ線付近まで達しており、表層部には砂礫が分布する。しかし、この砂礫層のN値は小さくなく、表層部の砂礫層の下位にも厚い砂礫層が存在する。また、小松島湾沿いの地域では、細粒物質が堆積し、沖積層基底礫層が25 m付近にある。

(2) 立江川より南東の地区

南東側では立江川の低地がJR牟岐線付近まで伸びており、細粒物質から成り立っている。JR牟岐線より西の地区は、那賀川の影響も大きく、表層部にN値の小さな砂礫層を載せ、沖積層基底礫層が25 mに存在し、中間には砂層が堆積する。

赤石町と坂野町を結ぶ線付近より北側には砂洲が見られる。沿岸流により那賀川から供給された物質が運ばれて形成され、表層部には砂が堆積すると考えられる。

3. 気候

小松島市の気候は、年間を通じて温暖であり、冬でも気温が氷点下になる日はほとんどない。年間の平均降水量は、1,500 mm程度で瀬戸内地方に比べると非常に多く、温暖多雨な南海型気候に近いと考えられる。

4. 気象

過去の気象データ（1981年～2010年の30年間平均）は以下のとおりである。

(1) 気温

(°C)

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年
温度	6.1	6.5	9.6	14.8	19.2	22.7	26.6	27.8	24.5	18.9	13.5	8.5	16.6

(2) 降水量

(mm)

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年
降水量	38.9	52.8	94.5	108	148	191	149	173	210	146	97.2	45.2	1454

(3) 風向、風速

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
最大風速 (m)	3.4	3.4	3.3	3.3	3.2	2.8	2.8	3.2	2.9	2.8	2.9	3.2
最多風向	西北西	西北西	西北西	西北西	西北西	南南東	南南東	南南東	西北西	西北西	西北西	西北西

(4) 平均日照時間

(時間)

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
日照時間	157.5	150.2	171.2	192.9	196.8	157.9	195.2	230.4	159.9	166.7	150.8	163.3

第2 社会環境の特性

1. 人口

本市の人口は、昭和60年以降緩やかに人口減少が続いている。令和3年3月末日現在では、人口36,688名、総世帯数17,143世帯であり、徳島県下の市町村では5番目の人口規模となっている。

なお、令和2年年国勢調査における65歳以上の人口は12,528名であり、年齢別割合は、35.1%であった。年齢人口は、全国的な平均寿命の伸びに伴い今後も漸増すると思われる、高齢人口の増加による地震時の被害の拡大が考えられる。

2. 土地利用

本市のおよそ70%が平野部分であり、約43%が農地、約14%が宅地で占められている。海沿いには、最近埋め立てにより整備された大規模な港湾施設や工場が建ち並び、その背後に住宅地が存在する。このような埋立地では、地震時に液状化現象による被害も考えられる。

3. 産業

本市の産業別就業比率は、1次産業8%、2次産業24%、3次産業68%（平成27年国勢調査）となっている。1次産業は、農業、漁業が中心であり、特産品は、すだち、やまもも、ちりめん、阿波牛など多種多様に富んでいる。2次産業は、新産業都市指定以来、大小20余りの工場を誘致しており、徳島県の東部臨海工業都市としての役割を担っている。また、3次産業は、小売業、卸売業、飲食店、サービス業従事者を中心に最も就業人口が多い。

4. 交通

本市の幹線道路は、市街地を貫いて海岸よりに県道徳島小松島線が走るとともに、新たに広域幹線道路として内陸部に国道55号が開通している。本市の道路整備の課題としては、本市の中心部と国道55号を結ぶアクセス道路の整備、徳島南部自動車道の早期開通、市道の改良率・舗装率の向上等があげられる。また、公共交通機関は、民営バスによるバス路線のほか、JR四国牟岐線が運行されているが、自家用車の利用増に伴い、いずれの交通機関も運行回数が減少している傾向にある。

今後、交通弱者にとって必要な移動手段を維持・増強していくことが課題である。

第3 災害の歴史

災害の歴史として、徳島県に影響を及ぼし被害のあった台風一覧（昭和31年以降分、それ以前は主なもの）を資料編に示した。

第3節 市民と行政が協働して行う安全・安心なまちづくりの推進

第1 『自助』『共助』『公助』による防災・減災の重要性

東日本大震災等の大規模災害からの教訓として、構造物等のハード対策だけでは災害は防ぎ切れないということを学び、平常時の防災訓練や防災教育、災害教訓の伝承等のソフト対策の重要性が再認識された。

また大規模災害時には、初期消火、救出、応急介護、避難誘導など人命に関わる応急対策が必要となるが、本市や防災関係機関等だけでこれらの対応を全て行うことは限界がある。

一方で、このような状況下において、自分たちの住む地域での平常時からの絆と支え合いが、避難所等の運営をはじめとする様々な災害時の取り組みに反映され、被害が抑えられたことも明らかになった。

このように、大規模災害における被害を最小限に抑えるという減災や防災を推進していくには、地域団体、NPO、民間事業者、大学など様々な主体を含む市民と行政が連携・協働して防災対策を進めることが重要である。

第2 協働による防災・減災対策の推進

市民や民間事業者、自主防災組織等の地域団体等は、「自らの命は自ら守る」、「自らの地域は自ら守る」ため、地域特性に応じた自主防災活動を行う必要がある。

そのため、災害時に「自らの命は自ら守る」という『自助』による安全・安心の確保や、地域で支え合う『共助』の取り組みを活性化させるとともに、行政として『公助』の強化を図っていく。

また、本市は地域の多様な主体が自ら考え、ともに行動する等、市民一人ひとりの自立と地域の絆を深め、市民、民間事業者、地域団体等が行う『自助』、『共助』と本市や防災関係機関等が行う『公助』を防災・減災の両輪として、一体となった安全・安心なまちづくりを推進していく。

第4節 防災関係機関及び市民・民間事業者等の処理すべき事務または業務の大綱

防災に関し、防災機関及び市民・民間事業者等の処理すべき事務または業務の大綱は、おおむね次のとおりである。

第1 実施責任と対策の体系化

1. 小松島市

- ◇ 本市は基本方針にのっとり、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、本市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、県、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の市町村の協力を得て防災活動を実施する。
- ◇ 指定地方行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、本市の防災活動が円滑に実施されるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。
- ◇ 消防機関や水防団等の組織を整備するとともに、防災に関する公共団体等の組織及び自主防災組織の充実を図る。
- ◇ 市民や自主防災組織等の地域団体等が行う自発的な防災活動を一層促進する。
- ◇ ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性を鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努める。

2. 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、災害対策基本法の基本理念にのっとり、本市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、本市の防災活動が円滑に実施されるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

3. 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、災害対策基本法の基本理念にのっとり、その業務の公共性または公益性に鑑み、自主的に防災活動を実施するとともに、本市の防災活動が円滑に実施されるようにその業務に協力する。

4. 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から災害予防体制の整備に努め、災害発生時には災害応急措置を実施するとともに、本市その他防災関係機関の防災活動に協力する。

5. 市民

市民は、「自らの安全は自ら守る」のが防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、平常時より災害時に対する備えを心がける。

6. 民間事業者

民間事業者は、災害時に果たす役割を十分認識し、事業継続上の取組を継続的に実施するとともに、本市が実施する防災に関する施策への協力に努める。

7. 地域団体等

自主防災組織等の地域団体、NPO等は、「自らの地域は自ら守る」ことを基本とし、個人では十分対応できない地域の防災・減災対策や行政の支援が十分行き届かない災害発生直後の情報収集、地域住民等への情報伝達等を行うよう努める。

第2 処理すべき事務または業務の大綱

1. 小松島市

処理すべき事務または業務の大綱	
1	防災会議に関する事務
2	防災組織の整備
3	防災訓練の実施
4	防災に関する物資及び資材の備蓄と整備及び点検
5	防災に関する施設及び設備の整備及び点検
6	市内の災害に関する情報の収集と伝達及び被害調査
7	住民等に対する災害広報
8	警報の伝達及び避難の指示
9	消防・水防その他の応急措置
10	被災者の救難と救助その他の保護
11	災害を受けた児童と生徒の応急の教育
12	食糧・医薬品とその他の物資の確保
13	施設及び設備の応急の復旧
14	清掃・防疫とその他の保健衛生
15	緊急輸送等の確保
16	災害復旧の実施
17	市内における公共的団体及び住民防災組織の育成指導
18	ボランティア
19	その他災害発生の防衛または拡大防止のための措置

2. 徳島県

処理すべき事務または業務の大綱	
1	県防災会議に関する事務
2	防災組織の整備
3	防災訓練の実施
4	防災に関する物資及び資材の備蓄と整備及び点検
5	防災に関する施設及び設備の整備及び点検
6	県地域の災害に関する情報の収集と伝達及び被害調査
7	住民等に対する災害広報
8	警報の伝達及び避難の指示
9	消防・水防その他の応急措置
10	被災者の救難・救助とその他の保護
11	災害を受けた児童と生徒の応急の教育
12	食料・医薬品とその他の物資の確保
13	施設及び設備の応急の復旧
14	清掃・防疫とその他の保健衛生
15	犯罪の予防と交通規制その他災害地における社会秩序の維持
16	緊急輸送等の確保
17	災害復旧の実施
18	市町村等各関係機関との防災に関する連絡事項
19	ボランティアに関する事項
20	公共的団体及び住民防災組織の育成指導
21	その他災害発生の防衛または拡大防止のための措置

3. 徳島県警察（小松島警察署）

処理すべき事務または業務の大綱	
1	警戒区域の設定及び避難の指示・誘導
2	負傷者の救出・救護
3	交通規制及び緊急輸送路の確保
4	行方不明者の捜索、死体検視及び身元確認
5	犯罪の予防と検挙及び各種広報

4. 自衛隊

機関名	処理すべき事務または業務の大綱	
海上自衛隊 徳島教育航空群 及び海上自衛隊 第24航空隊	1	情報収集
	2	主として航空機による人命救助
	3	救援物資の空輸
	4	その他災害対策に関する事項
陸上自衛隊 第14旅団及び 自衛隊徳島地方 協力本部	1	災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集
	2	県・市町村が実施する防災訓練への協力
	3	災害派遣の実施に関する事項（災害状況の把握、避難の援助、遭難者の捜索救助、水防活動、消防活動、道路・水路の啓開、応急医療救護及び防疫、通信支援、人員・物資の緊急輸送、炊飯・給水及び入浴支援、宿泊支援、危険物の保安及び除去）
	4	災害救助のための防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与

5. 指定地方行政機関

機関名	処理すべき事務または業務の大綱	
四国財務局 徳島財務事務所	1	公共土木施設及び農林水産業施設の災害復旧事業費の検査立会
	2	地方公共団体に対する災害融資
	3	災害応急措置等の用に供する場合の国有財産の貸付
	4	災害時における金融機関の業務運営の確保及び金融上の措置
中国四国農政局	1	海岸保全施設整備事業、農地防災事業及び地すべり対策事業による農地、農業用施設等の防護
	2	農地保全施設または農業水利施設の維持管理の指導
	3	農作物等に対する被害防止のための営農技術指導
	4	農作物、農地、農業用施設等の被害状況の把握、営農資材の供給、病害虫防除所及び家畜保健衛生所の被害状況の把握
	5	農地、農業用施設等に係る災害復旧事業等の支援
	6	被害農林漁業者が必要とする天災融資法に基づく災害資金、日本政策金融公庫の資金等の融資に関する指導
	7	応急用食料・物資の供給に関する支援
四国森林管理局 (徳島森林管理署)	1	森林治水事業の実施並びに林野の保全に係る地すべり防止に関する事業の実施
	2	国有保安林の整備保全
	3	災害応急対策用木材（国有林）の供給
	4	民有林における災害時の応急対策等
四国経済産業局	1	防災関係物資についての情報収集、円滑な供給の確保
	2	被災商工業・鉱業等事業者の業務の正常な運営の確保
	3	災害時における電気・ガス事業に関する応急対策等
徳島労働局	1	工場及び事業場における労働災害の防止
	2	被災者に対する早期再就職のあっ旋等
	3	雇用保険の失業等給付及び労災保険給付等

四国地方整備局	1	河川、道路、港湾、空港などの防災対策及び災害復旧対策の実施
	2	海上の流出油等に対する防除措置
	3	緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等の被災地方公共団体への派遣
徳島河川国道事務所	1	徳島南部自動車道（阿南～徳島沖洲）の整備と維持管理
	2	徳島南部自動車道（阿南～徳島沖洲）の災害復旧
	3	国道（55号）の直轄区間の整備と維持管理
	4	国道（55号）の直轄区間の災害復旧
那賀川河川事務所	1	那賀川直轄管理区間の河川管理施設の整備と防災管理
	2	水防のための洪水予報（那賀川）並びに水防警報（那賀川）及び情報の伝達
	3	被災河川管理施設の復旧（直轄区域）
四国地方整備局 小松島港湾・ 空港整備事務所	1	港湾施設の整備と防災管理
	2	港湾及び海岸（港湾区域内）における災害対策の指導
	3	海上の流出油に対する防除措置
	4	港湾・海岸保全施設等の応急復旧工法の指導
	5	国有港湾施設・海岸保全施設の災害復旧
	6	飛行場の災害復旧
	7	海上における緊急輸送の確保
徳島地方気象台	1	気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表
	2	気象・地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説
	3	気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備
	4	地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言
	5	防災気象情報の理解促進と防災知識の普及啓発
徳島海上保安部	1	海上災害の予防
	2	災害情報の収集・連絡
	3	海上災害に関する警報等の伝達・警戒及び事故情報の提供
	4	海上における救助と救急及び消火活動
	5	海上交通の安全確保
	6	人員及び物資等の緊急輸送
	7	海上における治安と社会秩序の維持
	8	危険物等の海上流出対策及び危険物積載船舶に対する保安措置
中国四国地方 環境事務所	1	環境保全上緊急に対応する必要がある有害物質等の発生による汚染状況の情報収集及び提供
	2	廃棄物処理施設及び災害により生じた廃棄物（以下、「災害廃棄物」という。）の情報収集・伝達
	3	家庭動物の保護等に係る支援

6. 指定公共機関

機関名	処理すべき事務または業務の大綱	
日本郵便株式会社 四国支社	1	被災者に対する郵便葉書等の無償交付
	2	被災者が差し出す郵便物の料金免除
	3	被災地あて救助用郵便物の料金免除
	4	被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等に付加される寄附金の配分
日本銀行高松支店・ 徳島事務所	1	銀行券の発行及び通貨並びに金融の調節
	2	資金決済の円滑確保を通じた信用秩序の維持に資するための措置
	3	金融機関の業務運営の確保に係る措置
	4	金融機関による金融上の措置
	5	各種措置に関する広報
日本赤十字社 徳島県支部 (徳島赤十字病院)	1	救護班の編成並びに医療及び助産等の救護の実施
	2	災害救助の協力奉仕団の連絡調整
	3	義援金品の募集配分
	4	ボランティア活動体制の整備
日本放送協会 徳島放送局	1	住民に対する防災知識の普及及び警報等の周知徹底
	2	社会事業団体等による義援金品の募集協力
四国旅客鉄道 株式会社	1	鉄道施設等の保全
	2	救助物資及び避難者の輸送の協力
	3	災害時における旅客の安全確保
西日本電信電話 株式会社徳島支店 及び 株式会社NTTドコ モ 四国支社 徳島支 店	1	電気通信施設の整備
	2	警報の伝達及び非常緊急通話の取り扱い
	3	被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧
日本通運株式会社四 国支店、 四国福山通運株式会 社徳島支店、 佐川急便株式会社、 ヤマト運輸株式会社 徳島主管支店、 四国西濃運輸株式会 社徳島支店	1	貨物自動車等による救助物資の輸送の協力
四国電力株式会社、 四国電力送配電株式 会社	1	電力施設等の防災管理
	2	電力供給
	3	被害施設の応急対策及び災害復旧
KDDI 株式会社四国 総支社、 ソフトバンク株式会 社	1	電気通信施設の整備
	2	警報の伝達及び非常緊急通話の取扱い
	3	被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧

株式会社セブーン・イ レブン・ジャパン、 株式会社ローソン、 株式会社ファミリー マート	1	災害時における物資の調達・供給確保
イオン株式会社	1	災害時における物資の調達・供給確保
	2	災害時における被災者への支援・災害関連情報の提供

7. 指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者

機関名	処理すべき事務または業務の大綱	
四国放送株式会社、 一般社団法人徳島新 聞社、株式会社エフ エム徳島	1	住民に対する重要な情報の周知と防災知識の普及
	2	社会事業団体等による義援金品の募集協力
一般社団法人 徳島県バス協会	1	バスによる避難者の輸送の協力
	2	バスによる徳島県災害ボランティアセンターの活動等に従事する者の搬送
徳島通運株式会社 小松島支店	1	貨物自動車等による救助物資の輸送の協力
土地改良区	1	農業用施設の整備及び管理
	2	たん水防排除施設の整備及び活動
一般社団法人徳島県 医師会、 小松島市医師会	1	救護班の編成並びに医療及び助産の救護実施
社会福祉法人徳島県 社会福祉協議会、 小松島市社会福祉協 議会	1	ボランティア活動体制の整備
	2	被災生活困窮者に対する生活福祉資金の貸付
公益社団法人 徳島県看護協会	1	災害時における医療救護の実施
	2	避難所における避難者の健康対策
一般社団法人 徳島県助産師会	1	災害時における妊産褥婦・新生児・乳幼児の保健指導と助産の実施
	2	避難所における避難者の健康対策
一般社団法人 徳島県歯科医師会	1	災害時における歯科医療救護の実施
	2	避難所等における被災者の災害歯科保健医療
	3	遺体の検視、身元確認及び処理に関する協力
一般社団法人 徳島県建設業協会	1	災害時における公共施設への応急対策業務への協力に関する事
	2	災害時における道路啓開の実施に関する事
東とくしま農業協同 組合	1	農林関係の被害調査及び対策の指導
	2	被災農業者に対する融資の斡旋の協力
小松島漁業協同組合 及び和田島漁業協同 組合	1	水産関係の被害調査及び対策の指導
	2	被災漁業者に対する融資の斡旋の協力
	3	海路による人員輸送の協力
小松島商工会議所	1	商工業関係被害調査及び対策の指導
	2	被災商工業者に対する融資の斡旋の協力

8. 市民

処理すべき事務または業務の大綱	
1	災害発生時に必要な生活必需物資の備蓄
2	防災訓練やその他防災活動への参加
3	過去の災害から得られた教訓の伝承やその他取組による防災への寄与

9. 民間事業者

処理すべき事務または業務の大綱	
1	災害時に重要業務を継続するための業務継続計画（BCP）の策定・運用
2	本市が実施する防災に関する施策への協力
3	取引先とのサプライチェーンの確保

10. 地域団体等

処理すべき事務または業務の大綱	
1	地域内の危険箇所の把握と改善
2	地域内の防災体制の整備
3	防災訓練やその他防災活動の実施
4	地域内の被災状況等の情報収集及び市への報告
5	地域住民への被災状況等の情報伝達
6	被災者及び避難行動要支援者への支援
7	避難所等の開設・運営

11. その他

機関名	処理すべき事務または業務の大綱	
水防管理団体	1	水防施設資材の整備
	2	水防計画の更新及び水防訓練
	3	水防活動

第2章 災害予防

第1節 自助・共助（市民・地域・事業者が行政と協働して行う備え）

第1 災害対策の役割分担

1. 市民の役割

自助：「自らの身の安全は自ら守る」といった考え方に基づき、市民一人ひとりが自分の命や生活を守る活動をいう。（各組織が自分の組織を守るための活動も含む。）

2. 地域の役割

共助：地域連携による防災活動をいい、市民一人ひとりが隣人等と協力して地域を守る活動をいう。（自治組織や民間組織が、市民や近隣組織と連携して地域の安全を守る活動も含む。）

3. 行政の役割

公助：行政が実施主体となる防災対策で、自然災害に強いまちづくりを実現する活動をいう。

第2 地震の揺れに備える

平成7年に発生した阪神・淡路大震災や平成26年の熊本地震では、地震動によって多くの家屋や建築物等が倒壊し、多くの犠牲者が出た。また、東日本大震災では、建物の倒壊による避難の遅れや避難ができず、津波による犠牲者が多く発生した。このような大規模な地震に備え、市民や事業者、地域団体等は、平時から対策を講じ、自らや家族の安全を確保するとともに、被害の拡大を防止するよう努める。

- ◇ 自宅等、建築物の耐震診断や補強、耐震シェルター設置等を行い、家族の安全を確保する。
- ◇ 家具類の転倒防止、照明や内装材の落下防止措置に努める。特に寝室には転倒しやすいものを設置しないよう努める。
- ◇ 自宅内で家具類が転倒した場合でも、避難経路が確保できるよう、部屋の出入口付近にはものを設置しないよう努める。
- ◇ ブロック塀等の倒壊防止対策を実施するよう努める。

第3 地震に伴う火災に備える

地震時には、ガス、石油等の火気使用設備器具の転倒や設備器具への可燃物の落下による出火のほか、停電の復旧による電化製品からの出火、圧迫された電気配線の摩擦損傷による出火、複数の備蓄設備の衝突による出火等、地震の揺れに起因して火災が発生する恐れがある

そのため、市民や事業者、地域団体等は、出火の防止に努める。

1. 市民が行う家庭での出火防止対策

- ◇ 耐震安全装置の付いた火気使用器具の設置や定期的な補修点検
- ◇ 可燃物の落下、電気配線の踏み付けや下敷きの防止等、火気使用器具周辺の整理整頓
- ◇ ローソク、火気使用器具や危険物容器の転倒、落下防止対策
- ◇ 住宅用火災報知器、感震ブレーカーの設置や定期的な保守点検の促進
- ◇ 消火器等消火用具の設置や使用方法の確認
- ◇ 地震発生時や発生後の出火防止対策の事前確認
 - ◆ 火気器具は、揺れが収まったら速やかに消火する
 - ◆ 避難の際はガスの元栓を閉め、電源ブレーカーを遮断する

2. 企業が行う事業所での出火防止対策

（1）危険物施設等の安全化

出火の危険と共に、延焼要因や漏洩による危険を抱える危険物施設、高圧ガス施設、化学薬品、火薬類の取扱施設では、法令に定める技術基準の維持及び防災資機材の整備、保管方法等安全な取扱いと適正管理を行う。

（2）常時火を使用する設備、多量の火気を使用する施設等の安全化

施設、設備の安全機能の作動の有無及び転倒、落下物による危険の有無、周囲の整理整頓の状況等について平常時の安全点検を行う。

（3）高層建築物、百貨店、雑居ビル等の安全化

防災対象物の用途、形態に応じて、消防用設備等の整備、火気使用設備器具の安全化及び防災管理の徹底等、出火の防止に関する適切な対応を行う。

（4）事業所の消火設備の設置と維持管理

各事業所では、消火器等の消火設備の設置と定期的な安全点検等による維持管理に努める。

第4 災害時のけがや人命救助に備える

けが等をした人の救命率を向上させるためには、救急隊が到着するまでの間に現場に居合わせた人が適切な応急手当を施すことが必要となる。

そのため、市民や民間事業者、地域団体等は、必要な場合に備え迅速に応急手当が実施できるよう、応急手当の方法を自主的に学ぶよう努める。

1. 救命講習や訓練への参加

救命講習や訓練等に積極的に参加して、緊急時の互いの救助に努める。

2. 応急手当の学習

救命講習等を通じて、心肺蘇生法や自動体外式除細動器（AED）の使用方法など適切な応急手当について学ぶよう努める。

第5 土砂災害に備える

地震発生時には急傾斜地のがけ崩れや丘陵地等における地すべり、谷地から平地にかけての土石流等の災害の危険性が高まる。

そのため、市民や民間事業者、地域団体等は以下の対策に努める。

1. 土砂災害に関する知識の習得

普段から周辺地域の地形の特徴や過去の地震履歴、土砂災害警戒区域等の位置を把握するとともに、土砂災害の前兆現象に注意を払う。

2. パトロール及び情報提供の実施

土砂災害発生危険性が高まる程度の大雨等が発生した場合は、土砂災害の起こり得る箇所のパトロールを行う。その際、地面や斜面に亀裂を発見したら、速やかに市役所等の関係行政機関等に情報提供を行う。

3. 資機材や体制の整備

地面や斜面への亀裂等の土砂災害発生の前兆現象を発見した場合は、身の安全を確保しながら可能な範囲で雨や融水が亀裂等に侵入しないよう、土で亀裂を塞ぐ、シートを張る等の対策が迅速に行えるよう、普段から資機材や体制を整備する。

第6 いざという時の避難に備える

市民や民間事業者、地域団体等は、普段から避難に関する情報を得るための方法を確認し、緊急時に確実に情報を得て、迅速・適切に避難できるよう備える。

1. 避難所及び避難経路、危険箇所の把握

普段滞在する可能性の高い自宅や事業所等から避難する際の避難所を確認するとともに、滞在场所から避難所までの間にある危険箇所を把握し、安全に通行可能な避難所までの避難経路を把握する。

2. 緊急連絡先と連絡方法の確認

緊急時でも迅速に安否確認等ができるよう、普段から家族や従業員、地域住民等との連絡先を把握するとともに、連絡方法を確認する。

3. 避難情報の意味の理解

迅速な避難を行うために、避難情報（高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保）の意味を正しく理解する。

4. 様々な条件への対応

様々な条件下（家庭内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動ができるよう計画しておく。

5. 避難・誘導體制の整備

民間事業者や地域団体等は、避難行動に際して支援を必要とする近隣住民等を把握し、避難・誘導に協力できる関係を構築する。

6. 自主的な避難所の運営

東日本大震災では、行政の人的支援が滞った半面、地域団体や避難者、避難所の施設管理者等が互いに支えあい、助け合う等の「共助」の力が発揮された。

そのため、市民や地域団体等は各自の役割を十分理解し、地震・津波発生時には主体的、積極的に避難所運営を行うとともに、運営を行うための体制整備に努める。

7. 避難所運営の訓練

地域団体等は、本市が実施する避難訓練等に参加するとともに、地域特性に応じた独自の訓練を、積極的に企画立案・実施するよう努める。

第7 食料・生活必需品の不足に備える

地震・津波が発生した場合に市民の生活や安全を確保するためには、地震・津波発生時に必要な物資を普段から確保し、備蓄することが大切である。

本市でも必要な物資については、一定量の公的備蓄を計画的に行う予定であるが、地震・津波はいつ発生するか不明である。

そのため、市民や民間事業者は地震・津波発生時の状況を想定し、地震・津波発生時に必要となる食料や物資の備蓄に努める。

1. 食料・生活必需品の備蓄

各家庭において、普段から家族のおおむね1週間分の食料や生活必需品等の備蓄に努める。また、すぐに持ち出せるよう工夫し、避難時の食料の持ち寄りを心がける。

2. 特別な配慮の必要な人の備蓄

食物アレルギー等、食事に特別な配慮の必要な人は、普段からおおむね1週間分の食料を自ら確保するよう努める。

3. 調理用器具等の確保

カセットコンロ等の調理用器具及び燃料を確保する。

4. 暖房器具等の確保

停電時でも使用可能な石油ストーブ等の暖房器具及び燃料を確保する。

5. トイレの確保

おおむね一週間分の携帯トイレの備蓄に努める。

6. 情報入手手段の電源の確保

スマートフォンや携帯電話の簡易充電器やラジオの乾電池等、情報入手手段の停電時の電源を確保する。

7. 民間事業者の備蓄

民間事業者は、一斉帰宅の抑制や業務の継続に必要な人員分を目安に、同様の備蓄に努める。

第8 ライフラインの停止に備える

地震・津波の発生に伴い、通信や電気等の生活に不可欠なライフラインが停止し、日常生活が損なわれる可能性がある。

そのため、市民や民間事業者はこのような事態を想定し、あらかじめ必要な対策を講じる。

1. 電話

地震・津波の発生により、被災地へ向けての通話がつながりにくい状況になった場合を想定し、家族や地域での避難場所をあらかじめ決めておく。

2. 電力

夜間の地震・津波に備え、懐中電灯を用意し、置き場所の確保や乾電池等を備蓄する。また、冬季に備え、停電時でも使用可能な暖房器具と燃料を備蓄する。

3. ガス

ガス事業者の助言に基づく所有ガス設備の地震対策を行う。また、ガス供給停止に備えたカセットコンロ及びボンベ等の簡易調理器具を備蓄する。

4. 水道

断水に備え、必要な飲料水（1人1日3リットル程度が目安）を家族構成に合わせて、1週間分程度を備蓄する。また、水洗トイレのために、日頃から浴槽等に水を汲み置きしておくよう努める。

※水道水を備蓄する場合は、冷蔵庫で保存した場合には1ヶ月程度まで飲用できるが、停電により冷蔵庫が使用できない等、冷暗所で保存した場合は4日間程度となる。保存期間を過ぎた水は、飲料水以外に有効活用する。

5. 下水道

各家庭において、地震・津波発生からおおむね1週間分の携帯トイレの備蓄に努める。また、地震・津波発生時には、できるだけ長くトイレが使えるように、トイレトーパーを流さない工夫をしながら使用する。

第9 正確で素早い情報入手に備える

地震・津波発生時や津波の危険が迫ったとき、本市や防災関係機関から、地震・津波状況や安全確保・避難等に関わる情報が出される。地震・津波による被害を最小限にとどめるためには、これらの情報を正確に迅速に収集し、その情報に基づく迅速で適切な行動をとることが特に重要である。

そのため、市民や民間事業者、地域団体等は、普段から以下のことに取り組み、それぞれの立場において、いざというときの適切な行動に備える。

1. 情報の種類や入手方法の確認

地震・津波情報や避難情報の種類や入手方法を普段から確認する。

2. 普段からの情報収集

地震・津波発生時や津波の危険が迫ったときだけでなく、普段から情報収集に努める。

3. 有効な情報入手手段の準備

携帯ラジオなど緊急時に有効な情報入手手段を準備する。

第10 防災に関する知識を身につける

災害発生時や災害の危険が迫ったとき、自ら地域を守るためには普段から災害や減災に関する知識を深め、地域の未来を担う次世代へと継承することが大切である。

そのため、市民や民間事業者、地域団体等は、災害時に安全を確保することができるよう、以下のような取り組みを積極的に行い、普段からの減災に努める。

1. 知識の習得

小松島市で発生しうる災害の態様やその災害に備えるための知識を習得するために、自主的に学び、地域防災に関わる取り組みに積極的に参加する。

2. 防災訓練の実施

防災訓練を通して、緊急時にとるべき実践的な行動を身につける。

3. 災害履歴の把握

地域で発生した災害の履歴や避難時の危険箇所の把握、点検、確認を行う。

4. 被災経験の伝承

地域の次世代を担う人たちに災害の被災経験や危険性、地域での安全・安心な暮らしを伝承し、小松島市の永続的な減災に努める。

第2節 防災知識の普及・啓発

第1 趣旨

大規模災害時には県・市・防災機関の活動が制約されることが予想されることから、市民一人ひとりが、「自らの身の安全は自らが守る（自助）」を基本認識とし、平常時より防災についての備えを心がけるとともに、発災時には自らの身を守るよう行動することが重要である。

また、災害時には、「初期消火や近隣の負傷者、避難行動要支援者を、地域の人々が協力しあって助けること（共助）」、避難場所での活動、あるいは「県や市など行政が行う防災活動（公助）」への協力等、防災への寄与に努めることが求められる。

こうしたことから、防災対策をより一層効果的に行うためには、自助、共助、公助が、それぞれの役割を十分果たすとともに、相互の密接な連携・協働のもとに行う市民をあげての取り組みが重要であり、市民防災運動として、自主防災組織の組織化の促進と活動の活性化を図り、防災機関は、既存の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して市民に防災思想、防災知識を普及啓発し、防災意識の高揚に努めるとともに、職員に対して災害の防止に必要な教育の徹底を図るものとする。この際、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立にも配慮するものとする。また、災害発生後に指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。

さらに、南海トラフ巨大地震などの大規模災害から迅速かつ円滑に復旧・復興するためには、市民をはじめ、地域コミュニティ、事業者、行政など、復興を担う関係者における被災後の復興プロセスの事前理解はもとより、被災前からの復興に向けた様々な「準備」や「実践」である「事前復興」に、平時から取り組んでおくことが極めて重要である。こうしたことから、平時から「事前復興」の視点を取り入れた防災知識の普及・啓発に努めるものとする。

市民防災運動を強力に推進するにあたっては、時期に応じた重点課題の設定や関係機関との連携等を戦略的に行うことが必要である。

※避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要するものを「避難行動要支援者」という。

第2 一般住民に対する防災知識の普及

本市は、住民に対し、災害の発生時期及び種類に応じた災害時の心得、被害予防対策等の記事を広報誌に掲載するほか、広報パンフレット等を適宜作成配布するとともに、防災展の開催や社会教育の場等に防災教育を組み入れる等、住民の防災意識の高揚を図るとともに、災害時には住民一人ひとりが正しい知識と判断をもって、自らの生命と財産は自らの手で守るという心構えと行動ができるよう、次により防災知識の普及徹底を図るものとする。

また、市民、事業者、防災関係者及び行政等が連携・協働し、「震災時の死者ゼロ」の実現を目指すため、平成18年10月に県が制定した「とくしま地震防災県民憲章」の推進等、市民の防災意識の高揚及び防災知識の普及を図るものとする。

1. 広報誌、パンフレット等の利用

(1) 災害の知識

- ◇ 災害に関する一般的知識
- ◇ 過去の主な被害事例
- ◇ 正確な情報入手の方法
- ◇ 県、本市等の災害対策の現状
- ◇ 指定緊急避難場所・適切な避難場所の選択・避難経路・その他避難対策に関する知識
- ◇ 簡単な気象知識
- ◇ 5段階の警戒レベルに対応した避難情報、防災気象情報等と住民がとるべき行動
- ◇ 災害危険箇所
- ◇ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ◇ 各地域における津波危険予想地帯、がけ地崩壊危険地域等に関する知識
- ◇ 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容
- ◇ 南海トラフ地震臨時情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- ◇ 南海トラフ地震臨時情報が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合の出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- ◇ 様々な条件下で地震発生時にとるべき行動、緊急地震速報利用の心得等
- ◇ 住民が実施しうる応急手当、1週間分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレ用紙等、トイレットペーパー等の備蓄、非常持ち出し品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、マスク、消毒液等）の準備、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容
- ◇ 自動車へのこまめな満タン給油、フル充電
- ◇ 塀の倒壊防止等の家庭内対策の内容
- ◇ 避難生活に関する知識
- ◇ 地震保険の周知・啓発

(2) 平常時の心得

- ◇ 家族と避難先や連絡先の相談
- ◇ 防災訓練への参加
- ◇ 自主防災組織への加入
- ◇ 1週間分の食料、水、医薬品、ラジオ等非常持出品の準備
- ◇ 消火用具の準備
- ◇ 建物の補強、家具類の転倒・落下の防止
- ◇ ブロック塀等の点検補修
- ◇ 自主防災組織への参加

(3) 災害発生時の心得

- ◇ まずわが身の安全の確保
- ◇ すばやく火の始末
- ◇ 非常脱出口の確保
- ◇ 火の始末（電気、ガスの元栓を閉鎖）
- ◇ 火が出たらまず消火
- ◇ 避難するときの注意点
 - ◆ あわてて屋外に飛び出さないこと。
 - ◆ 狭い路地、塀ぎわ、崖や川べりに近寄らないこと。
 - ◆ 山崩れ、崖崩れに注意すること。
 - ◆ 避難は徒歩で、持ち物は最小限にすること。
 - ◆ みんなが協力しあって応急救護を行うこと。
 - ◆ 正しい情報をつかみ、的確な行動をとること。

2. 社会教育の場等における防災教育

(1) 講座の編成

- ◇ 防災関係基礎知識
- ◇ 平常時の心得
- ◇ 災害発生時の心得
- ◇ 応急救護の基礎知識
- ◇ 災害対策映画の上映

(2) 実習

- ◇ 地震体験車での地震体験
- ◇ 人工呼吸等応急救護の実習

3. 防災展の開催

(1) 展示

- ◇ 地震及び津波に関する一般的知識
- ◇ 過去の主な被害事例及び各種調査結果
- ◇ 県、本市の地震災害対策
- ◇ 避難所、避難経路その他避難対策
- ◇ 平常時及び災害時の心得
- ◇ 県内、市内の自主防災組織及びその活動
- ◇ 各地域における津波危険予想地域、がけ地崩壊危険地域等に関する知識
- ◇ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識

(2) 地震体験車での体験会

(3) 地震対策映画の上映会

第3 児童・生徒に対する防災教育

本市は、児童生徒の発達段階、地域の実態等に応じ、学校教育等を通じて、災害等に対する科学的知識の習得、自主防災思想の醸成、災害予防措置及び避難の方法の習得に必要な防災教育を実施する。

1. 教科指導

教科課程の中で災害等の種類、原因、過去の事例及び災害対策や発生時の心得等について取り上げ、知識を正しく習得させることにより、自らの命を守りぬくため主体的に行動できるようにする。

また、地震発生時及び事後に、支援者となる視点から、安全で安心な社会づくりに貢献できるようにする。

2. 防災訓練

学校行事として防災訓練を実施し、防災の実践活動、非常時の避難行動等について習得させる。

3. 課外活動

防災関係機関、防災施設、防災展等の見学を行う。

第4 防災対策要員に対する防災教育

1. 市職員に対する防災教育

本市は、災害時における職員の適正な判断力を養い、各機関における防災体制の確立と防災活動の円滑な実施を期するため、職員に対する防災教育の徹底を図る。

また、関西広域連合等が実施する専門的な研修を活用し、防災担当職員の災害対応能力の向上を図る。

(1) 研修会

学識経験者及び関係機関の専門職員を講師として、災害の原因及び対策等についての専門知識を習得させる。

なお、特に地震・津波については、以下の教育を行うものとする。

- ◇ 地震・津波に関する一般的知識、緊急地震速報利用の心得等
- ◇ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識と対策
- ◇ 南海トラフ地震臨時情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- ◇ 南海トラフ地震臨時情報が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- ◇ 南海トラフ地震臨時情報が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- ◇ 地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- ◇ 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識

(2) 検討会

災害時の業務分担の内容及びその処理方法について、関係各課が合同して確認及び検討を行う。

- ◇ 災害時の業務分担の内容及びその他の処理方法
- ◇ 今後地震対策として取り組む必要のある課題

(3) 小松島市業務継続計画の配布

関係各課職員に本計画及び業務継続計画を配布し、内容を周知徹底する。

(4) 視察、現地調査

防災関係施設の視察等の現地調査を行い、本市の現況を把握するとともに、問題点や課題等についての対策を検討する。

(5) 見学会等

防災関係機関、防災施設、防災展等防災関係の催し等について見学をさせる。また、地震体験車等により実際に地震を体験させる。

2. 自主防災組織、ボランティアに対する防災教育

本市は、災害時における自主防災組織、ボランティアの対応力を養成するため、自主防災組織、ボランティアに対する防災教育、啓発に努める。

(1) 講習会

学識経験者及び関係機関の専門職員を講師として、地震による災害の原因及び対策についての専門知識を習得させる。また、災害時の初期消火、情報収集・伝達、救出・救護、避難等の活動内容及びその活動方法を習得させる。

(2) 本計画の配布

第5 防災上重要な施設の管理者に対する教育

病院、百貨店等の不特定多数の者が出入りする施設や危険物を取り扱う施設等の防災上重要な施設の管理者は、防災機関と協力して防災訓練、安全講習会等を通じて、職員の防災意識の高揚を図り、避難、出火防止、初期消火等災害時における的確な行動力を養い、自主防災体制の整備を図る。

第6 自動車運転者に対する教育

自動車運転者に対し、地震発生時における適切な措置や日頃の心得、対策について本市広報及びパンフレット等により啓発を行う。

第7 災害教訓の伝承

本市は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。

第3節 防災訓練

第1 趣旨

南海トラフ地震や活断層地震、風水害等に対して防災体制を構築することが喫緊の課題であり、そのなかでも防災訓練は、被害の軽減を図るうえで重要な位置づけとなる。

このようなことから、関係機関や自主防災組織との協調体制の更なる機構強化を目的として各種の防災訓練を定期的を実施する。

また、市民にもそれらの訓練に積極的に参加を呼びかけ、的確な災害対応を体得させる必要がある。

第2 防災関係機関が実施する訓練

1. 本市が実施する訓練

(1) 非常参集訓練

災害対策を実施するにあたり必要な職員を確保するために必要な訓練であり、非常連絡、非常参集等職員の動員訓練を実施する。

(2) 通信連絡訓練

通報体制、被害情報等を防災関係機関に、正確かつ迅速に通報するために必要な訓練であり、各種事態を想定して訓練を実施する。

(3) 消防訓練

災害発生時における災害の規模や態様に応じた円滑な消防活動を実施するために必要な訓練であり、火災防御技術等の訓練を実施する。

(4) 避難訓練

災害発生時に住民を安全な場所へ避難させるために必要な訓練であり、指示等による誘導等の訓練を単独または他の訓練とあわせて実施する。

(5) 各種救助訓練

孤立者、負傷者等の救出、救助、応急救護、物資の輸送、給水、炊き出し等の救助活動を円滑に行うために必要な訓練であり、単独または他の訓練とあわせて実施する。また、医療関係機関等と連携し、トリアージ等の応急救護訓練を実施するものとする。

なお、学校・病院・社会福祉施設等の管理者に対しては、児童・生徒・利用者等の人命を保護するための避難訓練等を随時実施するよう指導するものとする。

(6) 緊急地震速報対応訓練

緊急地震速報発表時の適切な対応行動の普及・啓発を資するため、全国瞬時警報システム(J-ALERT)等を活用した緊急地震対応訓練を適宜実施する。

2. 防災関係機関が実施する訓練

(1) 防災関係機関

防災関係機関は、大規模な災害の発生を想定し、非常参集、通信連絡、消防、避難、救助等の各種防災訓練を積極的に実施する。

(2) 小松島市

本市は、防災関係機関が実施する非常参集、通信連絡、消防、避難、救助等各種の防災訓練に積極的に協力する。

(3) 総合防災訓練

県及び本市は、防災機関相互の連携体制の強化を図り、併せて住民の防災意識の高揚を図ることを目的として、各種調査の被害想定に基づき、自衛隊等関係機関の参加と住民その他関係団体の協力を得て総合的な訓練を実施する。

訓練については、各種災害、さらには複合災害への対応はもとより、南海トラフ地震を視点とした地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難訓練等も考慮して実施するとともに、津波警報等または南海トラフ地震臨時情報等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練の実施に努める。

3. 保育所、幼稚園、学校、病院及び社会福祉施設等における訓練

本市は、災害発生時の幼児、児童、生徒、傷病者、身体障がい者及び高齢者等の比較的災害対応力の低い施設利用者の生命・身体の安全を図り、被害を最小限に止めるため、施設管理者に対して、避難訓練を中心とする防災訓練を実施するよう指導する。

第3 自主防災組織、住民等の訓練

(1) 訓練の必要性等の周知

災害時に自らの生命及び財産の安全を確保するためには、住民相互の協力のもと、自衛的な防災活動を実施していくことが重要であり、日ごろから訓練を実施し、災害時の行動に習熟するとともに、関連する防災関係機関との連携を深めておく必要がある。このため、本市は日常的な訓練の必要性や関連する防災関係機関を事業所、自主防災組織、ボランティア及び住民に周知させるものとする。

(2) 事業所における訓練

学校、病院、工場、事業所その他消防法で定められた防火管理者は、その定める消防計画に基づき、避難訓練を定期的実施するものとする。

なお、これら事業所は、地域の一員として、市及び地域の自主防災組織等の行う防災訓練にも積極的に参加し、事業所の特性に応じて地域の防災対策行動に貢献することが望ましい。

(3) 自主防災組織、ボランティア等における訓練

自主防災組織やボランティア等は、住民の防災活動や防災意識の向上及び関連防災組織との連携を図るため、市の指導を受けて、地域の事業所とも協調しながら、年1回以上の組織的な訓練を実施することが望ましい。

訓練種目としては、主として初期消火、通報、避難、応急救護をはじめ、高齢者、身体障がい者、傷病者等の避難行動要支援者の安全確保の訓練等を行うものとする。

なお、自主防災組織やボランティア等からの指導・協力の要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関との連携を図りながら、積極的に自主防災組織やボランティア等の活動を支援するものとする。

(4) 一般住民の訓練

本市及び防災関係機関は、災害時において住民一人ひとりが適切な行動がとれるよう、防災訓練に際しては広く住民の参加を呼びかけるものとする。

なお、一般住民は、防災訓練の重要性を認識し、各種訓練に主体的・積極的に参加するとともに、家庭においても日ごろから防災について話し合うなど、高い防災意識を持つことが望ましい。

第4 広域合同防災訓練

(1) 訓練の実施

本市は、近隣市町村及び県と協力しながら、広域合同防災訓練を実施するものとする。

訓練は、各種災害に対応するのはもとより、南海トラフ地震の発生を想定した地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難訓練等を考慮し、阪神・淡路大震災の教訓をもとに、防災関係機関相互の連携体制の確立や住民一体となった実際的な訓練を実施することとし、現地対策本部、広域応援体制、ボランティアの受入体制等の訓練を行う。

(2) 訓練の内容

- ◇ 動員及び災害対策本部の設置及び運営
- ◇ 現地災害対策本部の設置運営
- ◇ 各種火災消火及び広域消防応援体制の確立
- ◇ 救出・救助及び救護・応急医療並びにこれらの広域応援体制の確立
- ◇ 避難準備及び避難誘導並びに避難所の機能確保と運営
- ◇ ボランティアの受入及び活用
- ◇ 緊急物資輸送
- ◇ 無線による被害情報の収集及び伝達
- ◇ 道路復旧及び障害物除去
- ◇ ライフライン復旧
- ◇ 緊急地震速報対応訓練
- ◇ その他（震災時に起こりうる被害を想定し、幅広い種目について実施する）

第4節 緊急輸送体制の整備

第1 趣旨

人命の救助や生活物資・資機材等の広域的な緊急輸送を行うため、緊急輸送路を指定・整備、緊急輸送体制の整備等について定める。指定された緊急輸送路の管理者は、最新の国の基準や国の点検要領に基づき、災害に対する強度の調査を行い、必要な整備を順次実施するとともに、被災箇所の優先復旧を図るため、必要な資機材の確保等早期復旧のために必要な対策をあらかじめ検討しておくものとする。

また、事業中の緊急輸送路については、最新の基準に基づき、事業の促進に努めるとともに、緊急輸送路を保全対象に含む斜面对策事業の整備促進を図る。

なお、輸送路の多ルート化を図るため、陸・海・空にわたる総合輸送ネットワークを整備するものとする。

第2 緊急輸送路

1. 道路（緊急輸送道路）

緊急輸送道路は、利用特性によって以下のとおりに区分される。本市における緊急輸送道路の一覧は資料編に示した。

（1）第1次緊急輸送道路

広域的な輸送に必要な主要幹線道路及び重要港湾・空港を接続する幹線道路

（2）第2次緊急輸送道路

県内の防災活動の拠点である県庁、総合県民局、東部県土整備局、県警察、市町村役場及び地域の医療拠点、広域避難場所等の主要施設と第1次緊急輸送道路を接続する幹線道路

（3）第3次緊急輸送道路

1次、2次路線を補完し、ネットワークを構築する路線

2. 港湾

救助活動を行うための拠点港として、徳島県が管理する徳島小松島港（赤石地区）が指定されている。

3. 飛行場

救助活動を行うための飛行場として、海上自衛隊第24航空隊司令が管理する小松島飛行場が指定されている。

第3 民間事業者との連携

本市は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者等と協定を締結しておく、輸送拠点として利用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

また、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。

第4 緊急輸送体制の整備

本市は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾等の輸送施設及び体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。

また、これらを県及び国と連携して調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、本市が開設する地域内輸送拠点（小松島市立体育館）を経て、各避難所等に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。

第5 緊急通行車両の事前届出

大規模な災害が発生した場合、災害対策基本法第76条の規定により、公安委員会の権限において災害緊急輸送を行う車両以外の車両の通行禁止または制限が行われることがある。については、本市は、災害が発生した場合に使用する予定のある市有車両については、「緊急通行車両事前届出」を行い、「緊急通行車両事前届出済証」の交付を受け、当該届出済証を車検証とともに保管しておくものとする。

なお、災害発生時には、「緊急通行車両届出済証」を最寄りの警察署または規制実施箇所の警察官に提出し、直ちに「緊急通行車両確認証明書」及び「緊急通行車両標章」の交付を受けるものとする。

第5節 自助・共助の推進

第1 趣旨

災害からの被害を最小限に止めるためには、行政の対応に加えて、「住民一人ひとりが自らの生命と財産は自ら守る」ということを認識し、住民が自主的に防災活動に参加し、地域で助け合っていくことが効果的であることから、自主防災組織の結成促進及び育成を図る必要がある。

第2 自助における防災対策

市民は、自分や家族の命を守るための事前の備えとして、各家庭において次の項目等を話し合いまたは事前に準備・確認しておくなど、各家庭における災害時の対策について計画しておくことが望ましい。

主な対策内容は、本章 第1節「自助・共助（市民・地域・事業者が行政と協働して行う備え）」に示したとおりである。

第3 自主防災組織育成

1. 自主防災組織の意義

災害時には種々の要因により、防災関係機関の行う応急対策活動が遅れたり阻害されたりすることが予想される。このため、自主防災組織の結成促進及び育成を図ることにより、住民自らが出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等の防災活動を自主的かつ組織的に行い、もって被害を最小限に止め、災害の拡大を防止する。

2. 自主防災組織の結成促進

本市は、防災に関する講演会や研修会の開催、パンフレットの作成等を通じて広く住民に自主防災組織の活動の重要性や役割を啓発する等、既存の自主防災組織に加えて、未結成地区の解消を図るため、新たな自主防災組織結成への働きかけ及び支援を積極的に行うものとする。

(1) 単位

自主防災組織は、既存のコミュニティ単位である自治会、町内会等ごとに結成することを目標とする。ただし、その規模が大きすぎる場合は、さらにブロックに分けて結成するものとする。

(2) 支援

自主防災組織の結成が遅れている地域に関しては、組織を結成する際に必要な資機材の整備の支援を行い、組織率の向上を図るものとする。

3. 自主防災組織の育成

本市は、自主防災組織の育成を目的として、リーダーを養成するための教育、研修等を実施し、自主防災組織の活動を活性化させる。

(1) 自主防災組織育成・活性化の支援

本市は、自主防災組織の育成・活性化を支援するため、防災訓練や各種行事の開催、啓発資料の作成配布等を通じて自主防災組織の結成に向け啓発を行うとともに、リーダー養成のための研修会や資機材整備等によりその活動を支援し、育成強化に努めるものとする。その際、障がい者、高齢者等の避難行動要支援者や女性の参画の促進に努めるものとする。

(2) 協力体制の整備

自主防災組織の協力体制を整備するため、市内の自主防災組織の連絡協議会を設置し、自主防災組織間の情報や意見交換を行う機会を設けるなど、組織間の連携体制の強化に努める。

(3) 活動支援

自主防災組織に対し軽可搬ポンプ、トランジスターメガホン等、防災活動に必要な資機材の充実を図る。

(4) リーダー養成

自主防災組織のリーダーを養成するための教育、研修等を実施し、自主防災組織の活動を活性化させる。

4. 自主防災組織の編成

(1) 組織

自主防災組織は、災害対応組織の基本単位である町内会等のブロックごとに結成する実行組織と、これら実行組織の集合体である統括組織からなる。

(2) 実行組織

実行組織は、町内会等のブロックを単位として結成し、防災活動に従事する活動班を置くことを原則とするが、地域特性及び町内会等に属する世帯数等を考慮した防災活動に最も適した組織とする。

(3) 統括組織

統括組織は、8～12実行組織ごとに1統括組織を結成し、防災活動に従事する活動班を置くことを原則とするが、地域の歴史や地理的条件等にも配慮し、地域の実情に即した組織づくりを行う。

(4) 実行組織の活動班

活動班	活動内容
総務班	各班の活動状況の把握調整及び統括組織との連絡調整を行う。
情報班	地域の災害情報の収集及び伝達を行う。
消火班	初期消火を行う。
救出救護班	けが人、病人等の救出救護を行う。
避難誘導班	避難誘導及び避難人員の把握を行う。
給水給食班	給水給食及び生活必需品の配付を行う。
避難所運営班	避難所の自主的運営を行う。

(5) 統括組織の活動班

活動班	活動内容
総務班	所属する実行組織の相互応援等の防災活動の調整を行う。
情報班	地域及び広域の災害情報の収集及び伝達を行う。
避難所運営班	給水給食及び救援物資等の配分を行う。

5. 自主防災組織の防災

(1) 平常時の活動

組織	活動内容
実行組織	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災意識の啓発 ・ 防災知識の普及 ・ 防災資機材の管理 ・ 防災訓練
統括組織	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所属する実行組織との連絡調整 ・ 婦人会、子ども会、青年団、PTA及びボランティア団体等の住民団体並びに社会福祉施設及び事業者等との間に地域の防災活動の連携を目的としたネットワークづくりを行う。

(2) 災害時の活動

組織	活動内容
実行組織	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域災害情報の収集及び伝達 ・ 初期消火 ・ 救出・救護 ・ 避難誘導 ・ 給水給食及び生活必需品の配付 ・ 避難所の開設・運営
統括組織	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所属する実行組織との連絡調整 ・ 給水給食及び救援物資等の配分 ・ 自主的で秩序ある避難所の運営のために必要な市職員、学校職員、ボランティア等との連絡調整

(3) 自主防災組織等のリーダー育成

本市は、自主防災組織の活動班のリーダーあるいは町内会や婦人会、子ども会等の住民団体のリーダーを中心に幅広い住民を対象に講習会及び訓練等を実施し、防災活動についての知識・技能、責任感及び実行力を有するリーダーを育成するものとする。

(4) 市職員の積極的参加

本市職員は、地域住民としての自覚を持ち、地域の自主防災組織の結成及び活動について積極的に参加するものとする。

(5) 自主防災資機材の整備

実行組織ごとに、次の簡易救助用資機材を整備するよう努めるものとする。

- ◇ ジャッキ 1台
- ◇ 丸形スコップ 5本
- ◇ テコバール 5本
- ◇ 替刃式折込ノコ 5本
- ◇ 布バケツ 10個

(6) 自主防災資機材の管理

実行組織ごとに整備する資機材の管理は各実行組織で行うものとする。

第4 自主防災組織の活動マニュアル作成

本市は、地域住民が効果的な防災活動を行えるよう、次の項目により誰もが理解できる活動マニュアルを作成し、指導するものとする。

1. 平常時の活動

- ◇ 日ごろの備え及び災害時の的確な行動等の防災知識の普及
- ◇ 情報の収集・伝達、初期消火、救出・救護、避難等の防災訓練
- ◇ 初期消火、救出・救護用の防災資機材等の備蓄・管理
- ◇ 家庭及び地域における防災点検
- ◇ 地域における高齢者、身体障がい者、外国人等要配慮者の把握
- ◇ 危険な場所、避難場所、避難経路及び避難方法の情報を掲載した地図の作成及び住民等への周知

※要配慮者

災害対策基本法では、要配慮者とは、「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」と定義されている。本計画では、高齢者、障がい者、乳幼児及び傷病者や妊産婦、その他の災害適応能力の弱い者並びに言葉や文化の違いから特別の配慮を要する外国人等を含めるものとする。

2. 災害時の活動

- ◇ 正確な情報の収集及び伝達
- ◇ 出火防止、初期消火の実施
- ◇ 避難誘導及び率先避難
- ◇ 避難場所の開錠・開設、避難者の登録またはその協力
- ◇ 救出・救護の実施
- ◇ 高齢者、身体障がい者等の避難行動要支援者の安否確認、移動補助及び集団避難の実施
- ◇ 炊き出し等の給食及び給水の実施及び協力
- ◇ 救援物資の配分及び配付並びに指定避難所の運営及びそれらに係る協力

第5 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として小松島市防災会議に提案するなど、連携して防災活動を行うこととする。

本市は、本計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、本計画に地区防災計画を定めるものとする。

第6 地区防災計画の策定

地区防災計画は、それぞれの個別の地区の特性を踏まえた自主的・自律的な計画であり、地域防災力の向上とコミュニティの活性化の観点からも、地区防災計画の積極的な作成を促進する。地区防災計画の策定後は防災訓練等を通じ、計画を地域に根付かせる取り組みを行うこととする。なお、地区防災計画の策定において、本市は適宜、指導・助言等を行い、地域の取り組みを支援するものとする。

本市は、本計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民等から提案を受け、必要があると認めるときは、本計画に地区防災計画を定めるものとする。

第6節 ボランティア受入体制の整備

第1 趣旨

災害時におけるボランティア活動は、被災者の生活の安定と再建を図るうえで、重要な役割を担うものである。このため、災害発生時にボランティア活動が効果的に行えるよう、平常時からボランティア団体等との連携協力関係を構築しておくとともに、災害時にそのマンパワーを有効に活用できるよう、受入体制や活動環境の整備を積極的に行う必要がある。

第2 NPO・ボランティア等との連携

本市及び小松島市社会福祉協議会は、平常時からボランティア団体、ボランティア関連団体、企業、大学等とのネットワークや社会貢献活動、地域活動を行っている団体等とのネットワークを形成し、災害時における協力体制を構築しておくものとする。

第3 ボランティア活動普及啓発

1. ボランティア活動の普及及び啓発

本市は、小松島市社会福祉協議会等と連携し、災害時におけるボランティアの十分な協力と円滑な活動を確保するため、交流会や研修会の開催等により、住民や事業所に対するボランティア活動の普及・啓発に努めるものとする。

2. 防災ボランティア登録制度の創設等

本市は、災害時において必要とされるボランティア活動について、即時的に対応できるよう、防災ボランティア登録制度を創設する。

(1) 登録対象者

- ◇ 市内に在住または勤務する個人または団体
- ◇ 市内に活動拠点を有する個人または団体

(2) 活動内容等

① 一般ボランティア…

特別な資格を必要としない次のような活動を行う。

- ◇ 炊き出し
- ◇ 清掃
- ◇ 救援物資の管理及び配布
- ◇ 被災者の生活支援や話し相手
- ◇ 専門職ボランティアの補助等

② 専門職ボランティア

一定の経験や知識または専門的な知識や技術若しくは特別な資格等を必要とする次のような活動を行う。

- ◇ 平常時に行う建物の耐震診断
- ◇ 災害時に行う建物の危険度判定
- ◇ アマチュア無線等による情報の収集及び伝達
- ◇ パソコン通信等による災害、安否、生活情報等の収集及び伝達
- ◇ 特殊車両による救援
- ◇ 救急救護
- ◇ メンタルケア
- ◇ 介護
- ◇ 通訳・手話等

③ ボランティアコーディネーター

一般ボランティアの中から希望者を募り、県の協力を得ながらボランティアのニーズ把握や各種ボランティア団体の活動等の連絡調整を行うことのできるボランティアコーディネーターの育成を図る。

第4 ボランティア受入体制等の整備

本市は、NPO・ボランティア等だけでなく、組織化されていないボランティアが円滑に支援活動できるためには、受入窓口の設置など受入側の体制整備が重要である。

このため、ボランティアコーディネーターやリーダーの養成、情報ネットワーク体制の整備、研修会の開催、災害時におけるボランティア活動の調整、ボランティア活動拠点の確保、防災訓練の実施により体制づくりを推進する。

第5 ボランティア活動支援

1. 活動拠点の整備

本市は、災害発生時において、ボランティア活動の拠点となる「災害ボランティア支援センター」を小松島市社会福祉協議会に設置するものとし、平常時から拠点整備に努めるとともに、情報通信手段となる非常時用電話、携帯電話、FAX、パソコン等の資機材の整備を進めておくものとする。

2. ボランティア活動時における保険制度の整備

本市は、災害及び二次災害等担保特約保険へ加入し、ボランティア活動中の事故に対する保証を行うことを検討する。

3. 専門ボランティアの活動への支援等

本市は、専門知識や特殊な技術を有するボランティア活動を支援するための方策の検討等を行い、活動体制の整備に努めるとともに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

また、土砂災害に係る啓発や危険箇所の点検等の災害防止活動に取り組んでいる砂防ボランティア、及び森林災害の原因となる異常兆候や集中豪雨等による森林被害・治山施設の被災状況を把握し、被害を受けた箇所の監視活動を行う山地防災ヘルパーについても、その育成を図り、活動を支援する。

第6 情報共有会議の整備・強化

本市は、災害ボランティアの活動環境として、社会福祉協議会、NPO・ボランティア等と連携し、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

第7 災害廃棄物等に係る連絡体制の構築

本市は、社会福祉協議会、NPO等関係団体との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂等の撤去に係る連絡体制を構築する。

また、本市及び県は、地域住民やNPO・ボランティア等への一次仮置き場の状況及び災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

第7節 企業防災の促進

第1 趣旨

自然災害による不測の事態からの企業の「事業継続」を確保するため、企業は、災害時における企業の事業継続を目的とした「事業継続計画（BCP）」の作成の促進を図るものとする。

また、企業は防災力を高めるため、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画の策定、各計画の点検・見直し、燃料、電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーン確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど、企業の防災活動の推進に努めるものとする。

第2 企業防災の促進

1. 周知・啓発

事業継続ガイドラインに基づき、企業が「事業継続計画（BCP）」の策定・運用を行うよう、本市は、こうした取り組みに資する情報提供を進めるため、講習会の開催や広報等を実施するものとする。

※事業継続計画（BCP）

地震など大規模災害に備えて企業が定めておく計画。事業再開までの時間をできるだけ短くして被害を最小限に抑える狙いがある。具体的内容としては、災害時に従業員の人命確保や被害状況の把握をどう進め、どのように復旧を進めておくかあらかじめ決めておく、事前にオフィスや工場の補強工事しておくこと等がある。まずテロ懸念を強める米国企業の間で浸透、日本でも関心が高まっている。

なお、最近では、企業のみでなく、地方自治体等においても、体制維持対策のため「業務継続計画」として同様に扱われることが多くなっている。

このような状況から、本市においても、行政等機能維持のため、県、他市町との協力、調整の上、計画の策定を進めるものとする。

2. 防災力向上の推進

企業は地域コミュニティの構成員であり、地域住民とともに自助・共助の精神を基本として主体的に地域活動に参加することが求められる。

本市は、企業がボランティアや地域の各種団体等とのネットワークを構築し、その連携の中で自主的な防災活動が行えるよう、指導・助言等の支援に努めるものとする。

3. 中小企業等の防災・減災対策の促進

本市及び商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、策定した計画に基づき事業継続力強化支援計画の策定の支援に努めるものとする。

4. 災害時の対応

事業者が豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに、従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう促す。

第8節 避難行動要支援者等への支援対策の充実

第1 趣旨

大規模な災害発生時には、避難行動要支援者を含む要配慮者が犠牲になる場合が多くなっている。

このため、近年の急速な高齢化や国際化、あるいはライフスタイルの変化等に対応し、避難行動要支援者を含む要配慮者の安全確保対策を積極的に推進する必要がある。

第2 避難行動要支援者等支援体制の確保

1. 避難行動要支援者支援マニュアル整備の促進

本市は、県の作成する避難行動要支援者支援（災害時要援護者支援対策）マニュアルをもとに、本市の避難行動要支援者支援マニュアルの整備に努める。

2. 避難行動要支援者に関する情報の把握・共有

(1) 避難行動要支援者に関する情報の把握・共有

本市は、避難行動要支援者（在宅で、発災前から要介護状態や障がい等の理由により、発災前の避難行動に支援が必要な者）に係る情報（所在、家族構成、緊急連絡先、日常生活の自立度等）の整理・保管に努めるとともに、保健所等の関係機関との連携を図り、避難行動要支援者に係る情報の共有化に努めるとともに、避難行動要支援者名簿（台帳）の作成に努めるものとする。

なお、避難行動要支援者の範囲は、生活の基盤が自宅にある者のうち、次の要件に該当する者とする。

- ◇ 要介護認定3～5を受けている者
- ◇ 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障がい者（心臓、じん臓機能障がいのみで該当するものは除く）
- ◇ 療育手帳Aを所持する知的障がい者
- ◇ 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者
- ◇ 日常生活において部分介助及び全面介助を要する在宅難病患者
- ◇ これらに準じる状態で自ら支援が必要であることを申し出た者
- ◇ 上記以外で市長が支援の必要を認めた者

この避難行動要支援者名簿は、避難行動要支援者本人からの同意を得て、災害時に避難行動要支援者の避難を支援する避難支援等関係者に平常時から情報を提供するものである。

また、災害が発生、発生の恐れが生じた場合には、本市は本人の同意の有無にかかわらず、名簿の情報を避難支援等関係者に提供する。

なお、避難支援等関係者とは、避難行動要支援者の避難を支援する者で、消防機関、警察、民生委員・児童委員、介護支援専門員、相談支援専門員、社会福祉協議会、自主防災組織とする。

(2) 避難行動要支援者名簿に記載する個人情報と入手方法

本市は、以下の情報について、避難行動要支援者名簿に記載するものとする。また、入手方法については、市関係部局で把握している情報の集約に努めるとともに、本市で把握できていない情報については、関係都道府県知事その他の者に対し情報提供を求め、必要な情報の取得に努める。

- ◇ 氏名
- ◇ 生年月日
- ◇ 性別
- ◇ 住所または居所
- ◇ 電話番号その他連絡先
- ◇ 避難支援等を必要とする事由
- ◇ 上記以外に避難支援等の実施に関し必要と認める事項

(3) 個別避難計画の作成

ア 本市は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携のもと。福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

イ 本市は、消防機関、県警察、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、介護支援専門員、相談支援専門員など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

3. 避難行動要支援者に関する情報の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化するため、本市は、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みについてあらかじめ構築し、避難行動要支援者名簿を最新の状態に保つよう努めるものとする。

4. 避難行動要支援者名簿に関する適正管理

本市は、避難行動要支援者名簿について適正な情報管理を行うため、総務省の「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に基づき、機密性に応じた情報の取得方法等を定めた「情報セキュリティポリシー」の遵守を徹底する。

5. 避難行動要支援者名簿の提供に際し、情報漏えいを防止するために市が求める措置及び本市が講ずる措置

本市は、平常時に避難支援等関係者に対して、避難行動要支援者名簿の提供に際し、情報漏えいを防止するために以下の措置を講ずる。

- ◇ 避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供すること。
- ◇ 市内の一地区の自主防災組織に対して市内全体の避難行動要支援者名簿を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう指導すること。

- ◇ 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明すること。
- ◇ 施錠可能な場所への避難行動要支援者名簿の保管を行うよう指導すること。
- ◇ 受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないように指導すること。
- ◇ 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体の場合、その団体内で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するように指導すること。
- ◇ 名簿情報の取扱状況を報告させること。
- ◇ 避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報取扱いに関する研修を開催すること。

6. 避難行動要支援者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知または警告の配慮

避難行動要支援者が円滑に避難するため、または、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるように、通知または警告の発令及び伝達に当たっては、以下の事項を配慮する。

- ◇ 高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明等により一人一人に的確に伝わるようにすること。
- ◇ 同じ障がいであっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意すること。
- ◇ 高齢者や障がい者等に合った必要な情報を選んで流すこと。

7. 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は避難行動要支援者の避難を支援するが、避難支援等関係者本人や支援者の家族等の生命、身体を守ることが大前提となる。そのため、市は、避難支援等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮すること。

8. 支援体制の整備

本市は、事前に把握した避難行動要支援者の情報をもとに、安否確認や避難誘導、避難所での支援等を円滑に実施するため、自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉施設等と連携を図り、必要な支援体制の整備に努める。

9. 福祉避難所

(1) 福祉避難所の対象となる者の概数の把握

福祉避難所の指定・整備数を検討するための基礎資料として、避難行動要支援者名簿等から福祉避難所の対象となる者の概数を把握するよう努める。

(2) 福祉避難所の指定

本市は、社会福祉施設等の管理者との協議により、避難行動要支援者が相談や介助・医療的なケア等の必要な生活支援が受けられる等、安心して生活ができる体制を整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保された福祉避難所（二次的な避難施設）の事前の指定に努める。

なお、指定にあたっては、民間の福祉施設のほか、市有施設等の活用を図り、福祉避難所の

確保に努めるとともに、受け入れを想定していない避難者が避難してこないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受け入れ対象者を特定して公示するものとする。また、事前の受け入れ対象者を特定して公示する制度を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際には福祉避難所へ直接避難ができるよう努めるものとする。

(3) 福祉避難所のマンパワー、設備・器具等の確保

関係機関等の協力を得て、福祉避難所での介助員等の確保に努めるとともに、設備・器具等についても不足に備えた調達・確保に努める。

(4) 福祉避難所の周知

福祉避難所に関する情報を広く市民に周知するよう努める。

特に、要配慮者及びその家族、自主防災組織、支援団体等に対する周知に努める。

(5) 福祉避難所の運営

「徳島県福祉避難所運営マニュアル作成指針」等を参考にマニュアルを作成し、訓練等を通じて社会福祉施設等の関係者に対して必要な知識等の普及啓発を行い、円滑な運営管理体制の構築に努める。

(6) 福祉避難所における感染症対策

「徳島県福祉避難所運営マニュアル作成指針（新型コロナウイルス感染症対策編）」等を参考に、福祉避難所における感染症対策のマニュアルを作成し、感染症対策を踏まえた円滑な福祉避難所の開設及び運営体制の構築に努める。

第3 社会福祉施設等対策

1. 社会福祉施設の安全確保等

社会福祉施設等の利用者の大半は、寝たきり高齢者や障がい者、傷病者等の避難行動要支援者であることから、施設の管理者は、施設自体の災害に対する安全性を高めるとともに、浸水想定区域、土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域等の立地条件を踏まえた対策を講じるものとする。

スプリンクラーについては、設置義務でない施設についても必要に応じ設置に努めるものとする。

さらに、災害時において消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置等の設置についても、促進を図るものとする。

また、本市は、浸水想定区域、土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域等に存在する社会福祉施設等の保全のため、治水、治山、砂防、地すべり、急傾斜の各事業を、関係機関との連携のもと強力に推進するとともに、施設管理者への周知、講習会の実施等に配慮する。

2. 避難計画の整備

本計画に名称及び所在地を定められた、主として要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項を定めた避難計画を作成・公表するとともに、市に報告を行うものとする。

なお、災害警戒区域等における避難促進施設、要配慮者施設の一覧は資料編に示した。

3. 防災組織の整備

社会福祉施設等の管理者は、各種調査結果や浸水想定区域、土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域等の立地条件等を踏まえて、災害の防止や、災害発生時における迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自衛防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制を明確化するものとする。

また、必要に応じ、関係機関との連携のもとに、施設相互間並びに地域住民、自主防災組織等との平常時からの連携が密なものとなり、利用者の実態に応じた協力が得られるような体制づくりに努めるものとする。

4. 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設等の管理者は、施設の職員等が、防災に関する基礎的な知識や災害時の取るべき行動等についての理解・関心を高めるための防災教育を実施するとともに、災害時の切迫した状況下においても、適切な行動が取れるよう、あらかじめ災害時における避難計画を策定し、各々の施設の構造や利用者の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。特に、自力避難が困難な者等が利用している施設にあっては、居室の配置に配慮するとともに、夜間を想定した防災訓練や浸水想定区域、土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域等、地域の特性を配慮した防災訓練等について実施するものとする。

5. 防災備品の整備

社会福祉施設等の管理者は、災害に備え、食料、生活必需品、防災資機材等の備蓄に努めるものとする。

第4 在宅者等への防災対策

1. 防災知識の普及啓発及び訓練の実施

本市は、避難行動要支援者及びその関係者に対して、広報誌、パンフレット等の配布を行い、災害に関する基礎的知識の普及啓発に努めるものとする。

また、地域における防災訓練への参加の呼びかけ、実地訓練を体験させるとともに、住民に対しても避難行動要支援者の救助・救援に関する訓練を実施するものとする。

2. 避難誘導・救出・救護体制の確立

本市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導・救出・救護するために、本市が作成する「避難行動要支援者支援マニュアル」により、平常時より自主防災組織や民生委員等と連携して避難行動要支援者の状況を把握し、その名簿を整理する等、実態把握に努める。

なお、把握した情報については、個人情報等の保護に十分配慮しつつ、関係機関において共有するとともに、支援の必要性の高い者から優先的、重点的に、各避難行動要支援者の個別避難支援プラン策定に努める。

また、本市は、より一層の防災知識の普及・啓発を図り、住民全体で防災に取り組む土壌の育成に努めるとともに、町内会、自治会等を中心とした自主防災組織の育成について促進を図るものとする。

3. 緊急通報システムの整備

本市は、災害時における的確かつ迅速な救助活動を行うため、在宅者等に対する緊急通報装置の設置を促進する等、必要に応じて緊急通報システムの整備に努めるものとする。

4. 的確な情報伝達活動

本市は、避難行動要支援者等に対し正確かつ迅速に情報提供を行うため、個々の避難行動要支援者等にとって適切な伝達手段を検討し、民生・児童委員や地域住民等の連携による伝達など、多様な伝達手段の整備に努めるものとする。

なお、情報伝達については、以下について配慮するものとする。

- ◇ 高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明等により、一人ひとり的確に伝達する
- ◇ 同じ障がいであっても、必要とする情報を選択して伝達する
- ◇ 高齢者や障がい者にあった、必要な情報を選択して伝達する

5. 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者本人またはその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であるため、本市は、避難支援等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮するよう努めるものとする。

第5 外国人への防災対策

1. 外国人の所在の把握

本市は、災害時における外国人の安否確認を迅速に行い、円滑に支援できるよう、平常時において外国人登録の推進を図り、外国人の人数や所在の把握に努めるものとする。

2. 防災知識の普及啓発

本市は、日本語を理解できない外国人に対して外国語による防災に関するパンフレットを作成し、外国人との交流会や外国人雇用事業者等を通じて配布を行い、防災知識の普及・啓発に努めるものとする。

3. 防災訓練の実施

本市は、外国人の防災への行動認識を高めるとともに、災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、外国人を含めた防災訓練を積極的に実施するものとする。

4. 避難施設案内板の外国語併記の推進

本市は、避難所や避難経路の表示等災害に関する案内板について、外国語の併記表示を進め、外国人にもわかりやすい案内板の設置を進めるものとする。

5. 通訳・翻訳ボランティアの確保

本市は、外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるよう外国語通訳や翻訳を行うボランティア等の確保を進めるものとする。

第6 男女共同参画の視点を取り入れた防災対策

本市及び県は、男女共同参画の視点から、地域防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、避難行動要支援者の避難誘導や避難所の運営等においても、男女のニーズの違いなど男女双方の視点に配慮した防災対策に努めるものとする。

また、男女共同参画センターが地域における防災活動の進退拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。

第9節 帰宅困難者等対策

第1 趣旨

災害時には、多数の旅行者や、遠距離通勤者等が帰宅困難者となる恐れがあり、避難及び帰宅の支援を行う必要がある。本市は、こうした人々に対して適切に対応できる体制を確保するよう努めるものとする。

第2 災害時帰宅困難者対策等

1. 帰宅困難時の対応策の普及啓発

本市は、市民に対して「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知徹底を図るとともに、安否確認手段、帰宅困難となった場合の避難場所、「災害時帰宅困難者支援宣言の店」等について対応策の普及啓発に努めるものとする。

2. 災害時帰宅困難者支援宣言の店の確保

本市は、事業者と協力し、「災害時帰宅支援ステーション」の確保に努めるとともに、ステッカー掲出により当該取組の周知及び防災に対する意識啓発を図るものとする。

また、大規模災害が発生し、交通が途絶えた場合に、「災害時帰宅困難者支援宣言の店」のステッカーを表示したそれぞれの店舗において、帰宅困難者に対し、次のような支援を可能な範囲で行うものとする。

- ◇ テレビ・ラジオ等で収集した被災情報の提供
- ◇ 水道水の提供
- ◇ トイレの提供
- ◇ 休息スペースの提供
- ◇ 地域の避難所情報の提供

3. 企業等への普及啓発

本市は、企業等に対して従業員等を一定期間事業所内に留めおくことができるよう、必要な物資の備蓄等の促進について、普及啓発に努めるものとする。

4. 安否確認手段の支援

本市は、災害時の家族等の安否確認のためのシステムについて、普及啓発に努めるものとする。

第10節 広域応援・受援体制の整備

第1 趣旨

市内において災害が発生し、自力による対応が困難な場合、他の市町村や防災関係機関の協力を得て、災害対策を実施する必要がある。このため、他の市町村や防災関係機関相互の連携を強化し、広域的な防災活動体制の充実・強化を図る必要がある。

第2 市町村間相互応援協定の拡充

本市は、近隣市町村のみならず、同時に被災する可能性の低い、県内外の離れた位置にある市町村との相互応援協定の締結をする等、広域応援体制の拡充に努めるものとする。

また、既に締結している協定については、その内容を常に検討し、新たな災害で得た教訓や社会環境への変化を反映させるとともに、その内容の具体化に努めるものとする。

第3 消防機関の相互応援

1. 県内への相互応援

地震等の大規模災害の発生に対し、各消防機関の消防力の広域的な運用を行い、これらの災害に対応できるよう、既に全ての県内消防機関の間で締結されている「徳島県広域消防相互応援協定」及び「徳島県市町村消防相互応援協定」を踏まえ、消防広域応援基本計画の策定、派遣要請システムの整備、代表消防機関の設置、応援情報リストの整備等消防広域応援体制の強化を図る。

2. 県外への相互応援

県外への消防広域応援については、消防組織法に基づき都道府県単位で編成された緊急消防援助隊を消防庁長官の求めまたは指示により派遣するものとする。このため、消防力を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備又は確立に努めるものとする。

第4 応援・受援体制の整備

1. 応援体制の整備

本市は、被災市町村より応援要請を受けた場合、直ちに応援部隊の派遣ができ、かつ、通常業務に支障をきたさないよう、次の事項についての業務方法について定めるものとする。

- ◇ 支援対策本部の設置及び運営
- ◇ 派遣部隊の編成及び派遣
- ◇ 携帯資機材の調達及び運搬
- ◇ 使用車両の準備
- ◇ 応援活動の作業手順等

また、訓練等を通じて、「応急対策職員派遣制度」及び「徳島県災害マネジメント総括支援員制度」を活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

さらに、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行えるよう技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

2. 応援にあたっての留意事項

職員の選定に当たっては、地域や災害の特性等を考慮した選定に努めるものとする。

また、派遣部隊は、被災地において被災市町村からの援助を受けることのないよう、食料、衣料、宿営機材、通信機材に至るまで自力で賄うことができる自己完結型の組織体制を持たなければならない。

3. 応援要請体制の整備

本市は、災害発生時の応援要請が迅速かつ円滑に行われるよう応援要請手続き及び連絡方法を定め、職員への周知徹底を図るものとする。

なお、協定を締結している他の市町村及び防災関係機関との間において、平常時から訓練、情報交換等を実施するものとする。

4. 応急避難体制の整備

本市及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう定めるものとする。

(1) 近隣市町村

次に掲げる事項について、口頭又は電話等をもって要請し、後日文書によりあらためて処理するものとする。

- ◇ 災害の状況及び応援を求める理由
- ◇ 応援を希望する機関名
- ◇ 応援を希望する人員、物資等
- ◇ 応援を必要とする場所及び期間
- ◇ 応援を必要とする活動内容
- ◇ その他必要な事項

(2) 応援要請の連絡方法

- ◇ 応援要請は口頭又は電話により行う。
- ◇ 応援要請後、下記の「3. (2) 応援部隊の活動計画の作成」で定める活動計画をFAXにより送付する。
- ◇ 文書による応援要請は、災害による混乱が収拾した後に行う。

4. 受援体制の整備

本市は、応援要請後直ちに応援部隊の受入体制がとれるよう受援体制の整備手続きを定め、職員への周知徹底を図るものとする。このとき、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定を行うものとする。

なお、受援体制の主な内容は次のとおりとし、これ以外の事項については臨機応変に対処するものとする。

(1) 応援要請及び応援活動の記録

- ◇ 応援の要請先、要請日時、要請内容
- ◇ 回答先、回答日時、回答内容
- ◇ 応援部隊の到着日時、人員、責任者の氏名・連絡先
- ◇ 活動（滞在）期間、自立度（食料、飲料水、宿舎）
- ◇ 搬入物資の内容・量・返却義務の有無
- ◇ 応援活動実績記録（事故等の記録を含む）
- ◇ 撤収日時

(2) 応援部隊の活動計画の作成

要請した応援部隊について、いつから、どこで、何を、いつまで応援活動を要請するのか等を整理した応援部隊の活動計画を作成する。

(3) 食料・飲料水、宿舎等の準備

要請する応援部隊は自立できることが原則ではあるが、応援部隊が自立できない場合は、必要最小限の食料、飲料水、宿舎、待機場所、執務スペース、駐車場等を準備する。

(4) 小松島市受援計画（仮称）の作成

他市町村からの多人数の応援部隊の受入れを円滑に行うため、「小松島市受援計画（仮称）」の作成を検討する。

第5 広域医療体制整備

医療救護所における医師や医薬品等の不足に対応すると共に、避難所等で活動する保健師の派遣調整や福祉避難所との調整を行うため、徳島県が配置した（医療、保健衛生、介護福祉、薬務分野）災害時コーディネーターとの連携を強化し、各種支援の円滑な実施を図る。

第11節 情報通信ネットワークの整備及び災害時の情報提供

第1 趣旨

大規模な災害が発生した場合、多種多様かつ多量な災害情報が交錯する中で、本市及び防災関係機関は緊密な連携のもとに、被害状況を把握、伝達し、的確かつ迅速に応急対策を実施するとともに、避難者等に対しては、適切な広報活動を行い、災害による社会的混乱を最小限に防止する必要がある。

このためには、迅速かつ的確な情報の収集及び伝達が不可欠であるので、本市及び防災関係機関は、最新の情報通信技術を駆使した情報通信ネットワークを整備し、維持・管理する必要がある。

さらに、さまざまな環境下にある市民等に対して警報等が確実に伝わるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、災害情報共有システム（Lアラート）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、インターネット、ワンセグ、SNS等を用いた伝達手段の多重化、多様化に努める。

また、効果的、効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。

第2 情報通信体制管理

1. 情報収集体制の維持・管理

本市及び防災関係機関は、市内の被害状況を迅速かつ的確に把握するため、情報収集要員を定める等、情報収集体制を管理するとともに、被害状況補足システムを確立する等、情報収集機能の向上に努めるものとする。

2. 情報連絡体制の管理

本市及び防災関係機関は、災害情報を迅速かつ的確に伝達するため、情報連絡担当者を定める等、情報伝達体制を維持・管理するものとする。

(1) 指定電話及び情報連絡担当者

本市及び防災関係機関は、情報伝達を円滑に行うため、あらかじめ指定電話及び情報連絡担当者を定め、情報連絡窓口を一本化するものとする。

(2) 市の情報連絡体制

本市の災害に係る情報連絡体制は次のとおりとする。

- ◇ 災害対策本部が設置されていない場合 市 危機管理・感染症対策推進課（電話 34-9014）
- ◇ 災害対策本部が設置された場合 市 災害対策本部室（電話 32-2111）

(3) 災害時優先電話の使用

本市及び防災関係機関は、災害発生時における有線電話の異常輻輳により一般通話が制限される可能性があることから、災害情報の収集及び伝達を円滑にするため、「非常通話」「非常電報」に加入申込み及び更新を行っておくものとする。

また、本市及び西日本電信電話株式会社徳島支店は、有線電話の異常ふくそうによる通信不能の事態が生じないよう、日ごろから住民に対し災害発生時における電話利用の自粛の呼びかけを行っておくものとする。

市内災害時優先電話番号			
災害対策本部	消防本部	消防本部	消防署
32-2111	32-0119	32-2119	33-1200
危機管理・感染症対策推進課	都市整備課	総務課	市政記者室
34-9014	32-2118	32-2123	32-1474

(4) 通信手段の多様化

本市及び防災関係機関は、通信手段の途絶に備え、アマチュア無線、携帯電話、タクシー等の業務無線等、各種の通信手段が利用できるような体制の整備に努めるものとする。

(5) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達体制等の整備

本市は、特別警報や緊急地震速報の迅速な伝達のため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による伝達体制の充実を図る。

(6) Lアラート（災害情報共有システム）による情報伝達体制等の整備・充実

本市は、Lアラート（災害情報共有システム）を活用した警報等の情報伝達体制等の整備に努める。

また、市及びライフライン事業者は、Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様性に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。

3. 広域体制の整備

本市は、住民及び事業所に対し、被害情報等の災害情報を広報するため、災害広報要員を定める等、広報体制を整備するとともに、災害情報を迅速に広報するためのシステムの確立等、情報伝達機能の向上に努めるものとする。

また、自主防災組織や市民等にわかりやすく十分伝わるような情報提供に努めるとともに、地域コミュニティ等と連携するなど、工夫を凝らして情報提供に努めるものとする。

第3 防災通信システム整備

1. 防災通信システムの整備

(1) システム構成

本市及び防災関係機関は、災害情報の収集及び伝達・連絡のために、次の機器により構成される防災通信システムを整備し、確実な維持管理に努める。

防災通信システム
防災行政無線 消防緊急通信指令システム

(2) 整備方針

防災通信システムは、有線通信途絶時にも通信機能を確保できるよう、有線通信設備に併せて無線通信設備の整備に努めるものとする。

(3) 運用方針

本市及び防災関係機関は、通信設備として有線通信設備を活用することを原則とする。

ただし、有線通信が途絶したときは、防災行政無線施設のほか他機関の無線通信設備も活用するものとする。

2. 防災対策要員緊急招集システムの整備

本市は、防災対策要員を緊急に招集できるよう、災害対策本部要員等が個人的に利用している「緊急連絡用機器」の連絡先を登録・更新し、招集システムの一環に組み入れるものとする。

3. 防災通信システムの耐震化

本市は、重要な防災通信施設には次のような措置を検討する。

- ◇ 通信用機器の転倒防止工事
- ◇ 自家発電装置の設置及び定期的点検
- ◇ バッテリーの保管及び更新
- ◇ 主要防災機関との間の通信ネットワークの二重化

第4 防災情報システム整備

1. 防災情報システムの整備

本市は、被害状況の集計・分析や通信等に活用するため情報通信関連機器の整備を検討する。

2. 防災情報システムの耐震化

本市は、地震に備えて防災情報システムの耐震化を図るため、次のような措置を検討するものとする。

- ◇ 無停電電源装置の導入
- ◇ 防災関連システムの機器設置場所への免震床の導入
- ◇ 主要機器のシステムの二重化

第5 情報提供

(1) エリアメール・緊急速報メール

本市は、市民に災害情報を伝達するため、携帯電話のエリアメール・緊急速報メールの活用を進める。

(2) 地域コミュニティ等との連携

本市は、自主防災組織や市民等にわかりやすく十分伝わるような情報提供に努めるとともに、地域コミュニティ等と連携するなど、工夫を凝らして情報提供に努めるものとする。

第6 各種データの整備保全

本市は、復興の円滑化のため、あらかじめ各種データの総合的な整備保全（戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備）をしておくものとする。

第12節 防災拠点施設等の整備

第1 趣旨

大規模な災害が発生した場合、住民の安全を守るとともに、円滑な災害応急対策活動が実施できるよう、防災拠点施設を整備し、確実な維持管理に努める。

また、施設内の資機材及び物資の整備、充実に努めるものとする。

第2 情報通信体制の整備

本市は、災害時における情報通信の重要性にかんがみ、災害時の通信手段の確保のため、情報通信施設の耐震性の強化及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、無線を活用したバックアップ対策等情報通信体制の整備に努める。

1. 各無線施設等の整備充実

本市は、自局の無線施設及び整備についての定期的な点検整備を行うとともに、要員の確保及び応急用資機材の確保充実に図り、災害時における通信手段の確保に努める。

また、アマチュア無線局の協力体制の推進とあわせ、防災行政無線施設、デジタル化消防無線の適正な維持管理及び、徳島県情報通信ネットワークシステムの適正な運用に努めるものとする。

2. 各種データの整備保全

本市は、復興の円滑化のため、あらかじめ、各種データの総合的な整備保全（戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備）をしておくものとする。

第3 防災拠点施設の整備・維持・管理

本市は、県と連携し、徳島小松島港（赤石地区）和田島緑地及び日峯大神子広域公園（脇谷地区）を大規模災害に備え、防災拠点施設として整備し、維持・管理する。

緑地内には耐震性貯水槽、防災倉庫、防災行政無線等の整備を図るほか、緑地内の多目的広場、野球場及び駐車場を本市の広域避難場所（仮設住宅建設地）、県の海上輸送による救援物資の一時集積所として利用する。

また、日峯大神子広域公園（脇谷地区）についても災害発生時において、主として周辺住民の避難収容、広域避難地への段階的な避難等、一次避難地としての機能を発揮する都市公園・防災拠点施設としての整備を図るものとし、平常時においては、各拠点施設を防災訓練等の活動の場として利用する。

保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努める。

その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図る。

また、あらかじめ代替施設の選定等のバックアップ対策を講じることに努める。

1. 防災拠点施設の活用

本市は大規模災害発生時における応急対策活動の拠点施設として活用するものとする。

(1) 徳島小松島港（赤石地区）和田島緑地

	使用者	規模	備考
耐震性貯水槽	市	水槽50m ³ (約5,500人の3日分の飲料水)	1日当たり3ℓ/人
防災倉庫	市	備蓄室100m ²	約60m ² 程度を使用し残りは作業スペースとする。
広域避難場所 仮設住宅建設地	市	広域避難場所 15,600人 仮設住宅建設地 660戸	多目的広場、野球場、駐車場を利用する。
防災行政無線等	市	1箇所	地域住民、港湾作業従事者等に対して災害情報を広報する。
救援物資集積所	県	約6,000m ²	耐震岸壁、耐震道路を利用し、海上輸送による救援物資を集積する。 野球場の一部を利用する。

(2) 日峯大神子広域公園（脇谷地区） ※現在整備中

2. 防災拠点施設の管理

本市は、防災拠点施設及び備蓄品の維持・管理に努めるものとする。

3. 住民等に対する周知

本市は、和田島緑地を住民が災害時に活用できるよう施設の内容について広報誌等により広く周知するものとする。

また、住民等を対象にした防災訓練を開催し、災害時の拠点施設としての認識を高めるものとする。

4. 地域の拠点となる避難所の整備・選定

本市は、周辺の避難所が被災した場合の代替施設や物資の集配拠点等として、一定の地域をカバー（支援）する地域の拠点となる避難所（以下「拠点避難所」という。）について、県が「拠点避難所」として整備する県立高校等や、本市自らが整備する避難所を「拠点避難所」として選定しておくものとする。

（1）「拠点避難所」のカバーする地域

地域や他の避難所の実情を踏まえ、「拠点避難所」がカバーする地域を定める。

（2）「拠点避難所」として有すべき機能

- ◇ 建物の耐震化、LED 太陽光照明灯など施設の安全性を確保
- ◇ 雨水タンク、防災井戸、太陽光発電装置などライフラインの整備
- ◇ 簡易トイレ、炊き出し用資材、テント、ヘリポートなど避難生活等に必要な資機材等
- ◇ ヘリポート

5. 防災機能を有する地域振興拠点施設の整備

本市は、国及び県と連携し、立江蘆渚 I C（仮称）に併設される地域振興拠点施設を、防災機能を有する地域の防災拠点として位置づけ、その機能強化に努めるものとする。

第4 大規模太陽光発電施設の活用

平時の「電力安定供給」・「地球温暖化防止」、災害時の「広域防災拠点の機能強化」等を図るために県が整備する「和田島太陽光発電所」に関し、本市は、「災害時における和田島太陽光発電所の電力供給に関する協定書」に基づき、住民の避難生活の質の向上を目的として、県等各関係機関との調整、連絡を密にするとともに、災害時に迅速な対応が行える体制の整備に努めるものとする。

第13節 指定緊急避難場所・指定避難所の整備

第1 趣旨

災害発生後、避難場所に避難した被災者のうち、住居等を滅失する等、引き続き救助を要する住民に対して、収容保護を目的とした施設の提供が必要となるため、指定避難所としての施設の指定及び整備を行う必要がある。

また、災害の危険が切迫した場合における市民等の安全な避難先を確保するため、高台にある公園や広場といった場所を、指定緊急避難場所として指定及び整備を行う必要がある。

なお、住宅の被災等による各家庭での食料、飲料水、生活必需品のそう失、流通機能の一時的停止や低下が起こった場合には、被災者への食料、生活必需品等の迅速な供給が必要となるため、災害発生直後から被災者に対し、円滑な生活救援物資の供給が行えるよう、物資の備蓄及び調達体制の整備を行う必要がある。

やむを得ない理由により、指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、必要な生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供その他これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講ずる必要がある。

第2 指定緊急避難場所整備

本市は、災害の危険が切迫した場合における市民等の安全な避難先を確保するため、高台にある公園や広場といった場所を含め、津波や洪水、崖崩れ等による災害の危険が及ばない場所または施設を、洪水、津波等の災害の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定する。また、そのなかで災害対策基本法第49条の4の規定に基づくものを選定する。

第3 指定避難所整備

1. 指定避難所の指定

本市は、避難場所に避難した被災者のうち住居等をそう失する等、引き続き救護を要する者に対しての収容保護を目的として指定避難所を指定する。指定避難所の指定基準は、おおむね次のとおりとする。また、そのなかで災害対策基本法第49条の7の規定に基づくものを選定する。

- ◇ 指定避難所は、原則として、小学校区、町等を単位として指定する。
- ◇ 指定避難所は、耐震性・耐火性の高い公共建築物（学校、体育館、公民館等）を利用する。
- ◇ 指定避難所に受入れる被災者数は、おおむね居室2m²当たり1人を目安とする。

（指定避難所 … 資料編参照）

2. 指定避難所の耐震性の確保

本市は、指定避難所に指定した建築物については、できるだけ耐震診断等に努め、安全性を確認・確保するものとする。

3. 指定避難所の備蓄物資

本市は、指定避難所に必要な食料及び資機材等をあらかじめ確保し、必要が生じたときには直ちに配備できるよう、準備しておくものとする。また、本市において備蓄が難しい物資については、民間事業者と協力協定を締結し、確保を図るものとする。

なお、主な備蓄物資は次のとおりとする。

- ◇ 飲料水、食料
- ◇ 生活必需品
- ◇ 通信機材
- ◇ 放送設備
- ◇ 照明設備（非常用発電器を含む）
- ◇ 炊き出しに必要な機材及び燃料
（鍋、釜、包丁、食器セット）
- ◇ 給水用機材
- ◇ 医薬品
- ◇ 仮設の小屋またはテント
- ◇ 防疫用資機材
- ◇ 工具類

第4 避難場所等の広報

本市は、想定している災害の概要や当該災害の危険が及ぶことが想定される地域、広域避難場所や指定避難所、指定緊急避難場所の所在等、市民等が円滑に避難を行う上で必要な情報を記載した防災マップ等を作成し、市民等への周知徹底に努めるものとする。

第14節 物資等の備蓄体制及び輸送・供給体制の整備

第1 趣旨

大規模災害時は、多くの被災者が生じるため、防災対応機関の対応にも限界がある。

したがって、本市市民は、各家庭や近隣住民、自主防災組織間で、平時から防災意識の高揚に努め、災害時には『自らの命は自らが守る』ことを基本理念とし、救援体制が運営されるまでは、自らの生活維持のための食料・飲料水他非常用生活物資の確保に努めることが重要である。

一方、家屋倒壊等で備蓄物資が使用できなくなった被災者には、食料や飲料水、あるいは生活必需品などの供給を実施する必要がある、本市では必要とされる応急物資の備蓄確保に努める。

なお、本市の備蓄物資等は、資料編に示した。

第2 物資の輸送体制

本市では、民間からの調達や国及び他の都道府県等からの支援により供給される大量の物資を迅速に被災者へ届けるため、地域内輸送拠点である小松島市立体育館にて受入れる。小松島市立体育館へ集積された物資は、避難所等へ輸送し、被災者へ物資を供給する。

そのため、小松島市立体育館では、大量の物資の仕分けや指定避難所への輸送等について、地域特性に応じて、民間物流事業者と連携するなど体制整備に努めるものとする。

第3 備蓄体制の整備

1. 給水体制の整備

(1) 飲料水の確保

飲料水等の確保対策として、以下の対策を進める。

- ◇ 上水道の応急配管及び応急復旧用資機材の備蓄増強に努める。
- ◇ 浄水器の導入による飲料水の確保について検討する。
- ◇ 民間事業者と協力協定を締結し、飲料水を確保する。

なお、本市が設定する飲料水の備蓄目標数量は以下のとおりとする。

- ◇ 想定避難者：約 29,500 人
徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第二次）で示された発災1週間後の避難者数を設定
- ◇ 必要数量：62万ℓ（500ml ペットボトル124万本に相当）
約 29,500 人に対し、1週間分（1人1日3ℓ）程度に相当する量を設定

(2) 運搬給水の備え

本市では、発災後の初期段階から応急給水ができるよう、給水車、仮設水槽、ポリタンク、非常用飲料水袋の他、必要な資材の整備、備蓄に努めるとともに、あらかじめ避難所、医療施設、社会福祉施設、防災拠点施設等の防災上重要な施設を運搬給水先と定めておくほか、運搬先ごとに運搬給水の水源となる配水池、消火栓、民間の飲用井戸等や運搬輸送ルートについても定めておく。

また、近隣市町村等からの応援給水がある場合は、運搬先の周知や、運搬先での受入体制を整えておく。

その他、住民への非常用飲料水袋の配布についても図ることとする。

(3) 拠点給水の整備

運搬給水では供給可能な水量に限界があり、時間の経過とともに生活用水を確保する必要が高まってくることから、防災拠点施設や主要な指定避難所の付近に給水拠点となる飲料水兼用耐震性貯水槽の整備を図る。

2. 食料等の備蓄体制

本市は、食料の備蓄目標数量を設定し、備蓄に努めるとともに、更新及び維持管理に配慮するものとする。また、主食、乳児食、副食品等の不足分については、民間事業者と協力協定を締結し、確保を図るものとする。

なお、本市が設定する食料の備蓄目標数量は以下のとおりとする。

◇ 想定避難者：約 29,500 人

徳島県南海トラフ巨大地震被害想定(第二次)で示された発災1週間後の避難者数を設定

◇ 必要数量：約 29,500 人に対し、1週間分程度に相当する量を設定

また、品目等は以下の内容とする。

◇ 主食：乾パン、アルファ化米、即席めん、その他

◇ 副食品等：梅干し、つくだ煮、缶詰め等

◇ 調味料：塩、みそ、しょうゆ等

さらに、災害弱者向け食品（粥、減塩食品等）や、乳幼児向けに乳児食粉ミルク、離乳食、ほ乳びん等も備蓄する。

3. 生活必需品等の備蓄整備

本市は、毛布類等の生活必需品等を備蓄しているが、これらをさらに充実させることが必要である。

しかし、本市だけでそれらの備蓄を整備・充実させることには限界があることから、自主防災組織等と協働で備蓄を推進するとともに、民間流通業者との物資協定を結び、安定した物資確保体制の整備に努めるものとする。

また、住民は、災害時に備え、生活に必要な非常持ち出し品を備えておくよう努める。特に、疾病等で薬を服用している場合など、生命を維持するために必要な品目の備蓄については、個人の責任において確保するよう啓発する。

第4 医薬品の備蓄体制

災害時の医療活動の継続が図られるよう、徳島県薬剤師会小松島支部と医薬品等の供給に関する協定を締結しており、定期的な連絡体制等の確認を実施するとともに、さらなる体制強化及び医薬品の公的備蓄を推進するため、他の機関等との協定締結の他、医療活動用の車両の確保や燃料供給体制の整備等に取り組むとともに、開院した医療機関への移送体制の構築に努める。

第5 救助救命及び水防に必要な備蓄資器材の整備

災害救助・救命資器材については基本的に消防、警察、県を中心に整備を進めているが、これらの機関で保有することが困難なものについては本市が補完的に整備し、備蓄に努めることとする。

救助・救命活動の初期に必要な輸送関係車両や大規模資器材（重量物排除用具等）については、民間からの応援調達も考えた体制の整備を行う必要がある。

第6 物資調達・輸送調整等支援システムの活用

本市は、備蓄する物資等の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、国、県、他市町村及び防災関係機関等と情報共有を図り、相互に協力するよう努めるものとする。

第15節 地域の孤立対策強化

第1 趣旨

災害時における地域の孤立とは、中山間地域や沿岸地域等において、地震や風水害等にもなう土砂災害や液状化等による道路構造物等の損傷、土砂体積または津波堆積物による道路の閉塞等により道が寸断され、人の移動や物資の流通が困難となり、住民生活が困難もしくは不可能になった場合をいう。

本市は、災害により市内で孤立する地域が発生した場合に備え、あらかじめ対策を講じるものとする。

第2 孤立化防止対策

1. 通信手段の確保

本市は、孤立化し通信の途絶が予想される集落において、非常時に外部との通信が確保できるよう、災害に強い情報通信設備（衛星携帯電話等）の配備に努める。

また、孤立するおそれのある地域の情報通信設備の配備場所及び機器の使用方法について住民に周知するものとする。

2. ヘリコプター離着陸場の確保

本市は、孤立化が予想される地域のヘリコプター離着陸場を定めておくものとする。ヘリコプター離着陸場が確保できない場合等においては、平時から緊急用ヘリコプター離着陸候補地の把握に努めるものとする。

3. 生活物資の備蓄の促進

本市は、孤立が予想される集落において一定期間の孤立等に備えるため、県と市町村で構成する「災害時相互応援連絡協議会」が示した「南海トラフ巨大地震等に対応した備蓄方針」に基づき、公的備蓄と住民自らによる備蓄の適切な役割分担を図りながら、食料・飲料水、生活必需品、医薬品等の備蓄に取り組む。

4. 緊急輸送道路等の整備

孤立集落の発生を防止するため、国や県と連携し、生命線道路の整備を進めるとともに、緊急輸送道路の施設の耐震化・無電柱化等の対策を着実に進める。

また、複数の輸送ルートの確保を図るため、緊急輸送路を補完する農林道等の整備を推進する。

第16節 災害時医療体制の強化

第1 趣旨

災害時においても医療の提供の継続を図るため、医療機関等と連携を図りながら災害時医療体制の構築に努める。

第2 災害時医療体制の強化

本市は、医療関係者と自衛隊・警察・消防とが連携し、より実動的な訓練を重ねることにより、発災時における災害医療対応力・機動力を強化する。また、医療や防災関係機関の連携による災害医療活動を円滑に展開するため、行政分野の指揮（コマンダー）機能、後方支援（ロジスティクス）機能の強化を図る。

また、一般社団法人小松島市医師会との「災害・事故等時の医療救護に関する協定書」に基づき、実効性のある災害医療体制の構築に向け、具体的な医療救護活動の行動計画等の検討に努める。

さらに、大規模災害時の医療は、市内の医療機関での対応には限界があると想定されるため、DMAT（災害時派遣医療チーム）やDPAT（災害派遣精神医療チーム）、災害時コーディネーター等との具体的な連携方法の検討に努める。

第3 要配慮者等への支援強化

要配慮者等が、より良い環境で避難生活をおくることが可能となるよう、福祉避難所等の環境整備や必要な物資の確保等に努める。

職員の研修及び訓練を通じて、災害時における介護福祉コーディネーターの知識習得を図る。

また、一般社団法人日本福祉用具供給協会との締結している「災害時における福祉用具等の物資の供給に関する協定」との連絡体制等の連携に取り組む他、他機関との協定締結に努める。

第4 避難環境の向上

1. 生活の質を重視した避難所の運営

避難時の生活環境は、避難者の健康面にとって重要な要素となるため、スフィア・スタンダード（人道支援における国際基準）の理念に基づき、様々な住民の視点を取り入れた避難所運営に地域ぐるみで取り組む。

長期の避難生活におけるPTSD（心的外傷後ストレス障害）等の予防に向け、関係機関との連携のもと、対策に努める。

2. 多様な避難環境の創出

避難生活を快適な環境で過ごせるよう、多様な避難環境の創出や、避難者が必要とする物資の円滑な供給体制づくりに取り組む。

第5 情報共有機能の強化

災害時の医療提供を迅速かつ的確に行えるよう、医療や防災関係機関の間の情報共有機能の向上と被災者の医療情報を把握できるよう、「災害時情報共有システム」を活用する。

第17節 火災等予防

第1 趣旨

消防関係機関は、火災等による災害を未然に防止するとともに、発生した場合においては、災害の拡大を防止するため、危険度の高い場所については、災害防除のための対策を実施して、住民の生命、財産の保全に努める必要がある。

第2 予防査察

防火対象物及び危険物製造所等の施設について査察を行い、その設備、構造、危険物の貯蔵及び取扱い並びに火気の手配状況について不適当と認められた場合は、その都度指導し、即時改善出来ないものは台帳に記載し、次回の査察時において、特に綿密に改善状況を査察し、是正に努める。

法令に違反しているものについては、警告等を発し速やかに改善の処置をせしめるものとする。

第3 地理・水利調査

火災発生に備え管轄区域内の地理及び水利状況等について、常に次の調査を実施する。

- ◇ 道路状況の把握
- ◇ 消防署から所轄区域の末端部に至る距離等の調査
- ◇ 消防水利の位置、種別、使用価値及び範囲等の調査
- ◇ 特殊対象物の位置、構造等の調査
- ◇ 消防水利台帳の整理及び図面の作成
- ◇ その他消防活動に必要な地理の調査

第4 防火管理体制の強化

多数の者が勤務し、または収容されている建築物においては防火管理者を中心とする防火管理を徹底するとともに、出火防止の強化を図る。

- ◇ 防火管理者及び従業員等に対し、初期消火技術の指導等を行う。
- ◇ 防火管理業務の適正化及び消防用設備等の設置促進を図る。
- ◇ 法令の研究及び管理能力の向上を図る。
- ◇ 防火安全体制の確立を図るため、表示、公表制度の高揚の徹底を図る。
- ◇ 自主防災のために必要な教育及び訓練の指導強化を図る。

第5 危険物施設の管理、危険物取扱者の指導強化

危険物災害の予防を図るため、危険物等の貯蔵または取扱いの実態を把握し、危険物災害の防止と保全対策等の強化を図る。

- ◇ 危険物施設保安監督者等を対象として、危険物の貯蔵、取扱い等の必要な教育、保安訓練等を行う。
- ◇ 危険物施設の予防規定等の作成は、実態に即した実効性のある作成指導を行う。
- ◇ 危険物取扱者の選任は、適格を期するとともに知識、技能の向上を図る。
- ◇ 自主防火のための有事における自衛消防組織の防災行動力を高めるとともに、防災意識の高揚を図る。
- ◇ 各危険物施設等の定期点検及び適正な維持管理を図る。
- ◇ 法令の研究及び技能の向上を図るため講習を行う。

第6 防火思想の普及

市民に対し防火思想の普及徹底を図るため、次の事項を行う。

- ◇ 婦人会、青年団、児童、生徒等を通じて家庭使用諸器具等の取扱能力を高める。
- ◇ 防火思想の普及のため講演、座談会等を行う。
- ◇ 消火器具、通報設備等の使用方法及び通報要領等の周知の徹底を図る。
- ◇ 避難等の教育訓練の実施。

第7 防災施設等の整備

市民の生命、財産を災害から保護し、災害に強いまちづくりを推進するため防災施設等の整備を図り、初期消火体制を確立するため常備消防力の強化、整備が必要である。

- ◇ 消防ポンプ自動車の整備
- ◇ 可搬動力ポンプの整備
- ◇ 特殊車両等の整備
- ◇ 消防水利の強化と適正配置
- ◇ 消防署所の適正配置及び整備
- ◇ 消防団詰所の整備
- ◇ 消防用無線の整備

第18節 大規模停電・通信障害への備え

第1 趣旨

大規模災害の発生による、大規模停電や通信障害に備え、対策を事前に検討しておく必要がある。

このため、次により各種対策を実施し、大規模停電・通信障害発生時の被害の軽減に努める。

第2 大規模停電時への備え

1. 知識の普及・啓発

防災関係機関等と連携し、あらゆる機会を通じて、市民に対し大規模停電・通信障害に備えた知識の普及・啓発に努める。

- ◇ 大規模停電・通信障害発生時の状況や注意点等の基本的な知識
- ◇ 必要に応じ、非常用発電機や充電器等の非常用電源の確保
- ◇ ATMやクレジットカード等が使用できないことを想定した現金等の準備

2. 事前予防のための取組

本市、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。

3. 業務の継続に向けた取組

本市、防災関係機関及び企業等は、大規模停電時にも業務が継続できるよう、保有する施設・設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等、平常時からの点検、訓練等に努めるものとする。

また、病院や要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

4. 訓練の実施

本市及び防災機関等は、大規模停電を想定した訓練を行うよう努めるものとする。

第19節 事前復興の取組

第1 趣旨

南海トラフ巨大地震などの大規模災害からの復興には、幅広い領域にわたる政策決定や合意形成に加え、多大な労力と時間が必要であり、平時における事前の「準備」や「実践」が極めて重要である。住民をはじめ、地域コミュニティ、事業者、行政等、復興を担う関係者は、迅速かつ円滑な復興の実現に向け、被災後の復興プロセスの事前理解はもとより、平時から復興に向けた「体制の構築」や「人材の育成」、「地域コミュニティの維持・再生・育成」など、「事前復興」に積極的に取り組むものとする。

第2 事前復興の取組

被災前からの復興に向けた様々な取組を「事前復興」と総称し、「準備する事前復興」と「実践する事前復興」に分類する。

1. 準備する事前復興

「準備する事前復興」とは、南海トラフ巨大地震などによる被災イメージを住民を含む関係者間で共有し、それらに対し必要となる復興プロセスについて、被災してからでは復興が大幅に遅れてしまう事項やその要因を明確にし、それらの解決に向け、事前に行う様々な取組みのことである。

具体的には、復興前の地域の状態を客観的に把握しておくため、様々な指標（データ）を収集しておくことや、地籍調査により被災前の権利関係を把握しておくよう努める。

2. 実践する事前復興

「実践する事前復興」とは、事前実践することで、津波から被災しない状態を実現する取組であり、住宅の高台移転などのハード的な施策は、典型的な「実践する事前復興」である。

一方で、策定したマニュアルを用いた訓練やイメージトレーニング、合意事項に基づく「地区防災計画」の策定など、継続的に見直しを行う（PDCAサイクルを回す）ソフト的な施策も、「準備」に留まらず、「実践する事前復興」であるといえる。

第3 外部支援者との連携

大規模災害からの迅速な復興には、被災地内の主体間の連携、協働に加え、被災地外からの外部支援者との連携が重要である。

外部からの支援は、フェーズ毎に幅広い領域にわたるとともに、その担い手も、個人ボランティアから企業・団体、専門性を有する職能集団や研究機関まで多岐にわたる。

復興期における円滑な支援の受け入れを確実なものとするため、被災前から受援体制を構築しておくとともに、協定を締結しておくなど、平時から「顔の見える」関係をあらかじめ築いておくことが重要であり、こうした関係の構築も重要な「事前復興」の取組である。

第3章 災害応急対策

第1節 活動体制

実施担当課等	項目
秘書広報課 企画政策課 人事課 総務課 危機管理・感染症対策推進課 震災対策課	○災害対策本部の設置 ○災害対策本部の運営 ○災害対策本部の廃止
各部各課	○職員非常配備 ○職員非常動員

第1 趣旨

本市域において災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、防災関係機関はもとより民間団体、自主防災組織や住民等も含めて、一致協力して災害の拡大の防止と被災者の救援救護に努め、被害を最小限に止める必要がある。

このため、本市は防災対策を総合的かつ迅速に行う必要があると認めるときは、災害対策本部等を設置し、防災業務の遂行にあたりとともに、市職員の参集及び動員の方法をあらかじめ定めておく必要がある。

第2 災害対策本部の設置

実施担当課等 秘書広報課、企画政策課、人事課、総務課、危機管理・感染症対策推進課、震災対策課

1. 災害対策本部の設置判断

災害が発生し、または発生するおそれがある場合で、市内における応急対策を実施するため市長が必要と認めるときは、この計画に定めるところにより災害対策本部を設置する。なお、災害対策本部を設置するに至らない災害にあっては対策本部に準じた体制を整え、事後の処理にあたるものとする。

2. 災害対策準備会議

警戒体制の配備及び災害対策本部の設置について、設置判断が必要となった場合は、副市長が部員の招集をおこない、副市長を本部長とした災害対策準備会議により体制を協議する。

なお、災害対策準備会議の事務局は、危機管理・感染症対策推進課が行うものとする。

災害対策準備会議の組織

本部長	副本部長	本部員	その他
副市長	教育長 政策監	部長、統括監、消防長、 副教育長、副部長、参事	本部長が必要と認める課長等

3. 地震発生時の災害対策準備会議設置時における初動活動

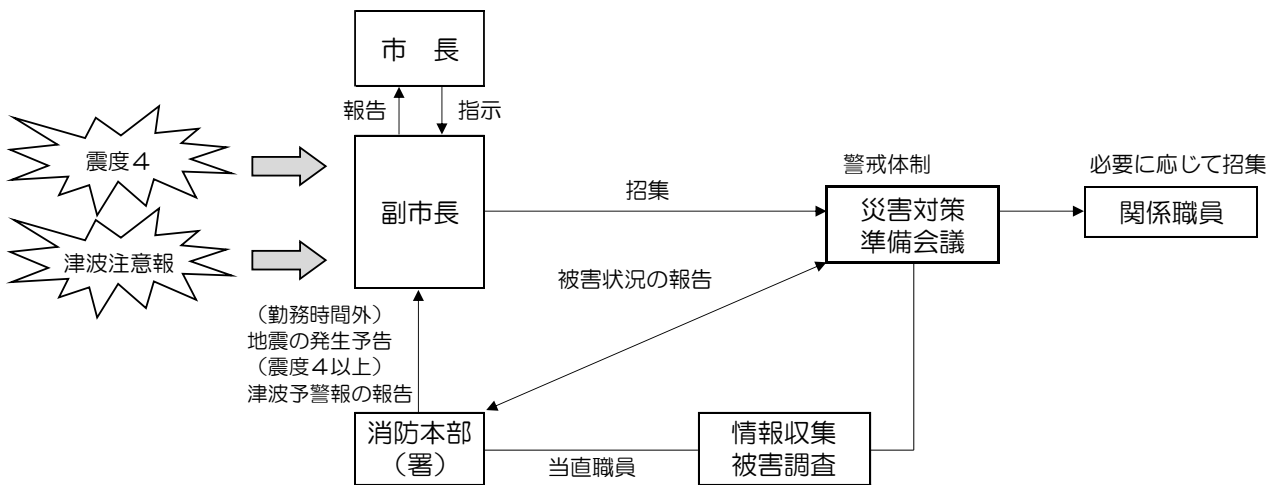
(1) 勤務時間外の職員の参集

管理職以上の職員は、勤務時間外において地震（震度4以上）または津波注意報があった場合は、次のとおり行動する。

- ◇ 直ちにテレビ・ラジオ等により状況の把握に努める。
- ◇ 副市長からの招集がない場合でも電話等による問い合わせを行わず、できる限り自動車以外（徒歩、自転車、オートバイ等）を利用し市役所に参集する。
- ◇ 必要に応じて市内の災害時優先電話を使用し関係職員を招集する。

(2) 被害情報の収集

- ◇ 119番等住民からの通報から収集する。
- ◇ 消防本部と消防団詰所周辺部における調査をおこなう。
- ◇ 本市の出先機関を所管する部局の所属長は、直ちに所属施設及びその周辺の被害状況の有無について調査を指示し、その結果を各所属の部局長に通報するものとする。
- ◇ 管理職以外の職員は、勤務時間外において、自宅周辺の被害の発生を確認したときは、所属長に報告し取りまとめのうえ所属長は直ちに消防本部に通報しなければならない。
- ◇ 報道機関からの情報提供・アマチュア無線協会からの情報提供を受ける。
- ◇ その他防災機関からの情報収集をおこなう。



災害対策準備会議の流れ

4. 災害対策本部の組織等

小松島市災害対策本部の設置にあたっては、小松島市災害対策本部条例（昭和37年小松島市条例第25号）に定めるほか、災害対策本部の組織及び事務分掌等は次のとおりとする。

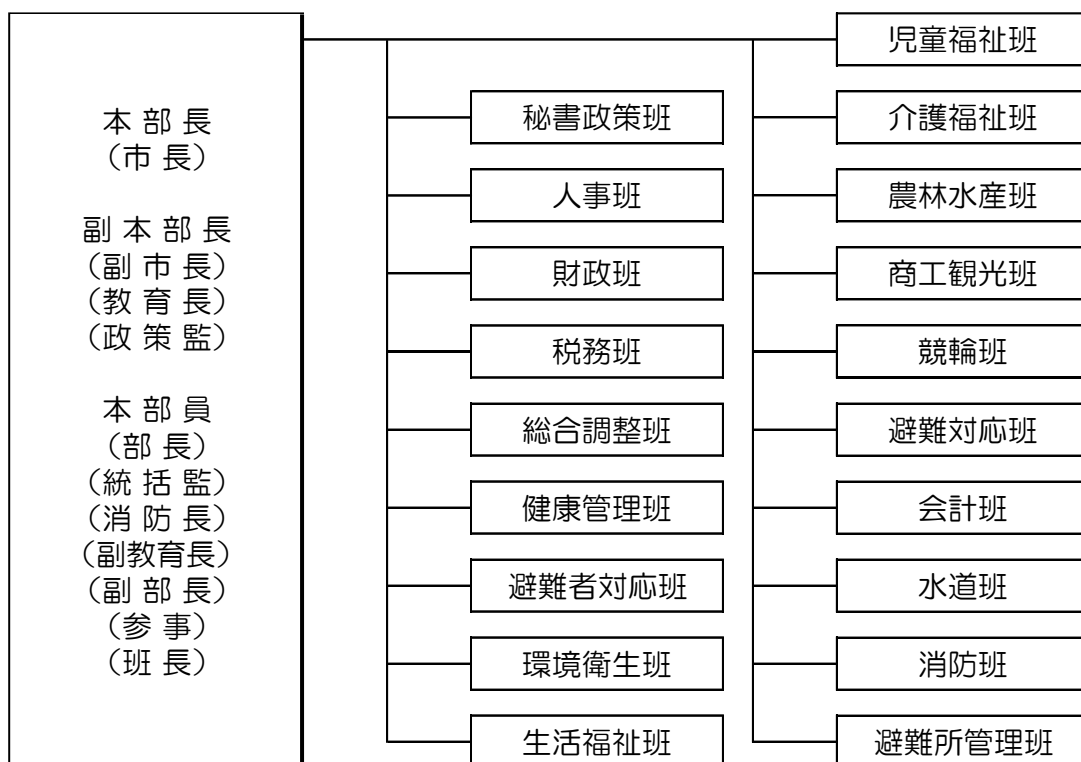
なお、災害対策本部の設置までに至らない場合は、災害対策警戒本部を設置し、組織及び事務分掌等は災害対策本部に準ずる。

その他の状況に応じて「災害救助本部」「被災者支援対策本部」等を設置することができる。

(1) 災害対策本部の組織

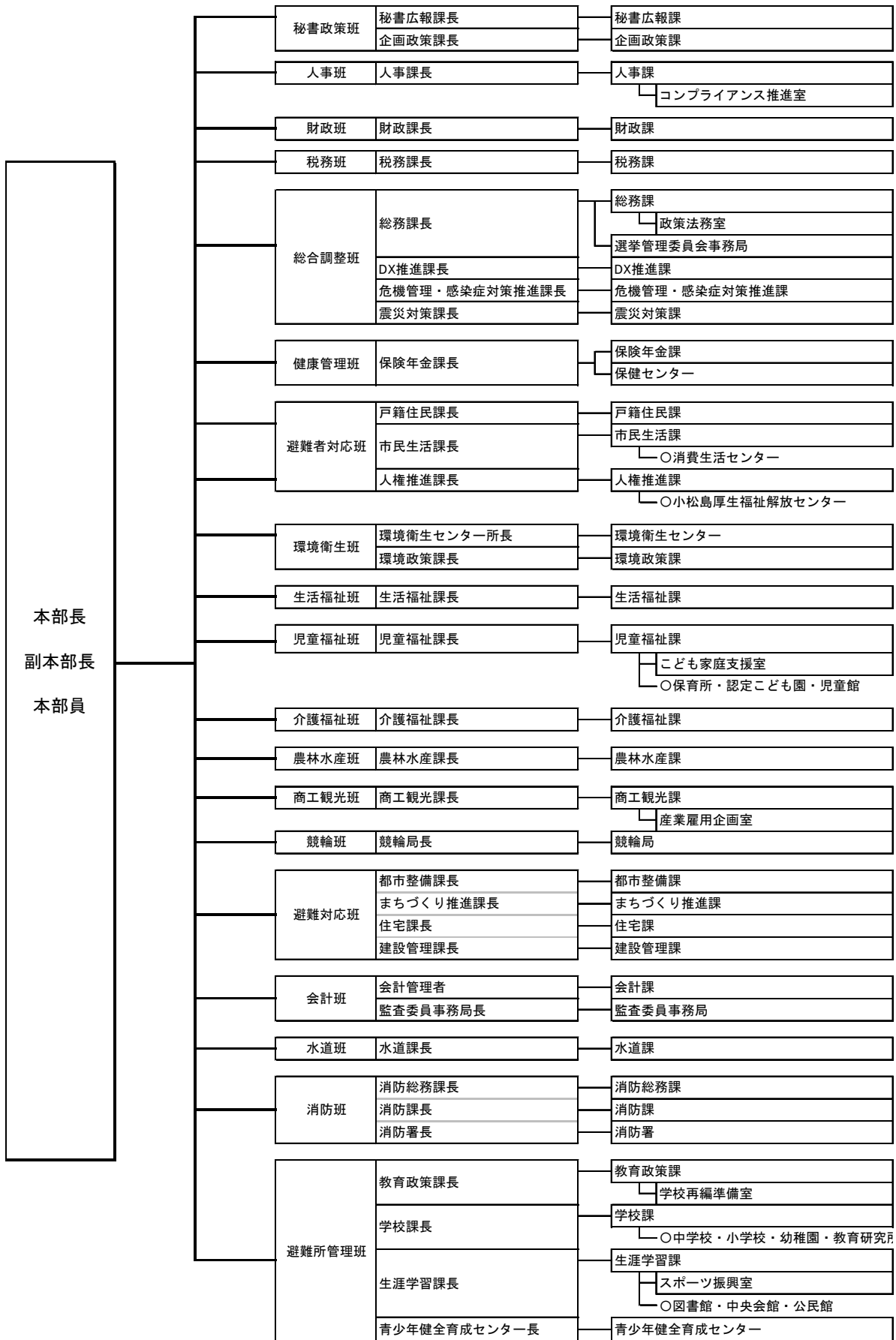
小松島市災害対策本部の最高意思決定機関として、本部会議を設置し、本部長、副本部長及び本部員全員をもって構成する。

なお、本部会議の庶務は、危機管理・感染症対策推進課において行う。

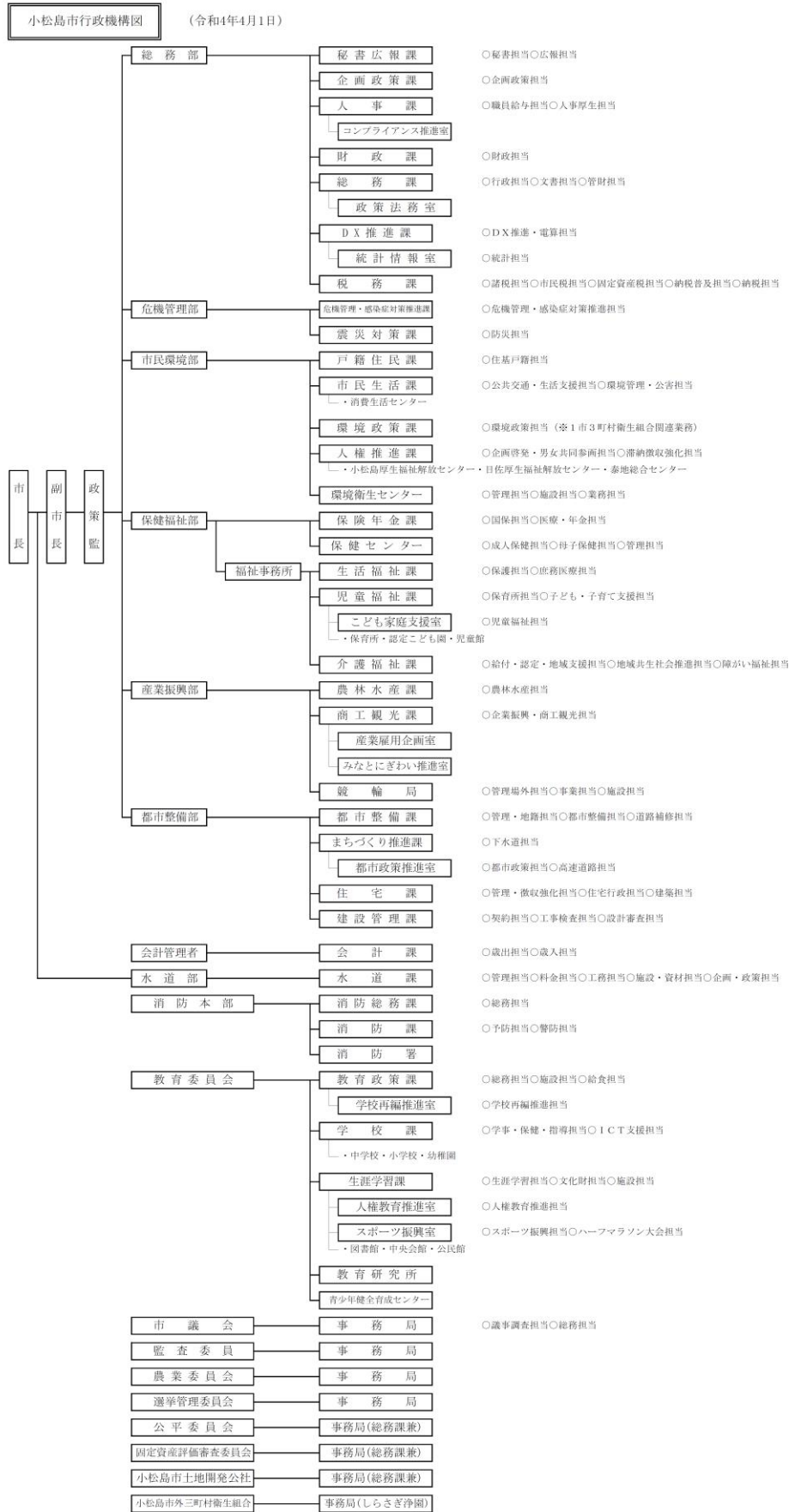


小松島市災害対策本部の組織

災害対策本部の本部長は市長があたるものとし、市長が不在の時は副市長、教育長、政策監の順により代行するものとし、これら全員が不在の時は、危機管理部長が代行するものとする。本部員は、部長、統括監、消防長、副教育長、副部長、参事及び各班長があたるものとする。また、これら全員が不在の時は、部内において上席の職務の者をもって充てるものとする。なお、災害対策本部の組織編制図及び小松島市行政機構図は、P.1-76～P.1-77のとおり。



災害対策本部の組織編成



小松島市行政機構図

災害対策本部の主な事務分掌 (1/14)

班	課	項目	主な事務分掌
全班	全課	職員非常配備	・職員非常配備に関する事 ・部の責任者、班の責任者の出勤連絡に関する事
		職員非常動員	・勤務時間外の職員の参集に関する事
		災害情報伝達	・県等に対する災害報告に関する事
秘書政策班	秘書広報課	災害対策本部の設置	・災害対策準備会議に関する事 ・災害対策本部の設置に関する事
		災害対策本部の運営	・本部会議に関する事 ・災害対策本部室の設置に関する事
		広報のための情報収集	・広報作成に伴う被害情報の収集に関する事
		住民への広報	・住民に対する災害及び被害情報の広報に関する事 ・防災行政無線装置、広報車、消防団員等により必要な広報活動を行うこと
		取材対応	・報道機関に対する取材対応に関する事
		救助のための情報収集・整理	・救助情報等の収集・伝達に関する事
		災害の応急復旧活動	・施設、設備の応急復旧活動に関する事 ・二次災害の防止活動に関する事 ・災害復旧に関する事
		被害状況等の相互伝達	・被害状況等の相互伝達に関する事
		災害派遣要請	・自衛隊に対する災害派遣要請に関する事
		被害状況等の避難所への伝達	・被害状況等の避難所への伝達
		公共施設災害復旧	・公共施設災害復旧計画の取りまとめに関する事
		災害復旧・復興の基本方針の策定	・復旧・復興の基本方針の策定に関する事
		災害復旧・復興計画の策定	・復旧・復興計画の策定支援に関する事
		義援物資の取扱いに関する広報	・義援物資に関する広報に関する事
		生活情報提供	・被災者に対する情報誌の発行・配布に関する事
	災害対策本部の廃止	・災害対策本部の廃止に関する事	
	労務供給	・災害時における労働者の雇上げに関する事	
	応急融資	・復旧のために必要な資金の融通または斡旋に関する事	
	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成	・災害復旧事業に伴う財政援助及び助成に関する事	
	企画政策課	災害対策本部の設置	・災害対策準備会議に関する事 ・災害対策本部の設置に関する事
		災害対策本部の運営	・本部会議に関する事 ・災害対策本部室の設置に関する事
		広報のための情報収集	・広報作成に伴う被害情報の収集に関する事
		住民への広報	・住民に対する災害及び被害情報の広報に関する事 ・防災行政無線装置、広報車、消防団員等により必要な広報活動を行うこと
		取材対応	・報道機関に対する取材対応に関する事
		救助のための情報収集・整理	・救助情報等の収集・伝達に関する事
		災害の応急復旧活動	・施設、設備の応急復旧活動に関する事 ・二次災害の防止活動に関する事 ・災害復旧に関する事
		被害状況等の相互伝達	・被害状況等の相互伝達に関する事
災害派遣要請		・自衛隊に対する災害派遣要請に関する事	
被害状況等の避難所への伝達		・被害状況等の避難所への伝達	
公共施設災害復旧		・公共施設災害復旧計画の取りまとめに関する事	
災害復旧・復興の基本方針の策定		・復旧・復興の基本方針の策定に関する事	
災害復旧・復興計画の策定	・復旧・復興計画の策定支援に関する事		
義援物資の取扱いに関する広報	・義援物資に関する広報に関する事		
生活情報提供	・被災者に対する情報誌の発行・配布に関する事		
災害対策本部の廃止	・災害対策本部の廃止に関する事		
労務供給	・災害時における労働者の雇上げに関する事		
応急融資	・復旧のために必要な資金の融通または斡旋に関する事		
災害復旧事業に伴う財政援助及び助成	・災害復旧事業に伴う財政援助及び助成に関する事		
人事班	人事課	災害対策本部の設置	・災害対策準備会議に関する事
		災害対策本部の運営	・本部会議に関する事
		災害情報処理	・災害対策本部内における災害情報の処理に関する事
		広報のための情報収集 (情報収集のみ実施)	・広報作成に伴う被害情報の収集に関する事
		救助のための情報収集・整理	・救助情報等の収集・伝達に関する事
		災害派遣部隊受入	・ヘリポート設置に関する事 ・自衛隊災害派遣部隊受け入れに関する事
		相互応援協定に基づく応援要請・受入体制整備	・相互応援協定に基づく応援要請・受入体制整備に関する事
		公共的団体等との協力体制整備	・公共的団体等との協力体制の確立及び協力業務等に関する事
		災害の応急復旧活動	・施設、設備の応急復旧活動に関する事 ・二次災害の防止活動に関する事
		被害状況等の相互伝達	・被害状況等の相互伝達に関する事
		被害状況等の避難所への伝達	・被害状況等の避難所への伝達
		救助体制整備	・救助体制の整備に関する事
		災害対策本部の廃止	・災害対策本部の廃止に関する事
		労務供給	・災害時における労働者の雇上げに関する事
		雇用機会の確保	・雇用機会の確保に関する事

災害対策本部の主な事務分掌 (2/14)

班	課	項目	主な事務分掌
財政班	財政課	緊急輸送車両確保	<ul style="list-style-type: none"> 緊急輸送車両の使用申請に関すること 緊急輸送車両の調達に関すること 緊急輸送車両の配車に関すること 緊急輸送車両の事前届出に関すること 緊急輸送車両の確認申請に関すること
		緊急輸送拠点確保	<ul style="list-style-type: none"> 緊急輸送拠点の確保に関すること 救援物資の一時保管、配送準備等に関すること 救援物資等に関すること
		公共施設災害復旧	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設災害復旧計画の取りまとめに関すること
		被災者生活再建支援金支給	<ul style="list-style-type: none"> 被災者生活支援金の支給に関すること
		災害復旧・復興の基本方針の策定	<ul style="list-style-type: none"> 復旧・復興の基本方針の策定に関すること
		災害復旧・復興計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> 復旧・復興計画の策定支援に関すること
		災害弔慰金等支給 ・貸付	<ul style="list-style-type: none"> 災害弔慰金の支給に関すること 第害障害見舞金の支給に関すること 災害救護資金の貸付けに関すること
		応急融資	<ul style="list-style-type: none"> 復旧のために必要な資金の融通または斡旋に関すること
		災害復旧事業に伴う財政援助及び助成	<ul style="list-style-type: none"> 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成に関すること
		税務班	税務課
災害情報処理	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部内における災害情報の処理に関すること 		
住民への広報	<ul style="list-style-type: none"> 住民に対する災害及び被害情報の広報に関すること 防災行政無線装置、広報車、消防団員等により必要な広報活動を行うこと 		
緊急輸送拠点確保	<ul style="list-style-type: none"> 緊急輸送拠点の確保に関すること 救援物資等に関すること 救援物資の一時保管、配送準備等に関すること 		
災害派遣要請	<ul style="list-style-type: none"> 自衛隊災害派遣要請に関すること 		
災害派遣部隊受入	<ul style="list-style-type: none"> ヘリポート設置に関すること 自衛隊災害派遣部隊受け入れに関すること 		
被害状況等の相互伝達	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況等の相互伝達に関すること 		
相互応援協定に基づく応援要請・受入体制整備	<ul style="list-style-type: none"> 相互応援協定に基づく応援要請・受入体制整備に関すること 		
被害状況等の避難所への伝達	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況等の避難所への伝達 		
電気・電話施設応急復旧	<ul style="list-style-type: none"> 電気・電話施設の応急復旧に伴う関係機関との連絡調整に関すること 		
公共施設災害復旧	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設災害復旧計画の取りまとめに関すること 		
公共的団体等との協力体制整備	<ul style="list-style-type: none"> 公共的団体等との協力体制の確立及び協力業務に関すること 		
労務供給	<ul style="list-style-type: none"> 災害時における労働者の雇上げに関すること 		
災害復旧・復興計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> 復旧・復興計画の策定支援に関すること 		
災害復旧事業に伴う財政援助及び助成	<ul style="list-style-type: none"> 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成に関すること 		
応急融資	<ul style="list-style-type: none"> 復旧のために必要な資金の融通または斡旋に関すること 		
罹災証明書の交付	<ul style="list-style-type: none"> 実施体制の確保に関すること 罹災証明書の交付に関すること 		
総合調整班	総務課	災害対策本部の設置	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部の設置に関すること
		災害対策本部の運営	<ul style="list-style-type: none"> 本部会議に関すること 災害対策本部室の設置に関すること
		通信手段確保	<ul style="list-style-type: none"> 通信手段の整備、確保に関すること 防災関係機関及び県との連絡調整報告に関すること
		災害情報処理	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部内における災害情報の処理に関すること
		被害状況等の相互伝達	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況等の相互伝達に関すること
		避難情報の発表	<ul style="list-style-type: none"> 避難情報に関すること
		救助のための情報収集・伝達	<ul style="list-style-type: none"> 救助情報等の収集・伝達に関すること
		災害派遣要請	<ul style="list-style-type: none"> 自衛隊に対する災害派遣要請に関すること
		災害派遣部隊受入	<ul style="list-style-type: none"> 自衛隊災害派遣部隊受け入れに関すること ヘリポート設置に関すること
		相互応援協定に基づく応援要請・受入体制整備	<ul style="list-style-type: none"> 相互応援協定に基づく応援要請・受入体制整備に関すること
		被害状況等の避難所への伝達	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況等の避難所への伝達
		電気・電話施設応急復旧	<ul style="list-style-type: none"> 電気・電話施設の応急復旧に伴う関係機関との連絡調整に関すること
		公共施設災害復旧	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設災害復旧計画の取りまとめに関すること
		緊急輸送拠点確保	<ul style="list-style-type: none"> 救援物資等に関すること
		公共的団体等との協力体制整備	<ul style="list-style-type: none"> 公共的団体等との協力体制の確立及び協力業務等に関すること
		行方不明者・遺体捜索	<ul style="list-style-type: none"> 行方不明者・遺体捜索計画書の策定に関すること 行方不明者・遺体捜索に伴う関係機関等との連絡調整に関すること
		災害復旧・復興の基本方針の策定	<ul style="list-style-type: none"> 復旧・復興の基本方針の策定に関すること
	災害復旧・復興計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> 復旧・復興計画の策定支援に関すること 	
	災害対策本部の廃止	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部の廃止に関すること 	
	災害派遣部隊撤収要請	<ul style="list-style-type: none"> 自衛隊災害派遣部隊の撤収要請に関すること 	
選挙管理委員会 事務局		<ul style="list-style-type: none"> 総務部の補助 	
DX推進課	通信手段確保	<ul style="list-style-type: none"> 通信手段の整備、確保に関すること 防災関係機関及び県との連絡調整報告に関すること 	
	災害情報収集	<ul style="list-style-type: none"> 被害情報の収集、伝達に関すること 気象情報の受理伝達に関すること 建築物、道路、道路渋滞等の被害情報の収集に関すること 	

災害対策本部の主な事務分掌 (3/14)

班	課	項目	主な事務分掌	
総合調整班	危機管理・感染症対策推進課	災害対策本部の設置	・災害対策準備会議に関する事 ・災害対策本部の設置に関する事	
		災害対策本部の運営	・災害対策本部室の設置に関する事 ・本部会議に関する事	
		災害情報収集	・被害情報の収集、伝達に関する事	
		災害情報処理	・災害対策本部内における災害情報の処理に関する事	
		被害状況等の相互伝達	・被害状況等の相互伝達に関する事	
		被害状況等の避難所への伝達	・被害状況等の避難所への伝達	
		避難情報の発表	・避難情報に関する事	
		指定避難所開設	・指定避難所の開設に関する事 ・指定避難所の対応に関する事 ・指定避難所の開設に伴う県等関係機関との連絡調整に関する事	
		警戒区域設定	・警戒区域の設定に関する事	
		排出油災害事故対策	・排出油災害事故対策（排出油の防除）に関する事	
		災害対策本部の廃止	・災害対策本部の廃止に関する事	
		相互応援協定に基づく応援要請・受入体制整備	・相互応援協定に基づく応援要請・受入体制整備に関する事	
		公共的団体等との協力体制整備	・公共的団体等との協力体制の確立及び協力業務等に関する事	
		災害派遣要請	・自衛隊に対する災害派遣要請に関する事	
		災害派遣部隊受入	・ヘリポート設置に関する事 ・自衛隊災害派遣部隊受け入れに関する事	
		災害派遣部隊撤収要請	・自衛隊災害派遣部隊の撤収要請に関する事	
		災害救助法適用	・災害救助法適用に係る県等関係機関との連絡調整に関する事	
		安否情報の提供等	・安否情報の提供に関する事	
		緊急輸送の対象	・緊急輸送に関する事	
		電気・電話施設応急復旧	・電気・電話施設の応急復旧に伴う関係機関との連絡調整に関する事	
		液化石油ガス応急復旧	・液化石油ガスの応急復旧に伴う関係機関との連絡調整に関する事	
		行方不明者・遺体捜索	・行方不明者・遺体捜索計画書の策定に関する事 ・行方不明者・遺体捜索に伴う関係機関等との連絡調整に関する事	
		災害の応急復旧活動	・施設、設備の応急復旧活動に関する事 ・二次災害の防止活動に関する事 ・災害復旧に関する事	
		罹災証明書の交付	・実施体制の確保に関する事 ・罹災証明書の交付に関する事	
		震災対策課	災害対策本部の設置	・災害対策準備会議に関する事 ・災害対策本部の設置に関する事
			災害対策本部の運営	・災害対策本部室の設置に関する事 ・本部会議に関する事
	災害情報収集		・被害情報の収集、伝達に関する事 ・気象情報の受理伝達に関する事 ・建築物、道路、道路渋滞等の被害情報の収集に関する事	
	災害情報処理		・災害対策本部内における災害情報の処理に関する事	
	通信手段確保		・防災関係機関及び県との連絡調整報告に関する事	
	被害状況等の相互伝達		・被害状況等の相互伝達に関する事	
	被害状況等の避難所への伝達		・被害状況等の避難所への伝達	
	広報のための情報収集		・広報作成に伴う被害情報の収集に関する事	
	住民への広報		・住民に対する災害及び被害情報の広報に関する事 ・防災行政無線装置、広報車、消防団員等により必要な広報活動を行うこと	
	取材対応		・報道機関に対する取材対応に関する事	
	指定避難所開設		・指定避難所の開設に関する事 ・指定避難所の対応に関する事 ・指定避難所の開設に伴う県等関係機関との連絡調整に関する事	
	保健		・被災者の健康管理に関する事 ・被災地の防疫活動に関する事	
	災害時要配慮者に対する支援		・災害時要配慮者に対する支援に関する事	
	災害対策本部の廃止		・災害対策本部の廃止に関する事	
	公共的団体等との協力体制整備		・公共的団体等との協力体制の確立及び協力業務等に関する事	
	安否情報の提供等		・安否情報の提供に関する事	
	災害復旧・復興の基本方針の策定		・復旧・復興の基本方針の策定に関する事	
	労務供給	・災害時における労働者の雇上げに関する事		
	応急融資	・復旧のために必要な資金の融通または斡旋に関する事		
災害復旧・復興計画の策定	・復旧・復興計画の策定支援に関する事			
災害復旧事業に伴う財政援助及び助成	・災害復旧事業に伴う財政援助及び助成に関する事			

災害対策本部の主な事務分掌 (4/14)

班	課	項目	主な事務分掌
健康管理班	保険年金課	指定避難所開設	<ul style="list-style-type: none"> 指定避難所の開設に関すること 指定避難所の対応に関すること 指定避難所の開設に伴う県等関係機関との連絡調整に関すること
		指定避難所管理運営	<ul style="list-style-type: none"> 指定避難所の管理運営に関すること 指定避難所の実態把握に関すること 指定避難所への職員の派遣に関すること 指定避難所内の災害弱者への対応に関すること
		応急医療体制確保	<ul style="list-style-type: none"> 応急医療体制確保に伴う情報の収集に関すること 応急医療体制確保に伴う救護班の編成に関すること
		保健	<ul style="list-style-type: none"> 被災者の健康管理に関すること 被災地の防疫活動に関すること 救護食品・飲料水等の食品衛生監視に関すること 被災者の入浴施設の確保等に関すること
		応急医療活動	<ul style="list-style-type: none"> 応急医療活動の推進、支援に関すること 応急医療活動に伴う医療関係機関との連絡調整に関すること 応急医療活動に伴う救護班の輸送に関すること
		後方支援活動	<ul style="list-style-type: none"> 後方医療活動に伴う患者受け入れ先の確保に関すること 後方医療活動に伴う搬送体制の確保に関すること 医療、ボランティア等に関すること
		被害状況等の相互伝達	被害状況等の相互伝達に関すること
		被害状況等の避難所への伝達	被害状況等の避難所への伝達
		公共施設災害復旧	公共施設災害復旧計画の取りまとめに関すること
		災害復旧・復興計画の策定	復旧・復興計画の策定支援に関すること
		労務供給	災害時における労働者の雇い上げに関すること
		応急融資	復旧のために必要な資金の融通または斡旋に関すること
		災害復旧事業に伴う財政援助及び助成	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成に関すること
	保健センター	応急医療体制確保	<ul style="list-style-type: none"> 応急医療体制確保に伴う情報の収集に関すること 応急医療体制確保に伴う救護班の編成に関すること
		応急医療活動	<ul style="list-style-type: none"> 応急医療活動に伴う医療関係機関との連絡調整に関すること 応急医療活動計画の推進、支援に関すること 応急医療活動に伴う救護班の輸送に関すること
		指定避難所開設	<ul style="list-style-type: none"> 指定避難所の開設に関すること 指定避難所の対応に関すること 指定避難所の開設に伴う県等関係機関との連絡調整に関すること
		指定避難所管理運営	<ul style="list-style-type: none"> 指定避難所の実態把握に関すること 指定避難所への職員の派遣に関すること 指定避難所内の災害弱者への対応に関すること
		後方支援活動	<ul style="list-style-type: none"> 後方医療活動に伴う患者受け入れ先の確保に関すること 後方医療活動に伴う搬送体制の確保に関すること 医療、ボランティア等に関すること
		保健	<ul style="list-style-type: none"> 被災者の健康管理に関すること 被災地の防疫活動に関すること 被災者に対する栄養指導に関すること 救護食品・飲料水等の食品衛生監視に関すること 被災者の入浴施設の確保等に関すること
		捜索、救助、救急及び医療活動	災害等に伴う捜索、救助・救急、医療活動に関すること
		被害状況等の相互伝達	被害状況等の相互伝達に関すること
		被害状況等の避難所への伝達	被害状況等の避難所への伝達
		公共施設災害復旧	公共施設災害復旧計画の取りまとめに関すること
		労務供給	災害時における労働者の雇い上げに関すること
		応急融資	復旧のために必要な資金の融通または斡旋に関すること
		災害復旧・復興計画の策定	復旧・復興計画の策定支援に関すること
		災害復旧事業に伴う財政援助及び助成	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成に関すること
避難者対応班	戸籍住民課	被害状況等の相互伝達	被害状況等の相互伝達に関すること
		指定避難所開設	<ul style="list-style-type: none"> 指定避難所の開設に関すること 指定避難所の対応に関すること 指定避難所の開設に伴う県等関係機関との連絡調整に関すること
		指定避難所管理運営	<ul style="list-style-type: none"> 指定避難所の管理運営に関すること 指定避難所の実態把握に関すること 指定避難所への職員の派遣に関すること 指定避難所内の災害弱者への対応に関すること
		被害状況等の避難所への伝達	被害状況等の避難所への伝達
		生活相談実施	生活相談の実施に関すること
		行方不明者、遺体捜索	<ul style="list-style-type: none"> 行方不明者・遺体捜索計画書の策定に関すること 行方不明者・遺体捜索に伴う関係機関等との連絡調整に関すること
		災害時要配慮者に対する支援	災害時要配慮者に対する支援に関すること
		災害救助法適用	災害救助法適用に係る県等関係機関との連絡調整に関すること
		被災者生活再建支援金支給	被災者生活再建支援金の支給に関すること
		安否情報の提供等	安否情報の提供に関すること

災害対策本部の主な事務分掌 (5/14)

班	課	項目	主な事務分掌	
避難者対応班	戸籍住民課	遺体処理	<ul style="list-style-type: none"> 遺体処理に関する事 遺体の一時保存に関する事 遺体処理に伴う関係機関との連絡調整に関する事 	
		遺体埋火葬	<ul style="list-style-type: none"> 埋火葬に関する事 身元不明遺体の取扱いに関する事 	
		労務供給	<ul style="list-style-type: none"> 災害時における労働者の雇上げに関する事 	
		社会福祉施設における支援	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉施設における支援に関する事 	
		応急融資	<ul style="list-style-type: none"> 復旧のために必要な資金の融通または斡旋に関する事 	
		災害弔慰金等支給・貸付	<ul style="list-style-type: none"> 災害弔慰金の支給に関する事 災害障害見舞金の支給に関する事 災害援護資金の貸付けに関する事 	
		雇用機会の確保	<ul style="list-style-type: none"> 雇用機会の確保に関する事 	
		保健	<ul style="list-style-type: none"> 被災者の入浴施設の確保等に関する事 	
		災害復旧・復興計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> 復旧・復興計画の策定支援に関する事 	
		災害復旧事業に伴う財政援助及び助成	<ul style="list-style-type: none"> 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成に関する事 	
		被災者台帳の作成	<ul style="list-style-type: none"> 被災者台帳の作成に関する事 被災者台帳への記載事項に関する事 	
		市民生活課	被害状況等の相互伝達	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況等の相互伝達に関する事
			指定避難所開設	<ul style="list-style-type: none"> 指定避難所の開設に関する事 指定避難所の対応に関する事 指定避難所の開設に伴う関係機関との連絡調整に関する事
	指定避難所管理運営		<ul style="list-style-type: none"> 指定避難所の管理運営に関する事 指定避難所の実態把握に関する事 指定避難所への職員のパシ遣に関する事 指定避難所内の災害弱者への対応に関する事 	
	緊急輸送拠点確保		<ul style="list-style-type: none"> 緊急輸送拠点の確保に関する事 救援物資等に関する事 救援物資の一時保管、配送準備に関する事 	
	被害状況等の避難所への伝達		<ul style="list-style-type: none"> 被害状況等の避難所への伝達 	
	生活必需品供給		<ul style="list-style-type: none"> 被災者に対する生活必需品の確保に関する事 	
	交通規制実施		<ul style="list-style-type: none"> 被災後の交通規制の通知に関する事 被災後の交通規制の周知に関する事 被災後の交通規制の実施に関する事 	
	排出油災害事故対策		<ul style="list-style-type: none"> 排出油災害事故対策（排出油の防除）に関する事 	
	生活相談実施		<ul style="list-style-type: none"> 生活相談の実施に関する事 	
	行方不明者、遺体捜索		<ul style="list-style-type: none"> 行方不明者・遺体捜索計画書の策定に関する事 行方不明者・遺体捜索に伴う関係機関等との連絡調整に関する事 	
	災害時要配慮者に対する支援		<ul style="list-style-type: none"> 災害時要配慮者に対する支援に関する事 	
	災害救助法適用		<ul style="list-style-type: none"> 災害救助法適用に係る関係機関との連絡調整に関する事 	
	被災者生活再建支援金支給		<ul style="list-style-type: none"> 被災者生活支援金の支給に関する事 	
	安否情報の提供等		<ul style="list-style-type: none"> 安否情報の提供に関する事 	
	労務供給		<ul style="list-style-type: none"> 災害時における労働者の雇上げに関する事 	
	社会福祉施設における支援		<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉施設における支援に関する事 	
	応急融資		<ul style="list-style-type: none"> 復旧のために必要な資金の融通または斡旋に関する事 	
	災害弔慰金等支給・貸付		<ul style="list-style-type: none"> 災害弔慰金の支給に関する事 災害障害見舞金の支給に関する事 災害援護資金の貸付けに関する事 	
	雇用機会の確保		<ul style="list-style-type: none"> 雇用機会の確保に関する事 	
	災害復旧・復興計画の策定		<ul style="list-style-type: none"> 復旧・復興計画の策定支援に関する事 	
	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成	<ul style="list-style-type: none"> 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成に関する事 		
	労務供給	<ul style="list-style-type: none"> 災害時における労働者の雇上げに関する事 		
避難者対応班	人権推進課	指定避難所開設	<ul style="list-style-type: none"> 指定避難所の開設に関する事 指定避難所の対応に関する事 指定避難所の開設に伴う関係機関との連絡調整に関する事 	
		指定避難所管理運営	<ul style="list-style-type: none"> 指定避難所の管理運営に関する事 指定避難所の実態把握に関する事 指定避難所内の災害弱者への対応に関する事 指定避難所への職員のパシ遣に関する事 	
		応急医療活動	<ul style="list-style-type: none"> 応急医療活動計画の推進、支援に関する事 応急医療活動に伴う医療関係機関との連絡調整に関する事 応急医療活動に伴う救護班の輸送に関する事 	
		後方支援活動	<ul style="list-style-type: none"> 後方医療活動に伴う患者受け入れ先の確保に関する事 後方医療活動に伴う搬送体制の確保に関する事 医療、ボランティア等に関する事 	
		生活必需品供給	<ul style="list-style-type: none"> 被災者に対する生活必需品の輸送に関する事 被災者に対する生活必需品の支給に関する事 	
		ボランティア活動受入	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア活動受け入れ支援に関する事 ボランティアセンターの設置に関する事 	
		社会福祉施設における支援	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉施設における支援に関する事 	
		被害状況等の相互伝達	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況等の相互伝達に関する事 	
		被害状況等の避難所への伝達	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況等の避難所への伝達 	
		公共施設災害復旧	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設災害復旧計画の取りまとめに関する事 	
		労務供給	<ul style="list-style-type: none"> 災害時における労働者の雇上げに関する事 	
		応急融資	<ul style="list-style-type: none"> 復旧のために必要な資金の融通または斡旋に関する事 	
		災害復旧・復興計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> 復旧・復興計画の策定支援に関する事 	
災害復旧事業に伴う財政援助及び助成	<ul style="list-style-type: none"> 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成に関する事 			

災害対策本部の主な事務分掌 (6/14)

班	課	項目	主な事務分掌
環境衛生班	環境政策課	被害状況等の相互伝達	・被害状況等の相互伝達に関する事
		被害状況等の避難所への伝達	・被害状況等の避難所への伝達
		保健	・被災地の防疫活動に関する事
		公共施設災害復旧	・公共施設災害復旧計画の取りまとめに関する事
		ごみ・し尿処理	・し尿収集に伴う情報収集に関する事
			・ごみ処理に伴う情報収集に関する事
			・し尿処理計画の策定に関する事
			・ごみ処理計画の策定に関する事
			・し尿処理に伴う県または他市町村への応援要請に関する事
			・ごみ処理に伴う県または他市町村への応援要請に関する事
			・し尿収集活動に関する事
			・ごみ収集活動に関する事
			・し尿処理に伴う住民に対する広報活動に関する事
			・ごみ処理に伴う住民に対する広報活動に関する事
	・死亡獣畜の処理に関する事		
	がれき処理	・がれき処理に伴う情報収集に関する事 ・がれき処理に関する事 ・がれき処理に伴う県または他市町村への応援要請に関する事	
	労務供給	・災害時における労働者の雇上げに関する事	
	遺体処理	・遺体処理に関する事 ・遺体の一時保存に関する事 ・遺体処理に伴う関係機関との連絡調整に関する事	
	遺体埋火葬	・埋火葬に関する事 ・身元不明遺体の取扱いに関する事	
	災害復旧・復興計画の策定	・復旧・復興計画の策定支援に関する事	
	排出油災害事故対策	・排出油災害事故対策（排出油の防除）に関する事	
	環境衛生センター	被害状況等の相互伝達	・被害状況等の相互伝達に関する事
		被害状況等の避難所への伝達	・被害状況等の避難所への伝達
		保健	・被災地の防疫活動に関する事
		公共施設災害復旧	・公共施設災害復旧計画の取りまとめに関する事
		ごみ・し尿処理	・し尿収集に伴う情報収集に関する事
			・ごみ処理に伴う情報収集に関する事
			・し尿処理計画の策定に関する事
			・ごみ処理計画の策定に関する事
			・し尿処理に伴う県または他市町村への応援要請に関する事
			・ごみ処理に伴う県または他市町村への応援要請に関する事
			・し尿収集活動に関する事
			・ごみ収集活動に関する事
・し尿処理に伴う住民に対する広報活動に関する事			
・ごみ処理に伴う住民に対する広報活動に関する事			
・死亡獣畜の処理に関する事			
がれき処理		・がれき処理に伴う情報収集に関する事 ・がれき処理に関する事 ・がれき処理に伴う県または他市町村への応援要請に関する事	
労務供給		・災害時における労働者の雇上げに関する事	
遺体処理		・遺体処理に関する事 ・遺体の一時保存に関する事 ・遺体処理に伴う関係機関との連絡調整に関する事	
遺体埋火葬		・埋火葬に関する事 ・身元不明遺体の取扱いに関する事	
災害復旧・復興計画の策定	・復旧・復興計画の策定支援に関する事		
排出油災害事故対策	・排出油災害事故対策（排出油の防除）に関する事		
市外三町村衛生組合事務局（しらかさ浄園）	労務供給	・災害時における労働者の雇上げに関する事	
	応急融資	・復旧のために必要な資金の融通または斡旋に関する事	
	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成	・災害復旧事業に伴う財政援助及び助成に関する事	
生活福祉班	生活福祉課	指定避難所開設	・指定避難所の開設に関する事 ・指定避難所の対応に関する事 ・指定避難所の開設に伴う県等関係機関との連絡調整に関する事
		指定避難所管理運営	・指定避難所への職員の派遣に関する事 ・指定避難所の実施把握に関する事 ・指定避難所内の災害弱者への対応に関する事 ・指定避難所の管理運営に関する事
		応急医療活動	・応急医療活動に伴う医療関係機関との連絡調整に関する事 ・応急医療活動に伴う救護班の輸送に関する事 ・応急医療活動計画の推進、支援に関する事

災害対策本部の主な事務分掌 (7/14)

班	課	項目	主な事務分掌
生活福祉班	生活福祉課	後方支援活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 後方医療活動に伴う搬送体制の確保に関する事 ・ 後方医療活動に伴う患者受け入れ先の確保に関する事 ・ 医療、ボランティア等に関する事
		食料供給	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災者に対する応急食料の確保に関する事 ・ 被災者に対する応急食料の輸送に関する事 ・ 被災者に対する応急食料の配布に関する事
		生活必需品供給	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災者に対する生活必需品の確保に関する事
		生活相談実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活相談の実施に関する事
		ボランティア活動受入	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティア活動受け入れ支援に関する事 ・ ボランティアセンターの設置に関する事
		災害救助法適用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害救助法適用に係る県等関係機関との連絡調整に関する事
		被災者生活再建支援金支給	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災者生活支援金の支給に関する事
		災害弔慰金等支給・貸付	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害弔慰金の支給に関する事 ・ 災害障害見舞金の支給に関する事 ・ 災害援護資金の貸付けに関する事
		社会福祉施設における支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉施設における支援に関する事
		被害状況等の相互伝達	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害状況等の相互伝達に関する事
		被害状況等の避難所への伝達	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害状況等の避難所への伝達
		公共施設災害復旧	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設災害復旧計画の取りまとめに関する事
		労務供給	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時における労働者の雇上げに関する事
		応急融資	<ul style="list-style-type: none"> ・ 復旧のために必要な資金の融通または斡旋に関する事
		災害復旧・復興計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 復旧・復興計画の作成支援に関する事
災害復旧事業に伴う財政援助及び助成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成に関する事 		
児童福祉班	児童福祉課	乳幼児・児童・生徒の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設開設時及び開設時間外の緊急措置に関する事 ・ 児童の登下校時間内及び時間外の緊急措置に関する事 ・ 保育所、児童館への情報等の収集及び伝達に関する事
		指定避難所開設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定避難所の開設に関する事 ・ 指定避難所の開設に伴う県等関係機関との連絡調整に関する事 ・ 指定避難所の対応に関する事
		指定避難所管理運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定避難所への職員のパイプに関する事 ・ 指定避難所の管理運営に関する事 ・ 指定避難所の実態把握に関する事 ・ 指定避難所内の災害弱者への対応に関する事
		食料供給	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災者に対する応急食料の確保に関する事 ・ 被災者に対する応急食料の輸送に関する事 ・ 被災者に対する被災者応急食料の配布に関する事 ・ 被災者に対する食料供給の協力に関する事 ・ 災害対策予算に関する事
		生活必需品供給	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災者に対する生活必需品の確保に関する事 ・ 被災者に対する生活必需品の輸送に関する事 ・ 被災者に対する生活必需品の支給に関する事
		応急医療活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急医療活動計画の推進、支援に関する事 ・ 応急医療活動に伴う医療関係機関との連絡調整に関する事 ・ 応急医療活動に伴う救護班の輸送に関する事
		後方支援活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 後方医療活動に伴う患者受け入れ先の確保に関する事 ・ 後方医療活動に伴う搬送体制の確保に関する事 ・ 医療、ボランティア等に関する事
		ボランティア活動受入	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティア活動受入支援に関する事 ・ ボランティアセンターの設置に関する事
		応急教育・保育実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校施設が指定避難所になる場合の運営支援等に関する事 ・ 保育施設の確保等に関する事 ・ 教育施設の確保等に関する事 ・ 学用品の調達及び支給に関する事 ・ 就学援助費の支給等に関する事 ・ 給食に関する事 ・ 学校給食に関する事
		社会福祉施設における支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉施設における支援に関する事
		被害状況等の相互伝達	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害状況等の相互伝達に関する事
		被害状況等の避難所への伝達	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害状況等の避難所への伝達
		公共施設災害復旧	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設災害復旧計画の取りまとめに関する事
		労務供給	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時における労働者の雇上げに関する事
		応急融資	<ul style="list-style-type: none"> ・ 復旧のために必要な資金の融通または斡旋に関する事
災害復旧・復興計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 復旧・復興計画の策定支援に関する事 		
災害復旧事業に伴う財政援助及び助成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成に関する事 		

災害対策本部の主な事務分掌 (8/14)

班	課	項目	主な事務分掌
介護福祉班	介護福祉課	指定避難所開設	<ul style="list-style-type: none"> 指定避難所の開設に関する事 指定避難所の対応に関する事 指定避難所の開設に伴う県等関係機関との連絡調整に関する事
		指定避難所管理運営	<ul style="list-style-type: none"> 指定避難所の実態把握に関する事 指定避難所内の災害弱者への対応に関する事 指定避難所の管理運営に関する事 指定避難所への職員の派遣に関する事
		避難誘導	<ul style="list-style-type: none"> 避難誘導経路等の安全性の確保に関する事 避難誘導の実施に関する事 避難誘導に伴う県、他市町村への応援協力の要請に関する事
		応急医療活動	<ul style="list-style-type: none"> 応急医療活動計画の推進、支援に関する事 応急医療活動に伴う救護班の輸送に関する事 応急医療活動に伴う医療関係機関との連絡調整に関する事
		後方支援活動	<ul style="list-style-type: none"> 後方医療活動に伴う患者受け入れ先の確保に関する事 後方医療活動に伴う搬送体制の確保に関する事 医療、ボランティア等に関する事
		生活相談実施	<ul style="list-style-type: none"> 生活相談の実施に関する事
		被害状況等の避難所への伝達	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況等の避難所への伝達
		被害状況等の相互伝達	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況等の相互伝達に関する事
		生活必需品供給	<ul style="list-style-type: none"> 被災者に対する生活必需品の確保に関する事 被災者に対する生活必需品の輸送に関する事 被災者に対する生活必需品の支給に関する事
		食料供給	<ul style="list-style-type: none"> 被災者に対する応急食料の確保に関する事 被災者に対する応急食料の輸送に関する事 被災者に対する応急食料の配布に関する事 被災者に対する食料供給の協力に関する事 災害対策予算に関する事
		公共施設災害復旧	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設災害復旧計画の取りまとめに関する事
		行方不明者、遺体搜索	<ul style="list-style-type: none"> 行方不明者・遺体搜索計画書の策定に関する事 行方不明者・遺体搜索に伴う関係機関等との連絡調整に関する事
		ボランティア活動受入	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア活動受入れ支援に関する事 ボランティアセンターの設置に関する事
		災害時要配慮者に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> 災害時要配慮者に対する支援に関する事
		被災者生活再建支援金支給	<ul style="list-style-type: none"> 被災者生活支援金の支給に関する事
		安否情報の提供等	<ul style="list-style-type: none"> 安否情報の提供に関する事
		労務供給	<ul style="list-style-type: none"> 災害時における労働者の雇上げに関する事
		応急融資	<ul style="list-style-type: none"> 復旧のために必要な資金の融通または斡旋に関する事
		災害弔慰金等支給・貸付	<ul style="list-style-type: none"> 災害弔慰金の支給に関する事 災害障害見舞金の支給に関する事 災害援護資金の貸付けに関する事
		社会福祉施設における支援	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉施設における支援に関する事
		災害復旧事業に伴う財政援助及び助成	<ul style="list-style-type: none"> 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成に関する事
		災害復旧・復興計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> 復旧・復興計画の策定支援に関する事
		被災者台帳の作成	<ul style="list-style-type: none"> 被災者台帳の作成に関する事 被災者台帳への記載事項に関する事
農林水産班	農林水産課	被害状況等の相互伝達	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況等の相互伝達に関する事
		被害状況等の避難所への伝達	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況等の避難所への伝達
		緊急輸送の対象	<ul style="list-style-type: none"> 緊急輸送に関する事
		液化石油ガス応急復旧	<ul style="list-style-type: none"> 液化石油ガスの応急復旧に伴う関係機関との連絡調整に関する事
		公共施設災害復旧	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設災害復旧計画の取りまとめに関する事
		ごみ・し尿処理	<ul style="list-style-type: none"> ごみ処理に伴う情報収集に関する事 ごみ処理に伴う県または他市町村への応援要請に関する事 し尿処理に伴う情報収集に関する事 し尿処理に伴う県または他市町村への応援要請に関する事 ごみ処理計画の策定に関する事 し尿処理計画の策定に関する事 ごみ処理に伴う住民に対する広報活動に関する事 し尿収集活動に関する事 し尿処理に伴う住民に対する広報活動に関する事 ごみ収集活動に関する事 死亡獣畜の処理に関する事
		労務供給	<ul style="list-style-type: none"> 災害時における労働者の雇上げに関する事
		被災者台帳の作成	<ul style="list-style-type: none"> 被災者台帳の作成に関する事 被災者台帳への記載事項に関する事
		災害復旧・復興計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> 復旧・復興計画の策定支援に関する事
		災害復旧事業に伴う財政援助及び助成	<ul style="list-style-type: none"> 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成に関する事
		応急融資	<ul style="list-style-type: none"> 復旧のために必要な資金の融通または斡旋に関する事
		雇用機会の確保	<ul style="list-style-type: none"> 雇用機会の確保に関する事

災害対策本部の主な事務分掌 (9/14)

班	課	項目	主な事務分掌
農林水産班	農業委員会 事務局	食料供給	<ul style="list-style-type: none"> 被災者に対する応急食料の確保に関する事 被災者に対する応急食料の輸送に関する事 被災者に対する応急食料の配布に関する事 被災者に対する食料供給の協力に関する事 災害対策予算に関する事
		生活必需品供給	<ul style="list-style-type: none"> 被災者に対する生活必需品の確保に関する事 被災者に対する生活必需品の輸送に関する事 被災者に対する生活必需品の支給に関する事
		被害状況等の相互伝達	被害状況等の相互伝達に関する事
		被害状況等の避難所への伝達	被害状況等の避難所への伝達
		公共施設災害復旧	公共施設災害復旧計画の取りまとめに関する事
		労務供給	災害時における労働者の雇上げに関する事
		災害復旧・復興計画の策定	復旧・復興計画の策定支援に関する事
		災害復旧事業に伴う財政援助及び助成	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成に関する事
		応急融資	復旧のために必要な資金の融通または斡旋に関する事
		商工観光班	商工観光課
被害状況等の避難所への伝達	被害状況等の避難所への伝達		
緊急輸送の対象	緊急輸送に関する事		
液化石油ガス応急復旧	液化石油ガスの応急復旧に伴う関係機関との連絡調整に関する事		
ごみ・し尿処理	<ul style="list-style-type: none"> ごみ処理に伴う情報収集に関する事 ごみ処理に伴う県または他市町村への応援要請に関する事 し尿処理に伴う情報収集に関する事 し尿処理に伴う県または他市町村への応援要請に関する事 ごみ処理計画の策定に関する事 し尿処理計画の策定に関する事 ごみ処理に伴う住民に対する広報活動に関する事 し尿収集活動に関する事 し尿処理に伴う住民に対する広報活動に関する事 ごみ収集活動に関する事 		
労務供給	災害時における労働者の雇上げに関する事		
被災者台帳の作成	<ul style="list-style-type: none"> 被災者台帳の作成に関する事 被災者台帳への記載事項に関する事 		
災害復旧・復興計画の策定	復旧・復興計画の策定支援に関する事		
災害復旧事業に伴う財政援助及び助成	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成に関する事		
応急融資	復旧のために必要な資金の融通または斡旋に関する事		
競輪班	競輪局	被害状況等の相互伝達	被害状況等の相互伝達に関する事
		被害状況等の避難所への伝達	被害状況等の避難所への伝達
		指定避難所開設	<ul style="list-style-type: none"> 指定避難所の開設に関する事 指定避難所の対応に関する事 指定避難所の開設に伴う県等関係機関との連絡調整に関する事
		指定避難所管理運営	<ul style="list-style-type: none"> 指定避難所の管理運営に関する事 指定避難所の実態把握に関する事 指定避難所への職員のパシに関する事 指定避難所内の災害弱者への対応に関する事
		緊急輸送拠点確保	<ul style="list-style-type: none"> 緊急輸送拠点の確保に関する事 救援物資等に関する事 救援物資の一時保管、配送準備等に関する事
		労務供給	災害時における労働者の雇上げに関する事
		公共施設災害復旧	公共施設災害復旧計画の取りまとめに関する事
		災害復旧・復興計画の策定	復旧・復興計画の策定支援に関する事
		災害復旧事業に伴う財政援助及び助成	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成に関する事
		応急融資	復旧のために必要な資金の融通または斡旋に関する事
避難対応班	都市整備課	災害情報収集	<ul style="list-style-type: none"> 建築物、道路、道路渋滞等の被害情報の収集に関する事 被害情報の収集、伝達に関する事 気象情報の受理伝達に関する事
		災害情報伝達	県等に対する災害報告に関する事
		道路交通状況の把握	被災後の道路交通状況の把握に関する事
		警戒区域設定	警戒区域の設定に関する事
		避難誘導	<ul style="list-style-type: none"> 避難誘導経路等の安全性の確保に関する事 避難誘導の実施に関する事 避難誘導に伴う県、他市町村への応援協力の要請に関する事
		避難	市民の避難に関する事
		被害状況等の避難所への伝達	被害状況等の避難所への伝達

災害対策本部の主な事務分掌 (10/14)

班	課	項目	主な事務分掌	
避難対応班	都市整備課	緊急輸送路確保	<ul style="list-style-type: none"> 緊急輸送路の確保に関する事 道路の復旧等の状況に関する事 	
		緊急輸送の対象	<ul style="list-style-type: none"> 緊急輸送に関する事 	
		緊急輸送拠点確保	<ul style="list-style-type: none"> 緊急輸送拠点の確保に関する事 救援物資の一時保管、配送準備等に関する事 	
		交通規制実施	<ul style="list-style-type: none"> 被災後の交通規制の実施に関する事 被災後の交通規制の通知に関する事 被災後の交通規制の周知に関する事 	
		緊急輸送車両確保	<ul style="list-style-type: none"> 緊急輸送車両の使用申請に関する事 緊急輸送車両の調達に関する事 緊急輸送車両の配車に関する事 緊急輸送車両の事前届出に関する事 緊急輸送車両の確認申請に関する事 	
		公共施設災害復旧	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設災害復旧計画の取りまとめに関する事 	
		障害物除去	<ul style="list-style-type: none"> 障害物の除去に関する事 障害物除去に係る県等関係機関との連絡調整に関する事 水防活動障害となる工作物の除去に関する事 	
		公共土木施設応急復旧	<ul style="list-style-type: none"> 道路施設の応急復旧に関する事 河川施設の応急復旧に関する事 	
		災害復旧・復興の基本方針の策定	<ul style="list-style-type: none"> 復旧・復興の基本方針の策定に関する事 	
		災害復旧・復興計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> 復旧・復興の基本方針の策定支援に関する事 	
		被害状況等の相互伝達	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況等の相互伝達に関する事 	
		労務供給	<ul style="list-style-type: none"> 災害時における労働者の雇上げに関する事 	
		災害復旧事業に伴う財政援助及び助成	<ul style="list-style-type: none"> 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成に関する事 	
		応急融資	<ul style="list-style-type: none"> 復旧のために必要な資金の融通または斡旋に関する事 	
	まちづくり推進課	災害情報収集	<ul style="list-style-type: none"> 建築物、道路、道路渋滞等の被害情報の収集に関する事 被害情報の収集、伝達に関する事 気象情報の受理伝達に関する事 	
		災害情報伝達	<ul style="list-style-type: none"> 県等に対する災害報告に関する事 	
		警戒区域設定	<ul style="list-style-type: none"> 警戒区域の設定に関する事 	
		避難誘導	<ul style="list-style-type: none"> 避難誘導経路等の安全性の確保に関する事 避難誘導の実施に関する事 避難誘導に伴う県、他市町村への応援協力の要請に関する事 	
		避難	<ul style="list-style-type: none"> 市民の避難に関する事 	
		被害状況等の避難所への伝達	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況等の避難所への伝達 	
		公共施設災害復旧	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設災害復旧計画の取りまとめに関する事 	
		障害物除去	<ul style="list-style-type: none"> 障害物の除去に関する事 障害物除去に係る県等関係機関との連絡調整に関する事 水防活動障害となる工作物の除去に関する事 	
		下水道施設応急復旧	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況調査や応急復旧に関する事 	
		災害復旧・復興の基本方針の策定	<ul style="list-style-type: none"> 復旧・復興の基本方針の策定に関する事 	
		災害復旧・復興計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> 復旧・復興の基本方針の策定支援に関する事 	
		被害状況等の相互伝達	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況等の相互伝達に関する事 	
		労務供給	<ul style="list-style-type: none"> 災害時における労働者の雇上げに関する事 	
		災害復旧事業に伴う財政援助及び助成	<ul style="list-style-type: none"> 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成に関する事 	
		応急融資	<ul style="list-style-type: none"> 復旧のために必要な資金の融通または斡旋に関する事 	
		住宅課	特殊建築物の防衛	<ul style="list-style-type: none"> 特殊建築物の防衛に関する事
			住宅応急修理	<ul style="list-style-type: none"> 住宅応急修理に関する事 住宅応急修理に係る県等関係機関との連絡調整に関する事 県住宅再建特別支援制度に関する事
			電気・電話施設応急復旧	<ul style="list-style-type: none"> 電気・電話施設の応急復旧に伴う関係機関との連絡調整に関する事
	応急仮設住宅		<ul style="list-style-type: none"> 応急仮設住宅に関する事 県等関係機関との連絡調整に関する事 	
	公共施設災害復旧		<ul style="list-style-type: none"> 公共施設災害復旧計画の取りまとめに関する事 	
	応急危険度判定		<ul style="list-style-type: none"> 被災建築物の応急危険度判定に関する事 	
	被災者台帳の作成		<ul style="list-style-type: none"> 被災者台帳の作成に関する事 被災者台帳への記載事項に関する事 	
災害復旧・復興の基本方針の策定	<ul style="list-style-type: none"> 復旧・復興の基本方針の策定に関する事 			
災害復旧・復興計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> 復旧・復興計画の策定支援に関する事 			
被害状況等の相互伝達	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況等の相互伝達に関する事 			
被害状況等の避難所への伝達	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況等の避難所への伝達 			
労務供給	<ul style="list-style-type: none"> 災害時における労働者の雇上げに関する事 			
応急融資	<ul style="list-style-type: none"> 復旧のために必要な資金の融通または斡旋に関する事 			
災害復旧事業に伴う財政援助及び助成	<ul style="list-style-type: none"> 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成に関する事 			

災害対策本部の主な事務分掌 (11/14)

班	課	項目	主な事務分掌
避難対応班	建設管理課	緊急輸送路確保	・緊急輸送路の確保に関すること ・道路の復旧等の状況に関すること
		道路交通状況の把握	・被災後の道路交通状況の把握に関すること
		交通規制実施	・被災後の交通規制の実施に関すること ・被災後の交通規制の通知に関すること ・被災後の交通規制の周知に関すること
		障害物除去	・障害物の除去に関すること ・被災後の交通規制の通知に関すること ・被災後の交通規制の周知に関すること
		公共土木施設応急復旧	・道路施設の応急復旧に関すること ・河川施設の応急復旧に関すること
		被害状況等の相互伝達	・被害状況等の相互伝達に関すること
		被害状況等の避難所への伝達	・被害状況等の避難所への伝達
		公共施設災害復旧	・公共施設災害復旧計画の取りまとめに関すること
		労務供給	・災害時における労働者の雇上げに関すること
		応急融資	・復旧のために必要な資金の融資または斡旋に関すること
		災害復旧・復興計画の策定	・復旧・復興計画の策定支援に関すること
		災害復旧事業に伴う財政援助及び助成	・災害復旧事業に伴う財政援助及び助成に関すること
会計班	会計課	被災者生活再建支援金支給	・被災者生活支援金の支給に関すること
		義援物資の取扱いに関する広報	・義援物資に関する広報に関すること
		義援金品受付	・義援金品受付に関すること
		義援金品保管	・義援金品保管に関すること
		食料供給	・災害対策予算に関すること
		災害弔慰金等支給・貸付	・災害弔慰金の支給に関すること ・災害障害見舞金の支給に関すること ・災害援護資金の貸付けに関すること
		義援金品配分	・義援金品配分に関すること
		被害状況等の相互伝達	・被害状況等の相互伝達に関すること
		被害状況用の避難所への伝達	・被害状況等の避難所への伝達
		災害復旧事業に伴う財政援助及び助成	・災害復旧事業に伴う財政援助及び助成に関すること
応急融資	・復旧のために必要な資金の融通または斡旋に関すること		
会計班	監査委員事務局	生活必需品供給	・被災者に対する生活必需品の確保に関すること ・被災者に対する生活必需品の輸送に関すること ・被災者に対する生活必需品の支給に関すること
		食料供給	・被災者に対する応急食料の確保に関すること ・被災者に対する応急食料の輸送に関すること ・被災者に対する応急食料の配布に関すること ・被災者に対する食料供給の協力に関すること ・災害対策予算に関すること
		被害状況等の相互伝達	・被害状況等の相互伝達に関すること
		被害状況等の避難所への伝達	・被害状況等の避難所への伝達
		公共施設災害復旧	・公共施設災害復旧計画の取りまとめに関すること
		労務供給	・災害時における労働者の雇上げに関すること
		災害復旧・復興計画の策定	・復旧・復興計画の策定支援に関すること
		災害復旧事業に伴う財政援助及び助成	・災害復旧事業に伴う財政援助及び助成に関すること
		応急融資	・復旧のために必要な資金の融通または斡旋に関すること
		水道班	水道課
水道施設応急復旧	・水道施設の応急復旧に関すること		
被害状況等の相互伝達	・被害状況等の相互伝達に関すること		
被害状況等の避難所への伝達	・被害状況等の避難所への伝達		
公共施設災害復旧	・公共施設災害復旧計画の取りまとめに関すること		
労務供給	・災害時における労働者の雇上げに関すること		
災害復旧・復興計画の策定	・復旧・復興計画の策定支援に関すること		
災害復旧事業に伴う財政援助及び助成	・災害復旧事業に伴う財政援助及び助成に関すること		
応急融資	・復旧のために必要な資金の融通または斡旋に関すること		
消防班	消防本部 { 消防総務課 消防課 消防署 }	通信手段確保	・通信手段の整備、確保に関すること ・防災関係機関及び県との連絡調整報告に関すること
		災害情報収集	・気象情報の受理伝達に関すること ・被害情報の収集、伝達に関すること ・建築物、道路、道路渋滞等の被害情報の収集に関すること
		避難	・市民の避難に関すること
		避難情報の発表	・避難情報に関すること
		住民への広報	・住民に対する災害及び被害情報の広報に関すること ・防災行政無線装置、広報車、消防団員等により必要な広報活動を行うこと

災害対策本部の主な事務分掌 (12/14)

班	課	項目	主な事務分掌
消防班	消防本部 （消防総務課 消防課 消防署）	避難誘導	・避難誘導の実施に関する事 ・避難誘導経路等の安全性の確保に関する事 ・避難誘導に伴う県、他市町村への応援協力の要請に関する事
		消防活動	・消防活動計画に関する事
		災害警防	・警防措置、警防体制等の警防活動に関する事
		火災警防	・消防職員、団員の招集、出動等、火災警防に関する事
		建築物密集地等の火災防御	・建築物密集地等の火災防御に関する事
		消防相互応援協定に基づく応援要請・受入体制整備	・消防相互応援協定に基づく応援要請・受入体制整備に関する事
		相互応援協定に基づく応援要請・受入体制整備	・相互応援協定に基づき応援要請・受入体制整備に関する事
		救助体制整備	・救助体制の整備に関する事
		救助のための情報収集・伝達	・救助情報等の収集・伝達に関する事
		防災ヘリポート開設	・防災ヘリポートの開設に関する事
		消防防災ヘリコプター活用	・消防防災ヘリコプターの活用に関する事
		応急医療体制確保	・応急医療体制確保に伴う情報の収集に関する事 ・応急医療体制確保に伴う救護班の編成に関する事
		応急医療活動	・応急医療活動計画の推進、支援に関する事
			・応急医療活動に伴う医療関係機関との連絡調整に関する事
			・応急医療活動に伴う救護班の輸送に関する事
		後方支援活動	・後方医療活動に伴う患者受け入れ先の確保に関する事
			・後方医療活動に伴う搬送体制の確保に関する事 ・医療、ボランティア等に関する事
		放射性物質等の火災防御	・放射性物質等を貯蔵し、取り扱う施設等の火災防御に関する事
		危険物の防御	・危険物の防御に関する事
		特殊建築物の防御	・特殊建築物の防御に関する事
		車両火災の防御	・車両火災の防御に関する事
		林野火災の防御	・林野火災の防御に関する事
		船舶火災の防御	・船舶火災の防御に関する事
	排出油災害事故対策	・排出油災害事故対策（排出油の防除）に関する事	
	公共的団体等との協力体制整備	・公共的団体等との協力体制の確立及び協力業務等に関する事	
	災害派遣部隊受入	・ヘリポート設置に関する事 ・自衛隊災害派遣部隊受け入れに関する事	
	行方不明者、遺体捜索	・行方不明者・遺体捜索計画書の策定に関する事	
		・行方不明者・遺体捜索に伴う関係機関等との連絡調整に関する事	
	捜索、救助、救急、医療及び消火活動	・海上災害時等に伴う捜索、救助・救急、医療及び消火活動に関する事	
		・災害等に伴う捜索、救助・救急、医療及び消火活動に関する事 ・災害等に伴う捜索、救助・救急、医療活動に関する事	
	障害物除去	・障害物の除去に関する事	
		・障害物除去に係る県等関係機関との連絡調整に関する事 ・水防活動障害となる工作物の除去に関する事	
	消防団	避難	・市民の避難に関する事
		消防活動	・消防活動計画に関する事
		災害警防	・警防措置、警防体制等の警防活動に関する事
		警戒区域設定	・警戒区域の設定に関する事
		火災警防	・消防職員、団員の招集、出動等、火災警防に関する事
		建築物密集地等の火災防御	・建築物密集地等の火災防御に関する事
		特殊建築物の防御	・特殊建築物の防御に関する事
		救助体制整備	・救助体制の整備に関する事
		危険物の防御	・危険物の防御に関する事
		車両火災の防御	・車両火災の防御に関する事
		林野火災の防御	・林野火災の防御に関する事
		排出油災害事故対策	・排出油災害事故対策（排出油の防除）に関する事
		船舶火災の防御	・船舶火災の防御に関する事
		放射性物質等の火災防御	・放射性物質等を貯蔵し、取り扱う施設等の火災防御に関する事
		捜索、救助、救急、医療及び消火活動	・海上災害時等に伴う捜索、救助・救急、医療及び消火活動に関する事
・災害等に伴う捜索、救助・救急、医療及び消火活動に関する事 ・災害等に伴う捜索、救助・救急、医療活動に関する事			
行方不明者、遺体捜索		・行方不明者・遺体捜索計画書の策定に関する事	
		・行方不明者・遺体捜索に伴う関係機関等の連絡調整に関する事	
防災ヘリポート開設		・防災ヘリポートの開設に関する事	
相互応援協定に基づく応援要請・受入体制整備		・相互応援協定に基づく応援要請・受入体制整備に関する事	
消防相互応援協定に基づく応援要請・受入体制整備		・消防相互応援協定に基づく応援要請・受入体制整備に関する事	
被害状況等の相互伝達		・被害状況等の相互伝達に関する事	
被害状況等の避難所への伝達		・被害状況等の避難所への伝達	
公共施設災害復旧	・公共施設災害復旧計画の取りまとめに関する事		
労務供給	・災害時における労働者の雇上げに関する事		
災害復旧・復興計画の策定	・復旧・復興計画の策定支援に関する事		
災害復旧事業に伴う財政援助及び助成	・災害復旧事業に伴う財政援助及び助成に関する事		
応急融資	・復旧のために必要な資金の融通または斡旋に関する事		

災害対策本部の主な事務分掌 (13/14)

班	課	項目	主な事務分掌
避難所管理班	教育政策課	乳幼児・児童・生徒の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の登下校時間内及び時間外の緊急措置に関する事 ・保育所、児童館への情報等の収集及び伝達に関する事 ・施設開設時及び開設時間外の緊急措置に関する事
		指定避難所開設	<ul style="list-style-type: none"> ・指定避難所の開設に関する事 ・指定避難所の対応に関する事 ・指定避難所の開設に伴う県等関係機関との連絡調整に関する事
		生活必需品供給	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者に対する生活必需品の確保に関する事 ・被災者に対する生活必需品の支給に関する事 ・被災者に対する生活必需品の輸送に関する事
		食料供給	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者に対する応急食料の確保に関する事 ・被災者に対する応急食料の輸送に関する事 ・被災者に対する被災者応急食料の配布に関する事 ・被災者に対する食料供給の協力に関する事 ・災害対策予算に関する事
		応急教育・保育実施	<ul style="list-style-type: none"> ・学校施設が指定避難所になる場合の運営支援等に関する事 ・教育施設の確保等に関する事 ・保育施設の確保等に関する事 ・学校給食に関する事 ・学用品の調達及び支給に関する事 ・給食に関する事 ・就学援助費の支給等に関する事
		被害状況等の相互伝達	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況等の相互伝達に関する事
		被害状況等の避難所への伝達	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況等の避難所への伝達
		公共施設災害復旧	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設災害復旧計画の取りまとめに関する事
		労務供給	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における労働者の雇上げに関する事
		災害復旧・復興計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・復旧・復興計画の策定支援に関する事
災害復旧事業に伴う財政援助及び助成	<ul style="list-style-type: none"> ・災害復旧事業に伴う財政援助及び助成に関する事 		
応急融資	<ul style="list-style-type: none"> ・復旧のために必要な資金の融通または斡旋に関する事 		
避難所管理班	学校課	乳幼児・児童・生徒の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の登下校時間内及び時間外の緊急措置に関する事 ・保育所、児童館への情報等の収集及び伝達に関する事 ・施設開設時及び開設時間外の緊急措置に関する事
		指定避難所開設	<ul style="list-style-type: none"> ・指定避難所の開設に関する事 ・指定避難所の対応に関する事 ・指定避難所の開設に伴う県等関係機関との連絡調整に関する事
		生活必需品供給	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者に対する生活必需品の確保に関する事 ・被災者に対する生活必需品の支給に関する事 ・被災者に対する生活必需品の輸送に関する事
		食料供給	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者に対する応急食料の確保に関する事 ・被災者に対する応急食料の輸送に関する事 ・被災者に対する応急食料の配布に関する事 ・被災者に対する食料供給の協力に関する事 ・災害対策予算に関する事
		応急教育・保育実施	<ul style="list-style-type: none"> ・学校施設が指定避難所になる場合の運営支援等に関する事 ・教育施設の確保等に関する事 ・保育施設の確保等に関する事 ・学校給食に関する事 ・学用品の調達及び支給に関する事 ・給食に関する事 ・就学援助費の支給等に関する事
		被害状況等の相互伝達	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況等の相互伝達に関する事
		被害状況等の避難所への伝達	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況等の避難所への伝達
		公共施設災害復旧	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設災害復旧計画の取りまとめに関する事
		労務供給	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における労働者の雇上げに関する事
		災害復旧・復興計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・復旧・復興計画の策定支援に関する事
	生涯学習課 (スポーツ振興室除く)	乳幼児・児童・生徒の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の登下校時間内及び時間外の緊急措置に関する事 ・保育所、児童館への情報等の収集及び伝達に関する事 ・施設開設時及び開設時間外の緊急措置に関する事
		指定避難所開設	<ul style="list-style-type: none"> ・指定避難所の開設に関する事 ・指定避難所の対応に関する事 ・指定避難所の開設に伴う県等関係機関との連絡調整に関する事
		生活必需品供給	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者に対する生活必需品の確保に関する事 ・被災者に対する生活必需品の支給に関する事 ・被災者に対する生活必需品の輸送に関する事
		食料供給	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者に対する応急食料の確保に関する事 ・被災者に対する応急食料の輸送に関する事 ・被災者に対する応急食料の配布に関する事 ・被災者に対する食料供給の協力に関する事 ・災害対策予算に関する事

災害対策本部の主な事務分掌 (14/14)

班	課	項目	主な事務分掌
避難所管理班	生涯学習課 (スポーツ振興室除く)	応急教育・保育実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校施設が指定避難所になる場合の運営支援等に関する事 ・ 教育施設の確保等に関する事 ・ 保育施設の確保等に関する事 ・ 学校給食に関する事 ・ 学用品の調達及び支給に関する事 ・ 給食に関する事 ・ 就学援助費の支給等に関する事
		被害状況等の相互伝達	・ 被害状況等の相互伝達に関する事
		被害状況等の避難所への伝達	・ 被害状況等の避難所への伝達
		公共施設災害復旧	・ 公共施設災害復旧計画の取りまとめに関する事
		労務供給	・ 災害時における労働者の雇上げに関する事
		災害復旧・復興計画の策定	・ 復旧・復興計画の策定支援に関する事
		災害復旧事業に伴う財政援助及び助成	・ 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成に関する事
		応急融資	・ 復旧のために必要な資金の融通または斡旋に関する事
	スポーツ振興室	乳幼児・児童・生徒の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童の登下校時間内及び時間外の緊急措置に関する事 ・ 保育所、児童館への情報等の収集及び伝達に関する事 ・ 施設開設時及び開設時間外の緊急措置に関する事
		指定避難所開設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定避難所の開設に関する事 ・ 指定避難所の対応に関する事 ・ 指定避難所の開設に伴う県等関係機関との連絡調整に関する事
		生活必需品供給	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災者に対する生活必需品の確保に関する事 ・ 被災者に対する生活必需品の支給に関する事 ・ 被災者に対する生活必需品の輸送に関する事
		食料供給	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災者に対する応急食料の確保に関する事 ・ 被災者に対する応急食料の輸送に関する事 ・ 被災者に対する応急食料の配布に関する事 ・ 被災者に対する食料供給の協力に関する事 ・ 災害対策予算に関する事
		応急教育・保育実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校施設が指定避難所になる場合の運営支援等に関する事 ・ 教育施設の確保等に関する事 ・ 保育施設の確保等に関する事 ・ 学校給食に関する事 ・ 学用品の調達及び支給に関する事 ・ 給食に関する事 ・ 就学援助費の支給等に関する事
		防災ヘリポート開設	・ 防災ヘリポートの開設に関する事
		被害状況等の相互伝達	・ 被害状況等の相互伝達に関する事
		被害状況等の避難所への伝達	・ 被害状況等の避難所への伝達
		公共施設災害復旧	・ 公共施設災害復旧計画の取りまとめに関する事
		労務供給	・ 災害時における労働者の雇上げに関する事
		災害復旧・復興計画の策定	・ 復旧・復興計画の策定支援に関する事
		災害復旧事業に伴う財政援助及び助成	・ 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成に関する事
		応急融資	・ 復旧のために必要な資金の融通または斡旋に関する事
避難所管理班	青少年健全育成センター	乳幼児・児童・生徒の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童の登下校時間内及び時間外の緊急措置に関する事 ・ 保育所、児童館への情報等の収集及び伝達に関する事 ・ 施設開設時及び開設時間外の緊急措置に関する事
		指定避難所開設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定避難所の開設に関する事 ・ 指定避難所の対応に関する事 ・ 指定避難所の開設に伴う県等関係機関との連絡調整に関する事
		生活必需品供給	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災者に対する生活必需品の確保に関する事 ・ 被災者に対する生活必需品の支給に関する事 ・ 被災者に対する生活必需品の輸送に関する事
		食料供給	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災者に対する応急食料の確保に関する事 ・ 被災者に対する応急食料の輸送に関する事 ・ 被災者に対する応急食料の配布に関する事 ・ 被災者に対する食料供給の協力に関する事 ・ 災害対策予算に関する事
		応急教育・保育実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校施設が指定避難所になる場合の運営支援等に関する事 ・ 教育施設の確保等に関する事 ・ 保育施設の確保等に関する事 ・ 学校給食に関する事 ・ 学用品の調達及び支給に関する事 ・ 給食に関する事 ・ 就学援助費の支給等に関する事
		被害状況等の相互伝達	・ 被害状況等の相互伝達に関する事
		被害状況等の避難所への伝達	・ 被害状況等の避難所への伝達
		公共施設災害復旧	・ 公共施設災害復旧計画取りまとめに関する事
		労務供給	・ 災害時における労働者の雇上げに関する事
		災害復旧・復興計画の策定	・ 復旧・復興計画の策定支援に関する事
		災害復旧事業に伴う財政援助及び助成	・ 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成に関する事
		応急融資	・ 復旧のために必要な資金の融通または斡旋に関する事

5. 災害対策本部及び現地災害対策本部設置場所

災害対策本部は、市役所に置くものとする。ただし、災害の状況に応じ、本部長が代替災害対策拠点として指定する他の施設に置くことがある。（第1候補：小松島市水道部庁舎、第2候補：小松島中学校）また、本部長が災害対策上必要と認めるときは、現地対策本部を設置して、緊急に対処するものとする。

6. 災害対策本部の表示

危機管理・感染症対策推進課長は、災害対策本部が設置された時は、市役所前に「小松島市災害対策本部」の看板（危機管理・感染症対策推進課保管）を掲出するものとする。

7. 災害対策本部設置の通知

政策監または危機管理部長は、災害対策本部を設置した場合は、直ちに各課にその旨を連絡するとともに、市長を通じ徳島県災害対策本部等、関係機関へその旨を通知するものとする。

8. 職員の動員及び参集

危機管理部長は、災害対策本部の設置及び非常体制の決定に基づき、応急対策を実施するのに必要な職員を動員するものとする。この場合の手順については、本節 第6「職員非常動員」のとおりとする。

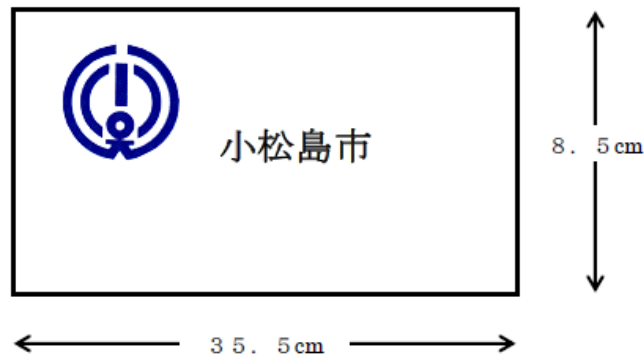
9. 本部職員の証票等

(1) 身分証明書

災害対策本部職員の証は「身分証明書」等を以て兼ねるものとし、災害対策基本法83条第2項による身分を示す証票も本証を以て兼ねるものとする。

(2) 腕章

本市本部職員のうち災害応急対策の実施またはその事務にあたるものは、以下の腕章を着用するものとする。



※腕章は白地のものに、文字は黒字とする。

(3) 標旗



寸法	縦 40cm 横 60cm
生地	白地 帆布
文字 徽章	黒色 12cm角 黒色 15cm径
竿	長さ 80cm 径 15cm 上部玉付

第3 災害対策本部の運営

実施担当課等 秘書広報課、企画政策課、人事課、総務課、危機管理・感染症対策推進課、震災対策課

1. 災害対策本部会議の開催

災害の状況に応じ、災害対策に関する基本事項について協議するため、本部長が必要と認める場合は、本部会議を開催するものとする。

(1) 本部会議の協議事項

- ◇ 第1非常体制から第2非常体制への切り替え及び災害対策本部の廃止に関すること
- ◇ 避難のための立ち退き指示に関すること
- ◇ 被害情報及び被害状況の分析と、それに基づく応急対策活動の基本方針の策定に関する
こと
- ◇ 自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること
- ◇ 災害救助法の発動についての意見に関すること
- ◇ その他災害対策に関する重要事項

(2) 部の運営

各部においては、地震災害発生時における「災害対策業務マニュアル」を策定し、その周知徹底を図っておくものとする。

災害対策本部に設置された各部は、本部会議の決定した基本方針及びあらかじめ策定した「災害対策業務マニュアル」に基づき災害対策業務に従事するものとする。

2. 災害対策本部室の設置

(1) 開設

災害対策本部が設置された場合、政策監または危機管理部長は直ちに災害対策本部室を開設する。

(2) 災害対策本部長の所在

災害対策本部長は、原則として災害対策本部室に在室するものとする。

(3) 本部室の役割

災害対策本部室においては、気象等観測結果及び被害情報の収集及び集計・分析並びに非常配備及び予警報等の伝達等、主として対策本部において必要な情報の収集・集計・分析及び対策本部の決定事項の伝達を行う。

(4) 設置場所

災害対策本部室は、市役所に置くものとする。ただし、災害の状況に応じ、本部長が代替災害対策拠点として指定する他の施設に置くことがある。(第1候補：小松島市水道部庁舎、第2候補：小松島中学校)

(5) 本部室の構成

災害対策本部室は、次の課の所要の職員で構成し、副市長が統括する。

- ◇ 秘書広報課
- ◇ 企画政策課
- ◇ 人事課
- ◇ 総務課
- ◇ 危機管理・感染症対策推進課
- ◇ 震災対策課
- ◇ その他本部長が必要と認める課または職員

(6) 本部室の電話番号等

- ◇ 有線電話…0885-32-2111
- ◇ 無線局
 - ・ 地上系システム…庁内電話機による県内ネットワーク間の通信
 - ・ 衛星系システム…庁内電話機による全国地域衛星通信ネットワーク間の通信
(電話番号に関する資料・・・資料編参照)

3. 行政機能の確保状況の把握・報告

「大規模災害時における市町村の行政機能の確保状況の把握について」（平成29年4月11日付総行市第26号総務省自治行政局長・消防災第51号消防庁次長通知）に基づき、本市は、震度6弱以上の地震を観測した際は、「市町村行政機能チェックリスト」を記入し、県（市町村課）に報告する。

第4 災害対策本部の廃止

実施担当課等 秘書広報課、企画政策課、人事課、総務課、危機管理・感染症対策推進課、震災対策課

1. 災害対策本部の廃止基準

災害対策本部は、本部長が次のとおり認めたときに廃止する。

- ◇ 本市域に係る災害発生のおそれが解消したとき
- ◇ 災害応急対策がおおむね完了したとき

2. 災害対策本部の廃止通知

政策監または危機管理部長は、災害対策本部を廃止した場合は、直ちに各部長または統括監等を通じ非常配備要員にその旨通知するとともに、本部長を通じ徳島県災害対策本部等関係機関へその旨通知するものとする。

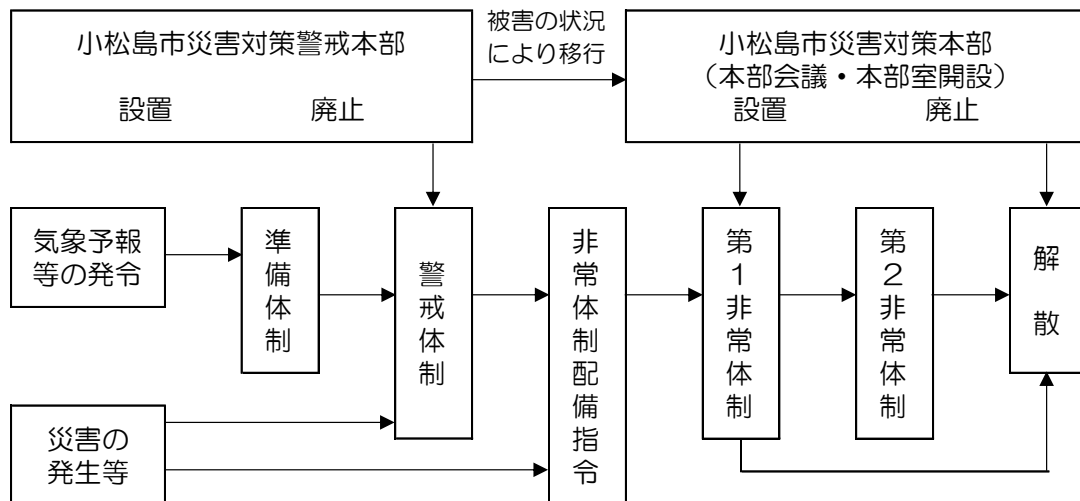
第5 職員非常配備

実施担当課等 各部各課

1. 職員配備体制

本市において、災害が発生した場合、職員は勤務時間の内外を問わず、あらかじめ定められた配備体制に基づき、所定の業務に従事するものとする。

なお、職員の非常体制の配備は、次に示すとおり、準備体制及び警戒体制から第2非常体制の4段階とする。



職員配備体制の流れ

2. 非常体制の配備決定

非常体制の配備決定は、次により行うものとする。ただし、決定者が不在の場合は②で定める代決者が決定し、事後承認を得るものとする。

(1) 配備決定手続き

① 準備体制

副市長が状況を判断して決定する。

② 警戒体制

副市長が状況を判断し、決定する。

③ 第1非常体制及び第2非常体制

市長が決定する。

(2) 代決者

災害が発生した場合の命令系統は次のとおりとし、定めた者が不在または連絡不能の場合は、次の順により、直ちにその職務を遂行し、事後その承認を受けるものとする。

- ① 市長
- ② 副市長
- ③ 教育長
- ④ 政策監

3. 職員配備

(1) 非常体制配備指令の発令

市長は、災害が発生しまたは発生するおそれがある場合には、その災害の規模、被害状況等に応じて必要な防災体制をとるため、職員に対し非常体制配備指令を発令する。

(2) 非常体制配備指令の解除

市長は、災害の発生、継続または拡大のおそれなくなったと認めるときは、非常体制配備指令を解除する。

(3) 配備基準

発令の種類、基準等は次表のとおりとする。

配備基準

体制 配備 区分	基準			災害対策本部等
	地震・津波	風水害	その他災害	
準備体制		1. 気象予警報に基づき、いまだ警戒体制配備指令を発令するには至らないが今後の状況の推移に注意を要し連絡を緊密にする必要があると認めるとき		1. 災害対策警戒本部を設置する 2. 情報連絡活動及び災害応急対策活動を行う 3. 状況に応じてすみやかに災害対策本部を設置し得る体制を整える
警戒体制	1. 震度4の地震が発生したとき 2. 気象庁本庁または大阪管区气象台が徳島県に「津波注意報」を発表したとき 3. 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき 4. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき	1. 暴風、大雨、洪水、その他警報が発令されたとき （高潮に備えて） 2. 高潮注意報（警報切り替えの可能性）及び暴風警報が発表されたとき		
非常体制	第1非常体制 （自動設置） 1. 震度5弱以上の地震が発生したとき 2. 気象庁本庁または大阪管区气象台が徳島県に「大津波警報」または「津波警報」を発表したとき 3. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき	1. 暴風、大雨、洪水、その他警報が発令され、災害の発生が予想されるとき 2. 台風の四国接近に伴い暴風圏に入ることが確実とされるとき 3. 河川の増水により水位が警戒水位を越えることが確実とされるとき		1. 災害対策本部を設置する
	第2非常体制 （判断設置） 1. 市内で相当規模（災害救助法適用程度）の地震災害が発生したときまたは発生するおそれのあるとき 2. 気象庁本庁または大阪管区气象台が徳島県に「津波注意報」を発表したとき 3. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき 4. その他市長が必要と認めるとき	1. 特別警報が発表されたとき 2. 気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく暴風、大雨、洪水、高潮の警報が発表され、大規模な災害が予測されるとき 3. 上記警報の有無にかかわらず、局地的豪雨等により現に災害が発生し、その規模及び範囲等の状況から特にその対策を要するとき 4. 古庄水位観測所（那賀川）の水位が氾濫注意水位に到達したとき 5. 江田水位観測所（勝浦川）の水位が避難判断水位に到達したとき	1. 市内で火災または爆発が発生し、特にその対策を要するとき 2. 市内に有害物、放射性物質が大量に放出されたとき 3. 人的災害、家屋被害が相当数発生したとき、またはそれが予測されるとき 4. 多数の遭難者を伴う事故またはその他重大な事故が発生し、応急対策を要するとき 5. 災害救助法による救助を適用する災害が発生したとき 6. その他通常の市行政組織により災害応急対策が不可能と判断される特殊な災害が発生したとき	

備考：被害等の状況により災害対策警戒本部から災害対策本部へ移行する。

(4) 非常体制の配備人員基準

各課等の非常配備人員の基準は、次表のとおりとする。

非常体制の配備人員基準

課 等 名	準備体制	警戒体制	非常体制		備 考	
			第1	第2		
秘書広報課	○	管理職 配備	係長職 以上 配備	全 員		
企画政策課						
人事課	○					
財政課						
総務課	○					
DX推進課	○					
税務課						
危機管理・感染症対策推進課	○					
震災対策課	○					
戸籍住民課						
環境政策課						
市民生活課	○					
人権推進課						
環境衛生センター	○					
保険年金課						
保健センター						
生活福祉課	○					
児童福祉課	○					
介護福祉課	○					
農林水産課	○					
商工観光課	○					
競輪局						
都市整備課	○					
まちづくり推進課	○					
住宅課	○					
建設管理課						
会計課						
水道課						
消防本部(署)	○					
教育委員会	○					
監査委員事務局						
農業委員会事務局						
選挙管理委員会事務局						

(各出先機関を含む)

- ※注 1. 準備体制においては、原則として各関係部局の管理職を配備人員とするが、災害等の状況により各関係部局の判断において人員増を行い必要と認められる人員を配備することとする。
2. 警戒体制においては、原則として管理職を配備人員とするが、災害等の状況により各関係部局の判断において人員増を行い必要と認められる人員を配備することとする。
3. 第1非常体制においては、原則として係長職以上を配備人員とするが、災害等の状況により各関係部局の判断において人員増を行い必要と認められる人員を配備することとする。
4. 第2非常体制においては、原則として全職員を配備人員とする。
5. その他施設の配備人員は別に定める。

4. 職員非常配備実施台帳の作成

本市は、次の様式により「小松島市職員非常配備実施台帳」を作成し、不断に更新するものとする。

また、非常体制配備指令の当初の伝達等を円滑に行うため、各課等に正副2人の非常連絡員をあらかじめ定めておくものとする。なお、非常連絡員は原則として課長補佐または係長とする。

小松島市職員非常配備実施台帳

課等名	職名	氏名	非常連絡員	配備体制		連絡先		備考
				警戒体制	非常体制	有線電話	携帯電話	
総務課	課長	XXXX		○	○	XXXX	XXXX	
	課長	XXXX	○	○	○	XXXX	XXXX	
	補佐							
								～
都市整備課	課長	XXXX		○	○	XXXX	XXXX	
								～
								～

(注) 連絡先の携帯電話の番号は、市の貸与したものだけでなく、個人的に利用しているものも含めて記載すること。

第6 職員非常動員

実施担当課等 各部各課

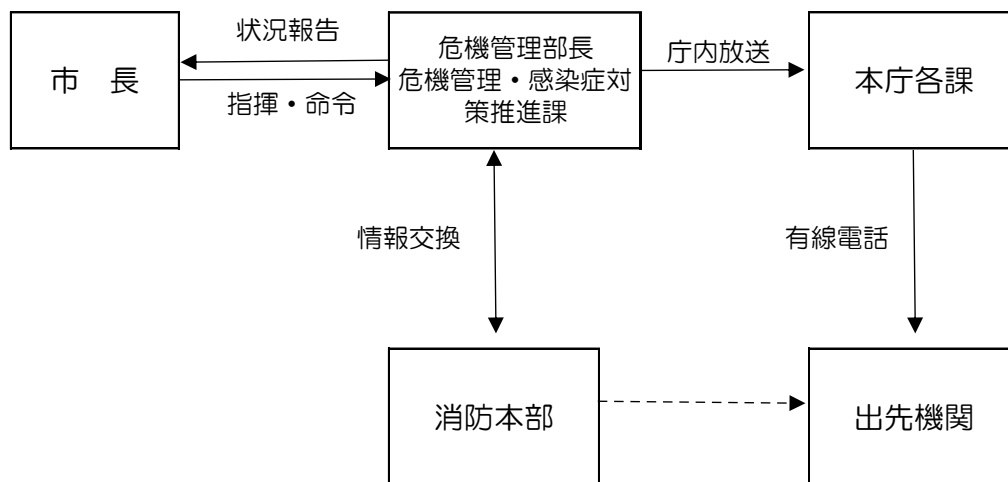
1. 非常体制配備指令の伝達

本市において、非常体制配備指令等が発令された場合、あらかじめ定められた伝達系統及び伝達手段により、発令内容を迅速かつ正確に伝達するものとする。

(1) 勤務時間内

危機管理部長は、非常体制の決定を受け、次頁の伝達系統及び伝達手段により、気象予警報等の種類及び配備の種類を伝達する。

① 伝達系統



有線電話または防災行政無線等
-----▶ は本庁各課から伝達できない場合

非常体制配備指令の伝達系統（勤務時間内）

② 伝達手段

- ◇ 庁内放送
- ◇ 有線電話または防災行政無線等

＜庁内放送等の文例＞

「市長からの指令を伝達します。市長からの指令を伝達します。
○時○分徳島地方気象台から○○警報が発令され、市内における被害の発生が予想されます。

については、（○時○分災害対策本部を設置し、）第○非常体制により災害応急対策を実施しますので、職員は、既定の計画どおり所定の配備につき、応急対策の実施に万全を期してください。なお、出先機関を持つ本課は、その旨を出先機関に伝達してください。（以上繰り返します。）」

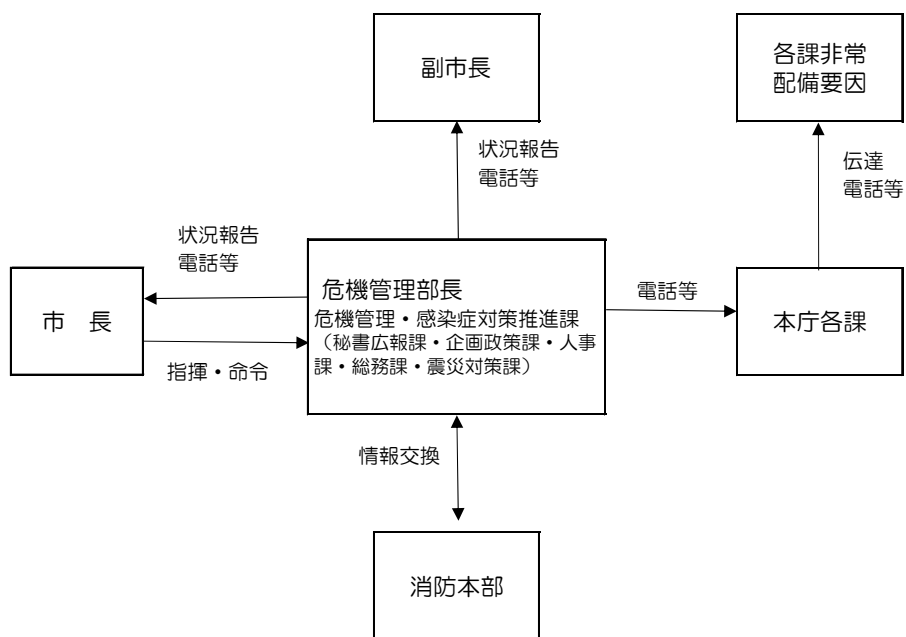
(2) 勤務時間外

危機管理部長は、非常体制配備の決定を受け、次の伝達系統及び伝達手段により、気象予警報等の種類及び配備の種類を伝達する。

なお、危機管理部長が退庁している場合は、消防本部から連絡網により、危機管理部長に状況等を報告し、指示により伝達する。

また、人的被害、家屋被害が相当数発生した場合は、通常の電話連絡網による伝達は行わないため、伝達を待つことなく直ちに第2非常体制の配備につくものとする。

① 伝達系統



非常体制配備指令の伝達系統（勤務時間外）

② 伝達手段

- ◇ 有線電話
- ◇ 携帯電話

< 配備指令の伝達等の文例 >
 「市長からの緊急指令を伝達します。
 第〇非常体制の配備指令が発令されました。
 繰り返します。第〇非常体制の配備指令が発令されました。
 職員は、直ちに配置につき応急対策を実施してください。」
 なお、出先機関を持つ本課は、この旨を出先機関に伝達してください。

③ 非常連絡員の対応

- ◇ 非常配備指令を上司及び所定の職員に伝達
- ◇ 所定の職員の非常配備の状況を人事課に報告

2. 勤務時間外の職員の参集

職員は、勤務時間外において気象予警報等が発令される等、市内に大規模な災害の発生が予想される場合は、次のとおり行動するものとする。

- ◇ 直ちに、テレビ・ラジオ等により状況把握に努める。
- ◇ 人的被害、家屋被害が相当数発生した場合は、通常の電話連絡網による伝達は行わないので、職員はテレビ・ラジオ等で情報を収集し、伝達を待つことなく、直ちに第2非常配備体制につき、災害応急対策活動を行うものとする。この際、災害対策本部や職場に対し、非常体制配備につくかどうかの電話等による問い合わせはいっさい行ってはならない。
- ◇ 震度5弱以上の地震が発生した場合は通常の電話連絡網による伝達は行わないので、職員はテレビ・ラジオ等で情報を収集し、伝達を待つことなく、自分や家族の安全を確保した後、直ちに非常体制の配備につき、災害応急対策活動を行うものとする。この際、災害対策本部や職場に対し、非常体制配備につくかどうかの電話等による問い合わせはいっさい行ってはならない。

3. 勤務時間外の警戒体制の配備につかない職員の対応

勤務時間外において警戒体制等の配備につく職員以外の職員は、自己の住所地付近の災害状況等を把握することに努め、必要に応じてその状況を本市（市災害対策本部等）へ通報し、何時でも非常体制の配備につける態勢で待機するものとする。

第2節 災害情報の収集・伝達

実施担当課等	項目
震災対策課	○通信手段確保 ○災害情報収集 ○災害情報処理
総務課	○通信手段確保 ○災害情報処理
税務課 危機管理・感染症対策推進課	○災害情報収集 ○災害情報処理
DX推進課 消防本部（署）	○通信手段確保 ○災害情報収集
都市整備課 まちづくり推進課	○災害情報収集
人事課	○災害情報処理
各応急対策担当課	○災害情報伝達 ○被害状況等の相互伝達 ○被害状況等の避難所への伝達

第1 趣旨

本市は、災害発生後の初動期において、災害応急対策を実施するために、最も重要な情報の収集及び伝達を迅速かつ正確に行う必要がある。

第2 通信手段確保

実施担当課等 総務課、DX推進課、震災対策課、消防本部（署）

1. 通信手段の整備

災害時における通信手段が円滑かつ迅速に確保できるよう、平常時から防災通信システムの機能をテストするなど、通信手段を整備しておくとともに、通信連絡システムの運用の考え方を市の関係各課及び防災関係機関に周知しておくものとする。

2. 通信手段の確保

通信連絡は、原則としては有線通信設備（消防専用電話、直通電話、災害時優先電話等）を活用する。有線通信が途絶している場合は、消防無線のほか、徳島県非常通信協議会加入機関の無線通信施設等あらゆる機関の通信施設を活用するものとする。

なお、無線通信も途絶した場合には、職員を派遣するなど、あらゆる手段をつくして情報連絡に努めるものとする。

（1）電気通信設備の優先利用

災害応急対策の実施等について、緊急かつ特別の必要がある場合は、西日本電信電話株式会社徳島支店及びNTTドコモに対し、非常用通信回線の確保について要請し、電気通信設備を優先利用するものとする。

(2) 徳島県総合情報通信ネットワークシステムの運用

徳島県総合情報通信ネットワークシステムの運用については、平常時の防災行政事務についても広く活用し、日ごろから緊急時に備えるものとする。

なお、災害時には、徳島県総合情報通信ネットワークシステムを最大限に活用し、本市、県及び防災関係機関が一体となって、迅速かつ円滑な災害情報の収集、伝達に利用するものとする。

(3) 市有無線（消防署・水道課）、防災行政無線等の活用

① 移動系

市有無線（消防署・水道課）を最大限に活用し、円滑な災害情報の収集・伝達に利用する。（非常災害時の無線通信網 … 資料編参照）

② 固定系（防災行政無線等）

小松島市内に配備した防災行政無線等により、住民へ防災情報・生活関連情報等の伝達を行うほか、消防団が行う防災活動の指令・各種情報伝達に活用する。

(4) 有線通信途絶時の通信施設の優先利用

① 非常通信

防災機関は、有線通信が途絶し、利用することができないときまたは利用することが著しく困難であるときは、電波法第52条第4項の規定に基づき、非常通信として徳島県非常通信協議会の加入機関等の無線通信施設を利用することができる。

非常通信の要件としては、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、または発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか、またはこれを利用することが著しく困難であるときに、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保または秩序の維持のために行われる場合である。

この非常通信を利用して、市におけるアマチュア無線局の協力体制により、災害情報の収集等通信の確保を図るものとする。

② 放送機関への放送依頼

携帯電話の基地局設備や伝送路に甚大な被害が出た場合、安定的な通信を目指すとともにNTTドコモの移動基地局車の運用を依頼し、被災箇所の孤立化防止に努める。

(5) 通信途絶時のその他伝達手段

通信途絶時においては、その他通信手段として次のような通信媒体を活用し、災害情報の住民への伝達を図るものとする。

- ◇ 広報車（市の広報車2台、消防車1台）
- ◇ パソコン通信
- ◇ 報道機関

(6) 他機関通信設備等の活用

本市の通信設備に支障等がある場合には、総務班は、必要に応じて次の通信施設管理者に依頼し、その活用を図る。

なお、事態悪化の際は、伝令等により通信連絡を確保するものとする。

① 警察無線、その他の無線保有機関の無線活用

非常通信の活用は、非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合に、有線電話が不通、または輻輳し、利用が著しく困難な場合で無線通信によらなければ目的を達成し得ない場合とする。

② 放送機関への放送依頼

加入電話等が使用不能となった場合には、必要に応じてテレビ・ラジオ等の放送局に対して、連絡のための放送を依頼する。

③ アマチュア無線の利用

アマチュア無線通信の活用は災害の発生のおそれがある時、または有線電話が不通になった時に消防本部または災害対策本部内に通信本部を設置し、アマチュア無線局からの情報通信に努めるものとする。

3. 通信機器の応急対応

災害発生後、総務班及び消防本部は保有する通信機器の点検を行い、非常電源等の確保を図るとともに、機器の復旧依頼及び代替手段の確保など必要な対策を速やかに行う。

第3 災害情報収集

実施担当課等

税務課、DX推進課、危機管理・感染症対策推進課、震災対策課、都市整備課、まちづくり推進課、消防本部（署）

1. 気象情報等

徳島県総合情報通信ネットワークシステム及びテレビ・ラジオ等により気象情報等に関する情報を収集する。

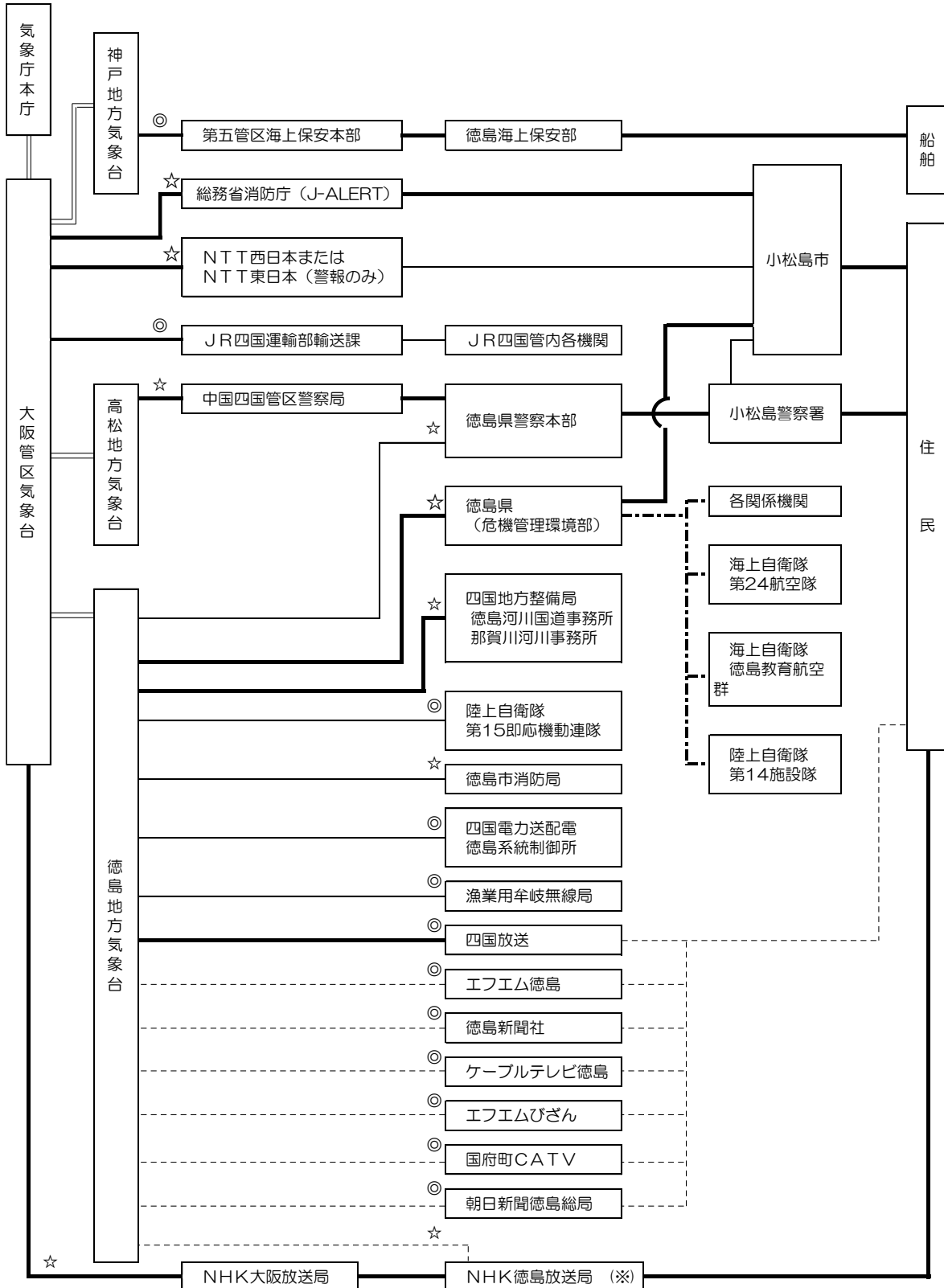
2. 地震・津波情報

徳島県総合情報通信ネットワークシステム及びテレビ・ラジオ等により地震情報を収集する。

3. 情報伝達系統

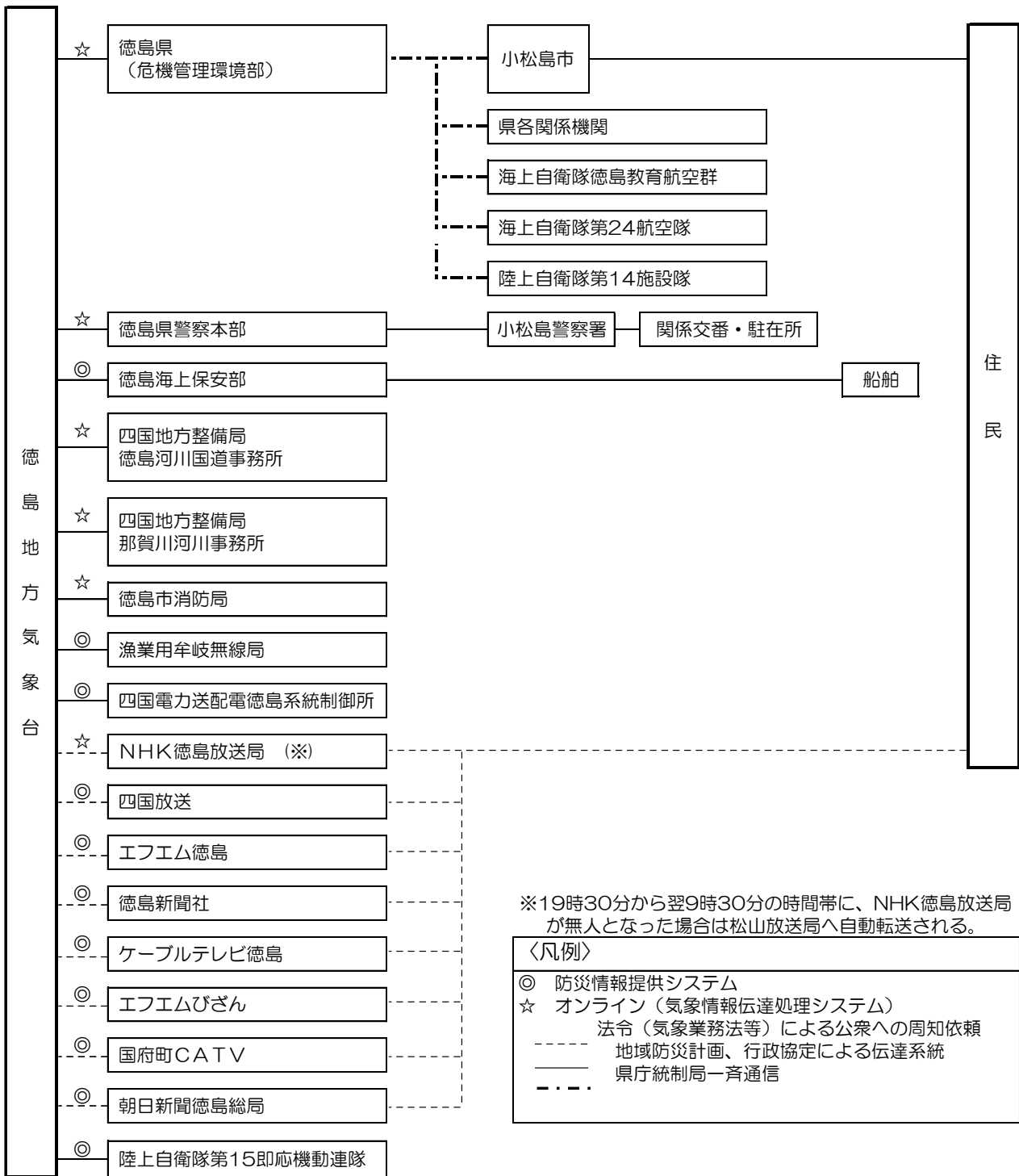
大津波警報・津波警報・津波注意報、地震・津波、気象に関する情報等は、次の伝達系統により伝達される。

(1) 大津波警報・津波警報・津波注意報の伝達系統

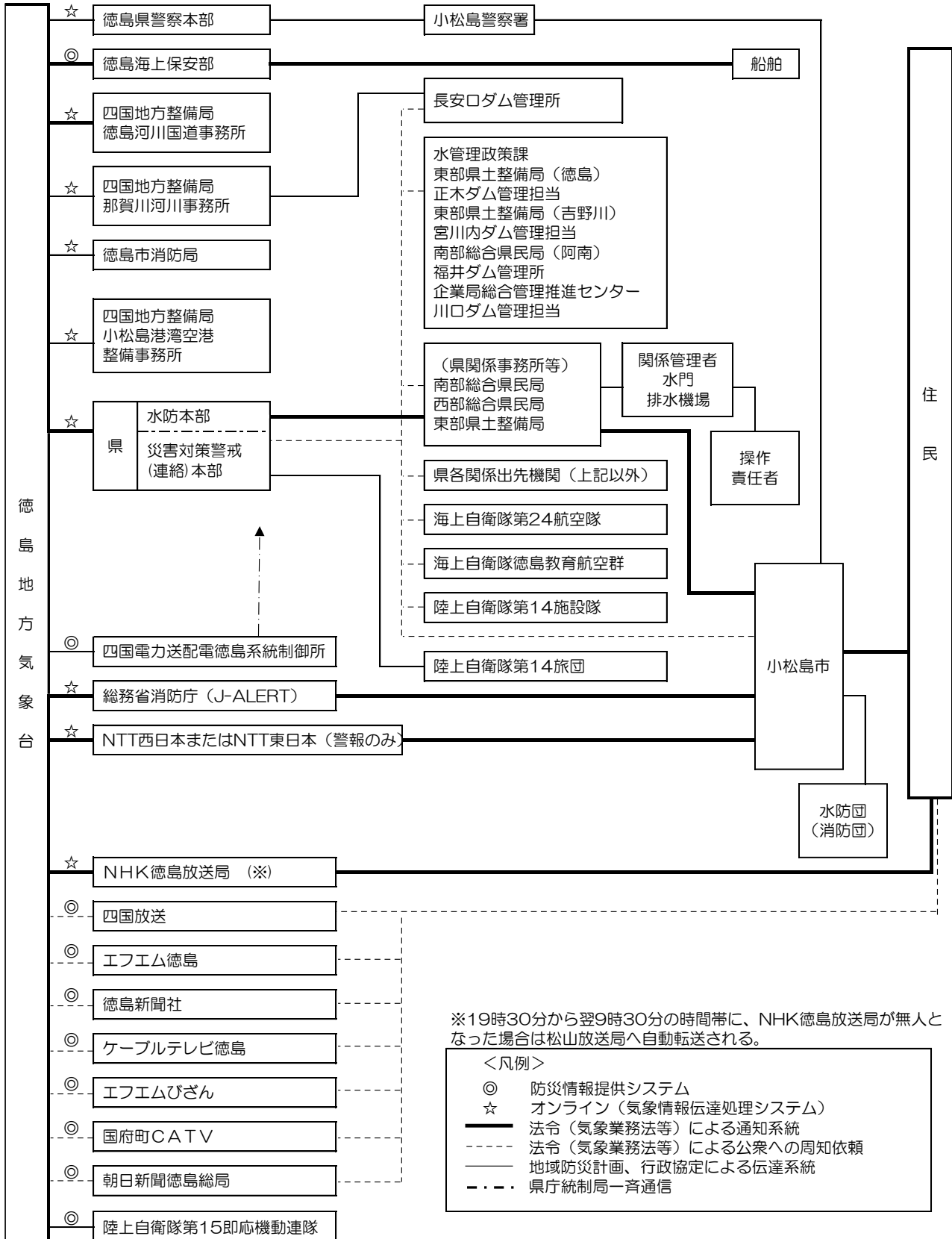


※19時30分から翌9時30分の時間帯に、NHK徳島放送局が無人となった場合は松山放送局へ自動転送される。

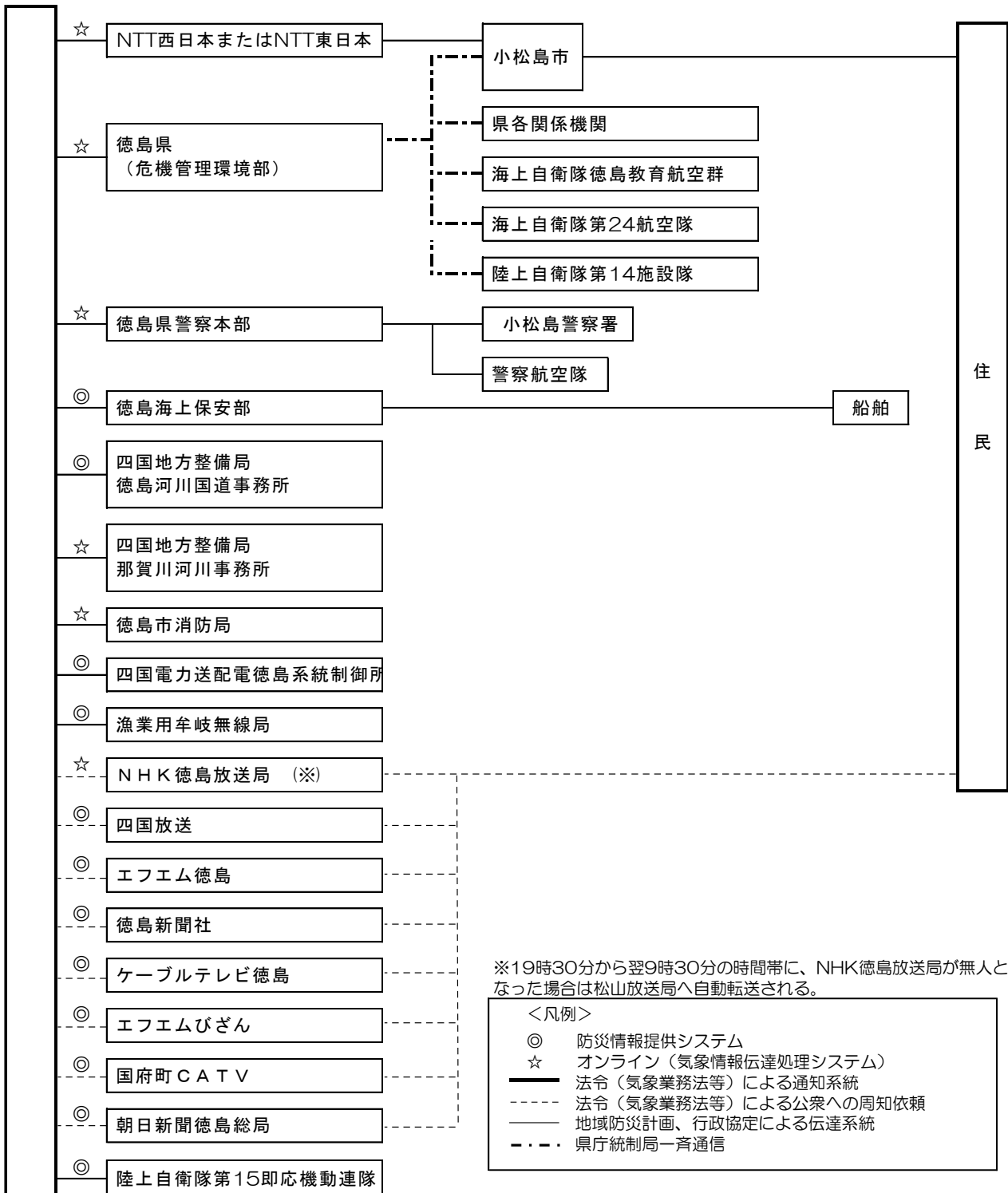
(2) 津波予報、地震・津波に関する情報の伝達系統



(3) 気象に関する特別警報・警報の伝達系統

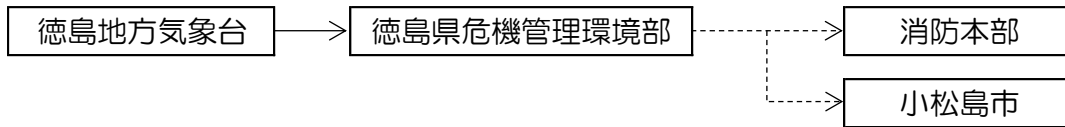


(4) 気象に関する注意報・情報の伝達系統

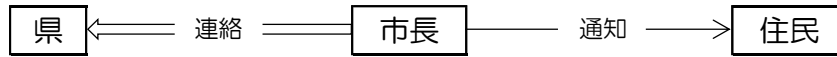


(5) 火災気象通報の伝達系統

① 火災気象通報の伝達系統



② 火災警報の伝達系統



※1 火災警報は、市長が①の通報を受けたとき、または気象の状況が火災予防上危険と認めたときに発令することができる。

注2 \longrightarrow は通知、 \longleftrightarrow は連絡を意味する。

4. 異常な現象発見時の通報

(1) 通報義務

災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市長または警察官もしくは海上保安官に通報しなければならない。

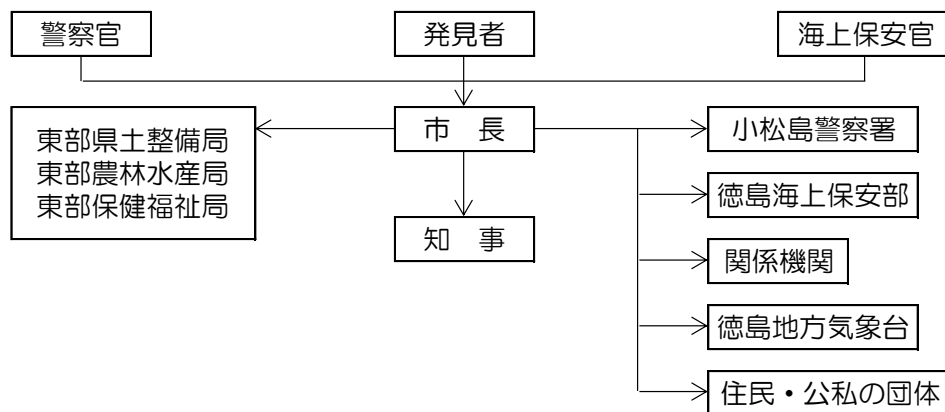
通報を受けた警察官または海上保安官は、その旨をすみやかに市長に通報しなければならない。

(2) 市の通報義務

- ◇ 上記(1)により通報を受けた市長は、その旨を関係する次の機関に通報しなければならない。徳島地方気象台
- ◇ 知事(災害対策本部が設置されている時は同本部長)
- ◇ 徳島海上保安部、東部保健福祉局、東部農林水産局、東部県土整備局の東部局、小松島警察署及びその他関係機関

(3) 市の対応

市長は、(2)による通報と同時に住民その他関係の機関に周知させるとともに、とるべき必要な措置について指示するものとする。



異常現象通報系統

5. 被害情報

本市は、積極的に自らの職員を動員し、または関係機関や住民の協力を得ながら、災害応急対策を実施するのに必要な被害状況等の情報を収集するものとする。

(1) 市職員等からの被害概況情報収集

本市職員、防災関係機関、自治会あるいは住民等から、主として次のような被害概況情報を通報により収集するものとする。

- ◇ 火災の状況（炎上、延焼、消防隊の配置等）
- ◇ 住民の行動、避難状況
- ◇ 建築物の被害状況（木造住宅及びブロック塀の倒壊状況、要救助者の有無）
- ◇ 道路、鉄道の被害状況（橋りょう、盛土、倒壊家屋、電柱等による被害状況）
- ◇ 道路渋滞の状況
- ◇ 地震被害の状況

本市の収集すべき情報の主なものは次のとおりであり、人的被害、避難措置等住民の生命、身体の保護に関連あるものを優先するものとする。

	情報の種類	収集の時期	収集先	収集手段
地震発生直後	津波予報	地震発生直後津波の発生が予想される場合速やかに発表され、直ちに市町村に伝達される。	県、NTT、警察署、報道機関	有線電話、徳島県総合情報通信ネットワークシステム
	地震津波情報	気象台で発表されたとき直ちに市町村に伝達される。	県	徳島県総合情報通信ネットワークシステム
	市内地域の被害状況	地震発生後、それがおさまって落ち着いた段階から収集する。	消防本部、消防団、警察署、徳島海上保安部、海上自衛隊第24航空隊、本庁・支所・事務所、自主防災組織等	119番等、消防無線、有線電話、水道無線、アマチュア無線、情報収集伝達員
	広域の被害状況	県に各市町村からの情報が集まった段階から収集する。	県	徳島県総合情報通信ネットワークシステム
	・医療機関の被害状況 ・救急患者の受入状況 ・応急救護体制	救急、救助活動の事案が発生した段階で収集する。	市内医療機関、県	徳島県総合情報通信ネットワークシステム、有線電話、情報収集伝達員
	避難の状況	延焼等により避難勧告・指示がだされ、避難が始まった段階及び自主避難を開始した情報を入手したとき。	消防本部、警察署、住民、自主防災組織等	消防無線、水道無線、情報収集伝達員、有線電話
	交通機関、電話、生活関連施設等の被害状況、運営状況	各施設で、ある程度状況が集約された段階から収集する。	各機関	消防無線、有線電話、徳島県総合情報通信ネットワークシステム、情報収集伝達員
	避難所の状況	避難所に住民が集まり始めた段階から収集する。	避難場所	消防無線、情報収集伝達員、避難所運営担当職員

(2) 市内地域の被害情報の内容

本市職員、防災関係機関、自治会あるいは住民等から、主として次のような被害概況情報を通報により収集するものとする。

なお、人的被害、避難措置等住民の生命、身体の保護に関連あるものを優先するものとする。

- ◇ 緊急要請事項
- ◇ 災害発生状況（原因、発生日時、発生した場所または地域）
- ◇ 被害状況
 - ◆ 火災の状況（炎上、延焼）
 - ◆ 崖崩れの状況（位置、被災戸数、要救助者の有無）
 - ◆ 建築物の被害状況（木造住宅及びブロック塀の倒壊状況、要救助者の有無）
 - ◆ 道路、鉄道の被害状況（橋りょう、盛土、倒壊家屋、電柱等による被害状況）
- ◇ 災害応急対策実施状況
- ◇ 道路交通状況（渋滞、交通規制等）
- ◇ 水道、電気、ガス等生活関連施設の被害状況及び確保対策
- ◇ 避難状況
- ◇ 医療救護活動状況
- ◇ 住民の動静
- ◇ その他応急対策の実施に際し必要な事項

火災の状況については、本市職員を下記施設に配置し、火災の早期発見に努める。

職員の配置箇所

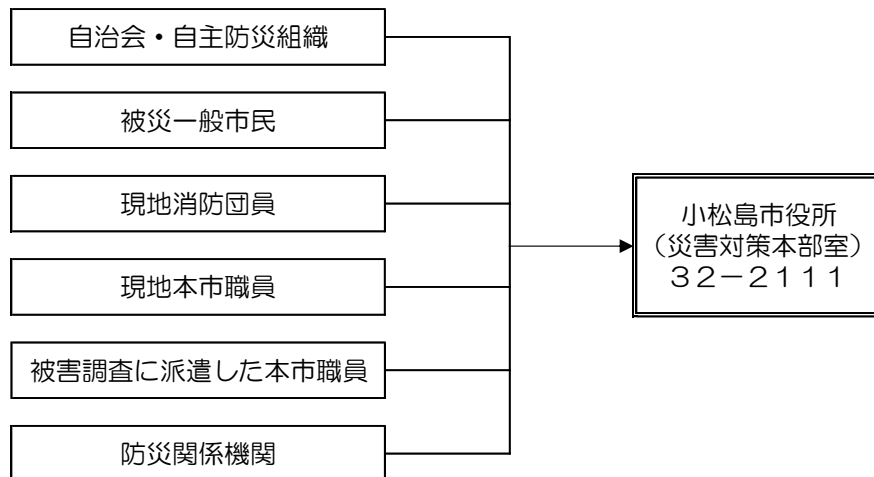
場 所	高 さ	担 当 職 員	人 員
本庁舎屋上	30m	消防本部	2名
水道部事務所	20m	水道部職員	1名
環境衛生センター事務所	30m	環境衛生センター職員	1名

(3) 情報の収集方法

被害情報収集のための通信手段としては、防災通信システムを活用するものとするが、ヘリコプター及び携帯電話、アマチュア無線、タクシー無線等の各種無線通信施設を活用するほか、情報収集のために職員を被災地等に派遣するなど、あらゆる手段により迅速かつ的確に災害状況を把握するよう努めるものとする。なお、被災地等に派遣する職員は自転車または、オートバイ等を使用するものとする。

(4) 被害情報の収集先

被害情報は、おおむね次の系統により収集する。



(5) 勤務時間外の被害情報の収集

本市に災害対策本部が設置される状況下においては、市職員は自宅付近の災害状況について積極的に調査し、被害を確認したとき、または被害が発生するおそれがある事象を発見したときは、直ちに災害対策本部（災害対策本部が設置されていない時は、危機管理・感染症対策推進課または消防本部（署）を經由して関係各課等）に通報するよう努めるものとする。

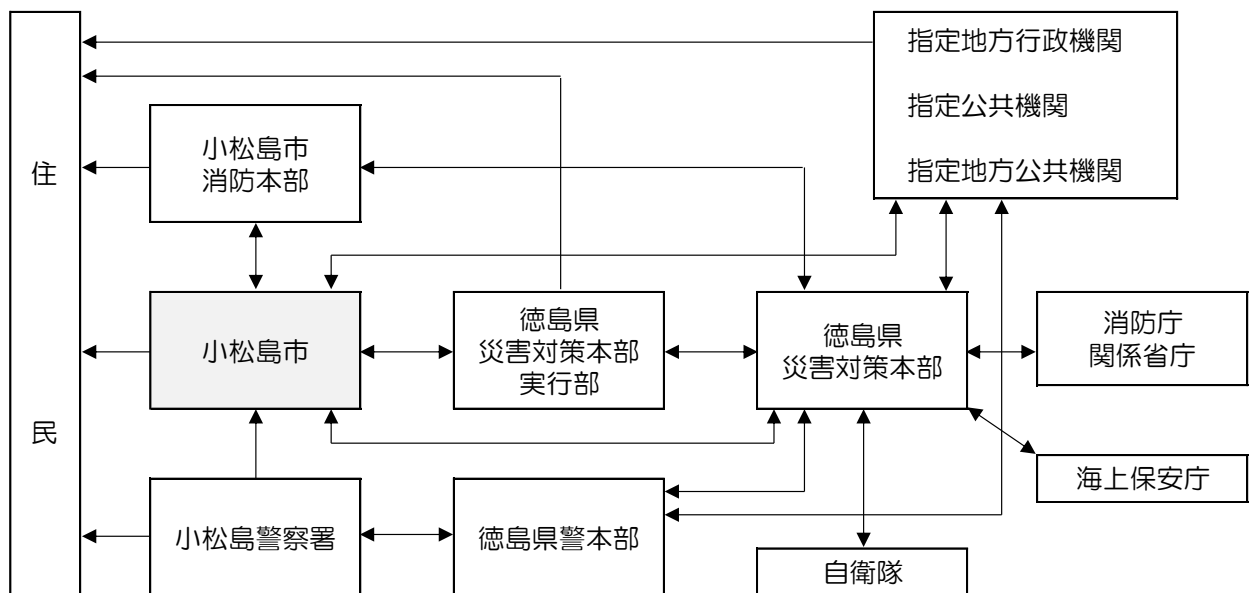
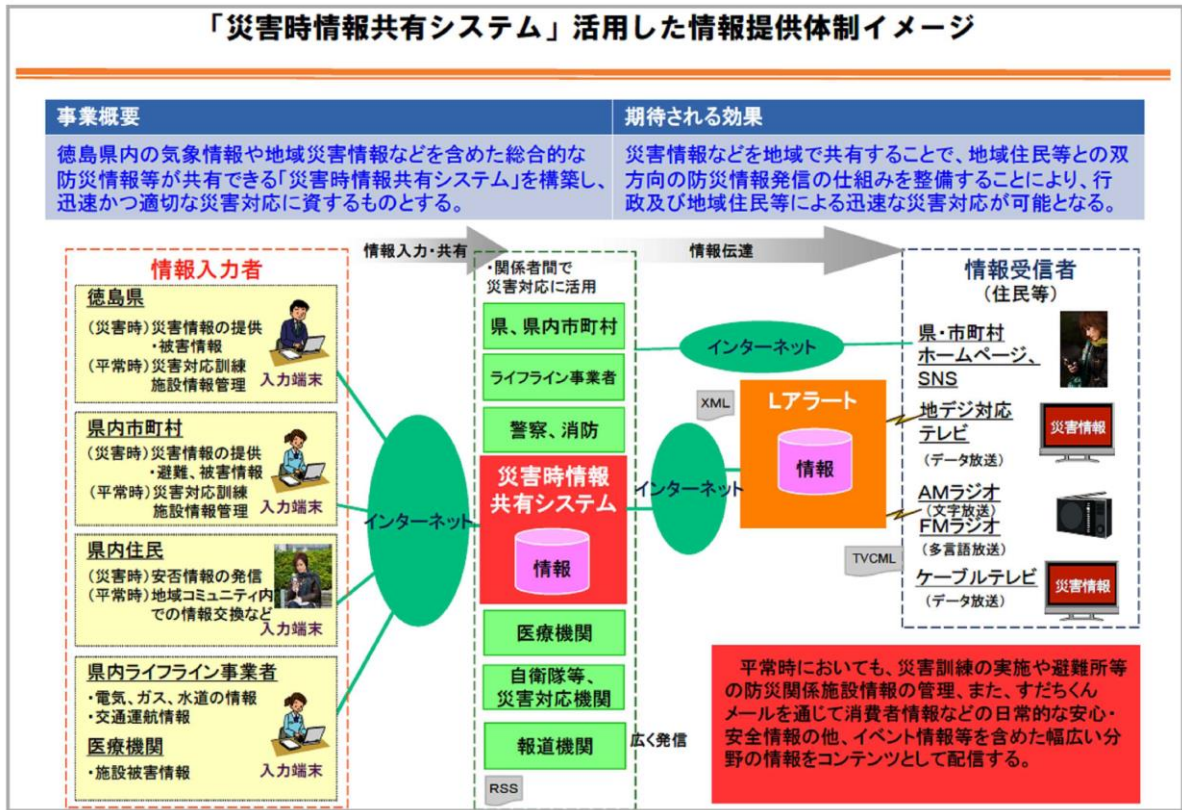
(6) 措置情報の収集

本市は、以下に示す措置情報を収集する。

- ◇ 主な応急措置（実施及び実施予定）
- ◇ 応急措置実施のために講じた措置
- ◇ 応援の必要性の有無
- ◇ 災害救助法適用の必要性

(7) 情報の収集・伝達系統

本市及び県の情報伝達・共有は災害時情報共有システムにより行う。防災機関は、おおむね次の系統により相互に情報の収集及び伝達を行う。



情報の一般的収集、伝達系統図

第4 災害情報処理

実施担当課等 人事課、税務課、総務課、危機管理・感染症対策推進課、震災対策課

1. 被害情報責任者

災害の発生に際しては、被害の実態把握が最も重要である。このため、被害状況のとりまとめ及び応急対策担当課への情報伝達を財政課において実施する。また、応急対策担当課には、被害情報責任者を置くものとする。

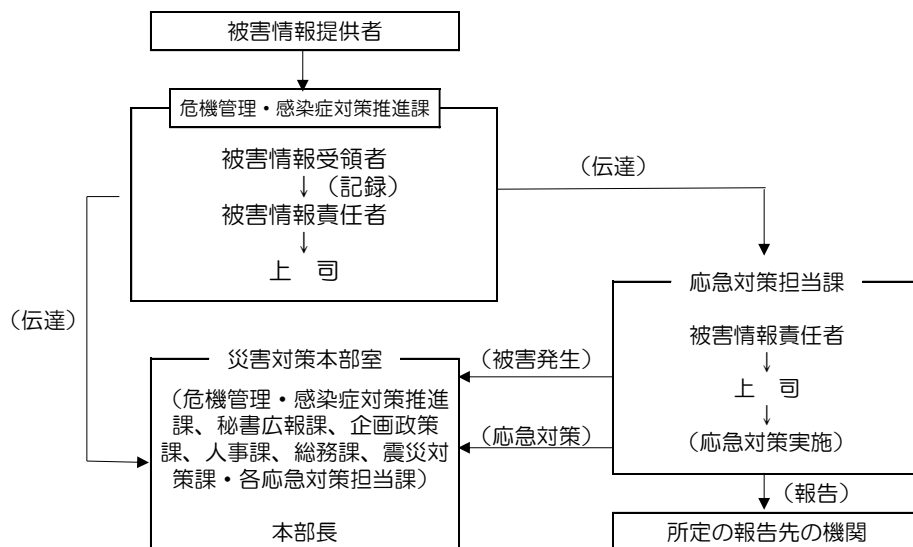
被害情報責任者は、当該各課の主幹（主幹不在のときは、課長補佐）をもってこれに充て、次の事項に留意して職務を遂行するものとする。

- ◇ 入手した被害情報は、記録された後、確実に応急対策担当課に伝達されたか
- ◇ 所定の報告先の機関へ報告したか
- ◇ 担当している被害状況を完全に掌握しているか

2. 被害情報の処理

被害情報の一般的処理方法は、次のとおりとする。

- ◇ 入手した被害情報は、被害情報受領者が整理・記録する。この場合、情報によっては緊急な判断を要する場合があるので、外部からの情報を応急対策担当課へ転送することは、努めて避けるものとする。
- ◇ 被害情報受領者は、上記で整理・記録した被害情報を直ちに被害情報責任者に報告する。
- ◇ 報告を受けた被害情報責任者は、直ちに所属の上司に報告するとともに、災害対策本部室（災害対策本部が設置されていないときは危機管理・感染症対策推進課）及び応急対策担当課の被害情報責任者へ伝達する。
- ◇ 伝達を受けた応急対策担当課は、直ちに所属の上司の指示を受け、応急対策を実施する。
- ◇ 応急対策担当課の被害情報責任者は、被害の状況及び応急対策の状況をそれぞれ所定の報告先の機関及び災害対策本部室（災害対策本部が設置されていないときは危機管理・感染症対策推進課）へ報告する。
- ◇ 重要な被害情報及び応急対策の状況については、直ちに関係課長が本部長に報告する。



第5 災害情報伝達

実施担当課等 各応急対策担当課

1. 被害情報の内容

伝達する被害情報の内容は、別紙様式「災害概況即報」、「災害中間報告・災害確定報告」によるものとする。

2. 報告の基準

県に報告すべき災害は次のとおりであり、報告は別記「災害報告記入要領」により行うものとする。

- ◇ 災害救助法の適用基準に合致するもの
- ◇ 本市において災害対策本部を設置した災害
- ◇ 災害が2つ以上の都道府県にまたがるもので、1つの都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- ◇ 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの
- ◇ 災害による被害が当初は軽微であっても、今後上記4つの要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの
- ◇ 地震が発生し、本市内で震度4以上を記録したもの
- ◇ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度の災害

3. 調査方法

被害状況の調査は、住民の生命及び財産に関する事項並びに本市の管理する施設について調査するものとし、次に掲げるライフライン関係機関等も調査の上、通報に協力するものとする。

- ◇ 四国旅客鉄道株式会社徳島保線区
- ◇ 西日本電信電話株式会社徳島支店
- ◇ 株式会社NTTドコモ四国支社徳島支店
- ◇ KDDI株式会社四国総支社
- ◇ ソフトバンク株式会社
- ◇ 四国電力株式会社
- ◇ 四国電力送配電株式会社
- ◇ 一般社団法人徳島県エルピーガス協会

4. 報告の種類

被害情報の報告の種類は次のとおりとする。

(1) 災害即報

災害が発生したとき直ちに行う。

(2) 中間報告

発生報告の後、被害の状況が変わる度に逐次行う。

(3) 確定報告

応急措置が完了し、その被害が確定したときに行う。

5. 報告の方法

(1) 伝達手段

① 伝達手段

原則として、災害時情報共有システムへの入力による（ただし、システム障害等により入力できない場合は、徳島県総合情報通信ネットワークシステム、電話、FAXなどあらゆる手段により報告する。）。

② 災害即報及び中間報告

原則として別紙様式の内容を加入電話または徳島県総合情報ネットワークシステムにより、すみやかに報告するものとし、不通の場合には可能な最短方法にて報告するものとする。

③ 確定報告

確定報告は必ず別紙様式により文書で報告するものとする。

（別紙様式「災害状況即報」、「災害中間報告・災害確定報告」、「災害報告記入要領」…資料編参照）

(2) 報告先

市長は、知事に対する被害状況の報告ができない場合は、内閣総理大臣（消防庁経由）に対し直接報告するものとし、報告後速やかにその内容について知事に対し連絡するものとする。

また、災害発生に伴い、消防機関への119番通報が殺到した場合、直ちに県及び国（消防庁）に報告するものとする。

なお、「火災・災害等即報要領」（昭和59年10月15日付消防災267号）に基づく直接即報基準に該当する火災・災害等を覚知したときは、第一報を県に対してだけでなく、消防庁に対しても原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く分かる範囲で報告するものとする。なお、「火災・災害等即報要領等の一部改正について（令和3年5月20日消防応第29号）」に基づき、消防庁への即報は、原則として電子メールとする。

連絡窓口

消防庁

平日（9:30～18:15）

地域応援室

TEL 03-5253-7527

FAX 03-5253-7537

衛星系

TEL *-90-048-500-90-49013

FAX 8099**-90-048-500-90-49033

平日（9:30～18:15）以外

宿直室

TEL 03-5253-7777

FAX 03-5253-7553

衛星系

TEL *-90-048-500-90-49102

FAX 8099**-90-048-500-90-49036

徳島県危機管理環境部

TEL 088-621-2716

FAX 088-621-2987

県ネットワーク無線

TEL *-9500

FAX 8099**9366

6. 行政機能の確保状況の把握

1. 方針

本市は、大規模災害時において、行政機能の確保状況を県に報告する。

2. 把握・報告の方法

「大規模災害時における市町村の行政機能の確保状況の把握について」（平成29年4月11日付総行市第26号総務省自治行政局長・消防災第51号消防庁次長通知）に基づき、本市は、震度6弱以上の地震を観測した際に「市町村行政機能チェックリスト」を記入し、原則としてファクシミリにより県（市町村課）に報告する。

第6 被害状況等の相互伝達

実施担当課等 各応急対策担当課

人・住家被害等、河川被害、道路被害、水道施設被害をはじめ電信電話施設被害、電力施設被害等の重要な被害状況については、各機関は自己の所掌する事務または業務に関して収集した被害状況に係わる情報を、徳島県地域防災計画に定める防災機関に報告するほか、市内の防災関係機関に対しても相互に伝達するものとする。

なお、伝達手段については防災通信システムを活用するとともに、パソコン通信システム等も活用するものとする。

第7 被害状況等の避難所への伝達

実施担当課等 各応急対策担当課

人・住家被害等、河川被害、貯水池・ため池被害、道路被害、水道施設被害をはじめ電信電話施設被害、電力施設被害等の重要な被害状況については、随時避難所にも伝達するものとする。

第3節 災害広報

実施担当課等	項目
秘書広報課 企画政策課 震災対策課	○広報のための情報収集 ○住民への広報 ○取材対応
税務課 消防本部（署）	○住民への広報
人事課	○広報のための情報収集

第1 趣旨

災害が発生し、または発生するおそれがある場合の混乱した事態にあっては、被害の状況、応急対策の実施状況等を住民に周知し、人心の安定と社会秩序の維持・回復を図る必要がある。

また、特に津波に関する情報については、要配慮者をはじめ、地域内の居住者、観光客、釣り客やドライバー等滞在者その他公私の団体並びに船舶、操業中の漁船等に対し、正確かつ広範に伝達されるよう配慮する。

第2 広報のための情報収集

実施担当課等 秘書広報課、企画政策課、人事課、震災対策課

1. 被害情報等の収集

被害情報は、本章 第2節「災害情報の収集・伝達」により収集した情報を使用して、広報資料を作成するものとする。

2. 写真等の収集

写真は、被害調査の際に撮影した写真等を用いる。

なお、必要に応じて担当者を派遣して写真やビデオの撮影、録画等を行う。

第3 住民への広報

実施担当課等 秘書広報課、企画政策課、税務課、震災対策課、消防本部（署）

1. 広報の内容

本市が実施する広報活動においては、次の事項に重点をおくものとする。

- ◇ 災害時における住民の注意事項
- ◇ 災害に係る情報及び被害の状況の周知
- ◇ 本市が実施しつつある災害対策の概要
- ◇ 高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保の発令及び避難先の指示、避難所での心得
- ◇ 指定避難所の開設状況や混雑状況
- ◇ 災害復旧の見通し
- ◇ 電気、ガス、水道等供給の状況
- ◇ 交通運輸の状況
- ◇ 人心安定、志気高揚に関する事項
- ◇ その他必要な事項

2. 広報の方法

防災関係機関と緊密な連絡をとり、情勢に適した効果的な広報活動を展開するものとする。

広報手段としては、防災行政無線等、広報車、広報誌、パソコン通信等を活用して行うものとするが、携帯電話、アマチュア無線等の通信手段も活用する。

なお、おおむね災害が終結したときは、防災行政無線等、広報車、消防団員等により避難所等を巡回して必要な広報活動を行うものとする。

- ◇ 防災行政無線等 市内各所
- ◇ 広報車 市広報車2台、消防車1台
- ◇ 消防団員 第1分団～第25分団（各担当地区）
消防車22台
- ◇ 広報誌 秘書広報課 広報担当
- ◇ アマチュア無線の協力 （アマチュア無線連絡会会員名簿 … 資料編参照）
- ◇ 報道機関

報道機関の連絡先一覧

名 称	所 在	電 話	広報方法
NHK	徳島市寺島本町1丁目	ニュース 088-626-5975	テレビ・ラジオ
四国放送	// 中徳島町2丁目	報 道 088-655-7560	//
徳島新聞	//	報 道 088-655-7233 地 方 088-655-7244	新 聞
毎日新聞	// 両国本町1丁目	088-625-3131	//
朝日新聞	// 八百屋町1丁目	088-622-6155	//
読売新聞	// 中洲町3丁目	088-622-3155	//
産経新聞	// 一番町2丁目	088-622-3181	//
日本経済新聞	// 八百屋町3丁目26	088-652-2480	//
時事通信	// 徳島町2丁目	088-622-3166	通 信
共同通信	// 中徳島町2丁目	088-622-2155	//
東阿波ケーブルテレビ	小松島市小松島町新港36	電 話 0120-323-730 32-3336 FAX 32-3391	テレビ
日本中央テレビ	吉野川市鴨島町上下島440	電 話 0883-22-1501 FAX 0883-22-1505	テレビ

第4 取材対応

実施担当課等 秘書広報課、企画政策課、震災対策課

災害に関する情報及び本市災害対策本部の災害対策事項、その他住民に周知すべき事項は、災害対策副本部長（副市長）が事項の軽重、緊急性等を検討した上で、記者への口頭説明または各社への電話連絡（あらかじめ作成した文書を読み上げる）によって取材に対応するものとする。

なお、取材に係る庶務的事項は秘書広報課において所掌するものとする。

第4節 自衛隊災害派遣要請

実施担当課等	項目
総務課 危機管理・感染症対策推進課	○災害派遣要請 ○災害派遣部隊受入 ○災害派遣部隊撤収要請
税務課	○災害派遣要請 ○災害派遣部隊受入
秘書広報課 企画政策課	○災害派遣要請
人事課 財政課 消防本部（署）	○災害派遣部隊受入

第1 趣旨

災害が発生した場合、市長は災害規模等に関し収集された情報等に基づき、現有の人員、資機材、備蓄物資等では災害応急対策または災害復旧対策を実施することが困難と判断したときは、すみやかに知事へ自衛隊の派遣を要請し、迅速かつ確かな応急対策を講ずる必要がある。

第2 災害派遣要請

実施担当課等 秘書広報課、企画政策課、税務課、総務課、危機管理・感染症対策推進課

1. 自衛隊に対する災害派遣要請者等

(1) 災害派遣要請者

自衛隊の災害派遣要請者は知事である。

市長は、本市域において災害が発生し、または発生しようとしている場合において、応急措置を実施する必要があると認められるときは、知事に対し、自衛隊に対する部隊等の災害派遣を要請するよう依頼する。

ただし、市長は、災害の発生に際して特に緊急を要し、通信途絶等により市長が知事に対して災害派遣要請の依頼ができない場合は、その旨及び災害の状況等を最寄りの自衛隊に通知するものとする。

(2) 最寄りの災害派遣要請部隊等の長

- ◇ 陸上自衛隊第14旅団長（香川県善通寺市）
（含陸上自衛隊第14飛行隊長；板野郡松茂町）
（含陸上自衛隊第14施設隊長；阿南市）
- ◇ 海上自衛隊徳島教育航空群司令（板野郡松茂町）
- ◇ 海上自衛隊第24航空隊司令（小松島市）

最寄部隊等の通知先

区 分		連絡先	電 話	県ネットワーク無線電話
徳島県		平時	危機管理環境部 とくしまゼロ 作戦課 621-2987	*-9500 (FAX) 8099**2987
		夜間（休日）	衛視室 621-2057	
陸上 自衛隊	第14旅団	第14旅団 司令部 第3部	0877-62-2311 内線234 (FAX)	14施設隊 425 (FAX) 8-425
	第14飛行隊		0877-62-2311 内線237	
	第14施設隊	夜間（休日）	当直幕僚 0877-62-2311 内線302	
海上 自衛隊	徳島教育航空群		平時	355 (FAX) 8-355
			徳島教育航空群	
	第24航空隊		平時	0885-37-2111 内線213 (FAX) 0885-37-1180
			第24航空隊	

2. 災害派遣の基準

(1) 災害派遣の要請

- ◇ 知事は災害に際して、事態がやむを得ない場合で、人命または財産の保護のために必要があると認めるときは、自衛隊法第83条第1項及び自衛隊法施行令第106条の規定並びに災害派遣に関する徳島県知事と自衛隊災害派遣要請部隊等の長との協定に基づき、自衛隊の派遣を要請する。
- ◇ 市長は、本市域において災害が発生し、または発生しようとしている場合において、応急措置を実施する必要があると認められるときは、知事に対し、自衛隊に対する部隊等の災害派遣を要請するよう依頼するものとする。
- ◇ 市長は、災害の発生に際して特に緊急を要し、通信途絶等により市長が知事に対して災害派遣要請の依頼ができない場合は、その旨及び災害の状況等を最寄りの自衛隊に通知するものとし、その場合は、すみやかに知事にその旨を報告するものとする。
- ◇ 市長は、災害派遣要請の必要が生じる可能性があるとき、知事に対し、状況判断に必要な情報をすみやかに提供するものとする。

(2) 災害派遣の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は原則として人命及び財産の保護を必要とし、かつ事態がやむを得ない場合で、おおむね次のような活動を必要とする場合とする。

必要とされる活動

活動項目	活動内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による偵察
避難の援助	避難者の誘導、輸送等
行方不明者傷病者等の搜索救助	死者、行方不明者、傷病者等の搜索救助（ただし、緊急を要し、かつ、他に適当な手段がない場合）
水防活動	堤防護岸の決壊に対する土のうの作成、積込み及び運搬
道路、水路等交通上の障害物の除去	施設の損壊または障害物の除去、道路または鉄道路線上の崩土等の排除（ただし、放置すれば人命、財産の保護に影響すると考えられる場合）
応急医療・救護及び防疫支援	被災者に対する応急医療、救護及び防疫支援（薬剤等は県または本市が準備）
人員物資の輸送	緊急を要し、かつ、他に適当な手段がない場合、救急患者、医師その他救急活動に必要な人員及び物資の緊急輸送（航空機による輸送は特に緊急を要する場合に限る）
炊飯及び給水の支援	被災者に対する炊飯、給水及び入浴支援
危険物等の保安、除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等の保安措置及び除去
消火活動	火災に対して、消防機関に協力して空中及び地上消火活動
救援物資の無償貸付または譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する総理府令（昭和33年総理府令第1号）」に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸与または譲与
その他	必要により、自衛隊の能力で対処可能な事項（通信支援、宿泊支援等）

3. 災害派遣要請手続等

市長は、災害派遣の必要があると認めるときは、知事に対し次の事項を記載した災害派遣要請依頼書により、災害派遣要請を依頼するものとする。

ただし、緊急を要する場合、その他やむを得ない理由により文書で依頼することができない場合は、電話その他迅速な方法で依頼し、事後すみやかに依頼書を提出するものとする。

市長は、災害に際し特に緊急を要し、通信の途絶等により知事に対して災害派遣要請の依頼を行うことができないときは、次の事項を記載した災害状況通知書によりすみやかに最寄りの自衛隊に通知するものとする。

なお、市長は上記通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に対して通知するものとする。

（「災害派遣要請依頼書」、「災害状況通知書」 … 資料編参照）

第3 災害派遣部隊受入

実施担当課等 人事課、税務課、総務課、危機管理・感染症対策推進課、消防本部（署）

1. 受援体制の整備

(1) 連絡員の指名

派遣部隊との連絡調整を円滑に行うため、総務部職員を連絡員に指名する。

(2) 受援計画

応援を求める内容、所要人員及び資機材等の確保について計画を立て、部隊到着後はすみやかに作業を開始できるよう、あらかじめ準備する。

(3) 連絡員の派遣等

市長は、派遣部隊の受入れに際し、自衛隊に対して災害対策本部に連絡班の派遣を要請する。また、自衛隊の要求により、災害派遣部隊の主要な活動地区へ、本市の連絡員を派遣する。

(4) 活動の競合重複の排除

災害対策本部は、自衛隊の活動が他の災害復旧機関の活動と競合重複することのないよう、最も効率的に作業を分担できるよう配慮する。

(5) 誘導

災害対策本部は、災害派遣部隊を受入れるに際し、災害派遣部隊の活動地区への進入ルート及び集結地点、または救援物資の受入場所等を選定し、災害派遣部隊を誘導するものとする。

(6) ヘリポートの提供

自衛隊災害派遣要請の依頼と同時に、(2)で定めるヘリポートの準備をし、自衛隊へ提供するものとする。

(7) 資機材等の提供

災害派遣部隊が行う活動に必要な資機材は、原則として派遣部隊が準備するが、被災現場で必要となった資機材等については、本市においても調達及び提供に配慮するものとする。

(8) 宿泊施設または野営適地の提供

本市は、自衛隊から要請があった場合は、派遣部隊の宿泊所または野営適地の提供を行うものとする。

(9) その他

災害派遣部隊の受入れに際しては、自衛隊の任務と権威を侵害することのないよう、配慮するものとする。

2. ヘリポートの設置

市長は、あらかじめ災害対策用ヘリポートの降着場適地を選定し、県に通知しておくものとする。

（「災害対策用ヘリコプター降着場適地一覧表」 … 資料編参照）

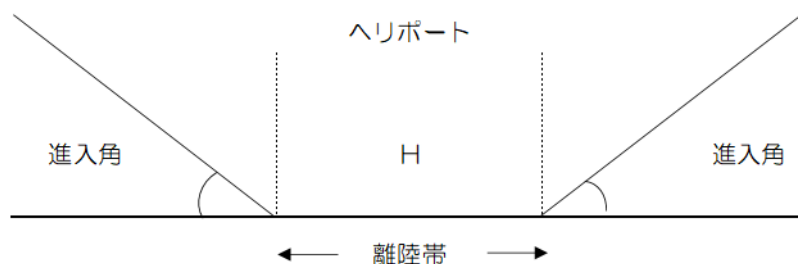
（1）降着場適地の選定

ヘリポート用地として、次の（2）の基準を満たす地積（ヘリポート）を確保する。

なお、選定用地が市有地でない場合は、土地の所有者または管理者との調整を確実に実施しておくものとする。

（2）適地選定基準

- ✧ 地表面は平坦でよく整理されていること。
- ✧ 回転翼の回転によって、つとめて砂塵等が上がらない場所であること。
- ✧ 所要の地積があること。
- ✧ 周辺に風圧の影響を受けるものがないこと。（大型ヘリコプター）



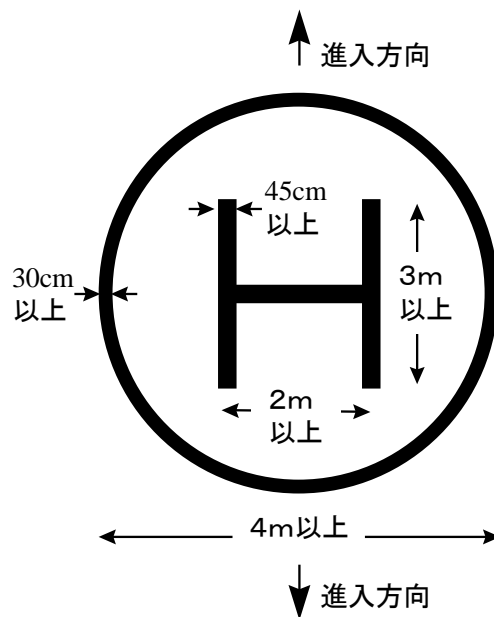
機種	着陸帯 (直径)	進入角	備考
小型ヘリコプター	30m	10°	ヘリポート外縁から50m以内に10m以上の障害物がないこと
中型ヘリコプター	50m	8°	ヘリポート外縁から70m以内に10m以上の障害物がないこと
大型ヘリコプター	100m	6°	ヘリポート外縁から100m以内に10m以上の障害物がないこと

（3）事前準備

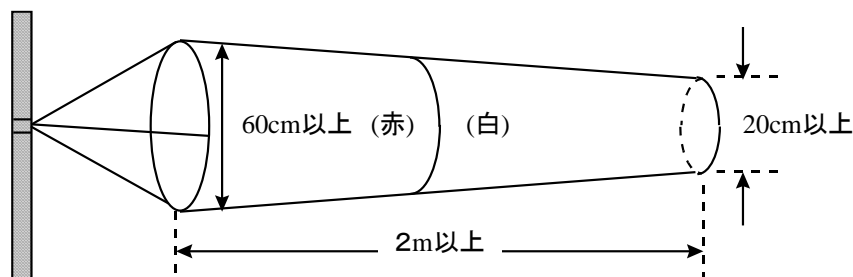
- ✧ ヘリポートの位置確認のため、ヘリポート及びその周辺地域を含む地図（縮尺1万分の1程度のもの）を準備し提供する。
- ✧ 夜間等の災害派遣に備えて、ヘリコプター等の誘導のための照明器具を配備するとともに、緯度・経度によりヘリポートを明らかにする。
- ✧ 自衛隊があらかじめ行う各ヘリポートの離着陸訓練の実施に対して協力する。

(4) 受入準備

- ◇ ヘリポート内の風圧に巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。
- ◇ 砂塵の舞い上がる時は散水を、積雪時には除雪またはてん圧を実施する。
- ◇ ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離着陸等について広報を実施する。
- ◇ 物資を搭載する場合は、その形状と重量を把握し、事前に自衛隊との調整を行う。
- ◇ 離着陸時は風圧等による危険防止のため子供等を接近させないこと。
- ◇ 現地に自衛隊員が不在の場合は、安全上の監視員を配置する。
- ◇ 着陸地点付近に物品等異物を放置しないこと。
- ◇ 離着陸地点には、石灰、白布等で次の基準の「H」または「O」の記号を風と平行方向に向けて表示する。



- ◇ 上記表示とともに着陸地点には、上空から風向、風速の判定ができる次のような吹き流しまたはこれに準ずる旗を掲揚する。



- ・生地は繊維
- ・型は円形帯

(注) 吹き流しがない場合は、吹き流しに準ずる規格の旗を掲揚。

3. 対空目視信号

(1) 生存者

生存者の使用する対空目視信号は、次によることとする。

- ◇ 利用できるあらゆる方法により記号を作ること。生存者が通常利用できる方法には、細かい布、落下傘の材料、木片、石またはそれらに類する材料を使用したり、地面を踏むことにより、または油で汚すことにより地上に記号を作ることができる。
- ◇ 記号は25m以上とすること。
- ◇ 背景と使用される材料との間の色彩をできるだけ対照的にすること。
- ◇ 無線機、火炎、反射光等の方法により、注意を引くためのあらゆる努力をすること。
- ◇ 他の記号との混同を避けるために、次表に掲げるとおりに正確に記号を作るように注意すること。

番号	通報内容	記号
1	医師を要する 重傷	
2	医療品を要する	
3	前進不能	X
4	食料及び水を要する	≡
5	電池付の信号灯及び無線機を要する	-
6	前進すべき方向を示す	↗
7	この方向に前進中	↑
8	航空機大破	□
9	ここに着陸することは安全と思われる	△
10	燃料及び潤滑油を要する	┌
11	総員異常なし	┌┌┌
12	否定	└└└
13	肯定	Y
14	理解不能	┌┌┌
15	技術者を要する	W

(2) 地上搜索隊

地上搜索隊において次表に記載した記号を使用する場合には、それらの記号はその図に示される意味を有するものとしなければならない。

番号	通報内容	記号
1	作業完了	LLL
2	我等総員を発見	<u>LL</u>
3	我等一部の人員を発見したに過ぎず	┆┆
4	我等続行不能、基地に帰還中	XX
5	二隊に分れ、それぞれ矢印の方向に前進中	↔
6	この方向に航空機ありとの情報を受信	→→
7	何物も発見せず、搜索を続行する	NN

第4 災害派遣部隊撤収要請

実施担当課等 総務課、危機管理・感染症対策推進課

市長は、自衛隊の災害派遣部隊等が派遣の目的を達成したときは、すみやかに知事に対し次の事項を記載した災害派遣撤収要請依頼書により災害派遣撤収要請を依頼するものとする。

(「災害派遣撤収要請依頼書」 … 資料編参照)

第5節 防災関係機関応援要請

実施担当課等	項目
消防本部（署）	○相互応援協定に基づく応援要請・受援体制整備 ○消防相互応援協定に基づく応援要請・受援体制整備 ○公共的団体等との協力体制整備
消防団	○相互応援協定に基づく応援要請・受援体制整備 ○消防相互応援協定に基づく応援要請・受援体制整備
人事課 税務課 総務課 危機管理・感染症対策推進課	○相互応援協定に基づく応援要請・受援体制整備 ○公共的団体等との協力体制整備
震災対策課	○公共的団体等との協力体制整備

第1 趣旨

本市の地域において災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合は、相互応援協定等に基づき、すみやかに他の地方自治体等に応援を要請し、受援体制を整備する必要がある。

第2 相互応援協定に基づく応援要請・受援体制整備

実施担当課等 人事課、税務課、総務課、危機管理・感染症対策推進課、消防本部（署）、消防団

1. 応援要請の判断

災害発生後、市長は、災害規模及び初動活動において収集された情報等に基づき、本市の現有の人員、資機材、備蓄物資等では、応急対策または災害復旧を実施することが困難であると判断したときは、相互応援協定等に基づき、すみやかに県及び他の地方自治体等に応援を要請するものとする。

2. 応援要請手続等

市長は、応援要請の必要があると判断したときは、他の地方自治体等に対し、次表に掲げる事項について、口頭または電話等により要請し、事後すみやかに文書を送付するものとする。

なお、例外的な措置として、自衛隊や他市町村の消防機関等は、大規模な災害が発生し通信の途絶等により本市や県との連絡が不可能な場合において、人命救助のため要請を待たず応援部隊を派遣する場合がある。

要請内容及び要請事項

要請の内容等		要請事項等	
徳島県	1 応援または応急措置の要請 (災対法第68条)	(1) 災害救助法の適用	① 災害発生の日時及び場所 ② 災害の原因及び被害の状況 ③ 適用を要請する理由 ④ 適用を必要とする期間 ⑤ 既に行った救助措置及び取ろうとする措置 ⑥ その他必要とする事項
		(2) 被災者の他地区への移送要請	① 移送要請の理由 ② 移送を必要とする被災者の数 ③ 希望する移送先 ④ 被災者の収容期間
		(3) 応援要請または応急措置の実施の要請	① 災害の状況及び応援（応急措置の実施）を要請する理由 ② 応援を希望する物資、資材、機材、器具等の品名及び数量 ③ 応援（応急措置の実施）を必要とする場所 ④ 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容） ⑤ その他必要な事項
	2 指定地方行政機関等、他府県、自衛隊等の応援の斡旋の要請 (災対法第30条)	(1) 自衛隊災害派遣要請の斡旋の要請	本章 第5節「自衛隊災害派遣要請」によるものとする
		(2) 指定地方行政機関、他の市町村、府県等の職員の派遣要請	① 派遣を要請する理由 ② 派遣を要請する職員の職種別人員数 ③ 派遣を必要とする期間 ④ 派遣される職員の給与その他の条件 ⑤ その他参考となるべき事項
		(3) 指定地方行政機関、他の市町村、府県等の職員のあっせんを求める場合	① 派遣の斡旋を求める理由 ② 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数 ③ 派遣を必要とする期間 ④ 派遣される職員の給与その他の条件 ⑤ その他参考となるべき事項
他の市町村	3 他の市町村への応援または応急措置の実施の要請 (災対法第67条)	① 災害の状況及び応援（応急措置の実施）を要請する理由 ② 応援を希望する物資、資材、機材、器具等の品名及び数量 ③ 応援（応急措置の実施）を必要とする場所 ④ 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容） ⑤ その他必要な事項	
	4 他の市町村への職員派遣の要請 (災対法第29条) (地方自治法第252条の17)	① 派遣を要請する理由 ② 派遣を希望する職員の職種別人員数 ③ 派遣を希望する期間 ④ 派遣される職員の給与その他の条件 ⑤ その他参考となるべき事項	

3. 相互応援体制

(1) 連絡体制の確保

徳島県市長会を構成する各市の災害時相互応援に関する協定書の締結状況は次のとおりであり、連絡担当部局及び電話番号等については、不断に見直しを行っておくものとする。

連絡先一覧

協定締結 市町村	連絡責任者	平日昼間		休日夜間	
徳島市	危機管理局 危機管理課	TEL	088-621-5526	TEL	088-621-5111
		FAX	088-625-2820	FAX	088-625-2820
鳴門市	企画総務部 危機管理課	TEL	088-684-1711	TEL	088-685-2009
		FAX	088-684-1336	FAX	088-684-1336
阿南市	危機管理部 危機管理課	TEL	0884-22-9191	TEL	0884-22-1111
		FAX	0884-28-9884	FAX	0884-28-9884
吉野川市	防災局 防災対策課	TEL	0883-22-2235	TEL	0883-22-2235
		FAX	0883-22-2248	FAX	0883-22-2248
阿波市	危機管理課	TEL	0883-36-8703	TEL	0883-36-8700
		FAX	0883-36-8767	FAX	0883-36-8767
美馬市	危機管理課	TEL	0883-52-1677	TEL	0883-52-1212
		FAX	0883-52-5758	FAX	0883-52-5758
三好市	危機管理課	TEL	0883-72-7625	TEL	0883-72-7625
		FAX	0883-72-7203	FAX	0883-72-7203

4. 受援体制の整備

応援要請と同時に、応援部隊の受援体制を整備するものとする。

(1) 連絡体制の確保

応援に係る連絡窓口を設置し、要請先である県、他市町村及びその他関係機関との情報交換を緊密に行える体制を確保するものとする。

(2) 受援体制の内容

受援体制の主な内容は次のとおりとし、これ以外に必要とされる事項については、その都度臨機応変に判断するものとする。

① 要請及び応援活動の記録

要請及び応援活動に係る次の事項について記録する。

- ◇ 要請先、要請日時、要請内容
- ◇ 回答内容、回答日時
- ◇ 応援部隊の到着日時、人員、責任者の氏名・連絡先
- ◇ 活動（滞在）期間、自立度（食料、飲料水、宿舎）
- ◇ 搬入物資内容・量、返却義務の有無
- ◇ 応援活動実績記録（事故等の記録を含む）
- ◇ 撤収日時

② 活動計画の作成

要請した応援部隊に対して、どの部隊に、いつから、どこで、何を、いつまで応援活動を要請するか等についての応援部隊の活動計画を作成する。

③ 食料、飲料水、宿舎等の準備

応援部隊は自立することが原則であるが、応援部隊が自立できない場合は、必要最小限の食料、飲料水、宿舎、待機場所、駐車場等を準備する。

第3 消防相互応援協定に基づく応援要請・受援体制整備

実施担当課等 消防本部（署）、消防団

1. 応援要請の判断

被害の状況により、現有の人員、資機材等では、適切な消火、救急、救助等の応急対策を実施することが困難であると判断したときは、相互応援協定に基づき、すみやかに他の市町村長、消防組合管理者、広域連合連合長に応援を要請するものとする。

2. 応援要請手続等

消防本部は、応援要請の必要があると判断したときは、他の消防組織に対し、次項に掲げる事項について、口頭または電話等により要請し、事後すみやかに文書を送付するものとする。

3. 要請事項

- ◇ 災害等の種別、概要
- ◇ 災害等の発生日時、場所
- ◇ 応援消防力
- ◇ 応援隊の受入れ場所
- ◇ その他必要事項

連絡先一覧

協 定	連絡先
徳島県市町村 消防相互応援協定	徳島県内の市町村及び消防事務を行う一部事務組合 (電話番号 ...資料編参照)
徳島県広域 消防相互応援協定	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、名西消防組合、 海部消防組合、板野東部消防組合、板野西部消防組合、 徳島中央広域連合、美馬市消防本部、美馬西部消防組合、 みよし広域連合、那賀町 (電話番号 ...資料編参照)

4. 緊急消防援助隊の要請

(1) 応援要請

緊急消防援助隊は、国内における大規模災害の発生に際し、被災地の消防の応援のため、すみやかに被災地に赴き、人命救助活動等を行う。

消防本部は、被害が広範囲におよび、相互応援協定を締結している市町村、消防組織等から十分な応援が得られない場合、緊急消防援助隊の派遣を市長を通じて知事に要請するものとする。

また、県は県内の消防力をもってしても対処できないと認めるときは、消防組織法第44条1項の規定に基づき、消防庁長官に対して、緊急消防援助隊、広域航空消防応援を要請する。

(2) 緊急消防援助隊の迅速出動

以下の場合、(1)の県からの要請を待たずに「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第7章大規模地震発生時における迅速出動基準」または「南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプラン」に基づき、緊急消防援助隊が出動する。

- ◇ 徳島県を震央とする震度6弱以上の地震が発生するかまたは徳島県に大津波警報が発表された場合
- ◇ 発生した地震の震央地名が、南海トラフ地震の想定震源断層域の地名と重なるいずれかに該当し、かつ、中部地方、近畿地方及び四国・九州地方のいずれにおいても、震度6強以上が観測された場合又は大津波警報が発表された場合
- ◇ 発生した地震の震央地名が、南海トラフ地震の想定震源断層域の地名と重なるいずれかに該当し、かつ、発生した地震がマグニチュード 8.0 以上の場合（南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表される可能性がある場合）

5. 応援受入体制の整備

応援要請と同時に応援部隊の受入体制を整備するものとする。

(1) 連絡体制の確保

応援に係る連絡窓口を設置し、要請先である消防組織及び市との情報交換を緊密に行うものとする。

(2) 受入体制の内容

受入体制の内容は、本節 第2の4「受援体制の整備」、(2)「受援体制の内容」に準じるものとし、その都度臨機応変に対処するものとする。

(3) 消防活動資機材の確保

応援部隊の消防活動に必要な資機材、倉庫、駐車場等の調達及び提供を行うものとする。

第4 公共的団体等との協力体制整備

実施担当課等 人事課、税務課、総務課、危機管理・感染症対策推進課、震災対策課、消防本部（署）

1. 協力体制の確立

災害発生時の応急対策活動に関係する公共的団体等に対し、災害時の応急対策に関して積極的な協力が得られるよう、協力体制を確立しておくものとする。

2. 協力業務等

公共的団体等と災害発生時における協力業務、協力の方法をあらかじめ協議し、災害発生時において積極的な協力が得られるようにしておくものとする。

なお、主な協力業務としては、次のような業務が考えられる。

- ◇ 異常現象、危険な場所等を発見した場合において関係機関へ連絡すること。
- ◇ 災害時における広報等に協力すること。
- ◇ 出火の防止、初期消火に協力すること。
- ◇ 避難誘導、避難場所での救助に協力すること。
- ◇ 被災者の救助業務に協力すること。
- ◇ 炊き出し、救助物資の調達配分に協力すること。
- ◇ 被害状況の調査に関すること。

3. 応援に係る新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策

応援職員の派遣に当たっては、「ワクチン・検査パッケージ」制度を適用し、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

第6節 災害救助法の適用

実施担当課等	項目
危機管理・感染症対策推進課 戸籍住民課 市民生活課 生活福祉課	○災害救助法適用

第1 趣旨

市内において一定基準以上の災害が発生し、食料品その他生活必需品の欠乏、住居のそう失、傷病等によって生活難に陥るなど現に応急的な救助を必要としている場合において、災害救助法を適用し応急的・一時的な救助を行うことにより、被災者の保護と社会秩序の保全を図る必要がある。

第2 災害救助法適用

実施担当課等 危機管理・感染症対策推進課、戸籍住民課、市民生活課、生活福祉課

1. 実施責任者

災害救助法が適用された場合の救助は、国の機関として知事が実施するほか、協力機関として知事の委託を受けて日本赤十字社徳島県支部が実施する。

なお、市長は知事の委任を受けた場合は、知事の補助機関として救助を実施する。

2. 適用基準

災害救助法による救助は、本市域内に同一原因による災害による被害が一定の程度に達した場合で、かつ、被災者が救助を要する状態にあるときに適用するものとし、おおむね次の基準によるものとする。

(1) 災害が発生した段階での災害救助法の適用（法第2条第1項）

- ◇ 適用基準① 本市域内の住家滅失世帯数が60世帯以上に達したとき。
- ◇ 適用基準② 県下の住家滅失世帯数が1,000世帯以上、市地域内での住家滅失世帯数が30世帯以上に達したとき。
- ◇ 適用基準③ 県下の住家滅失世帯数が5,000世帯以上に達した場合で、本市域内の被害世帯数が多数であるとき。
- ◇ 適用基準④ 災害が隔絶した地域に発生したなど、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき。
- ◇ 適用基準⑤ 多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じたとき。

(2) 災害発生するおそれ段階での災害救助法の適用（法第2条第2項）

◇ 適用基準①

災害が発生するおそれがある場合において、災害対策基本法の規定する「特定災害対策本部」、「非常災害対策本部」又は「緊急災害対策本部」が設置され、当該本部の所管区域が告示されたとき、当該所管区域内の市町村の区域内において、当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とするものがあるとき。

3. 算定基準

被害世帯の算定は、おおむね次の基準に従うものとする。

滅失住家 1世帯	=	全壊（全焼・流出） 住家1世帯	=	半壊（半焼） 住家2世帯	=	床上浸水または土砂体積 3世帯
-------------	---	--------------------	---	-----------------	---	--------------------

住家の被害程度は、住家が滅失した世帯、すなわち全壊、全焼、流出等の世帯を基準とし、これらに該当する場合は1世帯で1世帯とする。住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯については2世帯をもって1世帯、床上浸水または土砂の体積等により一時的に居住することができない世帯は3世帯をもって1世帯とみなす。

4. 適用手続

(1) 情報提供

市長は、本市における災害が「2. 適用条件・基準」の適用基準①～⑤のいずれかに該当し、または該当する見込みがある場合には、直ちにその旨を知事に情報提供するものとする。

災害救助法が適用された場合は、知事からの委任に基づき、または補助事務として救助を実施する。

(2) 事務手続

災害救助法を適用するための主な手続きは、次のとおりである。

災害救助の主な事務のあらまし

順序	厚生労働省	都道府県	市町村	備考
被害状況の把握			・迅速かつ正確に、管内の被害状況を把握	
被害状況の情報提供	・提供された情報内容について確認（必要に応じて） 助言	・市町村からの被害情報を確認の上、管内分を集計し、直ちに厚生労働大臣に報告 { 以下、状況が判明 } { 次第随時情報提供 }	・速やかに被害状況を知事に情報提供 { 以下、状況が判明 } { 次第随時情報提供 }	
災害救助法適用の決定	・情報の受理及び技術的な助言、指導・必要に応じ災害対策本部を設置 ・内閣府（防災担当）日本赤十字社等関連機関への連絡	・市町村を単位として災害救助法の適用を決定し、厚生労働大臣に情報提供 ・県内各関係機関に連絡（連携協力） ・必要に応じ災害対策本部を設置 ・必要に応じ現地確認	・知事に災害救助法の適用要請 ・必要に応じ災害対策本部を設置	
応急救助の実施	・（必要に応じ）他の都道府県知事に対する応援の指示	・救助の実施等 ・（必要に応じ）他の市町村長及び他の都道府県知事に対して救助業務の応援を要請	・応急救助に当たる（県からの委任を受けた救助等）	

中間情報	・情報の受理及び必要な助言、指導	・救助の実施状況及び今後の救助の実施予定等を情報提供 〔以下、状況が判明〕 〔次第随時情報提供〕	・救助の実施状況及び今後の救助の実施予定等を情報提供 〔以下、状況が判明〕 〔次第随時情報提供〕	
(必要に応じ) 特別基準の申請・特別基準の申請は救助の種類ごとの期間内に行なわなければならない	・承認の要否及び程度等の判断及び必要な助言、指導	・被害が甚大等のため「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償」による救助の種類ごとに、この基準により難い特別の事情があるときは、その都度特別基準を厚生労働大臣に協議	・(必要に応じ) 知事に特別基準の要請	
救助完了についての情報	・情報の受理及び必要な助言・指導	・応急救助の完了後 1 確定被害状況 2 救助の種類ごとの実施状況及び救助費概算所要額等を情報提供	・応急救助の完了後 1 確定被害状況 2 委任を受けて行った救助の種類ごとの実施状況及び救助費概算所要額等を情報提供	
補助金の申請等	・申請に基づく交付決定、資金示達及び精算確定	・翌年度6月15日までに精算交付を厚生労働大臣に申請	・応急救助等に基づく救助費(支弁を行った額)を知事に申請	・特別の事情がある場合には、算交付を受け国庫補助金の概ることができる

5. 救助の程度、方法及び期間等

災害救助法による救助の程度、方法及び期間については、資料編のとおりであるが、救助の期間については、やむを得ない特別の事情があるときは、応急救助に必要な範囲内において、特別基準の設定について内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。

第7節 避難対策の実施

実施担当課等	項目
消防本部（署）	○避難情報の発表 ○避難 ○避難誘導
危機管理・感染症対策推進課	○避難情報の発表 ○警戒区域設定 ○指定避難所開設
都市整備課 まちづくり推進課	○避難 ○警戒区域設定 ○避難誘導
総務課	○避難情報の発表
消防団	○避難 ○警戒区域設定
介護福祉課	○避難誘導 ○指定避難所開設 ○指定避難所管理運営
保険年金課 保健センター 戸籍住民課 市民生活課 人権推進課 生活福祉課 児童福祉課 競輪局	○指定避難所開設 ○指定避難所管理運営
震災対策課 教育政策課 学校課 生涯学習課 スポーツ振興室 青少年健全育成センター	○指定避難所開設

第1 趣旨

大規模な災害発生時には、多数の避難者の発生が予想される。このような事態に対処し、住民の生命、身体の安全を確保するため、市長その他関係法令の規定に基づく避難の措置の実施責任者は、必要に応じ避難に関する可能な限りの措置をとるものとする。

特に、市長は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の要配慮者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要するものに対して、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに以外のものに対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難の伝達を行うものとする。

第2 避難情報の発表

実施担当課等 総務課、危機管理・感染症対策推進課、消防本部（署）

1. 高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保の実施責任者

避難の措置の実施責任者は、関係法令の規定に基づき、次により避難指示等を行うものとする。

実施責任者と実施基準

区分	実施責任者（関係法令）	措 置	実施の基準
高齢者等避難	市長（災害対策基本法第56条）	要配慮者等への避難行動開始を求める 立退き避難が必要な場合にはその準備を求める	災害の発生が高まった場合において、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難する必要が認められる時とする。
避難指示	市長 （災害対策基本法第60条）	立退きの指示・立退き先指示	災害が発生し、または発生のおそれがある場合で、特に必要と認められる時とする。
	知事 （災害対策基本法第60条）		本市が災害対策基本法第60条の執務を 実行できない事態の時とする。
	警察官（災害対策基本法第61条） （警察官職務執行法4条）	立退きの指示・立退き先指示	市長が避難のための立退きを指示することができない事態の時、あるいは市長から要求があった時とする。
		警告及び避難の措置	危険な事態となった時、あるいは特に緊急を要する場合で、危害を受けるおそれのある者に、必要な限度で避難の措置を取ることができる。
	海上保安官（災害対策基本法第61条）	立退きの指示・立退き先指示	市長が避難のための立退きを指示することができない事態の時、あるいは市長から要求があった時とする。
	自衛官（災害対策基本法第63条） （自衛隊法第94条）	警告及び避難の措置	災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合に、警察官がその場にいる時、危険な場所にいる住民に対し、必要な限度で避難の措置を取ることができる。
	知事及びその命を受けた職員 （水防法第29条） （地すべり等防止法第25条）	立退きの指示	洪水・高潮・地すべり等により、著しい危険が切迫していると認められる時とする。
水防管理者 （水防法第29条）	立退きの指示	洪水・高潮により、著しい危険が切迫していると認められる時とする。	
緊急安全確保措置の指示	市町村長 （災害対策基本法第60条）	緊急安全確保措置の指示	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退き避難をおこなうことによってかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるとき。
	知事 （災害対策基本法第60条）		市長村長が災対法60条の事務を行うことができないとき。
	警察官又は海上保安官 （災害対策基本法第61条）		市町村長が緊急安全確保を指示することができないと認めるとき。 市町村長から要求があったとき。

避難情報の区分

区分	発令時の状況	住民に求める行動
高齢者等避難	・要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	・要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始。 (避難支援者は支援活動を開始) 要配慮者等以外の者も必要に応じて、普段の行動を見合わせて、避難の準備をする等の行動をとる
避難指示	災害が発生するおそれが高く、災害リスクのある区域の居住者等が危険な場所から避難するべき状況	・居住者等は危険な場所から全員避難。 ・居住者等は、災害が発生する前までに、原則として、避難所等への立退き避難を完了すること。
緊急安全確保	・災害が発生又は切迫しており、居住者等が立ち退き避難をすることがかえって危険であると考えられる状況	・危険な場所にいる居住者等は、避難所等への立退き避難を中心とした避難行動ではなく、直ちに安全を確保する行動(高所避難・近隣の堅固な建物への退避等)の行動を取る

※ 自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は、計画された避難場所等に避難することが必ずしも適切でなく、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や隣接建物の2階等に垂直避難することも考慮しなければならない。

防災気象情報をもとにとるべき行動と相当する警戒レベルについて

情報	とるべき行動	警戒レベル
大雨特別警報(※1) 氾濫発生情報 危険度分布「災害切迫」(黒)	地元の自治体が緊急安全確保を発令する判断材料となる情報で、災害がすでに発生していることを示す警戒レベル5に相当する。何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高い状況となっており、命を守るための最善の行動をとる。	警戒レベル5相当
土砂災害警戒情報 危険度分布「非常に危険」(紫) 氾濫危険情報 高潮特別警報 高潮警報(※2)	地元の自治体が避難指示を発令する目安となる情報です。避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。災害が想定されている区域等では、自治体からの避難勧告の発令に留意するとともに、避難指示が発令されていなくても危険度分布や河川の水位情報等を用いて自ら避難の判断をする。	警戒レベル4相当
大雨警報(土砂災害)(※3) 洪水警報 危険度分布「警戒」(赤) 氾濫警戒情報 高潮注意報(警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているもの)	地元の自治体が高齢者等避難を発令する目安となる情報で、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当する。災害が想定されている区域等では、自治体からの高齢者等避難の発令に留意するとともに、危険度分布や河川の水位情報等を用いて高齢者等の方は自ら避難の判断をする。	警戒レベル3相当
危険度分布「注意」(黄) 氾濫注意情報	避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当する。ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認する。	警戒レベル2相当
大雨注意報 洪水注意報 高潮注意報(警報に切り替える可能性に言及されていないもの)	避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2。ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認する。	警戒レベル2
早期注意情報(警報級の可能性) 【注:大雨に関して、明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合】	災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1。最新の防災気象情報等に留意するなど、災害への心構えを高める。	警戒レベル1

※1 これまでに経験したことのないような降水量の大雨が見込まれる際の大雨特別警報を指す。
 ※2 暴風警報が発表されている際の高潮警報に切り替える可能性が高い注意報は、避難が必要とされる警戒レベル4に相当する
 ※3 夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い注意報は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当する

(資料参考) 気象庁「防災気象情報をもとにとるべき行動と、相当する警戒レベルについて」より

2. 高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保

実施責任者は、災害が発生し、または発生するおそれがあり、そのために人命の保護その他災害の拡大防止等特に必要があると認められるときは、危険区域の居住者、滞在者、その他の者に対し、次の方法により高齢者等避難、避難指示または緊急安全確保の伝達を行うものとする。

(1) 災害一般の避難の指示等

① 市長の措置（法第60条）

市長は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、住民の生命身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、危険区域の居住者、滞在者等に対し、避難のための立ち退きの指示を行うものとする。

ただし、被害が甚大で、本市がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事が避難のための立ち退きの指示に関する措置の全部または一部を市長に代わって行うものとする。

② 警察官及び海上保安官の措置（法第61条、警察官職務執行法第4条）

警察官及び海上保安官は、地震災害により住民の生命、身体に危険を及ぼすおそれのある事態が発生し、市長が避難のため立ち退きを指示できないと認めるとき、または市長から要求があったときは、必要と認める地域の居住者等に対し避難のための立ち退きを指示することができる。

また、警察官は、危険な事態がある場合は必要な警告を発し、及び特に急を要する場合においては危害を受ける恐れのある者に対し、必要な限度で避難の措置を執ることができる。

この場合、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

③ 自衛隊の措置（自衛隊法第94条、法第63、64、65条）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいないときは危険な場所にいる住民に対し避難等について必要な措置をとることができる。

(2) 洪水または高潮についての避難指示

① 市長の措置（法第60条）

市長は必要に応じて、災害対策基本法に基づく避難のための立退きの指示を行う。
また、状況に応じて屋内退避等の安全確保措置を指示するものとする。

② 水防管理者（水防法第29条）

水防管理者（市長）は、洪水または高潮の氾濫、地震に伴う津波の襲来により著しく危険が切迫していると認めるときは、危険な地域の居住者に対し立ち退きを指示することができる。水防管理者が指示する場合には、小松島警察署長にその旨を通知するものとする。

(3) 地すべりに関する避難指示

① 市長の措置（法第60条）

市長は必要に応じて、災害対策基本法に基づく避難のための立退きの指示を行う。
（地すべりに関する場合は屋内退避による安全確保は行わない）。

② 知事またはその命を受けた職員（地すべり等防止法第25条）

知事またはその命を受けた職員は、地震に伴う地すべりにより著しく危険が切迫していると認めるときは、危険な地域の居住者に対し立ち退きを指示することができる。

なお、この場合、小松島警察署長にその旨を通知する。

(4) 土砂災害警戒情報の活用

本市は、「土砂災害警戒情報の発表」を、避難指示等の発令判断基準とする。

3. 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の内容

市長等の高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発する者は、次の内容を明示して実施するものとする。

- ◇ 避難対象地域
- ◇ 避難先
- ◇ 避難経路
- ◇ 避難指示の理由
- ◇ その他必要な事項

4. 関係機関の相互連絡

本市、県、水防管理者（市長）、県警察及び自衛隊は、避難の措置を行ったときは、法令に基づく報告または通知を行うほか、避難の安全を確保するために必要と認められる関係機関にすみやかに連絡するものとする。

法令に基づく報告または通知義務

報告または通知義務者	避難措置の内容	報告または通知先
市長	災害対策基本法第60条に基づき避難のための立ち退きの勧告または指示をしたとき	知事
	災害対策基本法第61条に基づき警察官から避難のための立ち退きの指示について通知を受けたとき	
警察官または海上保安官	法第61条に基づき、避難のための立ち退きを指示したとき	市長
警察官または海上保安官災害派遣を命ぜられた自衛官	法第63条に基づき、応急措置をとったとき	
知事またはその命を受けた職員	水防法第29条に基づき避難のための立ち退きを指示したとき	小松島警察署長
水防管理者（市長）	水防法第29条に基づき避難のための立ち退きを指示したとき	

なお、報告または通知事項は、おおむね次のとおりとする。

- ◇ 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保、屋内での退避等の安全確保措置または立ち退き先の指示の区分
- ◇ 高齢者等避難、避難指示をした日時及び区域
- ◇ 対象世帯及び人員

5. 住民への周知徹底

高齢者等避難の伝達、避難指示または緊急安全確保を行った場合は、次の方法を併用するなど、事情に即した方法で危険区域の住民に対し、すみやかにその旨の周知徹底を図るものとする。

(1) テレビ・ラジオ放送による広報

放送局に対して、高齢者等避難の伝達、避難指示または緊急安全確保を行った旨を通知し、関係区域の住民に広報すべき事項を明示して広報を依頼する。

報道機関の連絡先一覧

名 称	所 在	電 話	広報方法
NHK	徳島市寺島本町1丁目	ニュース 088-626-5975	テレビ・ラジオ
四国放送	// 中徳島町2丁目	報 道 088-655-7560	//
徳島新聞	//	報 道 088-655-7233 地 方 088-655-7244	新 聞
毎日新聞	// 両国本町1丁目	088-625-3131	//
朝日新聞	// 八百屋町1丁目	088-622-6155	//
読売新聞	// 中洲町3丁目	088-622-3155	//
産経新聞	// 一番町2丁目	088-622-3181	//
日本経済新聞	// 八百屋町3丁目26	088-652-2480	//
時事通信	// 徳島町2丁目	088-622-3166	通 信
共同通信	// 中徳島町2丁目	088-622-2155	//
東阿波ケーブルテレビ	小松島市小松島町新港36	電 話 0120-323-730 32-3336 FAX 32-3391	テレビ
日本中央テレビ	吉野川市鴨島町上下島440	電 話 0883-22-1501 FAX 0883-22-1505	テレビ

(2) 防災行政無線等

音声による放送及びサイレン音を併用して伝達を行う。

(3) 緊急速報メールによる伝達

携帯電話等へ緊急速報メールを配信して伝達を行う。

(4) SNS による広報

通信事業者が提供するインターネット上のサービスである SNS により情報配信を行う。

(5) 広報車による広報

本市の広報車（2台）、消防車等（1台）を利用し、関係区域を巡回して広報する。

(6) 個別訪問による伝達

高齢者等避難の伝達、避難指示または緊急安全確保を行った時間帯が夜間で停電している場合においては、消防団、自主防災組織、防災ボランティア等により関係区域の家庭を個別に訪問し、伝達の徹底を図る。

※ (5) 及び(6) を行う際は、発災までの時間的余裕を考慮し、派出職員の安全確保に努めるものとする。

6. 屋内での待避等の緊急安全確保措置

(1) 屋内での待避等の緊急安全確保措置

災害が発生しようとしている場合において、避難のための立ち退きを行うことにより、かえって人の生命または身体に危険が及ぶ恐れがあると認めるときは、本市は、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための緊急安全確保に関する措置を指示することができる。

(2) 知事への報告

本市は、上記(1)の規定により避難のための立ち退きを指示し、または関係法令の規定により屋内での待避等の安全確保措置を指示した時は、速やかに、その旨を知事に報告しなければならない。

7. 指定行政機関の長等による助言

本市は、避難のための立ち退きを指示し、または屋内での待避等の安全確保措置を指示しようとする場合において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長もしくは指定地方行政機関の長または知事に対し、指示に関する事項について、助言を求めることができる。

この場合において、助言を求められた指定行政機関の長もしくは指定地方行政機関の長または知事は、所掌事務に関し、必要な助言をするものとする。

第3 避難

実施担当課等 都市整備課、まちづくり推進課、消防本部（署）、消防団

1. 市民の自主的避難

(1) 避難先

市民は、地震による津波、家屋の倒壊及び火災の発生等により身の安全を図る必要が生じた場合、本市が指定した指定緊急避難場所、津波避難目標地点のほか、自己の判断で津波浸水想定区域外にある最寄りの公園、広場、空地、学校運動場等の広い空地へ自主的に避難する。

(2) 避難時の留意点

避難するときは、住民相互が協力し合い混乱を防止するとともに、町内会及び自主防災組織等において避難時の安全確保、共助に努める。

- ◇ 避難に際しては、必ず火気危険物等の始末を完全に行うこと。
- ◇ 高齢者、障がい者、傷病人等の要配慮者の避難については、周辺住民及び自主防災組織等が協力し、安全な場所へ避難できるよう努めること。
- ◇ 消防車等緊急車輛の通行道路の確保のため、自動車による避難は行わないこと。
- ◇ 避難者は、1週間分程度の食料、日用品及び最小限の着替え、肌着、照明具、医薬品等を携行すること。

2. 事業所等における避難

事業所、学校その他の施設の管理者は、地震の発生に伴い避難の必要が生じた場合、それぞれが作成した南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に定める対策計画、または消防法に定める消防計画（東南海・南海地震防災規程を含む。）に基づき、指定緊急避難場所へ誘導するなど適切な措置を講じ、従業員、児童、生徒、入所者等の安全確保に努めるものとする。

3. 行事、催物等開催時の避難

各種行事、催物等を開催する者は、地震その他の災害時における避難対策として、避難所、避難路、避難誘導方法等をあらかじめ定め、災害時の参加者等の安全確保に努めるものとする。

4. 広域避難

本市は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、区域外への広域避難及び避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合は、必要に応じて国、関西広域連合または他の都道府県に県を通じて広域避難に関する支援を要請する。

また、災害の発生により本市及び県がその事務を行うことができなくなった場合で、被災住民の広域一時滞在及び県外広域一時滞在が必要な場合は、国が代わって施行する。

第4 警戒区域設定

実施担当課等 危機管理・感染症対策推進課、都市整備課、まちづくり推進課、消防本部（署）、消防団

1. 警戒区域設定の目的

災害が発生し、または発生しようとしている場合において、人の生命または身体に対する危険を防止するため、特に必要と認めるときは、警戒区域を設定し、人的な被害の未然の防止を図る。

2. 警戒区域の設定

(1) 市長（災害対策基本法第63条）

市長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを制限し、禁止または退去を命ずる。

(2) 警察官（災害対策基本法第63条）

市長またはその職権を行う吏員が現場にいないとき、またはこれらの者から要求があったとき、警察官は、市長の権限を代行する。

市長の権限を代行したときは、直ちに市長に通知する。

(3) 自衛官（災害対策基本法第63条）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長、警察官が現場にいない場合に限り、市長の権限を代行する。

市長の権限を代行したときは、直ちに市長に通知する。

(4) 消防吏員または消防団員（消防法第28条、水防法第21条）

消防活動、水防活動を確保するために、消防または水防関係者以外を現場近くに近づけないよう、措置をすることができる。

3. 警戒区域設定の周知

警戒区域の設定を行った場合は、本節 第2「避難情報の発表」と同様の方法により、住民への周知及び関係機関への連絡を行うものとする。

第5 避難誘導

実施担当課等 介護福祉課、都市整備課、まちづくり推進課、消防本部（署）、消防団

1. 避難誘導の実施

消防吏員、消防団員、警察官その他の避難措置の実施者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう、次により避難先への誘導に努めるが、避難は住民が自主的に行うことを原則とする。

なお、自主防災組織は、避難が円滑に行えるよう集団避難の実施に努めるものとする。

(1) 避難の順序

避難の順序は、妊産婦、傷病人、身体障がい者、高齢者、幼児等の要配慮者を優先し、一般人を次順位とするものとする。

また、避難行動要支援者の避難誘導については、自主防災組織や自治会など地域住民においても、福祉関係者との連携のもと、市に協力して避難誘導を実施するよう努めるものとする。

なお、津波からの避難においては、避難に要する時間も配慮し逃げ遅れ者のないよう適切な対応を実施するものとする。

(2) 誘導経路等

誘導経路等については、周囲の状況等を的確に判断し、その安全性を確認の上、危険箇所には表示、なわ張り等を行うほか、要所に誘導員を配置し、事故防止に努めるものとする。特に夜間は照明を確保し、浸水地等には必要に応じて船艇、ロープ等の資材を配置して万全を図るものとする。

また、避難行動要支援者の避難誘導については、自主防災組織や自治会など地域住民においても、福祉関係者との連携の下、市に協力して避難誘導を実施するよう努めるものとする。

(3) 避難誘導体制

本市は、高齢者等避難、避難指示、または緊急安全確保について、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等に対して避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にし、日頃から指定緊急避難場所や避難路と併せて住民への周知徹底に努めるものとする。

2. 応援協力

本市は、自ら避難者の誘導及び移動の実施が困難な場合、他市町村または県へ避難者の誘導及び移送の実施またはこれに要する人員及び資機材について、応援を要請するものとする。

また、被害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

3. 災害別避難方法

本市は、住民に対して災害別による避難方法、指定緊急避難場所の周知徹底を図るものとする。

(指定緊急避難場所、災害別避難方法 … 資料編参照)

第6 指定避難所開設

実施担当課等

危機管理・感染症対策推進課、震災対策課、保険年金課、保健センター、戸籍住民課、市民生活課、人権推進課、生活福祉課、児童福祉課、介護福祉課、競輪局、教育政策課、学校課、生涯学習課、スポーツ振興室、青少年健全育成センター

1. 指定避難所の選定及び収容方法

本市は、あらかじめ各種災害における危険区域等を踏まえ、指定避難所となる施設の管理者の同意を得た上で、指定避難所を指定し、住民への周知徹底に努める。さらに、高齢者等の要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。

2. 指定避難所の開設

被害状況により指定避難所を開設する必要があると認めるときは、次の収容基準（災害救助法に準ずる）に基づき、指定避難所を開設する。

（1）設置基準

① 収容対象者

- ◇ 災害により現に被害を受けた者、または被害を受けるおそれのある者
- ◇ 高齢者等避難等が出た場合で現に被害を受けるおそれのある者

② 設置場所

- ◇ 指定避難所としてあらかじめ指定している施設
- ◇ 既存の建物がない場合または既存の建物が不足する場合にあっては避難所としての旅館、ホテル等の借り上げ、または指定避難所等に設置する小屋、テント等の野外収容施設
(指定避難所 … 資料編参照)

（2）設置期間

災害発生の日から7日以内とする。

（ただし、災害救助法に基づく避難所の設置の場合は内閣総理大臣の承認により期間延長あり）

（3）費用

- ◇ 避難所の設置・維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費または購入費、光熱水費及び仮設便所等の設置費
- ◇ 避難所が冬季（10月1日～3月31日）に設置された場合は、燃料費として別に定める額を加算
- ◇ 高齢者、障がい者等であって、避難所での生活で特別な配慮を必要とする者を収容する福祉避難所にあつては、当該地域の通常の実費を加算

3. 指定避難所開設の要請等

指定避難所として既存の建物がない場合または既存の建物が不足する場合は、県に対し、指定避難所の開設及び野外収容施設の設置に必要な資材の調達について、協力を要請するものとする。

4. 指定避難所開設の報告

指定避難所を開設したときは、すみやかに次の事項を県及び関係機関に報告または通知するものとする。また、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人員を超えることを防ぐため、ホームページや SNS 等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

- ◇ 避難所開設の日時及び場所
- ◇ 箇所数及び収容人員
- ◇ 開設期間の見込み

5. 野外収容施設

災害により現に被害を受け、または受けるおそれのある者を収容するため、付近に適当な収容施設があっても、被害者の全員を収容できないときは、必要に応じ臨時に付近の適当な場所にテントその他野外収容施設を設置するものとする。

6. 指定避難所等開設の特例

政府は、著しく異常かつ激甚な非常災害にあつて、当該災害に係る指定避難所等が著しく不足し、被災者に対して住居を迅速に提供することが特に必要と認められるものが発生した場合には、当該災害を政令で指定するものとする。

上記指定があった場合は、政令で定める区域及び期間において本市が設置する指定避難所等については、消防法第十七条の規定は、適用しなくても良いものとする。

本市は、上記の規定にかかわらず、消防法に準拠して、同項に規定する指定避難所等についての消防の用に供する設備、消防用水及び消防活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定め、その他当該避難所等における災害を防止し、及び公共の安全を確保するため必要な措置を講じなければならない。

第7 指定避難所管理運営

実施担当課等	保険年金課、保健センター、戸籍住民課、市民生活課、人権推進課、生活福祉課、児童福祉課、介護福祉課、競輪局
--------	--

1. 指定避難所の運営

指定避難所の運営は、関係機関の協力のもと、本市が適切に行い、運営に関する事項を定めるものとする。スフィア・スタンダード（人道支援における国際基準）の理念を取り入れるよう努め、避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるように努める。

本市は、避難者の状況を早期に把握し、避難時における生活環境を常に良好なものとするため、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況等の把握に努める。また、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。

特に、女性用のトイレの快適な環境、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保等、女性や子育て、家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

本市は、指定避難所における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する。トイレ、更衣室、入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力、DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全性を配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体等との連携のもと、被災者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。食料品や生活必需品等の支給にあたっては、乳幼児、高齢者、食物アレルギー者、女性等に配慮するものとする。また、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供等により、指定避難所の早期解消に努めることを基本とし、本市及び県は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等を把握し、災害時に迅速にあっせんできるように努めるものとする。

なお、本市の避難所運営は、「小松島市避難所運営マニュアル」に基づき、指定避難所開設初期段階は本市職員が主体的に運営し、徐々に避難者、住民、自主防災組織を中心とした運営に移行し、本市はそれを支援する。

(1) 指定避難所の管理

指定避難所を開設したときは、指定避難所内の秩序を保持するため、次の措置を講ずる。

- ◇ 避難者に対する災害情報の伝達
- ◇ 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
- ◇ 指定避難所に関する各種相談

(2) 指定避難所の実態把握

指定避難所開設後直ちに指定避難所における避難者の生活環境を把握するため、次の事項等についての実態把握に努める。

- ◇ 水道、ガス、電気の復旧状態
- ◇ 仮設トイレの個数や設置場所
- ◇ 指定避難所の清掃、室温、湿度、換気状態
- ◇ プライバシーの保護
- ◇ 避難者数の確認、避難者名簿の作成

(3) 職員等の派遣

指定避難所を開設したときは、職員を派遣し、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、収容された被災者に対し、必要に応じ次の業務を行う。

- ◇ 給水、給食 ◇ 毛布、衣料、日用必需品等の支給 ◇ 負傷者に対する応急医療
- ◇ 行政相談等必要とされるその他業務

(4) 避難所における感染症対策

- ◇ 本市及び県は、避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策にのため平常時から指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。
- ◇ 本市は、発生するおそれがある災害や指定避難所の収容人員を勘案し、指定避難所以外の避難所（サブ避難所）の必要性の検討または確保に努めるとともに、テント泊や車中泊等の活用について検討する。
- ◇ 本市は、「小松島市避難所運営マニュアル」を基に、地域住民等と連携し、感染症対策を踏まえた実践的な避難所運営訓練の実施等に努めるものとする。
- ◇ 本市は、テント、パーティション、簡易トイレ、マスク、消毒液、段ボールベッド等の避難所における感染症対策に必要な物資・資機材を確保するよう努めるものとする。
- ◇ 本市は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所のレイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(5) 災害時快適トイレ計画の推進

本市は、県が避難所における仮設トイレの必要数及びその調達、携帯用トイレの備蓄のあり方、衛生管理等の方針をまとめた「災害時快適トイレ計画」及び同計画を着実に推進するために具体的なトイレ対策をまとめた「アクションプラン」について、本市の避難所整備、避難所運営マニュアルの運用に活用するものとする。

(6) ペット同行避難者への対応

本市は、避難所におけるペット同行避難者に備え、避難所の施設環境に応じてペットの同行避難に備えたスペースの確保及び他の避難者にも配慮した避難所の生活ルールやマナーの周知を図る。

(7) 大規模太陽光発電施設の活用

本市は、県が整備した和田島太陽光発電所に関し、住民の避難生活の質の向上のため、本編第2章 第12節 第4「大規模太陽光発電施設の活用」に基づき整備された体制により、その活用を図るものとする。

2. 要配慮者への対応

指定避難所では、高齢者、障がい者等の要配慮者に配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難生活を支援する。

避難者の心身双方の健康状態には十分配慮し、必要に応じ保健師等による巡回健康相談、社会福祉施設等への緊急入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て、計画的に実施するものとする。

また、本市及び県は、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するとともに、要配慮者の応急仮設住宅への優先的入居、高齢者・障がい者向け仮設住宅の設置等に努めるものとする。

3. 避難所外避難者への対応

避難者の様々な事情や目的、その意思に応じて避難所を選択することや避難所が自然発生する可能性があることから、車中泊避難者及び指定避難所以外の施設や屋外に自然発生した避難所等への避難者（以下、「避難所外避難者」という。）に対しても、避難所を通じて食料・物資等の提供、情報の供給を行うものとする。

（1）車内等生活避難者

被災者の中には、他人との共同生活に抵抗がある等の理由から、屋外や自家用車内等で避難生活を送る者も想定される。狭い場所で長時間一定の姿勢でいた場合、エコノミー症候群となる危険性が高くなる。そのため、警察、消防のほか、地域住民（町内会、消防団、民生委員など）や自主防災組織による巡回及びNPO及びボランティア等の協力により、所在確認・現状把握に努めるとともに、必要な情報提供や巡回健康相談や心のケア等を実施する。また、車内等生活避難者は、所定の指定避難所で登録を行い、食料等の支給を受ける。

（2）在宅避難者

本市は、自宅で避難生活を送る在宅避難者について、警察、消防のほか、地域住民（町内会、民生委員など）や自主防災組織による巡回及びNPO及びボランティア等の協力により、所在確認・現状把握に努める。また、在宅避難者は、所定の指定避難所で登録を行い、食料等の支給を受ける。

（3）要配慮者に対する配慮

本市は、指定避難所外に避難した要配慮者をできるだけ早く、指定避難所、福祉避難所、福祉施設または医療機関に移送する。

第8節 交通確保対策

実施担当課等	項目
都市整備課 建設管理課	○道路交通状況の把握 ○交通規制実施 ○緊急輸送路確保
市民生活課	○交通規制実施

第1 趣旨

災害時において、負傷者の搬送、災害対策要員、応急対策実施用資機材等の緊急輸送を円滑に行うため、不通箇所の通報連絡、交通規制措置の実施等交通を確保するための対策を迅速かつ的確に行う必要がある。

第2 道路交通状況の把握

実施担当課等 都市整備課、建設管理課

災害の発生に伴い、路面に亀裂や欠落、盛り、段差、液状化、路面の崩壊、電線等の垂れ下がりが、街路樹、電柱、建築物、看板等沿道施設物の倒壊、水没、火災、地下埋設物の破損、橋梁、トンネルの損壊等により、通行が困難あるいは不能の状況になるとともに、緊急交通路や避難路となる道路においても車輛及び通行者が殺到して、交通が麻痺状態となることが予想される。

したがって、各施設の被害状況及び交通の流れや支障物件、混雑の度合の調査をすみやかに実施するとともに、小松島警察署、徳島県東部県土整備局等の行政機関はもとより、民間事業者との情報交換も緊密に行い、道路交通状況等の把握に努めるものとする。

第3 交通規制実施

実施担当課等 市民生活課、都市整備課、建設管理課

1. 実施責任者

交通規制・措置命令の実施は、次の区分によって行うものとする。

区分	実施責任者	内 容
交通規制	道路管理者 (国・県・小松島市)	1. 道路の破損、決壊その他の事由により交通に危険があると認められる場合。 2. 道路に関する工事のため、やむを得ないと認める場合。
	警察 公安委員会 警察署長 警察官	1. 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送等を確保するために必要があると認める場合。 2. 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認める場合。 3. 道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じまたはそのおそれがある場合。
措置命令	道路管理等 国 県 市町村 西日本高速(株) 本州四国連絡高速道路(株)	車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認める場合。
	災害派遣を命じられた 自衛官・消防吏員	警察官がその場にはいないときで、それぞれの機関の緊急通行車両の円滑な通行を確保する必要がある場合。 (当該措置をとった場合には、所轄の警察署長に報告しなければならない。)

2. 交通規制の実施

本市は、道路の破損、決壊、その他の事由により通行が危険であると認められる場合または道路に関する工事のためやむを得ないと認める場合は、その対象、区間、地域、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識により、当該道路の通行を禁止または制限するものとする。

なお、大規模な災害により広範かつ甚大な道路被害が発生し、広域的な交通規制を行う必要があると認める場合は、隣接市町村、県等の道路管理者と協議の上、小松島警察署に対し交通規制の実施を要請するものとする。

3. 交通規制の通知

本市は、道路の通行を禁止または制限しようとする場合には、あらかじめ小松島警察署に対し禁止、制限の対象区間、地域、期間及び理由を通知するものとする。

なお、あらかじめ通知するいとまがないときは、これらの事項を、事後すみやかに通知するものとする。

4. 交通規制の周知

本市は、交通規制を実施した場合、道路標識、迂回案内板または交通規制の予告板等を設置して、交通の混乱防止措置を図るとともに、当該情報を入手しやすいよう、テレビ・ラジオ等の報道機関（道路交通情報センターを含む。）を通じて、交通規制の日時、迂回経路の情報等について、周知徹底を図るものとする。

5. 運転者のとるべき措置

大規模地震発生時の避難車両運転者のとるべき措置について、防災行政無線等により、次の事項の周知徹底を図るものとする。

避難車両運転者のとるべき措置

1. 家族との連絡・避難等には車両を使用しない。
2. 通行禁止区域内の道路上にある車両の運転者は、すみやかに駐車場、公園、空き地等の道路外に車両を移動させる。
なお、道路外に車両を移動させることができない場合は、交差点付近や幹線道路を避け、道路の左側端に寄せて停車する。
3. 停車後は、カーラジオ等により地震情報、交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動する。
4. 緊急輸送路上の車両の運転者は、すみやかに直近の迂回路等の緊急輸送路以外の道路または路外に車両を移動する。
5. やむを得ず車両を道路に置いて避難するときは、次の鉄則を守る。
 - ◇ 交差点を避け、道路の左側端に寄せて停車する。
 - ◇ エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとする。
 - ◇ 窓を閉め、ドアはロックしない。
 - ◇ 貴重品を車内に残さない。

6. 道路啓開

路上の障害物の除去について、本市は、国、県、警察機関、消防機関、自衛隊等と状況に応じて協力し、必要な措置をとるものとする。

本市管理道路で、放置車両や往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、本市自ら車両の移動等を行うものとする。

民間団体等との応援協定等にも基づき、道路啓開等（雪害における除雪を含む。）に必要な人員、資機材等の確保に努めるものとする。

第4 緊急輸送路確保

実施担当課等 都市整備課、建設管理課

1. 道路復旧の決定

道路の被害状況等を把握した後、県等他の道路施設管理者と協議の上、優先度の高い順に道路復旧の決定を行うが、原則として、緊急輸送路を最優先に行うものとする。

2. 復旧資機材の確保

建設業協会等より使用できる建設機械等復旧資機材の調達を行うものとする。

3. 復旧作業の実施

原則として、2車線の車両用走行帯を確保できるよう落下物、倒壊物等によって生じた路上障害物を除去し、自動車の走行に支障のない程度に陥没、亀裂等の舗装破損の応急復旧を行うものとする。

復旧作業は、緊急輸送路として指定を受けている道路を最優先とし、特に障害物の除去については、警察、自衛隊、消防機関等との連携に努めるものとする。

4. 広報の実施

道路の復旧状況、復旧の見通し等について、防災行政無線、テレビ・ラジオ等の報道機関を通じ、避難者、運転者等に対して適宜適切に広報を実施するものとする。

第9節 緊急輸送対策

実施担当課等	項目
都市整備課	○緊急輸送の対象 ○緊急輸送車両確保 ○緊急輸送拠点確保
危機管理・感染症対策推進課 農林水産課 商工観光課	○緊急輸送の対象
財政課	○緊急輸送車両確保 ○緊急輸送拠点確保
税務課 総務課 市民生活課 競輪局	○緊急輸送拠点確保
消防本部（署） 消防団 スポーツ振興室	○防災ヘリポート開設

第1 趣旨

災害が発生した場合には、被災者の避難、物資の輸送等は災害応急対策活動の根幹となるため、輸送手段の確保等緊急輸送にかかる業務を迅速かつ的確に行う必要がある。

第2 緊急輸送の対象

実施担当課等 危機管理・感染症対策推進課、農林水産課、商工観光課、都市整備課

本市及び関係機関が実施する緊急輸送の対象は、次のとおりである。

- ◇ 消火、救急救助、医療（助産）救護のための要員及び資機材
- ◇ 医療、助産その他救護のための輸送を必要とする者
- ◇ 医薬品、医療用資機材
- ◇ 飲料水、食料、生活必需品等の救護物資
- ◇ 災害対策要員
- ◇ 応急復旧用資機材
- ◇ 情報通信・電力・ガス・水道施設保安要員
- ◇ その他必要と認められるもの

第3 緊急輸送車両確保

実施担当課等 財政課、都市整備課

1. 緊急輸送車両の使用申請

大規模な災害により災害対策本部が設置された場合には、市有車両は財政課において集中管理するものとし、本市の各課等は、市有車両を緊急輸送に使用する場合は、財政課に対し次の事項を明らかにして、緊急輸送車両の使用を申請するものとする。

- ◇ 使用目的
- ◇ 車種
- ◇ 使用期間
- ◇ 希望する受取りの日時及び場所

(市有車両 … 資料編参照)

2. 緊急輸送車両の調達

市有車両だけで不足する場合は、輸送対象等から適正な輸送手段を選定し、県、自衛隊、輸送事業者等に対し、次の車両等の貸与を要請するものとする。

- ◇ 乗用車、バス及び貨物自動車
- ◇ 特殊自動車
- ◇ 舟艇
- ◇ 船舶
- ◇ 鉄道

3. 緊急輸送車両の配車

(1) 配車計画書の作成

本市は、市有車両及び調達車両を集中管理し、緊急度、使用目的に応じた配車計画を作成する。

(2) 各課等への配車

本市は、(1)の配車計画に基づき、緊急輸送車両の使用申請のあった各課等へ引き渡す。

4. 緊急輸送車両の確認申請

大規模な災害が発生し、災害対策基本法第76条の規定により、公安委員会の権限において災害緊急輸送を行う車両以外の車両の通行禁止または制限が行われる場合、本市は、本編 第2章 第4節 第5「緊急通行車両の事前届出」により「緊急通行車両届出済証」の交付を受けていない市有車両及び緊急調達した輸送車両については、直ちに「緊急通行車両確認の申請」を行い、「緊急通行車両確認証明書及び緊急通行車両標章」の交付を受けるものとする。

(「緊急通行車両届出済証」、「緊急通行車両確認証明書及び緊急通行車両標章」… 資料編参照)

第4 緊急輸送拠点確保

実施担当課等 財政課、税務課、総務課、市民生活課、競輪局、都市整備課

被災状況により必要と認められる場合は、小松島市立体育館に災害時の緊急輸送拠点を開設する。

小松島市立体育館では、救援物資の受入れ、一時保管、備蓄物資の確認、配送準備等を行うとともに、必要に応じて小松島南中学校運動場のオープンスペースをヘリポートとして活用する。

第5 防災ヘリポート開設

実施担当課等 消防本部（署）、消防団、スポーツ振興室

1. 防災ヘリポート開設の決定

本市は、県、警察、自衛隊等から要請があった場合及び必要と認められる場合は、防災ヘリポートを開設する。

2. 防災ヘリポートの開設方法

防災ヘリポートの設置については、本章 第4節 第3の2「ヘリポートの設置」のとおりであるが、特に次の事項に留意して開設を行うものとする。

(1) 地表面の条件整備

- ◇ 回転翼の影響で砂塵等が上がらない舗装された場所が望ましい。
- ◇ やむを得ず、グラウンド等の未舗装の場所になる場合は、板、トタン、砂塵等が巻き上がらないように処置する。乾燥している場合には十分に散水する。
- ◇ 草地の場合は、硬質で丈の低いものであることが望ましい。

(2) 着陸点の表示

着陸点には、石灰、白布等を用いて「H」または「O」の記号を表示する。

(3) 風向の表示

- ◇ 着陸帯付近に、上空から確認できる吹き流しまたは旗をたてる。
- ◇ 表示地点は、着陸点中央からなるべく離れた地点で、地形、施設等による影響の少ない場所を選定する。
- ◇ 吹き流しまたは旗は布製とし、風速25m/s程度に耐えられる強度を有しているものであることとする。

(4) 危険防止

- ◇ 離着陸時は、風圧等により危険であるので、子供等を接近させない。
- ◇ 安全上の監視員を配置する。

(5) その他留意事項

- ◇ 救急車、輸送車両の出入りに便利なこと。
- ◇ 電話その他の通信手段の利用が可能であること。
- ◇ 緊急時には、布等を左右に振る等の処置をして、パイロットに知らせるために有効なあらゆる手段を講じること。

第10節 消防防災ヘリコプター等の運航

実施担当課等	項目
消防本部（署）	○消防防災ヘリコプター活用

第1 趣旨

本市は、住民の生命、身体、財産を保護するため、緊急を要し、必要があると認められるときは、県消防防災ヘリコプターの出動を要請するものとする。

第2 消防防災ヘリコプター活用

実施担当課等 消防本部（署）

1. 消防防災ヘリコプターの活動内容

本市は、災害発生時等において、次の活動について、県消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

- ◇ 救急活動（傷病者の搬送、医師及び医療器材等の搬送）
- ◇ 救助活動（孤立者等の捜索・救助）
- ◇ 災害応急活動（被災状況の調査及び情報収集、災害情報・警報等の伝達広報、救援物資・人員等の輸送）
- ◇ 火災防御活動（被災調査及び情報収集、避難誘導等の広報、消防隊員及び消火資機材等の搬送、火災等の消火）
- ◇ その他ヘリコプターによる対応が有効な活動

2. 消防防災ヘリコプターの運航体制及び出動要請手続等

消防防災ヘリコプターの運航及び出動に関する事項は、「徳島県消防防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「徳島県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めによるものとする。

なお、消防防災ヘリコプターの運航基地として、徳島空港内に徳島県消防防災航空隊事務所が置かれている。

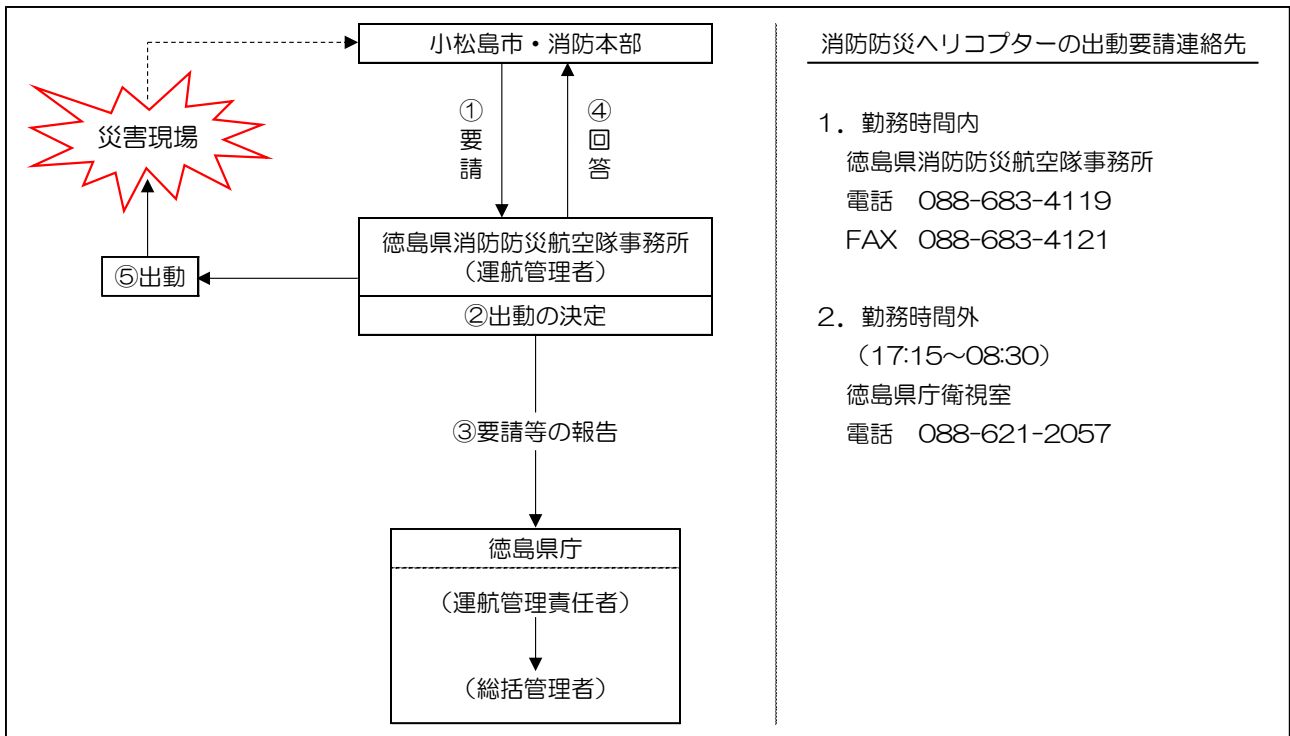
3. 飛行場外離着陸場の確保

本市は、県と連携しながら、災害時において県消防防災ヘリコプターの迅速な活動が実施できるように、活動の現場での拠点となる飛行場外離着陸場の整備に努めるものとする。

（具体的な計画は、本章 第4節「自衛隊災害派遣要請」を参照とする）

4. 緊急運航の要請及びフローチャート

要請手順のフロー



第11節 消防計画

実施担当課等	項目
消防本部（署） 消防団	○災害警防 ○火災警防 ○危険物の防御 ○林野火災の防御 ○船舶火災の防御 ○車両火災の防御 ○建築物密集地等の火災防御 ○放射性物質等の火災防御 ○特殊建築物の防御 ○排出油災害事故対策
住宅課	○特殊建築物の防御
危機管理・感染症対策推進課 環境政策課 環境衛生センター	○排出油災害事故対策

第1 趣旨

この計画は、本市における大規模な火災等の事故または暴風、洪水、豪雨、高潮、その他の異常な現象による災害からの被害を最小限に軽減し、市民の生命、身体、財産を保護するための計画である。また、各防御計画等の詳細は、小松島市消防計画によるものとする。

第2 災害警防

実施担当課等 消防本部（署）、消防団

1. 災害時における消防の任務と活動

消防機関は市民の生命、身体、財産の保護にあたることを任務として関係機関と協力のもとにおおむね次の警防活動を行うものとする。

- ◇ 気象、降雨量、水位、潮位、危険地域、被害予想地域等についての情報収集活動並びに広報活動
- ◇ 河川、海岸危険地域等の巡視警戒活動
- ◇ 各種気象予報、警報等の伝達通報
- ◇ 各種災害の防御、鎮圧活動
- ◇ 警戒区域の設定、火災原因調査、避難所の開設要請
- ◇ 避難指示の伝達および避難者の誘導
- ◇ 被害状況の調査報告

2. 装備

災害時に必要な装備資機材については常に点検整備につとめるとともに、必要に応じて借り上げ契約等の事前措置を講じておくものとする。

3. 平素の警防措置

(1) 基礎調査

消防署長は、災害情勢を的確に把握し適切な警防対策を樹立するために管内における災害発生危険予想地域について調査表を作成し、消防長に報告しなければならない。

(2) 警防実施計画策定

消防署長は警防計画実施にあたって本計画に基づき次の事項について警防実施計画を策定し、消防長に報告しなければならない。

- ◇ 災害関係情報等の入手並びに伝達通報について方法及び実施要領
- ◇ 被害状況の把握と報告
- ◇ 指定緊急避難場所、同経路および誘導の方法
- ◇ 危険箇所および被害予想地域に対する警防措置
- ◇ 警防組織および部隊の編成
- ◇ 警防部隊の配備運用
- ◇ 関係機関に対する連絡および相互間の協力援助についての方法及び実施要領

4. 警防体制

(1) 警防体制の種別

災害に対処するための体制は、次のとおりとする。

① 準備体制

各種注意報または各種警報が発せられ、地域的に被害の発生が予想されまたは発生し、災害対策本部を開設する程度までにいたらない災害時の防災体制。

② 警戒体制

各種警報が発せられ、本市全域にわたり被害の発生が予想されまたは発生し、災害対策本部が開設され防災活動を行う必要がある災害時の体制。

③ 非常体制

本市全域にわたり大災害が発生し、もしくは発生が予想される場合、または全域でなくても被害が特に甚大な場合の防災体制。

(2) 警防体制の発令及び解除

- ◇ 各種体制については、消防長がその都度発令する。
- ◇ 消防署長は、消防長が発令しない場合においても管内の状況により必要と認めた場合は、適宜の体制をとることができる。ただし、この旨を直ちに消防長に報告するものとする。
- ◇ 警防体制を必要としなくなった場合は発令者が解除する。

(3) 警防本部の編成（警防隊本部）

- ◇ 警防体制を必要とする場合、消防本部内に警防隊本部を設置するものとする。
- ◇ 警防隊本部の組織並びに任務分担は、災害対策本部の組織・事務分掌を準用する。
- ◇ 警防隊本部の本部長には消防長、副本部長に消防団長、警防隊班長には消防署長、消防団については副団長がこれにあたるものとする。
- ◇ 警防要員の招集
警防体制に必要な人員は次の配置基準により確保する。ただし、状況等により消防長（消防署長）がその都度人員の増減を指示することができる。なお、招集内容については、本章 第1節 第5の(3)「発令の種類、基準等」に準ずるものとする。

招集の区分

対 象	区 分	内 容	体 制
消防職員	準備招集	管理職に相当する職員	(準備体制)
	警戒招集	職員の半数	(警戒体制)
	非常招集	全部の職員	(第1・第2非常体制)
消防団員	準備招集	各分団とも5名	(準備体制)
	警戒招集	各分団とも10名	(警戒体制)
	非常招集	全部の団員	(第1・第2非常体制)

(4) 警防部隊の配置および運用

災害時における警防部隊の運用は、暴風雨・道路の浸水、もしくは損壊、または橋梁の流失等により部隊の輸送その他の諸行動がはなはだしく制限され、あるいはすでに配置した部隊の転用が極めて困難となることが予想されるので、管内の情勢を分析検討して状況に適應するよう、おおむね次の要領により配置するものとする。

① 警防の原則

災害時の警防活動にあたっては災害の同時多発的な場合が多く、署からの応援派遣の困難な場合もあるので、所轄消防団員のみで適切な警防措置がとれるよう配慮すること。

② 警防部隊の事前配置

被害の発生が予想される地域、あるいは孤立が予想され、しかも防御救護活動の困難な地域に対しては警戒の徹底を期するため必要により特別巡視班を配置するほか、被害の範囲およびその程度を考慮して、必要に応じた部隊と装備資機材を事前に配置し緊急事態の発生に備えるものとする。

③ 警防部隊の応援派遣

消防機関以外の応援要請については、消防署長からの求めにより、その都度必要と認められた場合、消防長から要請するものとする。

(5) 通信連絡統制

① 方法

災害時における通信は、防災行政無線等、消防無線、加入電話によるほか、緊急の必要がある場合は、四国旅客鉄道株式会社、西日本電信電話株式会社、警察通信、四国電力株式会社等の通信施設を利用することができる。なお、状況によっては伝令を用いる。

② 通信統制

災害時における消防専用通信については、次の要領により統制するものとする。

- ◇ 統制期間は警防体制が発令されたときから解除までの間とする。
- ◇ 有線電話による通信は優先的に取り扱う。
- ◇ 消防無線については、消防本部通信室において統制を行う。

(6) 報告連絡

① 報告の種類

警防隊本部に対する各種災害の被害状況および警防活動の報告は速報、定時の2種類とする。

② 報告要領

速報は、発生の都度、定時報告は定められた時間に消防無線その他の方法により速やかに報告するものとする。

③ 報告事項

◇ 速報

死者、行方不明者、負傷者等の人的被害、半壊以上および集団的床上浸水等の被害、人的被害の伴う山崩れ、地すべり、堤防決壊、消防施設の被害等を発生の都度その概要について速報するものとする。

◇ 定時報告

- ◆ 警防体制をとった場合本部設置の日時、体制の種別
- ◆ 被害が発生した場合には、発生した時点(本部指示)から定時間ごとに災害発生に基づく項目によって報告するとともに、これら災害に対処した消防機関の出動人員、他の関係機関の出動人員、場所、防御活動の箇所の状況を併せて報告するものとする。

④ 各種報告

消防無線等により受信した場合は、各種報告を通信連絡票に記入するものとする。

第3 火災警防

実施担当課等 消防本部（署）、消防団

1. 消防職・団員の招集

消防長は、火災が発生し、または発生のおそれがある時は、消防職員（休暇、休日及び非番日の職員）及び消防団員の非常招集（以下、「招集」という。）を発令する。

消防署長は、火災が発生し、またはおそれがあり、緊急の必要があるときは、所属職員（休暇、休日及び非番日の職員）及び管内消防団員の招集を発令する。ただし、この場合は発生した災害の状況とともに消防長に報告しなければならない。

(1) 招集の基準

招集の基準は以下のとおりである。なお、消防長または消防署長は状況により、招集人員を増減させることができる。

区分	状況	招集程度
通常火災時	火災が発生し出動指令を受けたとき	職員の半数 団員は第1招集（1/4の団員）
非常火災時 （第2出動以上）	火災発生により予備部隊を必要とするとき 大地震により多発的に火災が発生したとき	職員の全部 団員は第2招集（半数の団員）または 第3招集（全部の団員）
異常気象時	消防長が異常時体制を指示したとき	非番日の職員 各分団5名
その他	消防長が警戒を必要と認めるとき	消防職・団員とも必要と認める程度

(2) 消防団の招集・出動区分

消防団員の招集・出動は、地域別に4区画4班制に分割し招集指令をする。

班別	地域別	出動分団	招集・出動区分		
1班	前原・田浦・中郷・ 中田江田・新居見・川北	2・5・7・8・ 11・12	第1招集 （6ヶ分団）	第2招集 （12ヶ分団）	第3招集 （22ヶ分団）
2班	川南・芝生・金磯・ 田野・日開野・横須	1・3・4・6・ 9・13	第1招集 （6ヶ分団）		
3班	立江・櫛淵・赤石・大林	14・15・16・18	第1招集 （4ヶ分団）	第2招集 （10ヶ分団）	
4班	苅屋・和田島東・田北・ 目佐大場・坂野・和田島西	19・20・21・ 22・23・25	第1招集 （6ヶ分団）		

(3) 参集

消防職員及び消防団員は招集の命令を受けたときは、特に指定された場合のほかに、速やかに署または分団詰所に参集しなければならない。

また、消防職員及び消防団員は、非常災害の発生が予想されるとき、または発生を覚知したときは、招集の発令を待つことなく前項の場所に参集し、所属長の指揮を受けるものとする。

(4) 招集の準備

所属長（消防署長）は、招集の準備を期するため、所属職員招集表及び職員名簿を保管し、必要な招集計画を立てておかなければならない。

また、消防団の長（消防団長及び分団長）は、管内消防団員の招集に必要な計画を消防職員の例に準じて立てるものとする。

(5) 命令の伝達

- ◇ 所属長（消防署長）は、消防職員に招集命令が発令された場合、速やかに所属職員に伝達しなければならない。
- ◇ 消防署長は、消防団員に招集命令が発令された場合、速やかに消防団長に伝達しなければならない。
- ◇ 消防団長は、消防団員に招集命令が発令された場合は、各副団長を通じて各分団長に招集命令を伝えるものとする。

(6) 伝達の要領

- ◇ 招集命令は原則として所属ごとに伝達するものとする。
- ◇ 伝達方法は、携帯電話メール、加入電話及び防災行政無線を主体とする。
- ◇ 上記によることができない時は、急使相互連絡、その他の方法をもって伝達する。
- ◇ 消防団員に対する伝達は、職員に準じて防災行政無線及び加入電話連絡を主体にして分団長から所属団員に伝達する。

2. 消防隊の出動

(1) 出動の基準

火災等の出動は、第1出動、第2出動、第3出動、特別出動とし、その基準は次のとおりとする。なお、消防長または消防署長は火災等の規模により、出動部隊数を増減することができる。

出動の種別	出動の基準	出動台数	
		消防署	消防団
第1出動	火災等の規模および周囲の状況により延焼の危険が少ないと認める場合、または被害の程度が小被害で応援を必要としない場合	2台～3台	4台～6台
第2出動	普通建物火災で延焼するおそれがある場合、または大規模火災、その他の災害で部隊の増強が必要な場合	3台～5台	10台～12台
第3出動	火災が延焼拡大して大火災となるおそれがある場合、または市全域に被害がおよぶ場合	全車両	全車両
特別出動	建物火災以外の火災で、ガスまたは危険物の漏洩、流出等の事故により、火災発生の危険並びにその他の災害が予想される場合、その他消防長が必要と認める場合	特命台数	特命台数

(2) 通常の火災時

- ◇ 消防署、消防団の部隊の出場部隊は前項の第1出動の体制で出動する。
- ◇ 消防長または消防署長は、火災の規模、地域性により出動部隊を増減することができる。

(3) 非常火災時

非常火災時は防御部隊を増強するため前項の第2出動、第3出動の部隊のほかに招集した人員により隊編成し出動する。

(4) 相互応援出動

大規模火災が発生し、本市の消防力を集結しても鎮圧できない場合は徳島県広域消防相互応援協定に基づき応援を要請する。

また、隣接の市町村から相互応援協定により応援出動を求められた場合の出動については別に定める要領による。

3. 警戒

消防長または消防署長は気象その他の状況が火災発生のおそれが著しく大きく、また発生した場合に拡大が予想されるときに消防吏員・消防団員を警戒にあたらせるものとする。

(1) 異常気象時

火災警報発令時または強風・乾燥等気象状況により消防長が異常時体制を指示したときは次の処置をとらなければならない。

- ◇ 消防吏員、消防団員を招集基準により招集する。
- ◇ 警鐘台等の高所見張り及び警戒監視勤務の強化、通信勤務者を増強して火災発見、通信連絡の万全を期する。
- ◇ 機械器具の再点検整備、積載ホースの増加等装備の増強を図る。

(2) 飛火警戒

強風時における火災発生の際は、飛火警戒隊を特命し警戒にあたらせる。

- ◇ 警戒範囲は、風速5m以内においてはおおむね風下500m以内
- ◇ 風速10m以内においてはおおむね風下1,200m内外

第4 危険物の防御

実施担当課等 消防本部（署）、消防団

爆発、引火、発火、その他火災防御上危険物件を貯蔵または取り扱う建物または場所に対しては、次に掲げる事項に留意し、個々に策定するものとする。

- ◇ 出動部隊数
- ◇ 出動順路、進入経路及び防御担当方面
- ◇ 各隊の担当すべき場所及び予定水利
- ◇ 危険物の種別、場所、数量等の把握
- ◇ 消火薬剤の確保及び輸送
- ◇ 関係機関への通報連絡及び応援要請
- ◇ 隊員等の安全対策
- ◇ 消防警戒区域の設定
- ◇ その他必要な事項

第5 林野火災の防御

実施担当課等 消防本部（署）、消防団

林野火災の防御にあたっては、広範囲にわたるおそれがあるため、指揮命令及び報告の迅速性の欠如、出動人員の不足等により延焼拡大のおそれがあるので、次の次項に留意し、策定するものとする。

- ◇ 各部隊の出動区域
- ◇ 出動順路及び進入経路
- ◇ 防御担当面及び予定水利
- ◇ 指揮、命令または報告等の方法
- ◇ 防火線の設定等
- ◇ 関係機関の連絡及び応援部隊の要請、誘導
- ◇ 資機材の補給方法
- ◇ 隊員等の安全対策
- ◇ その他必要な事項

第6 船舶火災の防御

実施担当課等 消防本部（署）、消防団

船舶火災の防御は、岸壁等に繋留中の船舶または港内で停泊中の船舶の火災等を想定して、次の次項に留意し、策定するものとする。

- ◇ 出動部隊数
- ◇ 各隊の担当すべき場所及び予定水利
- ◇ 防御方法
- ◇ 積載物等の確認方法
- ◇ 航行不能船の措置
- ◇ 関係機関への通報連絡
- ◇ 油送船等危険物積載船舶種別の繋留場所
- ◇ 隊員等の安全対策
- ◇ その他必要な事項

第7 車両火災の防御

実施担当課等 消防本部（署）、消防団

車両火災防御は、自動車等の中で標準的な車両を想定して、次に掲げる事項を留意し、策定するものとする。

- ◇ 人命救助
- ◇ 防御方法
- ◇ 付近建物への延焼防止
- ◇ 危険物運搬車両等に対する措置
- ◇ 関係機関への通報連絡
- ◇ 交通規制、遮断による隊員等の安全対策
- ◇ その他必要な事項

第8 建築物密集地等の火災防御

実施担当課等 消防本部（署）、消防団

建築物密集地等の火災防御については、次の事項に留意し、策定するものとする。

- ◇ 出動部隊数
- ◇ 署からの距離及び放水までの所要時間
- ◇ 出動順路の選定及び担当方面
- ◇ 各隊到着順位ととるべき水利
- ◇ 使用放水口数と所要ホース
- ◇ 避難誘導及び人命救助
- ◇ 断水時及び烈風時対策
- ◇ 消防警戒区域の設定
- ◇ その他防御上必要な事項

第9 放射性物質等の火災防御

実施担当課等 消防本部（署）、消防団

放射性物質を貯蔵し、または取り扱う施設の火災防御は、放射線等により消防隊員及び付近住民に及ぼす影響がきわめて大きいので、次に掲げる事項に留意し、策定するものとする。

- ◇ 貯蔵所、使用場所、数量及び危険場所の把握
- ◇ 管理者及び職員の所在
- ◇ 有資格者等の立ち会い
- ◇ 火災警戒区域または消防警戒区域の設定
- ◇ 指定緊急避難場所及び誘導
- ◇ 検出、測定
- ◇ 防御方法
- ◇ 汚染場所、流水方向等の標示
- ◇ 汚染検査
- ◇ 関係機関への通報連絡及び応援要請
- ◇ 付近住民への広報
- ◇ その他必要な事項

第10 特殊建築物の防御

実施担当課等 消防本部（署）、消防団、住宅課

1. 特殊建築物

特殊建築物とは建物の構造、業態、規模及び火災対象事象いずれから判断しても延焼拡大、人命救助の必要があるものであって、5階以上の建物または延面積2,000㎡以上のものとする。

2. 防御計画

特殊建築物の防御計画については次の事項に留意して、対象物個々に策定するものとする。

- ◇ 出動部隊数
- ◇ 各隊の出動順路、到着時間及び部署すべき予定水利
- ◇ 各隊の進入路及び担当方面
- ◇ 必要放水口数及び所要ホース数
- ◇ 消火活動上必要な施設等の活用
- ◇ 収容人員
- ◇ 避難誘導及び人命救助
- ◇ その他火災予防上必要な事項

第11 排出油災害事故対策

実施担当課等 消防本部（署）、消防団、危機管理課・感染症対策推進課、環境政策課、環境衛生センター

徳島県排出油等防除協議会小松島地区排出油等防除計画により実施する。

第12節 消防活動

実施担当課等	項目
消防本部（署）、消防団	○消防活動

第1 趣旨

災害が発生した場合に、消防施設及び人員を最大限に活用し、火災等から市民の生命、身体及び財産を保護するとともに、被害の軽減を図るための対策について必要な事項を定める。

第2 消防活動

実施担当課等 消防本部（署）、消防団

1. 消防活動の基本方針

災害時における消防の活動方針は、人命の安全を最優先とし、基本方針は次のとおりとする。

(1) 消火活動

地震時に二次的に発生する火災に対処するため、消防の総力をあげて、関係機関等と連絡を密にし、出火防止と火災の早期鎮圧及び延焼拡大の防止を図るものとする。

(2) 人命救助・救急活動

地震時には、家屋の倒壊、障害物の落下、交通事故、危険物、毒物、ガス等の漏洩等により複合的に被害が発生することが予想される。このことから、消防の人員、資機材を活用し、人命救助、救急活動を行い、人命の安全確保に努めるものとする。

(3) 避難誘導

火災の発生件数が多く、延焼火災の鎮圧が困難と予想される地域については、住民の安全避難を確保するための活動を行う。

2. 初動体制の確立

消防署通信室の震度計が震度4を計測したとき、市域に震度4の地震または津波注意報が発表されたときは、消防本部内に警防隊本部を設置するものとする。ただし、震度5弱以上のとき、又は災害対策本部を設置したときは、災害対策本部の組織に移行するものとする。

(1) 消防本部・署の初動措置

① 警防隊本部の設置

災害活動を総合的に掌握し適切な指令管制を行うとともに、災害情報の収集、分析を行うため、消防本部（署）に警防隊本部を設置する。

なお、警防隊本部の本部員は消防本部職員、消防長が指定する職員により組織する。

② 通信及び情報収集体制の確立

通信施設の機能試験及び非常電源装置の点検を実施し、通信の確保を行うとともに、情報収集体制の確立を図る。

なお、有線、無線ともに混乱することが予想される場合は、適切な通信統制を実施し、通信の円滑化を図る。

③ 火災監視体制等の確立

地震発生直後には、直ちに高所見張員を配置して状況の把握を行う。

④ 津波警戒体制等の確立

地震発生直後には、津波の来襲を予想し、テレビ、ラジオ、気象台の発表に注意し、注意報、警報発令に対する迅速適切な情報収集伝達体制の確保を図る。

⑤ 出火防止及び消防庁舎等の被害状況の確認

消防庁舎内の火気使用場所の点検及び火気始末を実施するとともに、庁舎及び付属施設等の被害の有無を確認する。

⑥ 初動体制の確立（第1次行動）

◇ 消防車両の安全確保及び各種機械器具の点検

地震による消防車両の出動障害を避けるため、地震発生後速やかに車両を安全な場所へ移動するとともに、各種機械器具の点検を行う。

◇ 各種装備品等の増強

人命救助用資機材及び長時間の消火活動に対処するため、特にホースの車両積載数の増強を図る。

⑦ 特別配備体制の確立

◇ 消防部隊の編成

本市域に「震度5弱」以上の地震が発生した場合、全職員は消防署に自動参集し、警防隊本部の活動編成を整える。また、震度4であっても、各地域で人命の被害及び避難者が出たことを覚知したときも同様とする。

◇ 火災状況の調査

消防署周辺の火災発生状況を高所から監視するとともに、周辺道路の通行障害の状況を調査する。

⑧ 第2次行動

◇ 資機材の確保

携帯用非常電源及び可搬ポンプの機能点検を実施するとともに非常用燃料の確保に努める。

◇ 災害状況の把握

消防署の建物倒壊、火災発生及び道路橋梁等の被害並びに救助・救急事案の発生状況等さらに詳細な被害状況の収集に努める。

(2) 消防団の措置

① 消防団本部の設置

消防団の指揮連絡体制を確立し、特別配備体制をとるため、「震度4」以上の地震が発生した場合、消防団長、副団長は消防本部に参集し、消防長と協議したうえで各分団の指揮を行う。

② 非常参集

本市域に「震度5弱」以上の地震が発生した場合は、全団員は所属分団詰所に自動参集し、早期に活動体制をとるものとする。また、震度4であっても、各地域で、人命の被害及び避難者が出たことを覚知したときも同様とし、消防団本部の指令により行動するものとする。

③ 出火防止の広報

管轄区域内における火気始末、出火防止等の広報を実施する。また、ガスの漏洩等による二次災害を防止するため、ガス及び電気等の関係者との連携をとりながら、被災地域内の火気使用の制限を行う。なお、実施する際には、住民自治組織及び自主防災組織等の協力を得るよう努めるものとする。

④ 初期消火活動

火災を発見した場合には、直ちに警防隊本部または消防署に報告するとともに、消火活動にあたる。なお、管轄地域の出火件数が多い場合は、適宜、住民自治組織、自主防災組織、事業所自衛消防隊等の協力を求めるものとする。

3. 情報収集

情報の収集は、有線電話の途絶、無線施設の障害等により極度に制限されることが予想されるので、本章 第2節「災害情報の収集・伝達」によるほか、以下の迅速的確な情報の収集に努める。

(1) 情報の収集要領

消防署は、初動措置に引き続き、消防車両及び職員等による可能な範囲での巡回、その他のあらゆる手段で正確な被害状況の把握に努め、警防隊本部へ報告を行う。

消防分団は、分団員が管轄区域内を状況により、消防車両または徒歩、バイク等で巡回し、正確な被害状況の把握に努め、警防隊本部へ報告を行う。

警防隊本部は、警察等防災関係機関、報道機関及び災害対策本部各部各班から情報を収集するとともに、消防防災ヘリコプター等による情報収集の必要性の有無を迅速に判断し、災害対策本部に要請を依頼する。

(2) 情報収集の内容

情報収集は、地震発生に伴い生じた火災または人命に係る情報を主体とし、次の内容により行う。

- ◇ 火災の発生及び延焼の状況
- ◇ 建築物の倒壊状況
- ◇ 負傷者及び要救助者の発生状況
- ◇ 道路、橋梁等の被害状況及び通行の可否
- ◇ その他消防活動上必要な事項

4. 火災防御活動

地震による災害は、直接の被害のほか、二次災害である火災被害の占める割合が非常に多い。また、同時に多発するばかりでなく、道路、水道、通信網等の損壊により消火活動が阻害され、さらには飛び火、せん風等による延焼拡大等によって、多くの死傷者を伴う。

さらに、地震時に発生する火災の件数及び形態は、地震の規模、発生時間帯等の条件により大きく影響される。従って、火災の防御活動は、状況により次の区分により対応する。

(1) 初動措置完了後の火災防御

① 一般防御

警防部隊は、初動措置完了後、直ちにタンク車等を出動させ、管内の木造密集地等の警戒活動及び火災の発見に努め、火災の早期鎮圧と延焼拡大の防止を図るものとする。また、火勢の状況により応援隊を要請する。

② 市街地優先防御

建物が密集している市街地の火災防御を優先し、これらの火災を鎮圧した後、他の延焼拡大のおそれのない地域の火災に対する防御にあたる。

③ 避難路の確保

火災が発生し住民に避難の必要があるときは、避難地及び避難路の安全確保に全力を傾注し、防御活動を行う。

④ 重要防火対象物の優先

事後の復旧対策等を考慮し、市民生活に直接関係ある行政機関及び医療機関並びに食料保管場所等を重要防火対象物とし、その保護にあたる。

(2) 火災件数把握後の火災防御

① 攻勢防御

火災発生件数が少なく現有消防力で初動期に鎮圧できる見込みのときは、攻勢防御活動を展開して一挙に鎮圧を図る。

② 重点防御

火災発生件数が、現有消防力をわずかに上回るときは、延焼拡大の危険性の高い地域並びに市民の生命の保護及び生活に重大な影響を及ぼすおそれのある地域等を重点に消火活動を実施する。

③ 集中防御

火災が随所に発生して、現有消防力をはるかに上回るときは、河川、広幅員道路、耐火建築物等を防御線として設定し、集中的な防御活動を行う。

(3) 木密地域の火災防御

本市では、「木造の建築物が多い地域などの大規模な火災につながる危険性の高い地域」（以下、「木密地域」という。）として、以下の3地域が指定されており、当該地域における火災防御活動は、「大規模な火災につながる危険性の高い地域における火災防御計画」（令和元年9月、小松島市消防本部）に基づき実施する。

① 木密地域の指定

地域の指定については、地勢、建築物の状況などの地域特性を考慮して、以下の条件に該当する区画または区域を含む幅員6m以上の道路、空地、河川等に囲まれた地域とする。

- ◇ 住宅の戸数が80戸/ha以上の区画
- ◇ 住宅の戸数が40戸/ha以上の区画が連続する区域
- ◇ その他、消防長が必要と認める区域

② 指定地域

- ◇ 小松島町字元根井
- ◇ 小松島町字南開
- ◇ 横須町10

(3) 消防隊の運用

- ◇ 警防隊本部長の指揮のもとに、警防隊班長は部隊編成を行い、原則として各部隊は、管轄区域の火災の防御活動を行う。
- ◇ 火災の延焼拡大等、消防力を結集する必要がある場合は、警防隊本部において全市総合的な防御方針を決定し、出動部隊に指示を行う。
- ◇ 火災出動については、道路の損壊または建築物の倒壊等による通行障害が生じ、火災発生現場への出動が阻害されることが予想されるので、小型動力ポンプの活用も考慮する。
- ◇ 消防団との連携を密にし、総合的な部隊運用を行う。

(4) 消防団の活動

- ◇ 地震災害発生時は、管轄区域内の出火防止、初期消火及び救急・救助活動を行う。
- ◇ 管轄区域外の炎上火災等への出動は、指令を受けた場合とする。
- ◇ 各分団管轄区域内における活動状況及び被害状況等を警防隊本部または消防署通信室に報告する。

第13節 被災建築物及び被災宅地の安全対策

実施担当課等	項目
住宅課	○応急危険度判定 ○住宅仮設住宅 ○住宅応急修理
都市整備課 まちづくり推進課 建設管理課 消防本部（署）	○障害物除去
各応急対策担当課	○労務供給

第1 趣旨

災害のため、住居を滅失または破損した被害者で、自らの資力では住宅の確保ができない者または応急修理ができない者等に対し、迅速に住居を提供し、被災者の生活を安定させる必要がある。

第2 応急危険度判定

実施担当課等 住宅課

1. 被災建築物応急危険度判定

地震により多くの建築物が被災した場合、倒壊にいたらなかった建築物についても、その後の余震によって建築物の倒壊、部材の落下等により、住民が二次災害の危険にさらされる可能性がある。

被災建築物応急危険度判定とは、こうした危険を回避するための緊急措置として、被災直後の建築物の被害状況を調査し、余震等による危険性を判定・表示し、被災者の自宅復帰と安全の確保を図る制度である。

2. 応急危険度判定の実施

(1) 実施の決定等

本市は、地震発生後の建築物の被害程度の状況を把握し、応急危険度判定の必要性について検討し、必要があると認めたときは応急危険度判定の実施を決定するものとする。

なお、応急危険度判定の実施に際しては、被災状況により判定実施区域を決定し、必要人員を算定し、本市に登録されている応急危険度判定士及び市職員のみでは判定活動に必要な人員が確保できない場合は、県に対して支援を要請するものとする。

(2) 判定作業の準備

本市は、判定作業を円滑に実施するため、事前に次のものを準備する。

- ◇ 判定実施区域及び区域分担を示した地図
- ◇ 所属チームを明らかにした判定士名簿
- ◇ 判定ステッカー、調査票（県に備蓄）、腕章（県に備蓄）、ヘルメット、ヘルメットシール、クラックスケール、下げ振り等の機材

(3) 判定作業の広報

本市は、広報車や広報誌、防災行政無線等により、あるいはテレビ・ラジオ等を活用し、被災者へ危険度判定作業に関する広報を実施する。

(4) 判定の実施

被害建物の外部からの目視検査等により、建築物、落下危険物、転倒危険物等の危険性を調査し、「震災建築物の応急危険度判定基準」に基づき、建築物の安全性について、「危険」、「要注意」、「調査済」の3段階の判定を行う。

3. 判定の効果

本市からの災害情報の提供にとどまるものであり、建築物の使用制限を課するものではない。

第3 応急仮設住宅

実施担当課等 住宅課

被災者に対する応急仮設住宅の建設は、市長が実施する。

なお、災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の建設は、知事（権限を委任された場合は市長）が実施する。

1. 建設用地等

(1) 建設用地

応急仮設住宅の建設用地は、災害の状況により次のうちから選定する。

- ◇ 公有地
- ◇ 国有地
- ◇ 企業等の私有地

(2) 収容対象者

収容対象者は、次のいずれにも該当する世帯の者とする。

- ◇ 住宅が全壊、全焼または流失した世帯で、現に居住する住宅がない世帯
- ◇ 自らの資力では住宅を建築することのできない世帯

2. 建設資機材の調達

住宅の建設のための資材は、請負業者が確保することを原則とするが、災害による混乱等により請負業者が資材を確保できないときは、本市がその確保について斡旋を行うものとする。

3. 公営住宅等の確保

応急仮設住宅のほか、災害のため住宅を失った世帯に対し、公営住宅の空き住宅への優先入居等の措置を講ずるとともに、関係団体に対し民間賃貸住宅の空き住宅への入居斡旋を依頼する等、住宅の確保に努めるものとする。

4. 運営管理

本市は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮するものとする。

5. 応急仮設住宅等開設の特例

国は、著しく異常かつ激甚な非常災害にあって、当該災害に係る応急仮設住宅が著しく不足し、被災者に対して住居を迅速に提供することが特に必要と認められるものが発生した場合には、当該災害を政令で指定するものとする。

上記指定があった場合は、政令で定める区域及び期間において市が設置する応急仮設住宅については、消防法第17条の規定は、適用しなくても良いものとする。

本市は、前項の規定にかかわらず、消防法に準拠して、同項に規定する応急仮設住宅についての消防の用に供する設備、消防用水及び消防活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定め、その他当該避難所等における災害を防止し、及び公共の安全を確保するため必要な措置を講じなければならない。

第4 住宅応急修理

実施担当課等 住宅課

災害により住宅を破損した世帯に対し、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分を応急修理するものとする。県生活再建特別支援制度に関する業務も含むものとする。

なお、災害救助法が適用された場合の住宅の応急修理は、県の委任を受けて市が行う。

1. 対象住宅

修理の対象となる住宅は、災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者を対象とする。

2. 修理箇所

応急修理を実施する箇所は、災害により被害を受けた居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限の部分とする。

3. 修理資材

住宅の応急修理のための資材は請負業者が確保することを原則とするが、災害による混乱等により請負業者が資材を確保できないときは、本市がその確保について斡旋を行うものとする。

第5 障害物除去

実施担当課等 都市整備課、まちづくり推進課、建設管理課、消防本部（署）

災害時における緊急な応急措置の実施に障害となっている工作物、山崩れ、崖崩れ及び浸水等によって道路、河川、住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で、住民の生命、身体及び財産等に危険を及ぼし、または日常生活に著しい支障を及ぼしている障害物の除去の実施については、本計画の定めるところによるものとする。

1. 実施責任者

- ◇ 本市は、応急措置を実施するに際して障害となる工作物の除去を行うものとする。
- ◇ 水防管理者（市長）または消防長は、水防活動を実施するに際して障害となる工作物の除去を行うものとする。
- ◇ 道路、河川等にある障害物の除去は、その道路、河川等の維持管理者が行うものとする。
- ◇ 山（がけ）崩れ、浸水等によって、住家またはその周辺に運ばれた障害物の除去は、市長が行うものとし、市単独で実施困難のときは、知事に対して応援、協力を要請するものとする。
- ◇ その他の施設、敷地内の障害物の除去は、その施設、敷地の所有者または管理者が行うものとする。

2. 機械器具の調達および人員の確保

市長は、障害物の種類、規模により道路等の管理者が所有する機械器具及び人員のみで不足する事態に備え各種団体等と必要な機械器具の調達及び人員の提供についての協定を締結しておく必要がある。このほか、必要に応じ地区民への協力、自衛隊の災害派遣要請等を依頼するものとする。

3. 災害救助法に基づく措置

災害救助法を適用した場合の障害物の除去は、次によって行うものとする。

（1）障害物除去の対象

- ◇ 当面の日常生活が営み得ない状態にあること。
- ◇ 日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれた障害物の除去に限ること。
- ◇ 自らの資力をもってしては障害物の除去ができないもの。
- ◇ 住家が半壊半焼または床上浸水したものであること。
- ◇ 応急措置の支障となるもので緊急を要するもの。

（2）障害物の除去の方法

実施機関が自らの組織、人夫、技術者を動員して現物支給をもって実施するものとする。

（3）障害物除去の実施期間

災害発生の日から10日以内とする。

（ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長）

4. 障害物の集積場所

一時的な障害物の集積場所は、市有地で交通及び住民の生活に支障のない場所とし、その他の用地を使用する必要がある場合は、民有地を一時的に借上げて集積場とする。

第6 労務供給

実施担当課等 各応急対策担当課

災害時における必要な労働者の雇上げは、本計画の定めるところによるものとする。

1. 実施責任者

労務者の雇上げは、それぞれの応急対策実施機関において行うものとする。

2. 労務者等の把握

日雇労働者及び一般求職者は、県下各公共職業安定所において把握しておくものとする。

3. 従事命令者または協力命令者

災害応急対策を実施するため人員が不足し、緊急の必要があると認めた場合、次に掲げる執行者は、災害対策基本法、災害救助法、警察官職務執行法、消防法及び水防法の定めるところにより従事命令または協力命令を発するものとする。

対象作業	命令区分	根拠法令	執行者
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	災害対策基本法第65条第1項	市長 警察官 海上保安官
		災害対策基本法第65条第2項	
災害救助作業 (災害救助法に基づく救助)	従事命令	災害救助法第7条	知事
	協力命令	災害救助法第8条	
災害応急対策事業 (災害救助を除く応急措置)	従事命令	災害対策基本法第71条第1項	知事 市長(委任を受けた場合)
	協力命令		
災害救助対策作業 (災害応急対策全般)	従事命令	警察官職務執行法第4条	警察官
水防作業	従事命令	水防法第17条	水防管理者 水防団長 消防機関の長

第7 二次災害の防止

本市及び事業者は、本節に示した各作業を進めるにあたって、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。

第14節 救出・救助対策

実施担当課等	項目
消防本部（署） 人事課	○救助のための情報収集・伝達 ○救助体制整備
秘書広報課 企画政策課 総務課	○救助のための情報収集・伝達
消防団	○救助体制整備
危機管理・感染症対策推進課 震災対策課 戸籍住民課 市民生活課 介護福祉課	○安否情報の提供等

第1 趣旨

災害のため、生命身体が危険な状態にある者、または生死不明の状態にある者に対する救助活動は各関係機関の協力のもと迅速な活動を実施する必要がある。

第2 救助のための情報収集・伝達

実施担当課等 秘書広報課、企画政策課、人事課、総務課、消防本部（署）

本市は、本章 第2節「災害情報の収集・伝達」により救助・救急活動を行うための情報を収集し、消防本部（署）、警察署に伝達するほか、必要に応じて、県、徳島海上保安部、他の市町村等に応援を要請するものとする。また、特に被害が甚大なときは県に対して自衛隊の派遣要請を行うものとする。

第3 救助体制整備

実施担当課等 人事課、消防本部（署）、消防団

救助活動は消防職員及び消防団員、警察署が中心となり、自主防災組織、ボランティア、一般市民の協力を得て実施する。また、次により救助活動体制を整備する。

1. 活動体制

- ◇ 消防団員の招集・出動は、本章 第11節「消防計画」に準じて実施する。
- ◇ 自主防災組織は地区内の救助活動に際して必要な資機材を持参のうえ参加する。
- ◇ 本市は負傷者の応急処置のため、医療関係ボランティアを必要に応じて現地に派遣する。
- ◇ 本市は救助活動に際して重機、資機材等が不足した場合は協力協定を締結している民間事業者から速やかに調達する。
- ◇ 本市は負傷者の搬送等に際して搬送車両が不足した場合または不足が予測される場合は近隣市町の消防本部に応援を依頼する。

2. 災害救助法適用による救助

災害救助法が適用された場合の救出の措置については、知事の職権を委任された市長が行うものとするが、費用の対象等は次のとおりとする。

(1) 対象者

- ◇ 災害のため、現に生命身体が危険な状態にある者または生死不明の状態にある者

(2) 救出期間

- ◇ 災害発生の日から3日以内（ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり）

(3) 救出のための費用

- ◇ 借上費
舟艇、その他救出に直接必要な機械器具の借上費で、実際に使用したものの実費
- ◇ 修繕費
救出に使用した機械器具の修繕費
- ◇ 燃料費
機械器具を使用するために必要な燃料費及び照明用の灯油代

3. 惨事ストレス対策

本市は、救出・救助活動にあたる各課等の職員の惨事ストレス対策を考慮する必要がある。

第4 安否情報の提供等

実施担当課等 危機管理・感染症対策推進課、震災対策課、戸籍住民課、市民生活課、介護福祉課

1. 安否情報の提供

本市は、本市域に係る災害が発生した場合において、災害の被災者の安否に関する情報（以下、「安否情報」という。）について照合があった時は、回答することができる。なお、安否情報を回答する場合は、安否情報に係る被災者または第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮するものとする。

2. 安否情報の内部利用

本市は、「1. 安否情報の提供」の規定による回答を適切に行い、または回答の適切な実施に備えるために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有にあたっては特定された利用の目的以外のために内部で利用することができる。

3. 被災者情報の入手

本市は、「1. 安否情報の提供」の規定による回答を適切に行い、または回答の適切な実施に備えるために必要があると認められる場合は、関係地方公共団体の長、消防機関、県警察、その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

第15節 医療救護活動

実施担当課等	項目
保険年金課 保健センター 消防本部（署）	○応急医療体制確保 ○応急医療活動 ○後方支援活動
人権推進課 生活福祉課 児童福祉課 介護福祉課	○応急医療活動 ○後方支援活動

第1 趣旨

大規模な災害が発生した場合には、広域あるいは局地的に医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。本市は、災害時における応急医療体制を確立するため、あらかじめ地元医師会及び徳島赤十字病院と災害・事故時等の医療救護に関する協定書を締結し、関係医療機関及び関係防災機関と密接な連携をとりながら被災者の救護に万全を期する必要がある。

第2 実施責任者

被災者に対する医療救護活動は、原則として市長が実施するが、対応が困難となったときは、隣接市町村、県の医療機関の応援を要請する。

なお、災害救助法が適用された場合は、知事（権限を委任された場合は市長）が行う。

第3 応急医療体制確保

実施担当課等 保険年金課、保健センター、消防本部（署）

1. 情報の収集

災害時に効果的な医療救護活動を行うためには、正確な被害状況等の把握と医療機関等との迅速かつ的確な連絡及び情報交換が最も重要である。

本市は、小松島市医師会、徳島赤十字病院等の協力を得て、可能な手段を用い、直接的被害及び医療機関（診療所及び歯科診療所を含む）の被害状況や活動状況等、情報の収集に努めるものとする。

2. 初動体制の確保

被災地域内の定められた場所が機能不全に陥った場合には、参集可能な医師等が中心となって医薬品の確保等に配慮しながら、安全な場所に医療救護所を設置し、応急医療を行うものとする。

3. 救護班の編成

必要に応じて市内の医療機関または助産師の応援を得て、医師、看護師、助産師または保健師をもって救護班を編成し、出動するものとする。

災害の種類及び程度によっては、小松島市医師会及び徳島赤十字病院、小松島市歯科医師会、徳島県薬剤師会小松島支部等の協力を要請し、災害の状況に応じた医療・助産・救護活動を行うものとする。

なお、医療救護活動に従事する医療従事者が不足し、対応ができない場合は、次の事項を明示して県に医療救護班の派遣を要請するものとする。

- ◇ 診療科別必要人員
- ◇ 必要医療救護班数
- ◇ 期間
- ◇ 派遣場所
- ◇ その他必要な事項

4. 救護班の構成

1 医療救護班は、医師1名、看護師2名、連絡員（運転用務を含む）1名を原則とし、状況に応じ各構成員を増員する。

各医療救護実施機関は、予め協定書等で定められた医療救護班員の招集方法、出動体制により医療救護に必要な医薬品、衛生材料、及び通信機器等を携帯する。

第4 応急医療活動

実施担当課等

保険年金課、保健センター、人権推進課、生活福祉課、児童福祉課、介護福祉課、消防本部（署）

1. 医療機関等

本市及び医療関係機関は、設備及び人員等において、患者の急増に対応できる体制の確保に努め、事前に収容可能人員を明確にしておくものとする。

なお、限られた医療資機材を十分に活用するため、患者の治療の優先度に応じて振り分け（トリアージ）を行い、効果的な治療を行うものとする。

2. 救護班

(1) 救護班の輸送

医療救護活動が円滑に実施できるよう、救護班の輸送にあたっては、輸送手段の優先的な確保等、特段の配慮を行うものとする。

(2) 連絡要員の配置

本市は、被災地域内の医療情報の拠点に応援のために市職員を派遣し、各医療救護所等に配置する等、救護班の連絡調整のために、特段の配慮を行うものとする。

(3) 業務

救護班は、次の業務を重点的に行うものとする。

- ◇ 傷病者の傷病の程度判定（傷病者の振り分け業務）
- ◇ 後方医療救護機関へ傷病者の転送の要否及び転送順位の決定
- ◇ 重傷者の応急処置及び中等症者に対する処置
- ◇ 転送困難な傷病者及び避難所等における軽症者に対する医療
- ◇ 助産
- ◇ 死亡の確認
- ◇ 死体の検案
- ◇ 記録及び災害対策本部への報告
- ◇ その他状況に応じた処置

(4) ボランティアとの連携

救護班は、ボランティアとの連携を図り、医療を必要とする被災者の情報収集に努め、救護活動を行うものとする。

3. 医薬品等の供給

関係機関において緊急輸送路を確保し、市役所及び保健センターに備蓄している医薬品並びに小松島市医師会、徳島赤十字病院等の協力のもと、流通備蓄されている医薬品等を医療救護所等にすみやかに供給し、初動期における人命の救助に万全を期するものとする。

4. 災害救助法適用時の医療及び助産

災害救助法適用時の医療は、原則として救護班が実施するが、助産にあっては原則として、助産施設機能のある医療機関に搬送する。

(1) 対象

- ◇ 応急的に医療を施す必要がある者で、災害のため医療の途を失った者
- ◇ 災害発生日以前、または発災後7日以内に分べんした者で、助産の途を失った者

(2) 医療及び助産の範囲

- ◇ 診察
- ◇ 薬剤または治療材料の支給
- ◇ 処置、手術その他の治療及び施術と看護
- ◇ 病院または診療所への収容
- ◇ 分べんの介助
- ◇ 分べん前及び分べん後の処置
- ◇ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

(3) 期間

- ◇ 医療の実施期間は、災害発生の日から14日以内とする。
- ◇ 助産の実施期間は、分べんした日から7日以内とする。

5. 臨時医療施設に関する特例

政府は、著しく異常かつ激甚な非常災害にあって、当該災害に係る臨時の医療施設が著しく不足し、被災者に対して医療を迅速に提供することが特に必要と認められるものが発生した場合には、当該災害を政令で指定するものとする。

上記指定があった場合は、政令で定める区域及び期間において市が設置する臨時の医療施設については、医療法第4章の規定は、適用しなくても良いものとする。

6. 非常用通信手段の確保

本市は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努めるものとする。

第5 後方支援活動

実施担当課等

保険年金課、保健センター、人権推進課、生活福祉課、児童福祉課、介護福祉課、消防本部（署）

1. 患者受入先の確保

(1) 後方医療施設の確保

医療救護班では対処できない中等・重症患者は、2次緊急医療機関（救急告示医療機関）に搬送し、入院・治療等の医療救護を行うものとする。

後方医療施設は、原則として病院群輪番制病院及び救急告示医療機関とするが、必要な場合は、被災を免れた医療施設に協力を要請する。

本市は、県の協力を得て、県下全域の救急医療施設の応需情報等を収集し、救護班と消防本部を消防無線、携帯電話等による通信手段の確保・連結を図り、これら情報をもとに、応需可能な後方医療施設を選定する。

(2) 被災病院等の入院患者の転院等

本市は、病院等が被災し、当該施設の入院患者に継続して医療を提供できないとき、あるいは治療困難等により被災地域外の後方医療施設へ重傷者を転院搬送する必要性が生じた場合で、病院等で後方医療施設が確保できないときは、後方医療施設の確保に努めるものとする。

2. 搬送体制の確保

(1) 緊急輸送路の確保

重傷者を後方医療施設へ搬送するために、緊急輸送路（陸路及び空路）を確保する。

(2) 傷病者の搬送

- ◇ 災害現場に到着した救急隊員は、傷病者の傷病程度に応じて後方医療施設を選定の上、傷病者を搬送する。
- ◇ 病院等が後方医療施設へ転院搬送を行うときは、医療関係者は、自己所有の患者搬送車等により重傷者の搬送を行うほか、必要に応じて消防本部に対し、患者搬送のため、県消防防災ヘリコプター等の出動の要請を依頼する。

(3) 搬送手段の確保

- ◇ 病院等から患者搬送の要請を受けた消防本部は、自己所有の救急自動車または応援消防機関の救急自動車等により、医療施設への搬送を実施する。
- ◇ 救護所から医療機関、医療機関から医療機関へ搬送する場合等で、本市が対応できない場合は、県、日本赤十字社徳島県支部及びその他の関係機関に応援を要請するものとする。
- ◇ 県は、道路や交通機関の不通時または緊急に特別な治療を要する傷病者等の搬送について、必要に応じてヘリコプターによる空輸を自衛隊または他府県等に要請する。なお、本市は、ヘリコプターによる患者搬送にあたっては、関係機関と協議の上、次のような受入体制を確保する。
 - ・ 離発着場所の確保並びに病院から離発着場所への搬送手段及び安全対策
 - ・ 患者の搬送先の離発着場所及び受入病院への搬送手段

3. 医療ボランティア

(1) 受入体制の確保

各医療関係団体は、災害発生後設置されたボランティアセンター（市社会福祉協議会内）で医療ボランティアの活動を希望する者の登録を行い、医療ボランティアの確保に努める。

(2) ボランティアセンター

ボランティアセンターの主な活動内容は、次のとおりとする。

- ◇ ボランティアの募集、登録、協力依頼、派遣
- ◇ 災害対策本部との連絡調整
- ◇ その他必要な活動

(3) 活動内容

① 医師・看護師

- ◇ 救護班に加わり、医療救護所で医療活動を行う。
- ◇ 被災地の医療機関において医療活動を行う。
- ◇ 後方医療施設において医療活動を行う。

② 薬剤師

- ◇ 救護班に加わり、医療救護所で調剤業務を行う。
- ◇ 保健センターにおいて医薬品の仕分け・在庫管理等の業務を行う。

③ 保健師

避難所等を巡回し、被災者の健康管理や栄養指導を行うとともに、医療ニーズを把握し、救護班に連絡する。

④ 歯科医師・歯科衛生士

避難所等を巡回し、被災者の歯科診療を行う。

⑤ その他

その他必要な活動を行う。

(医療機関名簿 … 資料編参照)

第6 災害時コーディネーター（医療・保健衛生・介護福祉・薬務）による調整

県は、被災地での医療・保健衛生・介護福祉・薬務の各種支援を図るための災害時コーディネーターを配置し、避難所・医療救護所等への人材・資機（器）材の的確な配備計画を整備している。

災害時コーディネーターの実施業務は以下のとおりで、本市も県との連携を図り、上記4分野の円滑な調整を図り、被災者の健康管理向上とところの健康対策に努める。

災害時コーディネーターの役割

1. 避難所における被災者ニーズ及び医療に関する需要の把握
2. 医療救護所設置・運営の総合調整
3. 公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等の活動の総合調整
4. 医療救護所への医薬品等の供給支援及び薬剤師派遣・要請
5. 介護士等の活動への総合調整
6. 県内・県外からの支援受入れ及び配置調整

第16節 保健衛生、防疫、遺体の火葬等の実施

実施担当課等	項目
戸籍住民課	○保健 ○行方不明者、遺体搜索 ○遺体埋火葬
環境衛生センター 環境政策課	○保健 ○遺体埋火葬
震災対策課 保険年金課 保健センター	○保健
総務課 危機管理・感染症対策推進課 市民生活課 介護福祉課 消防本部（署） 消防団	○行方不明者、遺体搜索

第1 趣旨

被災地域住民の生命と生活環境の安全を確保し、二次的健康被害（災害関連疾患・災害関連死）を防ぐための対策について定める。

また、大規模な災害が発生した場合は、現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者を搜索し、または災害によりすでに死亡している者の遺体の一時保存・検案等の処理を行い、かつ応急的な措置として火葬を行う必要がある。

第2 保健

実施担当課等	危機管理・感染症対策推進課、保険年金課、保健センター、戸籍住民課、環境政策課、環境衛生センター
--------	---

被災者の二次的健康被害（災害関連死・疾患等）の拡大を防ぐため、保健衛生活動を展開する。

1. 健康管理

被災者に対し、次のような保健対策を実施し、被災に伴う健康障がい等の予防に努めるものとする。

（1）健康チェック

被災者に対し、指定避難所及び仮設住宅等において健康診断を実施し、疾病の予防と早期発見に努める。

(2) 巡回保健相談

指定避難所や被災住居等の環境整備や健康管理を行うため、保健師による巡回健康相談や、家庭訪問を行うとともに、仮設住居入居者が生活環境の変化に対応できるよう、訪問指導、健康相談、健康教育等の巡回サービスを実施する。

また、県、医療関係機関と密接な連携のもと被災者等のこころのケアを図るため精神科医、臨床心理士、保健師等による精神保健に関する相談、カウンセリング等を実施する。

(3) 予防接種

指定避難所等においてインフルエンザ等の流行予防と、り患、重傷合併症の併発等を予防するため、予防接種を実施する。

2. 防疫

(1) 防疫活動

知事の指示その他必要に応じ防疫活動班を4班（4人体制、班長1名、班員3名）編成し、保健所職員の指導、協力を得ながら、被災地において次の防疫活動を実施する。

① 情報収集

防疫活動班は、被災地、指定避難所等の衛生状態を把握するとともに、気象庁、警察署、消防署等との情報交換や住民からの要望等により、防疫活動に必要な情報を収集する。

② 清潔方法

感染症予防法の規定による知事の指示に基づき、清潔方法を被災地及びその周辺地域において、道路、溝渠及び公園等公共の場所を中心に実施する。

③ 消毒方法

感染症予防法の規定による知事の指示に基づき、被災家屋及びその周辺地域に対し薬剤の配布及び消毒を実施する。

区分	薬剤の種類	薬剤算出方法
床上浸水家屋 (全壊、半壊、流失を含む)	クレゾール	床上浸水戸数×200g
	普通石灰	床上浸水戸数×6kg
	クロールカルキ	井戸の数×200g
床下浸水家屋	クレゾール	床上浸水戸数×50g
	普通石灰	床上浸水戸数×6kg
	クロールカルキ	井戸の数×200g

④ ねずみ族・こん虫等の駆除

感染症予防法の規定により知事が定めた地域内で知事の命令に基づき、汚物堆積地帯その他に対し、殺そ、殺虫剤の散布によるねずみ族・こん虫等の駆除を実施する。

散布場所及び種類	薬剤算出方法
家屋内 1%フェニトロチオン油剤	指定地域内の被災戸数×85.8㎡（注1）×（1-0.5）×0.05ℓ/㎡
便所等 オルソジクロールベンゾール剤	指定地域内の被災戸数×1㎡×0.06ℓ/㎡
家屋外及び塵芥等 1%フェニトロチオン粉剤	指定地域内の被災戸数×56.1㎡×15g/㎡ （敷地 56.1㎡の場合）

（注1）家屋面積39.6㎡の場合で内部の壁面及びその他の面積

⑤ 生活用水の供給

感染症予防法の規定による知事の指示に基づき、生活用水の供給を行う。

⑥ 患者等に対する措置

感染症予防法第21条及び同法第47条の規定により、知事の命令に基づき、1、2類感染症の患者及び新感染症の所見がある者を感染症指定医療機関に移送するものとする。

⑦ 指定避難所の防疫措置

避難者及び給食従事者の健康状態を調査するとともに、飲料水については、特に滅菌して使用する。

⑧ 臨時予防接種

知事に臨時予防接種を命ぜられた場合には、その指示に従い的確に実施する。

(2) 防疫活動に必要な携行資材

- ◇ 噴霧器（手動式5台）
- ◇ 消毒薬品（市の備蓄薬品を使用し、不足分については市内にて調達）
- ◇ こん虫駆除薬剤等（市の備蓄薬品を使用し、不足分については市内にて調達）
- ◇ 検便資材等（市の備蓄薬品を使用し、不足分については市内にて調達）
- ◇ 車両、動力噴霧器等については、各地区の農協から協力を得る。
- ◇ その他必要に応じ、防疫薬品資材を一般販売店から緊急調達

(3) 保健広報活動

災害発生地域や指定避難所において、広報誌、広報車等を活用して、災害時の感染症や食中毒の予防等に関する知識の普及に努める。

(4) 報告

市長は、警察、消防等の諸機関、地区の衛生組織その他関係団体との緊密な協力のもとに、次の事項について災害防疫実施要綱（厚生労働省策定）により、徳島保健所を經由して知事に報告するものとする。

- ◇ 被害の状況
- ◇ 防疫活動の状況
- ◇ 災害防疫所要見込経費
- ◇ その他災害防疫上の必要事項

3. 食品衛生監視

被災地の状況に応じて必要と認めるときは、保健所職員の協力を得ながら次の活動を行う。

- ◇ 救護食品の監視指導及び試験検査
- ◇ 飲料水の簡易検査
- ◇ その他食品の起因する危害発生の防止

4. 栄養指導等

被災地の状況に応じて必要と認めるときは、管理栄養士は、保健所職員、栄養士会等の関係団体の協力を得ながら次の活動を行う。

- ◇ 離乳期の乳幼児、妊産婦、高齢者、障がい者等の災害弱者への指導、相談
- ◇ 長期に食事管理が必要な糖尿病患者、腎臓病患者等の指導、相談
- ◇ 被災生活が長期に渡ることに伴う食生活上の問題点（ビタミン、ミネラルの不足繊維質の不足、高塩分食等）についてのケア
- ◇ 炊き出し、給食施設の管理指導
- ◇ 患者給食に対する指導
- ◇ その他必要な指導、相談

5. 入浴施設の確保

被害が甚大で、特に上水道等の復旧が長期に及ぶ場合は、必要に応じ、次により入浴施設の確保に努めるものとする。

(1) 仮設入浴施設の設置

入浴施設が不足する場合は、指定避難所等に仮設入浴施設を設置する。

(2) 自衛隊による支援

利用可能スペース等の条件が整う場所において、自衛隊が保有する野営用風呂施設による入浴支援を要請する。

第3 行方不明者、遺体搜索

実施担当課等	総務課、危機管理・感染症対策推進課、戸籍住民課、市民生活課、介護福祉課、消防本部（署）、消防団
--------	---

1. 実施責任者

行方不明者及び遺体の搜索は、市長が実施するものとする。

ただし、災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて市長が行う。

2. 対象者

行方不明者及び遺体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により死亡していると推定される者に対して行う。

3. 遺体搜索計画書の作成

本市は、平常時において、搜索体制、搜索方法、搜索資材の確保方法及び搜索期間等を定めた「遺体搜索計画書」を策定するものとする。

4. 応援要請

行方不明者及び遺体の搜索にあたっては、警察、自衛隊及び海上保安庁と連携をとり、必要に応じて日赤奉仕団、自主防災組織や住民等の協力を得て実施するものとする。

災害の状況により必要があると認められるときまたは遺体が海上流失等により他の市町村にあると認められるとき等にあつては、県または遺体の漂着が予想される近隣市町村に対し、通知するものとする。

5. 災害救助法適用時の基準

(1) 搜索期間

遺体搜索を行う期間は、災害発生の日から10日以内とする。

ただし、11日目以降も遺体の搜索を行う必要がある場合は、搜索期間内（10日以内）に次の事項を明らかにして知事に申請する。

- ◇ 延長の期間
- ◇ 期間の延長を必要とする地域
- ◇ 期間の延長をする理由（具体的に）
- ◇ その他（期間の延長をすることによって搜索される遺体の数等）

(2) 費用の範囲

遺体の搜索を行うための費用の範囲は、搜索のために使用する機械器具等の借上費、修繕費、燃料費、輸送費、人夫費とし、その額は通常の実費とする。

第4 遺体埋火葬

実施担当課等 戸籍住民課、環境政策課、環境衛生センター

1. 遺体処理

(1) 実施責任者

遺体の処理は、市長が実施するものとする。

ただし、災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて市長が行う。

(2) 対象者

災害により死亡した者について、その遺族等が災害による混乱のため、遺体の処理を行うことができない場合に処理する。

(3) 処理方法

① 本市の措置

本市は、遺体を発見したときは、直ちに小松島警察署に連絡し、警察官の検視（見分）を得たのち、次の方法により処理するものとする。

ア 検案

遺体については、すみやかに医師に依頼して検案を実施する。

（検案…遺体についての死因その他についての医学的検査を行うこと）

イ 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理

災害に伴う混乱により、遺族が遺体の処理を行うことができない場合は、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理を行う。

ウ 遺体の一時保存

身元が判明している遺体は、遺族に引き渡すが、身元が判明しない遺体については、埋火葬等の処理をするまで被災地付近の学校体育館、公民館等において安置所を設置し、一時保存を行う。

保存にあたっては、棺桶、ドライアイス等を調達し、遺体の腐乱を避ける。

② 警察官の措置

警察官は、遺体を発見しまたは発見の届出を受けたときは、すみやかに次の措置を講ずるものとする。

- ◇ 身元の明らかな遺体については、検視をし、所持金品等とともに遺体を遺族に引き渡す。
- ◇ 身元の明らかでない遺体については、検視をして、所持金品等とともに遺体を本市に引き渡す。

(4) 災害救助法適用時の基準

① 処理期間

遺体処理の期間は、災害発生の日から原則10日以内とする。（別に期間が定められた場合を除く）

ただし、11日目以降も遺体処理を行う必要がある場合は、処理期間内（10日以内）に次の事項を明らかにして知事に申請する。

- ◇ 延長の期間
- ◇ 期間の延長を必要とする地域
- ◇ 期間の延長をする理由（具体的に）
- ◇ その他（期間の延長をすることによって取扱いを要する遺体の数等）

② 費用の範囲

- ◇ 遺体の洗浄、縫合、消毒の措置にかかった費用
- ◇ 遺体の一時保存にかかった費用
- ◇ 遺体の検案にかかった費用

2. 遺体火葬

(1) 実施責任者

遺体の火葬は、市長が実施するものとする。

ただし、災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて市長が行う。

(2) 対象者

災害により死亡した者について、その遺族等が災害による混乱のため火葬を行うことができない場合等に、応急的な措置として火葬に付する。

(3) 火葬の方法

- ◇ 原則として遺体を火葬に付し、遺骨等を遺族に引き渡すことにより実施する。
- ◇ 事故死等による遺体については、警察機関から引き継ぎを受けた後火葬する。
- ◇ 火葬は、「死体火葬許可証」に基づき、火葬に付する。
- ◇ 火葬を終えた遺骨及び遺留品は一時保管し、遺族等からの申し出により引き渡す。
- ◇ 火葬は原則として市営の葬斎場を使用するが、処理ができない場合は、協定に基づき県内市町村の協力を得て処理するものとする。

(4) 身元不明死体の取扱

身元不明遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査にあたりとともに、遺品の保管等身元確認のための適切な措置を行った後、火葬する。

また、被害地以外に漂着した遺体等のうち身元が判明しない遺体は、行旅死亡人としての取扱いの例による。

(5) 災害救助法適用時の基準

① 埋火葬の期間

埋火葬の期間は、災害発生の日から10日以内とする。

ただし、11日目以降も埋火葬を行う必要がある場合は、埋火葬期間内（10日以内）に次の事項を明らかにして知事に申請する。

- ◇ 延長の期間
- ◇ 期間の延長を必要とする地域
- ◇ 期間の延長をする理由（具体的に）
- ◇ その他（期間の延長をすることによって埋火葬される死体の数等）

② 費用の範囲

- ◇ 棺代（付属品を含む）
- ◇ 骨つぼ代及び骨箱代
- ◇ 埋葬料または火葬料（人夫及び輸送に要する経費を含む）
- ◇ （埋火葬にあたっての供花代、読経代等は含まない）

(6) 埋葬及び火葬の特例

政府は、著しく異常かつ激甚な非常災害にあつて、当該災害により埋葬または火葬を円滑に行うことが困難となったため、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認められるものが発生した場合には、当該災害を政令で指定するものとする。

また、厚生労働大臣は、上記指定があつた場合は、政令で定めるところにより、厚生労働大臣の定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律第五条及び第十四条に規定する手続の特例を定めることができる。

第17節 飲料水・食料及び物資等の供給

実施担当課等	項目
水道課	○給水
会計課	○食料供給
市民生活課 人権推進課	○生活必需品供給
生活福祉課 児童福祉課 介護福祉課 農業委員会事務局 監査委員事務局 教育政策課 学校課 生涯学習課 スポーツ振興室 青少年健全育成センター	○食料供給 ○生活必需品供給
秘書広報課 企画政策課	○生活情報提供

第1 趣旨

災害後、住居の被害等による指定避難所の避難者や避難所外避難者においては、生活を維持していくために必要な物資が被害を受けまたは流通の混乱等により、物資の確保が困難になった場合であっても、基本的な生活物資は確保されなければならない。このため、特に、飲料水、食料、生活必需品等の応急物資の供給を積極的に行うとともに、生活に必要な情報についても適宜提供する必要がある。

第2 給水

実施担当課等 水道課

1. 実施責任者

被災者に対する飲料水の直接の供給は市長が行う。なお、災害救助法が適用された場合は、知事から委任を受けた市長がこれを行う。また、被害が甚大で、あるいは被害が広域にわたり、本市で対応できない場合は、知事がこれを行う。

2. 応急資機材の確保

応急給水に必要な資機材は、あらかじめ備蓄している機材の放出及び流通在庫の調達により確保するものとする。

なお、本市は、被害状況により確保することが困難と認められる場合は、県に調達を要請するものとする。

3. 応急給水活動

(1) 確保目標水量

被災から3日間は1日当たり3ℓ/人とし、4日目以降は20ℓ/人の供給を目標とする。

区分	災害発生からの日数	目標数量	摘要
第1段階	災害発生～3日	3ℓ/人・日	災害発生直後の混乱期3日程度で拠点給水、運搬給水で対処する期間
第2段階	10日	20ℓ/人・日	拠点給水の時期から仮設給水栓を活用し、比較的円滑な応急給水を行うまでの期間
第3段階	21日	100ℓ/人・日	1戸1栓程度の給水から平常給水を行うまでの期間
平常	28日	被災前給水量	1戸1栓程度の給水から平常給水を行うまでの期間

(2) 応急給水方法

応急給水方法は運搬給水及び拠点給水方式を併用するものとするが、運搬給水方式は、災害発生直後の混乱期には、人的、物的両面から困難が予想されるので、原則として拠点給水方式を優先するものとする。

1 拠点給水方式

指定避難所及びこれらの浄水場、配水池（6,000t）を給水拠点に設定し、また、耐震性貯水槽の計画的な整備等により、飲料水を確実に確保する。

2 運搬給水方式

災害による被害が僅少で、給水拠点が限定できる場合に有効な方法であり、次のような特別な拠点には、運搬給水で対応するものとする。

- ◇ 災害救護所及び病院
- ◇ 指定避難所
- ◇ その他災害対策本部が指定した場所

(3) 飲料水及び生活用水の供給方法

- ◇ 運搬給水方式による飲料水の供給については、次の方法により運搬供給を行う。ただし、水槽付消防自動車の活用については、災害による火災の発生のない場合に限り、災害対策本部長の許可を得て使用する。
- ◇ 給水拠点からの飲料水の輸送については、市の保有車両及び民間事業者の協力を得て実施する。なお、飲料水の輸送については、1車につき2人体制（運転手1名、補助員1名）で輸送を行うものとする。
- ◇ 災害が起きて水道が復旧するまでの間、飲料水や生活用水を確保するために、住民から井戸を募集し、水質検査に適合した井戸については災害用井戸として登録を行うものとする。
- ◇ プール、河川等利用可能な水源の調査及び検水を実施し、緊急水源の確保に努める。
- ◇ 市町村相互の応援給水体制及び応急給水資機材の相互融通体制の整備に努める。
- ◇ 被害の状況により必要と認められる場合は、関係機関に対し応急給水活動の応援及び緊急水源の検水等必要な応援を要請する。

(4) 水質の安全対策

給水車、仮設貯水槽等については使用直前に清掃、消毒を行った後に飲料水を貯水する。また、消毒等に必要な薬品の備蓄に努める。

第3 食料供給

実施担当課等

生活福祉課、児童福祉課、介護福祉課、農業委員会事務局、会計課、監査委員事務局、教育政策課、学校課、生涯学習課、スポーツ振興室、青少年健全育成センター

1. 実施責任者

被災者及び災害応急対策に従事している者等に対する応急食料及び副食調味料の供給並びに炊き出し等は、市長が実施するものとする。

なお、災害救助法が適用された場合は、知事からの委任を受けた市長がこれを行うものとする。

2. 応急食料の確保

(1) 必要量の調査

調査班を編成して現地へ派遣し、応急食料の必要地域、必要数量、必要品目等を把握する。

(2) 本市単独による食料確保（災害救助法の適用を受けていない場合）

- ◇ (1) による調査結果に基づき、本市の備蓄食料を放出する。（備蓄食料については、第2章 第14節「物資等の備蓄体制及び輸送・供給体制の整備」を参照）
- ◇ (1) によっても不足する場合は、あらかじめ協定を締結している事業者より調達する。

(3) 県への協力要請等

- ◇ 本市単独で食料の確保が困難と認められる場合は、県に対して食料の供給を要請する。
- ◇ 災害救助法が適用された場合において、米穀及び乾パンの確保が本市単独でできない場合は、市長を通じて知事に対しこれらの供給を要請するものとする。
- ◇ これらの要請について、市長は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼するほか、通信途絶等の場合には、中国四国農政局徳島農政事務所長に要請を行うことができる。ただし、事後すみやかに知事に報告するものとする。

3. 応急食料の輸送

本市は、必要と認められる場合は、食料集積地（原則として緊急輸送拠点の小松島市立体育館）を開設し、ここを拠点として食料の集積、一時保管及び配送を行う。

なお、原則として食料の輸送等の実施は次によるものとする。

(1) 本市の備蓄食料

本市の備蓄食料の食料集積地までの輸送及び市内におけるそれらの配送は、原則として本市が行う。市有車または民間事業者の協力を得ながら、1車につき3人体制（運転者1名、補助員2名）で輸送を行うものとする。

(2) 本市の調達食料

事業者より調達する食料は、当該事業者が食料集積地まで直送する。（従って、事業者との協定内容には、輸送の項目まで入れる必要がある。）

なお、調達食料の市内の配送は、原則として本市が行う。

(3) 県の調達食料

県の調達食料の本市食料集積地までの輸送は、原則として県が行う。

ただし、輸送距離等の事情によりそれが困難な場合は、本市が直接受取るものとする。

4. 応急食料の配付

(1) 配布対象者

次の事項を勘案し、配布対象者を決定するものとする。

- ◇ 指定避難所に収容された者
- ◇ 住居が全焼、流失、半焼、または床上浸水等のため、炊事ができない者
- ◇ 旅行者、一般家庭への来訪者等の旅客等で、食料品の持ち合わせがなく、調達が困難な者
- ◇ 被災により一時縁故先に避難する者で、食料品をそう失し、持ち合わせのない者

(2) 配布品目

配布の必要な期間及び被害者の実態を勘案しながら、確保した食料の中から、随時決定するものとする。

(3) 配布基準

① 災害救助法適用前

災害救助法の基準に準じ、市長の判断により決定し、配布を行う。

② 災害救助法適用後

災害救助法及び同法施行細則により実施するものとするが、それによることが困難な場合は、知事の承認を得て実施する。

(4) 配布方法

① 指定避難所での配布

配布食料は、指定避難所の運営責任者へ引き渡し、運営責任者を通じて配布対象者へ配布する。

② 避難所外避難者等への配布

食料の配布を希望する避難所外避難者は、所定の指定避難所へ登録し、避難所外避難者自らが当該指定避難所で受取することを原則とする。

また、指定避難所の運営責任者は、当該指定避難所の避難者のみならず、当該避難圏域内の避難所外避難者で、食料の配布を希望する避難者の数を加えた人数分の食料の配布を受けることに留意する。

なお、自ら指定避難所へ配布食料の受取りに来られない高齢者や身体障がい者等の避難所外避難者に対しては、自治会等や近隣の住民、ボランティア等の支援を受けて配布する。

(5) 炊き出し

炊き出しによる食料の配付は、原則として包装食によることとし、可能な限り保存性のある副食物を添えるものとする。包装資材については、あらかじめ協定を締結している事業者から各避難所の必要数をとりまとめるうえ、調達する。また、食料の配布に伴う運搬については、各避難所の給食施設備品を利用するものとする。

炊き出しは、婦人会等の地域奉仕団、ボランティア等の協力を得て、避難所内の給食施設または民間の炊飯施設を利用して実施するものとする。

市長は、市内において炊き出しを実施することが不可能もしくは困難なときは、日赤奉仕団、県及び自衛隊に実施を依頼するものとする。

(6) 配給数量

- ◇ 被災者1人1食当たり精米200g
- ◇ 災害対策活動部隊1人1食当たり精米300g
- ◇ り災者に対して現物で配給する場合は、被災者1人1食当たり精米400g
- ◇ 乾パン・麦製品支給の際は精米換算率100%とし、または加配として配給することがある。生パンについては原料小麦粉の重量で換算するものとする。
- ◇ 副食については、定められた費用内で配給できる量とする。

(7) 食料給与の費用

災害救助法に基づく炊き出しその他による食品の給与を実施するために支出する費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、給与を受ける者1人につき1日1,130円（平成29年基準）以内とする。ただし、被災者が一時縁故地等へ避難するときは、この期間内に3日以内の食品を現物により支給することがあるものとする。

災害対策活動部隊に対する食料の給与の費用については、1人1食400円以内とする。

(8) 食料給与の期間

災害救助法に基づく炊き出しその他による食品の給与を実施する期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、大規模な災害が発生し、前記期間内に炊き出しその他による食品の給与の実施を打ち切ることが困難な場合は、事前に知事に申請し、内閣総理大臣の承認を得た上で期間を延長することができる。

(9) 食料給与について必要な簿冊

食料の供給にあたっては、次に掲げる帳簿を整理し、正確に記入保管しなければならない。

- ◇ 炊き出し受給者名簿
- ◇ 食料品現品給与簿
- ◇ 炊き出しその他による食品給与用物品受払簿
- ◇ 炊き出し用物品借用簿
- ◇ 炊き出しその他による食品給与のための食料購入代金等支払証拠書類
- ◇ 炊き出しその他による食品給与のための物品受払証拠書類

(10) 物資調達・輸送調整等支援システムの活用等

本市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

第4 生活必需品供給

実施担当課等

市民生活課、人権推進課、生活福祉課、児童福祉課、介護福祉課、農業委員会事務局、監査委員事務局、教育政策課、学校課、生涯学習課、スポーツ振興室、青少年健全育成センター

1. 実施責任者

被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給付または貸与は、市長が実施するものとする。
なお、災害救助法が適用された場合は、同法の規定に基づき、物資の確保及び輸送は、知事が行うものとする。

2. 生活必需品の確保

(1) 必要量の調査

本市は、調査班を編成して現地へ派遣し、生活必需品の必要地域、必要数量、必要品目等を把握する。

(2) 本市単独での生活必需品の確保（災害救助法の適用を受けていない場合）

(1) による調査結果に基づき、本市の備蓄物資及び流通在庫の調達により対応する。それでも不足する場合は、あらかじめ協定を締結している事業者より調達する。

(3) 県への協力要請等

本市単独で生活必需品の確保ができない場合は、県に対して供給を要請する。

3. 生活必需品の輸送

必要と認められる場合は、第3の3「応急食料の輸送」に示した食料集積地（原則として緊急輸送拠点の小松島市立体育館）を生活必需品の集配拠点としても活用する。

なお、原則として生活必需品の輸送等の実施は次によるものとする。

(1) 本市の調達物資

本市が調達した物資の集配拠点までの輸送及び市内におけるそれらの配送は、原則として本市が行う。市有車または民間事業者の協力を得ながら、1車につき3人体制（運転手1名、補助員2名）で輸送を行うものとする。

(2) 県の調達物資

県が調達した物資の集配拠点までの輸送は、原則として県が行う。ただし、輸送距離等の事情によりそれが困難な場合は、本市が直接受取るものとする。

4. 生活必需品の支給

(1) 支給対象者

災害のため、住居が全壊、全焼、流失、半壊、半焼または床上浸水等のため、生活上必要最小限の家財等をそう失またはき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者（世帯）

(2) 支給品目

本市は、配布の必要な期間及び被害者の実態を勘案しながら、次の範囲内で、確保した物資の中から随時支給するものとする。

（寝具、外衣、肌着、身の回り品、炊事用具、食器等日用品、光熱材料）

(3) 配布基準

① 災害救助法適用前

災害救助法の基準に準じ、市長の判断により支給する。

② 災害救助法適用後

災害救助法及び同法施行細則により実施するものとするが、それによることが困難な場合は、知事の承認を得て実施する。

(4) 配布方法

指定避難所において、確保した生活必需品を支給対象者に支給する。

なお、支給に際しては、婦人会等の地域奉仕団、ボランティア等の協力を得て実施するものとする。

第5 生活情報提供

実施担当課等 秘書広報課、企画政策課

関係各機関は、被災者の生活向上と早期自立を図るため、有意義な各種情報を積極的に提供できるよう努めるものとする。なお、情報媒体としては次のようなものが考えられる。

1. 情報紙

さまざまな生活情報を集約して、災害ニュース等の情報紙を印刷・発刊し、指定避難所、関係機関等に広く配布する。

2. FAX

各指定避難所に対し、文書情報を同時提供するためにNTT、通信機器事業者等の協力を得て、生活情報等を定期的に提供する。

3. パソコン通信

パソコンネットワークサービス、インターネットプロバイダー等の協力を得て、災害情報や生活情報の入手が可能となる場を設けるとともに、関係機関は、各種情報のアップロード等に努める。

4. コミュニティ放送

各ラジオ局の協力を得て、定期的に災害情報や生活情報の提供を行う。

第18節 要配慮者への支援対策の実施

実施担当課等	項目
戸籍住民課 市民生活課 介護福祉課	○社会福祉施設における支援 ○要配慮者に対する支援
人権推進課 生活福祉課 児童福祉課	○社会福祉施設における支援
震災対策課	○要配慮者に対する支援

第1 趣旨

高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、養育にかける児童、病人、乳幼児、妊婦等の要配慮者は、災害発生時に迅速かつ適切な行動をとることが困難であることから、応急時及び復旧時のあらゆる段階において、要配慮者の実状に応じた配慮を行う必要がある。

第2 社会福祉施設における支援

実施担当課等 戸籍住民課、市民生活課、人権推進課、生活福祉課、児童福祉課、介護福祉課

1. 救助及び避難誘導

施設管理者は、入所者等を安全かつすみやかに救助及び避難誘導するとともに、必要な場合は、本市に支援を要請するものとする。

本市は、施設管理者からの要請に基づき、施設入所者等の救助及び避難誘導を援助するため職員を派遣し、必要と認めるときは近隣市町村に応援を要請するとともに、近隣の社会福祉施設、自主防災組織、ボランティア団体等にも協力を要請するものとする。

2. 搬送及び受入先の確保

施設管理者は、災害により負傷した入所者等を搬送するための手段や受入先の確保等について、必要な場合は、本市に支援を要請するものとする。

本市は、施設管理者からの要請に基づき、救急自動車等を確保するとともに、病院等の受入施設及び他の社会福祉施設等の受入先を確保するものとする。

3. 飲料水等の確保

施設管理者は、飲料水、食料及び生活必需品等の生活救援物資についての必要数量を把握し、必要な場合は、その提供について市に支援を要請するものとする。

本市は、施設管理者からの要請に基づき、飲料水、食料及び生活必需品等の生活救援物資の調達及び配付を行う。

4. ライフラインの優先復旧

社会福祉施設の機能を早期に復旧させるため、電気、水道等のライフラインの優先復旧を関係事業者へ要請するものとする。

5. 巡回保健サービスの実施

災害の状況等に応じ、職員、保健師、民生委員等からなる巡回保健班を編成し、被災した施設の入所者や他の施設に避難した者等に対して、巡回による介護やケア等の必要と認められる保健・福祉サービスを提供するものとする。

第3 要配慮者に対する支援

実施担当課等 震災対策課、戸籍住民課、市民生活課、介護福祉課

1. 安否確認

民生委員・児童委員、自主防災組織、ボランティア団体等の協力を得て、避難行動要支援者等の安否確認を、避難行動要支援者名簿にもとづき行うものとする。

2. 搬送及び受入体制の確保

災害により負傷した要配慮者の受入先として、医療施設、社会福祉施設または指定避難所等を確保するものとする。

要配慮者の搬送手段として、救急自動車や社会福祉施設所有の自動車を確保するものとする。なお、これらの自動車を確保できない場合は、県に対して応援を要請する。

3. 飲料水等の確保等

要配慮者に配慮した、飲料水、食料及び生活必需品等の生活救援物資を確保し、配付を行うものとする。

なお、配付を行うに際しては、配付場所や配付時間を別に設ける等、要配慮者に配慮した方法をとるものとする。

4. 巡回保健サービスの実施

災害の状況に応じ、職員、保健師、民生委員、ホームヘルパー等からなる巡回保健班を編成し、住宅、指定避難所または仮設住宅等で生活する災害弱者に対して、巡回による介護やケア等の必要と認められる保健・福祉サービスを提供するものとする。

第19節 廃棄物の処理

実施担当課等	項目
環境政策課 環境衛生センター	○ごみ・し尿処理 ○がれき処理
農林水産課 商工観光課	○ごみ・し尿処理

第1 趣旨

大規模な災害の発生により、道路の損壊や障害物等により、一時的に通常のごみ・し尿の処理・収集を行うことが困難になる一方、倒壊家屋等から大量のがれきが発生することが予想される。ついては、被災地域の住民の衛生環境を保全し、復旧活動を円滑に行うため、ごみ・し尿の処理及びがれき処理のための対策を積極的に推進する必要がある。

第2 ごみ・し尿処理

実施担当課等 環境政策課、環境衛生センター、農林水産課、商工観光課

1. ごみ・し尿処理

(1) 情報収集

- ◇ ごみ処理施設及びし尿処理施設の被害状況を把握し、被害がある場合は応急復旧を図る。
- ◇ 職員の現地派遣、住民からの連絡等により、ごみの排出状況を把握する。

(2) 災害廃棄物処理計画

本市では、災害時におけるごみを一般廃棄物（生活ごみ）と災害廃棄物とに区分し、それぞれについて排出量を推定した上で、災害廃棄物の仮置場や仮設処理施設の設置及び管理・運営方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方、住民等への啓発・広報等について定めた「小松島市災害廃棄物処理計画」を策定している。

また、適切な分別、再利用を図り、最終処分量の削減に努めるとともに、処理段階で発生するエネルギーの利活用を推進し、脱酸素や、環境汚染の未然防止のため、適切な措置等を講ずるものとする。

(3) 住民への広報

住民に対して、「小松島市災害廃棄物処理計画」の内容を周知し、収集日時や収集場所、排出区分等のルールを厳守するとともに、不法投棄の防止を呼びかける等、ごみ対策に関する広報に努めるものとする。

また、必要に応じて、水洗便所の使用制限及び仮設トイレの設置場所等について広報する。

(4) 処理方法

① 一般廃棄物

災害により発生するごみが通常の処理量を上回る場合、住民の協力を得て分別収集を徹底し、次により収集可能な場所に設けられた仮置場に集積するものとする。

◇ 生ごみ等

腐敗性のあるごみについては、衛生対策上、避難所及び人家密集地から離れた仮置場に集積し、収集可能となった時点から最優先で収集・処理を行う。

◇ 粗大ごみ等

災害が発生した場合、毛布、畳、ダンボール等のごみで、一時的に大量発生するものについては、必要に応じ、周辺環境に配慮しながら仮置場に集積するものとする。

なお、粗大ごみ、不燃ごみ等の集積に際しては、再利用・リサイクル可能なものと最終処分すべきものとに区分して集積するよう努めるものとする。

② 災害廃棄物

倒壊家屋等から大量に排出される瓦、廃材、ブロック等の災害廃棄物については、地域ごとに仮置場を設けて一時的に集積し、一般廃棄物の処理が通常ベースになった時点から漸次処分する。

③ し尿

◇ 水の確保

プール、河川等の自然水等の活用により水を確保し、水洗便所の機能を維持する。

◇ 緊急くみ取りの実施

便槽等が使用不能になった世帯に対しては、応急的に部分くみ取りを実施する。

◇ 仮設トイレの設置

必要に応じ、避難所または地域ごとに仮設トイレを設置する。また、平常時において仮設トイレのリース事業者の確認を行うものとする。

(5) 応援要請

災害の状況により必要があると認められるときは、県または近隣市町村に対し、ごみの処分及びし尿の処理を行うのに必要な機材や人員の確保について応援を要請するものとする。

2. 死亡獣畜の処理

(1) 実施責任者

災害によって死亡した牛、豚、鶏等の死亡獣畜は、その所有者が処理することを原則とする。

ただし、所有者が所有の意思を放棄した死亡獣畜で、自らの資力でこれを処理できないときは、本市が収集・処理するものとする。

(2) 処理方法

死亡獣畜の処理は、原則として化製場または死亡獣畜取扱場において処理するものとする。

ただし、災害の状況により、これらの施設において処理できない場合は、県の指示を受けながら、環境衛生上支障のない場所で埋葬、焼却等の方法により処理するものとする。

第3 がれき処理

実施担当課等 環境政策課、環境衛生センター

1. 実施責任者

倒壊した建物等の解体及びそれから発生するがれきの処理は、その所有者が行うことを原則とする。

ただし、被害状況等により、それを行うことが困難と認められる場合は、本市が行うものとする。

2. 情報収集

職員の現地派遣、住民からの連絡等により、がれきの排出状況及びその処分の状況を把握する。

3. 処理方法

(1) 仮置場の確保

本市は、がれきを一時的に集積するための仮置場を確保する。

仮置場が不足する場合は、交通に支障のない路上や災害対策活動に支障のない市所有地に暫定的に集積し、民有地の一時借上等により対処するとともに、なお不足する場合は、近隣市町村に対して仮置場の確保を要請する。

(2) 人員、運搬車両、建設機械等の確保

がれきを集積するため、また、最終処分場に運搬するために必要な人員、車両及び建設機械等を建設業協会の協力を得て確保するものとする。

(3) 最終処分

仮置場に集積した災害廃棄物は、一般廃棄物の処理が通常ベースになった時点から最終処分場へ運搬し、処分する。

なお、最終処分場が不足する場合は、近隣市町村に対して最終処分場の確保を要請する。

4. 応援要請

災害の状況により必要があると認められるときは、県または近隣市町村に対し、倒壊家屋の解体及びがれきの処理を行うのに必要な機材や人員の確保について応援を要請するものとする。

5. 廃棄物処理の特例

- ◇ 政府は、著しく異常かつ激甚な非常災害にあつて、当該災害により生活環境の悪化を防止することが特に必要と認められるものが発生した場合には、当該災害を政令で指定するものとする。
- ◇ 環境大臣は、上記指定があつた場合は、期間を限り、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という）第二条第一項に規定する廃棄物をいう）の処理を迅速に行わなければならない地域を廃棄物処理地域として指定することができる。
- ◇ 廃棄物処理特定地域において本市の委託を受けて廃棄物の収集、運搬または処分を業として行うものは、廃棄物処理法第七条第一項もしくは第六項、第十四条第一項もしくは第六項または第十四条の四第一項もしくは第六項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、当該委託に係る廃棄物の収集、運搬または処分を業として行うことができる。
- ◇ 特例を適用する場合は、県と連携を行う。

第20節 ボランティア活動受入

実施担当課等	項目
人権推進課 生活福祉課 児童福祉課 介護福祉課	○ボランティア活動受入

第1 趣旨

災害により大きな被害が発生した場合、災害に対する応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、行政や防災関係機関の活動のみならず、民間の団体や個人による各種のボランティア活動が必要となることが予測される。このため、本市は社会福祉協議会と連携しながら、災害時の各種ボランティア団体との協力体制を確立し、効果的なボランティア活動が行えるよう支援する必要がある。

第2 ボランティア活動受入

実施担当課等 人権推進課、生活福祉課、児童福祉課、介護福祉課

1. ボランティア団体等の受入れ

本市及び防災関係機関は、各種NPO・ボランティア等からの協力申し入れ等により、災害応急対策の実施についての協力を受け入れる。

(1) 災害ボランティアの定義

災害ボランティアとは、「災害発生後に、被災者の生活や自立を支援し、また行政や防災関係機関等が行う応急対策を支援する、自発的に能力や時間を提供する個人・団体」である。

(2) 災害ボランティアの職能

災害ボランティアは職能によって、医師や看護師、手話通話等専門的な技術や知識を活用する専門的ボランティアと一般ボランティアに区分される。

(3) ボランティアの所属

◇ 組織や団体に属するボランティア

NGOやNPO、企業及び宗教団体等、組織や団体に属するボランティアで、自らの行動規範で活動するボランティア

◇ 個人ボランティア

学生や勤労者の中で、組織や団体に属さず、個人の資格で参加する者で、活動経験の少ないボランティア

◇ 後方支援や資金提供

直接被災地で活動する支援形態ではなく、被災地外で行う支援活動や資金・機材等の支援をする活動を行う。

2. 災害発生直後の情報提供

ボランティア活動が円滑に行われるよう、近隣市町村の協力を得ながら、最優先で求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動拠点等のボランティアのニーズについての情報提供を行う。

3. ボランティアセンターの設置

(1) 設置

被害の状況に応じ、ボランティア団体等の受け入れが必要と認めたときは、小松島市社会福祉協議会にボランティアセンターを設置し、被害状況やボランティアのニーズ等の情報提供を行う。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の感染拡大の懸念がある状況においては、感染症対策を踏まえた災害ボランティアセンターの運営に努める。

(2) 運営

ボランティアセンターは、ボランティア活動を支援するために次の業務を行い、ボランティア活動の円滑化を図る。

- ◇ ボランティアのニーズ把握と情報提供
- ◇ 一般ボランティアの受入及び受付
- ◇ 専門職ボランティアに対する活動要請
- ◇ ボランティア活動の調整及び決定
- ◇ ボランティア活動に必要な資機材・物資等の確保
- ◇ 災害対策本部との調整
- ◇ 在宅要配慮者のデータの作成及び提供
- ◇ その他ボランティア活動を円滑に行うための必要な業務

4. ボランティア団体等の活動

ボランティア団体等からは、一般的に次の活動についての協力を受けるものとする。

- ◇ 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- ◇ 炊き出し・その他災害救助活動
- ◇ 高齢者介護・看護補助、障がい者支援、被災児童保護
- ◇ 清掃及び防疫
- ◇ 災害応急対策資機材・物資等の輸送及び配分
- ◇ 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- ◇ 災害応急対策事務の補助

第21節 義援金・義援物資の受入・配分

実施担当課等	項目
秘書広報課 企画政策課	○義援物資の取扱いに関する広報
会計課	○義援物資の取扱いに関する広報 ○義援金品受付 ○義援金品保管 ○義援金品配分

第1 趣旨

住民、他自治体等からの本市、県、日本赤十字社に寄託された被災者あての義援金品については、受付、保管、配分を確実、迅速に行う必要がある。

第2 義援物資の取扱いに関する広報

実施担当課等 秘書広報課、企画政策課、会計課

本市は、必要に応じ、関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、被災者が必要とする物資及び受入れを希望しない物資の内容を把握し、その内容のリスト及び送り先について、報道機関等を通じて国民に公表するものとする。

また、現地の需給状況を勘案し、リストを逐次改定するよう努めるものとする。

第3 義援金品受付

実施担当課等 会計課

1. 受付窓口の開設

- ◇ 義援金品の受付窓口を開設し、直接寄託される義援金品を受付ける。
- ◇ 金融機関に普通預貯金の口座を開設し、振込による義援金を受付ける。（以降、この口座を「義援金受付口座」という。）

2. 受領書の発行

- ◇ 受領した義援金品については、寄託者に受領書を発行する。
- ◇ 義援金受付口座への義援金については、振込用紙をもって受領書の発行に代えるものとする。

3. その他

(1) 配分先等を指定された義援金

寄託者が配分先や用途等を指定した義援金を受付けた場合は、寄託者の意向にそった処理を行う。

(2) 報告

広域的な災害が発生し、県に義援金配分委員会が設置された場合は、本市の義援金品の受付状況について、委員会に報告するものとする。

第4 義援金品保管

実施担当課等 会計課

1. 義援金

寄託者より受領した義援金は、被災者に配分されるまでの間、義援金受付口座に預金保管する。

2. 義援品

直接受領した義援品及び県等から送付された義援品については、本章 第9節 第4「緊急輸送拠点確保」に示した緊急輸送拠点である小松島市立体育館に保管する。

第5 義援金品配分

実施担当課等 会計課

1. 義援金配分委員会の設置

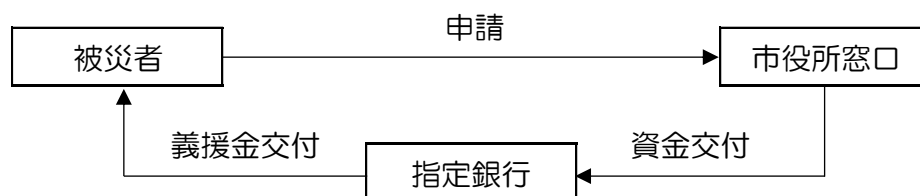
災害が発生し義援金が本市に寄託された場合は、市義援金品配分委員会を設置し、義援金の配分について次の事項を協議し、決定するものとする。

ただし、広域的な災害のため、県に義援金配分委員会が設置された場合は、その決定によるものとし、本市に配分委員会は設置しないものとする。

- ◇ 配分基準及び配分方法
- ◇ 被災者等に対する伝達方法
- ◇ 義援金の収納額及び用途についての広報活動
- ◇ その他義援金の受付・配分等に関する事項

2. 義援金の給付方法

義援金の給付は、次の基本フローに準じて行うものとする。



3. 義援品の配付方法

義援品の配付は、本章 第17節「飲料水・食料及び物資等の供給」の第3「食料供給」及び第4「生活必需品供給」のそれぞれの配付方法に準じて行う。

第2.2節 公共施設等応急復旧

実施担当課等	項目
都市整備課 建設管理課	○公共土木施設応急復旧
水道課	○水道施設応急復旧
税務課 総務課 住宅課	○電気・電話施設応急復旧
危機管理・感染症対策推進課	○電気・電話施設応急復旧 ○液化石油ガス応急復旧
農林水産課 商工観光課	○液化石油ガス応急復旧
まちづくり推進課	○下水道施設応急復旧

第1 趣旨

道路、河川等の公共土木施設は、社会・経済活動を営む上で必要不可欠な施設である。これらの施設が災害により損壊した場合、避難、救出、災害応急対策等の活動を行う上で大きな障害となるため、これら公共土木施設が被災したときは、直ちに応急復旧の措置を講ずる必要がある。

また、水道、電気、電話等のライフライン施設は、住民の日常生活はもとより、社会・経済活動を行う上で欠くことのできない施設であるとともに、これら施設が損壊により機能が停止した場合、人心に与える影響は非常に大きいものとなる。このため、災害発生後直ちに、ライフライン関係機関は相互に連携を図り、それぞれの施設の機能の維持及び回復の活動を行う必要がある。

第2 公共土木施設応急復旧

実施担当課等 都市整備課、建設管理課

1. 道路施設

(1) 基本方針

- ◇ 道路が被災した場合、各道路管理者の連携のもとに、災害の状況に応じて緊急に系統的な路線を決めて重点的に復旧工事を実施する。
- ◇ 道路上の破壊、倒壊等による障害物を警察、消防機関、自衛隊、占用工作物管理者、建設業協会等の協力を得て除去し、交通路の確保に努める。
- ◇ 避難、救出、緊急物資の輸送、警察、消防等の災害対策活動に必要な路線は最優先して復旧にあたる。

(2) 情報収集

本市は、被害を受けた道路及び交通状況等をすみやかに把握するため、現地に職員を派遣し道路状況の情報収集を行うとともに、関係機関と密接な情報交換を行う。

(3) 応急復旧活動

① 応急対策

復旧工法は、被災した施設の位置、大きさ、程度、重要度、地下埋設物等の状態によって種々様々な対応策を検討し、措置しなければならないが、通行の確保を第一とし、復旧作業の安全を期しながら緊急に作業を進め、通過重量や車両幅員等の制限を付してもすみやかに復旧し、開放する。

道路占用施設に被害が発生したときは、各施設管理者に通知して適切な対処を要請するものとするが、緊急のためその時間がないときは、通行の禁止、現場付近への立入禁止等住民の安全確保のために必要な措置を講じ、事後すみやかに各施設管理者へ通報する。

② 復旧対策

復旧対策は、応急復旧に引き続きまたは並行して、被災した施設の位置や状態、通行の重要度等を検討し、通行止めを避けながら順次本復旧を進める。

(4) 重点路線

避難、緊急物資の輸送等を迅速に行うため、次の道路を重点路線として早期復旧等の応急対策を実施するものとする。

路線名	区 域	幅員	摘要
県道小松島佐那河内線	小松島港線、徳島赤十字病院～国道55号バイパス交差点	11m	
県道小松島港線	江田三差路～新港	15m	
県道徳島小松島線	市役所前～ 国道55号大林北	12m	
県道和田島赤石線	県道徳島小松島線交差点～小松島航空隊	11m	
市道横須堀川線	市役所前～ 小松島佐那河内線交差点	11m	
市道日ノ峰公園線	日峰大神子広域公園（脇谷地区）～県道小松島港線	11m	
市道北町日ノ峰線	(旧) 徳島赤十字病院～千歳橋北詰	11m	

(5) 道路占用施設管理者との連携

道路管理者及び水道、電気、電話等道路占用施設管理者は、所管以外の施設に被害が発生しているのを発見したときは、相互に通報を行い合うなど、互いに連携して迅速に応急対策が講じられるよう、協力するものとする。

2. 河川施設

(1) 基本方針

災害により堤防、護岸等河川管理施設が、破壊、崩壊等の被害を受けた場合には、施設の応急復旧に努めるとともに、内水排除に全力をつくす。

(2) 応急対策

- ◇ 堤防、護岸の破壊等については、クラック等への雨水の浸透による増破を防ぐため、ビニールシート等で覆うとともに、すみやかに復旧計画をたてて復旧する。
- ◇ 水門、排水機等の破壊については、故障、停電等により運転が不能になることが予測されるので、土のう、矢板等により応急に締切を行うとともに、内水の排除に努める。

(3) 復旧計画

災害復旧については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づき、災害のすみやかな復旧を図り、公共の福祉を確保することとされている。については、県を経由して国へ災害の状況を報告し、国庫負担申請を行うとともに、災害査定を受ける前に着工する必要があるときは、事前に工法協議を行い、応急復旧を行う。

第3 水道施設応急復旧

実施担当課等 水道課

1. 復旧方針

- ◇ 取水施設、浄水場、配水池の復旧にあたっては、早急な施設能力の回復に努める。
- ◇ 管路の復旧は、幹線、給水拠点に至る路線を優先し、順次、配水調整を行って断水地域を減少しながら進める。

2. 応急対策

(1) 復旧用資機材の確保

復旧に必要な資機材は、通常業務との関連において本市の水道部が保有することが適当なものについては事前に確保しておくものとするが、不足する資機材は主として協定締結業者及び他市町村から調達する。

(2) 復旧作業人員の確保

- ◇ 施設点検班 1班（班長1人、班員2人）
- ◇ 管路点検班 2班（班長1人、班員2人）
- ◇ 応急作業班 2班（班長1人、班員2人）

応急作業班については、主として協定締結業者の協力を得て作業を実施する。

(3) 施設の点検

災害発生後、すみやかに職員を派遣し、次により水道施設の被害状況を把握する。

- ◇ 取水、浄水、配水施設及び給水拠点に指定された施設等の被害調査を各施設ごとに行う。
- ◇ 管路については、巡回点検を実施し、水圧状況、漏水、道路陥没等の状況を把握するほか、地上構造物の被害状況等についても把握するよう努める。
- ◇ 次の管路については、優先的に点検する。
 - ◆ 主要管路
 - ◆ 給水拠点までの管路
 - ◆ 道路等公共土木施設を占有している管路
 - ◆ 医療機関等重要施設までの管路

(4) 応急措置

復旧するまでの間、次の応急措置を講ずる。

① 取水、浄水、配水施設

施設等に損壊の被害が生じた場合は、その状況に応じて取水、給水の停止または減量を行う。

② 管路

漏水等により道路陥没が生じる等、道路交通上危険なものについては、関係管路を断水する等の措置を講じる。

③ 給水装置

倒壊家屋、焼失家屋及び所有者の不明な給水装置の漏水は、仕切弁により閉栓する。

3. 復旧対策

(1) 取水、導水施設

取水、導水施設の損壊は、浄水機能に大きく影響するため、その復旧は最優先する。

(2) 浄水施設

浄水施設の損壊のうち、浄水機能に影響を及ぼすものは、直ちに復旧する。

(3) 管路

管路の復旧にあたっては、被害の状況、被害箇所の重要度等を勘案し、給水拡大のために最も効果的な箇所から、次により復旧活動を実施する。

なお、資機材の調達、及び復旧の緊急度等を考慮し、必要に応じて仮配管、路上配管等の仮復旧も実施する。

① 送・配水管の優先順位

◇ 第1次重要管路

送水管及び主要配水管等、給水上特に重要な管路とする。

◇ 第2次重要管路

第1次重要管路に準じて、給水上重要な管路とする。

② 給水装置の復旧

◇ 公共土木施設内の給水装置の復旧は、配水管の復旧及び通水と並行して行う。

◇ 一般住宅の給水装置の復旧は、修繕申込みがあったものから行うが、その際、緊急度の高い医療施設等は優先して行う。

◇ 配水に支障を及ぼす給水装置の損壊については、修繕申込みの有無にかかわらず応急措置を実施する。

第4 電気・電話施設応急復旧

実施担当課等 税務課、総務課、危機管理・感染症対策推進課、住宅課

1. 情報の伝達・広報

四国電力株式会社、四国電力送配電株式会社及び西日本電信電話株式会社の施設、設備に被害が発生し、または発生するおそれがあるとの状況を把握した場合は、その情報を直ちに上記企業に伝達するものとする。

また、本市は、電気・電話施設の被害状況、復旧見通し、事故防止措置等の住民生活の安定に密接に関係する事項については、的確かつ迅速な情報収集に努め、各種広報媒体を通じて住民に周知するものとする。

2. 応援の実施

四国電力株式会社、四国電力送配電株式会社及び西日本電信電話株式会社から応急対策及び復旧のための活動について、応援または協力を求められたときは、本市が行う災害対策活動に支障のない範囲においてできる限り応援または協力をするものとする。

第5 液化石油ガス応急復旧

実施担当課等 危機管理・感染症対策推進課、農林水産課、商工観光課

災害時における被災者及び災害応急対策に従事している者であって、炊き出し等に必要な液化石油ガス及び器具を確保することができない者に対する液化石油ガス等の供給または斡旋については、本計画に定めるところによる。

1. 実施責任者

液化石油ガス等の供給または斡旋の実施は、市長が行う。ただし、災害救助法が適用されたときは、知事の委任により市長が行うものとする。

2. 液化石油ガス等の供給等

市長は、炊き出し等に必要な液化石油ガス及び器具の調達ができないときは、次の事項を示して県に調達の斡旋を要請するものとする。

- ◇ 必要な液化石油ガスの量
- ◇ 必要な器具の種類及び個数
- ◇ 供給期間
- ◇ 供給地

第6 下水道施設応急復旧

実施担当課等 まちづくり推進課

災害発生時における下水道施設の応急対策計画は、以下のとおりとする。

1. 被害状況調査

本市は、災害発生時に管渠、ポンプ場及び処理場等の各施設における被災状況を早急に調査し、関係機関に迅速に伝達する。

2. 応急復旧

本市は、各施設の被害状況に基づく復旧計画を策定し、管渠及びポンプ場の被害に対しては、下水の排除に支障のないよう応急措置を講じ、処理施設の被害に対しては、処理機能の回復を図るべく応急措置を講じる。

なお、復旧にあたっては、道路管理者、水道事業者等との協同に配慮するとともに、災害時の的確な対応を図る。

第23節 文教対策

実施担当課等	項目
児童福祉課 教育政策課 学校課 生涯学習課 スポーツ振興室 青少年健全育成センター	○乳幼児・児童・生徒の安全確保 ○応急教育・保育実施

第1 趣旨

災害のため、平常の学校教育の実施が困難になった場合は、小松島市教育委員会並びに各学校（小・中学校）、幼稚園、保育所、児童館は緊密に連携し、関係機関の協力を得ながら乳幼児・児童・生徒の安全を図るとともに、応急教育を実施する必要がある。

第2 乳幼児・児童・生徒の安全確保

実施担当課等 児童福祉課、教育政策課、学校課、生涯学習課、スポーツ振興室、青少年健全育成センター

1. 情報等の収集・伝達

- ◇ 市教育委員会は、災害が発生したときは、学校長及び園長に対し、災害に関する情報を正確かつ迅速に伝達するとともに、必要な措置を指示する。
- ◇ 学校長及び園長は、関係機関から災害に関する情報の伝達を受けたときは、教職員に対してすみやかに伝達するとともに、自らテレビ・ラジオ等により校区の被害状況等の災害情報の収集に努める。
- ◇ 学校長及び園長は、必要に応じ災害情報等を児童・生徒等へ伝達するものとするが、伝達に際しては混乱を防止するよう配慮する。
- ◇ 学校長及び園長は、児童・生徒等及び学校施設に被害を受け、または被害を受けるおそれがある場合は、直ちにその状況を教育委員会に報告する。

2. 児童・生徒等の登校時間内の緊急措置

(1) 避難等の指示

学校長及び園長は、火災危険や倒壊危険等の状況を的確に判断し、屋外への避難の要否の指示もしくは校内（園内）では、児童・生徒等に危険が及ぶと判断したとき、または消防職員から指示のあったときは、安全な避難場所等の指示を迅速に行うものとする。

なお、状況によっては、教職員は個々に適切な指示を行うものとする。

(2) 下校時の危険防止

学校長及び園長は、下校途中における危険を防止するため、児童・生徒等に必要な注意を与えるとともに、災害の状況により、通学区ごとの集団下校または教職員による引率等の措置を講ずるものとする。

(3) 校内保護

学校長及び園長は、災害の状況により、児童・生徒等を下校させることが危険であると認めるときは、児童・生徒等を校内に保護し、保護者への連絡に努めるものとする。

(4) 保健衛生対策

学校長及び園長は、災害時における校舎内外の清掃、給食、飲料水等に留意し、児童・生徒等の保健衛生について、必要な措置を講ずるものとする。

(5) 臨時休校・休園の措置

学校長及び園長は、災害の状況に応じ、臨時休校・休園等必要な措置を講ずるものとする。この場合、あらかじめ定めた方法により保護者へ連絡するとともに、その措置内容を教育委員会へ報告するものとする。

学校長及び園長から措置内容の報告を受けた教育委員会は、状況に応じて保護者への連絡方法として防災行政無線等、テレビ・ラジオ等の活用を検討する。

(6) 学校長または園長不在時の対応

災害発生時に学校長または園長が不在の時は、副校長・教頭若しくは学校長（園長）があらかじめ指定する教職員が学校長または園長の代行としてその職務を行い、学校長または園長が到着するまでの間、全ての権限が委譲されるものとする。

3. 児童・生徒等の登校時間外の緊急措置

(1) 被害状況の把握

学校長及び園長並びに非常参集した教職員は、災害発生後直ちに施設及び周辺の被害状況を把握し、教育委員会へ報告するものとする。

(2) 臨時休校・休園の措置

学校長及び園長は、災害の状況に応じ、臨時休校・休園等必要な措置を講ずるものとする。この場合、あらかじめ定めた方法により保護者へ連絡するとともに、その措置内容を教育委員会へ報告するものとする。

学校長及び園長から措置内容の報告を受けた教育委員会は、状況に応じて保護者への連絡方法として、防災行政無線等、テレビ・ラジオ等の活用を検討する。

(3) 学校長または園長不在時の対応

災害発生時に学校長または園長が不在の時は、在校または在園している最上格の教員が学校長または園長の代行としてその職務を行い、学校長または園長が到着するまでの間、全ての権限が委譲されるものとする。

4. 情報等の収集・伝達

- ◇ 児童福祉課長は、災害が発生したときは、保育所長及び児童館長に対し、災害に関する情報を正確かつ迅速に伝達するとともに、必要な措置を指示する。
- ◇ 保育所長及び児童館長は、関係機関から災害に関する情報の伝達を受けたときは、職員に対してすみやかに伝達するとともに、自らテレビ・ラジオ等により被害状況等の災害情報の収集に努める。
- ◇ 保育所長及び児童館長は、乳幼児・児童・生徒及び施設等に被害を受け、または被害を受けるおそれがある場合は、直ちにその状況を児童福祉課長に報告する。

5. 施設開設時の緊急措置

(1) 避難等の指示

保育所長及び児童館長は、火災危険や倒壊危険等の状況を的確に判断し、屋外への避難の要否の指示もしくは施設内では乳幼児・児童・生徒に危険が及ぶと判断したときまたは消防職員から指示のあったときは、安全な避難場所等の指示を迅速に行うものとする。なお、状況によっては、職員は個々に適切な指示を行うものとする。

(2) 帰宅時の危険防止

児童館長は、帰宅途中における危険を防止するため、利用者の児童・生徒等に必要な注意を与えるとともに、災害の状況により、近隣ごとの集団帰宅または職員による引率等の措置を講ずるものとする。

(3) 設内保護（児童館）

児童館長は、災害の状況により、児童・生徒等を帰宅させることが危険であると認めるときは、児童・生徒等を施設内に保護し、保護者への連絡に努めるものとする。

(4) 施設内保護（保育所）

保育所長は、乳幼児を施設内に保護し、保護者への連絡に努めるものとし、相当の時間を経過しても連絡がとれない場合は、近親者等への連絡に努めるものとする。

(5) 保健衛生対策

保育所長及び児童館長は、災害時における施設内外の清掃、給食、飲料水等に留意し、乳幼児・児童・生徒の保健衛生について必要な措置を講ずるものとする。

(6) 施設閉鎖の措置

保育所長及び児童館長は、災害の状況に応じ、施設閉鎖等必要な措置を講ずるものとする。この場合、あらかじめ定めた方法により保護者へ連絡するとともに、その措置内容を児童福祉課長へ報告するものとする。

保育所長及び児童館長から措置内容の報告を受けた児童福祉課長は、状況に応じて保護者及び利用者等への連絡方法として防災行政無線等、テレビ・ラジオ等の活用を検討する。

6. 施設開設時間外の緊急措置

(1) 被害状況の把握

保育所長及び児童館長並びに非常参集した職員は、災害発生後直ちに施設及び周辺の被害状況を把握し、児童福祉課長へ報告するものとする。

(2) 施設閉鎖の措置

保育所長及び児童館長は、災害の状況に応じ、施設閉鎖等必要な措置を講ずるものとする。この場合、あらかじめ定めた方法により保護者及び利用者へ連絡するとともに、その措置内容を児童福祉課長へ報告するものとする。

保育所長及び児童館長から措置内容の報告を受けた児童福祉課長は、状況に応じて保護者及び利用者への方法として防災行政無線等、テレビ・ラジオ等の活用を検討する。

第3 応急教育・保育実施

実施担当課等	児童福祉課、教育政策課、学校課、生涯学習課、スポーツ振興室、青少年健全育成センター
--------	---

1. 教育施設の確保等

教育委員会及び学校長（園長）は相互に協力し、次の方法により教育施設等を確保するものとする。

- ◇ 施設の被害が軽微な場合
屋根瓦の被害、窓ガラスの破損等で直ちに復旧しないと授業に差し支える場合は、国庫負担事業の認定を待つことなく、各学校（園）において、すみやかに応急修理を実施し、授業を行う。
- ◇ 施設の被害が相当に甚大な場合
残存の安全な教室の使用または特別教室、屋内体育施設等を転用し、学級合併授業、一部または全部の二部授業を行う。
- ◇ 施設の使用が全面的に不可能な場合
近隣の安全な学校（園）や遊休施設の利用、または用地の確保が可能な場合は、仮設教室の建設等の方法により、授業を再開する。

教育活動の再開に際しては、登下校の安全の確保に十分配慮するとともに、児童・生徒等の指導にあたっては健康、安全教育及び生活指導に重点をおくものとする。特に、災害により精神的または心理的ストレスを受けた児童・生徒等に対しては、心のケアに十分配慮するものとする。

また、学校長及び園長は、災害状況の推移を把握し、教育委員会と密接に連絡の上、平常授業に戻すよう努め、その時期については広報誌、マスコミ機関等の情報媒体を通じ、迅速かつ的確に保護者へ連絡するものとする。

なお、災害に伴い教職員に不足が生じた場合は、教職員組織の編成替えや出務、民間の教員免許所有者の動員等により対処するものとする。

2. 学校が指定避難所となる場合の措置

- ◇ 指定避難所の開設は、災害対策本部からの指示を受けて開設することを原則とする。ただし、緊急を要するときは、学校長または園長の判断により開設することができる。
- ◇ 指定避難所の運営は、避難者の自主的運営を原則とするが、学校の教職員は必要に応じて運営を支援することとする。
- ◇ 教育委員会及び学校長（園長）は、指定避難所が設置されている間は、指定避難所の運営に協力するものとするが、学校は本来教育を行う場であることを考慮し、早期の授業再開に努めるものとする。
- ◇ 教育委員会及び学校長（園長）は、指定避難所の設置が長期化する場合は、応急教育活動と避難活動との調整について、災害対策本部と必要な協議・調整を行う。

3. 学校給食対策

- ◇ 施設設備の被害状況を把握し、教育施設と並行して復旧のための応急対策をたて、学校給食の早期開始に努める。
- ◇ 災害の状況によっては、学校給食の一時中止または簡易給食への変更を行う。
- ◇ 災害発生後、授業及び学校給食が実施されるときは、学校長は教育委員会と協議しながら、学校給食に必要な要員の確保、施設設備の稼働に必要な措置及び給食に必要な物資の調達に努める。
- ◇ 学校給食に必要な物資は、県学校給食会の保管する物資の特別配送の依頼、一般救援物資の利用等により確保を図る。

4. 学用品の調達及び支給

(1) 調達及び支給の方法

① 教科書

各学校の学年別、使用教科書ごとにその数量を調査して県に報告し、その指示に基づいて、教科書供給書店等に連絡してその供給を求め、または本市内の学校及び他市町村に対し、使用済みの古書の供与を依頼する。

それでも不足する場合は、県に対して調達供与を依頼する。

② 学用品

ア 災害救助法の適用を受けた場合

- ◇ 教育委員会が、学校長からの必要数の報告を受けてとりまとめ、県に報告の上、原則として県が一括購入し、必要とする児童生徒へ本市を通じて支給する。
- ◇ 文房具、通学用品等を救援物資によって支給できる場合は、重複して購入することを要しないものとする。
- ◇ 知事が職権を市長、教育委員会または学校長に委任した場合は、それぞれが県と協力して調達から支給までを実施する。

イ その他の場合

- ◇ 教育委員会が、学校長からの必要数の報告を受けてとりまとめ、本市において調達の上、支給するものとし、それでも不足する場合は、県に対して調達供与を依頼する。

(2) 支給対象

災害により住居の全壊、全焼、流出、半壊、半焼または床上浸水その他により、就学上欠くことのできない学用品等をそう失またはき損し、直ちに入手できない状態にある児童生徒に対して、必要最小限の学用品を支給する。

(3) 支給品目

- ◇ 教科書
教科書、教材
- ◇ 文房具
ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵の具、画筆、画用紙、下敷き、定規等
- ◇ 通学用品
運動靴、傘、カバン、長靴等

(4) 支給期間

災害発生時から教科書は1か月以内、その他のものについては15日以内に支給を完了するものとする。

ただし、交通、通信等の途絶による学用品の調達及び輸送の困難が予想される場合には、内閣総理大臣の承認を受けて必要な期間を延長する。

(5) 費用の限度

教科書は支給する教科書の実費とし、文房具と通学用品は災害救助法細則で定める直近の改定額とする。

5. 就学援助費の支給等

(1) 対象者

災害救助法が適用される等の著しい災害により、新たに経済的理由によって就学困難となった児童生徒に対し、就学援助費の支給等を行い、就学の保障を図るものとする。

(2) 就学援助費の支給

対象となる児童生徒に対して、すみやかに就学援助費（学用品費等、医療費、給食費）を支給する。

すでに準要保護に認定された児童生徒が学用品等を消失した場合は、すみやかに就学援助費を再支給する。

6. 施設開設時間外の緊急措置

(1) 被害状況の把握

保育所長及び児童館長並びに非常参集した職員は、災害発生後直ちに施設及び周辺の被害状況を把握し、児童福祉課長へ報告するものとする。

(2) 施設閉鎖の措置

保育所長及び児童館長は、災害の状況に応じ、施設閉鎖等必要な措置を講ずるものとする。この場合、あらかじめ定めた方法により保護者及び利用者へ連絡するとともに、措置内容の報告を受けた児童福祉課長は、状況に応じて保護者及び利用者への方法として防災行政無線等、テレビ・ラジオ等の活用を検討する。

7. 保育施設の確保等

児童福祉課長及び保育所長は相互に協力し、次の方法により保育施設等を確保するものとする。

◇ 施設の被害が軽微な場合

屋根瓦の被害、窓ガラスの破損等で直ちに復旧しないと保育に差し支える場合は、国庫負担事業の認定を待つことなく、各保育所においてすみやかに応急修理を実施し、保育を行う。

◇ 施設の被害が相当甚大な場合

残存の安全な保育室の使用または遊戯室等を転用し、保育を行う。

◇ 施設の使用が全面的に不可能な場合

近隣の安全な学校（園）や遊休施設の利用、または用地の確保が可能な場合は、仮設教室の建設等の方法により、保育を再開する。

保育活動の再開に際し、災害により精神的または心理的ストレスを受けた幼児等に対して、心のケアに十分配慮するものとする。

また、保育所長は、災害状況の推移を把握し、児童福祉課と密接に連絡の上、平常保育に戻すよう努め、その時期については広報誌、マスコミ機関誌等の情報媒体を通じ、迅速かつ的確に保護者へ連絡するものとする。

なお、災害に伴い職員に不足が生じた場合は、職員組織の編成替えや出務、児童館職員の応援、民間保育士免許所有者の動員等により対処するものとする。

第4章 災害復旧・復興

第1節 災害復旧・復興計画の策定

実施担当課等	項目
秘書広報課 企画政策課 財政課 総務課 震災対策課 都市整備課 まちづくり推進課 住宅課	○災害復旧・復興の基本方針の策定
各応急対策担当課	○災害復旧・復興計画の策定 ○公共施設災害復旧 ○災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

第1 災害復旧・復興の基本方針の策定

実施担当課等 秘書広報課、企画政策課、財政課、総務課、震災対策課、都市整備課、まちづくり推進課、住宅課

被災地域の再建を行うために、被災の状況、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、県等の関係機関と協議を行い、原状復旧あるいは中長期的な計画復興のいずれにするか検討し、復旧・復興の基本方針を定めるものとする。

また、被災地の復旧・復興に当たっては、男女共同参画の視点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

第2 災害復旧・復興計画の策定

実施担当課等 各応急対策担当課

本節 第1「災害復旧・復興の基本方針の策定」で定めた復旧・復興の基本方針に基づき、具体的な災害復旧・復興計画を策定するものとし、この計画では、まちなみ復旧・復興計画、産業復旧・復興計画及び生活復旧・復興計画並びにその事業手法、財源確保、推進体制を具体的に定めるものとする。

第3 公共施設災害復旧

実施担当課等 各応急対策担当課

災害により被災した本市の公共施設の災害復旧は、被災した各施設の原形復旧にあわせて再度災害の発生を防止するために必要な施設の新設または改良を行う事業計画を立てるものとする。

なお、災害復旧計画は、災害の種類によって次の計画種別によるものとする。

- ◇ 公共土木施設災害復旧事業
 - ◆ 河川
 - ◆ 道路
- ◇ 農林水産業施設災害復旧事業
 - ◆ 農地農業用施設
 - ◆ 共同利用施設
 - ◆ 林業用施設
 - ◆ 漁業用施設
 上記の各施設
- ◇ 教育施設災害復旧事業
- ◇ 水道施設災害復旧事業
- ◇ 総理府及び厚生労働省所管補助施設災害復旧事業
- ◇ 都市施設災害復旧事業
- ◇ 住宅災害復旧事業
- ◇ 社会福祉施設災害復旧事業
- ◇ 官庁建物等災害復旧事業
- ◇ その他の公共施設災害復旧事業

第4 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

実施担当課等 各応急対策担当課

災害復旧事業費の決定は、市長の報告その他本市が提出する資料及び実地調査の結果等に基づいて決定されるものであるが、法律または予算の範囲内において、国が全部または一部を負担し、または補助して行われる災害復旧事業並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき援助される事業は、次のとおりである。

1. 法律により一部負担または補助するもの
 - ◇ 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
 - ◇ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
 - ◇ 公営住宅法
 - ◇ 土地区画整理法
 - ◇ 海岸法
 - ◇ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
 - ◇ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
 - ◇ 予防接種法

- ◇ 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針
- ◇ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- ◇ 天災による被害農林漁業者等に関する暫定措置法
- ◇ 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱
- ◇ 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律

2. 激甚災害に係る財政援助措置

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ◇ 公共土木施設災害復旧事業
- ◇ 公共土木施設災害関連事業
- ◇ 公立学校施設災害復旧事業
- ◇ 公営住宅等災害復旧事業
- ◇ 生活保護施設災害復旧事業
- ◇ 児童福祉施設災害復旧事業
- ◇ 老人福祉施設災害復旧事業
- ◇ 障害者支援施設等災害復旧事業
- ◇ 婦人保護施設災害復旧事業
- ◇ 感染症医療機関災害復旧事業
- ◇ 感染症予防事業
- ◇ 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内、公共的施設区域外）
- ◇ 湛水排除事業

(2) 農林水産業に関する特別の助成

- ◇ 農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置
- ◇ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ◇ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- ◇ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- ◇ 共同利用小型漁船の建造費の補助
- ◇ 森林災害復旧事業に対する補助

(3) 中小企業に対する特別の助成

- ◇ 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- ◇ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- ◇ 中小企業者に対する商工組合中央金庫の融資に関する特例

(4) その他の財政援助措置

- ◇ 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- ◇ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ◇ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- ◇ 母子福祉資金に関する国の貸付けの特例
- ◇ 水防資機材費の補助の特例
- ◇ 罹災者公営住宅建設資金融通の特例
- ◇ 産業労働者住宅建設資金融通の特例
- ◇ 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
- ◇ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第2節 被災者生活の安定化

実施担当課等	項目
戸籍住民課	○災害弔慰金等支給・貸付 ○雇用機会の確保 ○被災者生活再建支援金支給 ○生活相談実施 ○被災者台帳の作成
市民生活課	○災害弔慰金等支給・貸付 ○雇用機会の確保 ○被災者生活再建支援金支給 ○生活相談実施
介護福祉課	○災害弔慰金等支給・貸付 ○被災者生活再建支援金支給 ○生活相談実施 ○被災者台帳の作成
生活福祉課	○災害弔慰金等支給・貸付 ○被災者生活再建支援金支給 ○生活相談実施
財政課 会計課	○災害弔慰金等支給・貸付 ○被災者生活再建支援金支給
農林水産課 商工観光課	○雇用機会の確保 ○被災者台帳の作成
税務課 危機管理・感染症対策推進課	○罹災証明書の交付
人事課	○雇用機会の確保
住宅課	○被災者台帳の作成
各応急対策担当課	○応急融資

第1 趣旨

災害が発生した場合、多数の者が生命または身体に危害を受け、あるいは住居、家財が損壊するなど、大きな痛手を被ることが予想されることから、被災者の生活確保に関する各種措置を講ずることで住民の自力復興等を促進し、生活安定の早期回復を図る必要がある。

本市及び県は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活支援に取り組むことができるよう、見守り・相談の機械や被災者台帳を活用してきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を活用できる環境の整備に努めるものとする。

第2 災害弔慰金等支給・貸付

実施担当課等 財政課、戸籍住民課、市民生活課、生活福祉課、介護福祉課、会計課

災害弔慰金等の支給に関する法律（昭和48年法律第82号）及び小松島市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年小松島市条例第39号）、同条例施行規則（昭和49年小松島市規則第29号）の規定に基づき、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けを行う。

1. 災害弔慰金の支給

支給対象者は、政令で定める災害により死亡した住民の遺族で、支給額は次のとおり。

災害弔慰金の支給額

死亡した住民	生計維持者	500万円以内
	その他	250万円以内

※注 ただし、既に災害障害見舞金の支給を受けている場合は、その額を差し引いて支給する。

2. 災害障害見舞金の支給

支給対象者は、政令で定める災害で負傷あるいは疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に精神または身体に相当程度の障がいを受けた住民に支給する。

災害障害見舞金の支給額

支給対象の住民	生計維持者	250万円以内
	その他	125万円以内

3. 災害援護資金の貸付け

貸付対象は、災害救助法が適用された災害により、被害を受けた被災世帯（所得制限あり）で、概要は以下のとおり。

災害援護資金の支給額

貸付限度額		利率 ※1	据置期間 ※2	償還期間 ※3	償還方法	申込先
世帯主の 1ヶ月以上の負傷	住居または 家財の損害					
150万～ 350万円	150万～ 350万円	年3%	3年	10年	年賦	小松島市

※1：据置期間は無利子、※2：特別の事情のある場合は5年、※3：据置期間含む

第3 雇用機会の確保

実施担当課等 人事課、戸籍住民課、市民生活課、農林水産課、商工観光課

災害により離職を余儀なくされた被災者の就職の紹介については、市が徳島労働局を通じてすみやかに職業の確保を図ることとしている。

被害を受けた住民が、その痛手から早急に再起更正できるよう、次により被災者の雇用機会の確保を図る。

1. 生活相談窓口の活用

本節 第6「生活相談実施」により設置する生活相談窓口において、離職者のための相談業務を行うとともに、離職者の状況を把握する。

2. 徳島労働局への要請等

上記の「1. 生活相談窓口の活用」により把握した離職者の状況について徳島労働局に報告するとともに、必要と認められる場合は、徳島労働局に対し次の事項を要請する。

- ◇ 被災者のための公共職業安定所の臨時窓口の市内への設置
- ◇ 公共職業安定所へ出向くことが困難な地域における公共職業安定所の臨時職業相談所の開設または巡回職業相談の実施

第4 応急融資

実施担当課等 各応急対策担当課

災害により被害を受けたものに対し、生活の安定、住宅や事業の復旧のために必要な資金の融通または斡旋を行う。

1. 生活福祉資金（福祉資金：福祉費；災害を受けたことにより臨時に必要となる経費）

（1）貸付対象

低所得世帯（市長村民税非課税程度）、障がい者世帯（身体障害者手帳等の交付を受けた者の属する世帯）、高齢者世帯（65歳以上の高齢者の属する世帯）で、他からの融資を受けることが困難な世帯であり、資金の貸付けと必要な支援を受けることによって自立自活できると認められる世帯を貸付対象とする。

（2）貸付限度額

- ◇ 150万円以内

（3）貸付条件

- ◇ 据置期間 6月以内
- ◇ 償還期間 7年以内
- ◇ 連帯保証人 原則、必要であるが、なしでも貸付可
- ◇ 利子
 - ◆ 連帯保証人有 無利子
 - ◆ 連帯保証人無 年1.5%

※ 個別の状況により福祉費の範囲内（上限額580万円以内、償還期間20年以内）で貸付が可能である。

（4）申込方法

民生委員あるいは市の社会福祉協議会に相談し、申込書類等の提出により申し込む。

2. 災害復興住宅資金

自然災害により住宅の被害を受けた者に対し、（独）住宅金融支援機構が指定した災害について、住宅復旧のための補修ならびに住宅の建設・購入に要する資金の貸付けを行う。

(1) 融資対象者

- ◇ 住宅が「全壊」、「大規模半壊」、または「半壊」した旨の罹災証明書が発行された者で、「大規模半壊」、「半壊」の場合は、「住宅の被害状況に関する申請書」が必要となる。「準半壊」、「一部損壊」は対象とならない。
- ◇ 自ら居住または被災者に貸すために建設・購入あるいは補修する者
- ◇ 年収に占める全ての借入れの年間合計返済額の割合が以下の基準を満たす者
 - ◆ 年収400万未満の者の総返済負担率 30%以下
 - ◆ 年収400万以上の者の総返済負担率 35%以下
- ◇ 日本国籍の者あるいは永住許可等を受けている外国人

※ 被害区分が、「大規模半壊」「半壊」の場合、「住宅の被害状況に関する申し出」が必要となる。

※ 被害区分が、「一部破損」の場合は、建設・購入には利用できず、補修についてのみ対象となる。

(2) 条件（令和2年10月1日現在）

<融資額>

融資限度額

建設（※1）	土地取得あり（※2）	3,700万円
	土地取得なし	2,700万円
購入（※1）		3,700万円
補修		1,200万円

※1：被災親族同居の場合は+640万円

※2：「土地取得あり」とは、り災日後に申込者本人が有償で土地の所有権または借地権を取得する場合をいう。

<返済期間>

返済期間の上限

建設または購入	耐火・準耐火・木造（耐久性）	35年以内
	木造（一般）	
補修		20年以内

ただし、「年齢に応じた最長返済期間（※注）」が35年よりも短い場合は、「年齢に応じた最長返済期間（※注）」のいずれか短い年数以内で選択する。

※注 「年齢に応じた最長返済期間」の計算方法は、以下のとおりである。

「80歳」-「申込本人または収入合算者のうち、年齢が高い方の申込時の年齢（1歳未満切上げ）」

<融資可能な住宅>

① 建設資金

- ◇ 居室、台所及びトイレが備えられていること
- ◇ 床面積の制限なし
- ◇ 建て方は問われない（ただし、共同建てまたは重ね建ての場合は、耐火構造または準耐火構造（省令準耐火構造を含みます。）の住宅であること）
- ◇ 原則として転貸借によらないものであること

② 購入資金

- ◇ 居室、台所及びトイレが備えられていること
- ◇ 床面積の制限なし（店舗併用住宅等の場合は、住宅部分の床面積が全体の約2分の1以上必要）
- ◇ 建て方は問われない（ただし、共同建てまたは重ね建ての場合は、耐火構造または準耐火構造（省令準耐火構造を含みます。）の住宅であること）
- ◇ 原則として転貸借によらないものであること
- ◇ 新築住宅の場合
 - 申込日において竣工日（建築基準法における検査済証の交付年月日）から2年以内の住宅で、申込日前に人が住んだことのないものであること
 - 申込日前に登記上申込人または第三者（その住宅を建設した事業者を除く）の名義になっていないこと
- ◇ 中古住宅の場合
 - 申込日において竣工日（建築基準法における検査済証の交付年月日）から2年を超えている住宅または既に人が住んだことがある住宅であること
 - 申込日前に登記上申込人の名義になっていないこと
 - 機構の定める耐震性や劣化状況の基準等に適合する住宅であること

③ 補修資金

- ◇ 居室、台所及びトイレが備えられていること
- ◇ 床面積の制限なし（店舗併用住宅等の場合は、住宅部分の床面積が全体の約2分の1以上必要）
- ◇ 原則として転貸借によらないものであること

<融資金利>

申込時の金利が適用され、毎月の見直しとともに、全期間固定金利型となる。

<保証人>

不要であるが、被災者に貸すための住宅では連帯保証人を必要とする。

<返済方法>

元利均等毎月払いまたは元利均等毎月払いがある。

(3) 申込方法

① 申込受付期間

「罹災証明書」に記載された「罹災日」から2年間（避難指示等が発令されていた災害では、解除された日の2年経過日まで申し込みができる場合がある。）

② 申込先

最寄りの災害復興住宅融資取扱金融機関の窓口、または、郵送により以下の宛先に必要書類を同封し申し込む。（被害を受けた住宅が現在公庫から融資を受けて返済中の場合は、現在返済中の取扱金融機関）

◇ 宛先

住宅金融支援機構

〒112-8671 東京都文京区後楽 1丁目4番10号

独立行政法人住宅金融支援機構 本店 郵送申込係

3. 災害対策資金

(1) 融資対象

県内に事業所を有し、原則として1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者、医療法人等または特定非営利活動法人であって、事業所及び主要な事業用資産が天災地変により全壊、半壊、流失、浸水またはこれらに準ずる損害を受けたもの。

(2) 融資条件

① 資金使途

◇ 設備資金または運転資金

② 融資金額

◇ 設備資金 5,000万円以内

◇ 運転資金 3,000万円以内

③ 融資期間

◇ 設備資金 10年以内

◇ 運転資金 5年以内

④ 融資利率

◇ 年 2.15%以内

⑤ 保証料率

◇ 0.45～0.85%

ただし、有担保補償の場合にはについては年 0.1%、会計参与設置会社の場合は年 0.1%それぞれ割引した料率を適用する。

⑥ 担保及び保証人

取扱金融機関及び保証協会の取扱うところによる。

(3) 申込先

◇ 取扱金融機関及び徳島県信用保証協会

4. 農林漁業関係融資

◇ 日本政策金融公庫資金

◆ 農業基盤整備資金、林業基盤整備資金、漁業基盤整備資金、農林漁業施設資金、
農林漁業セーフティネット資金

◇ 農業近代化資金

◇ 漁業近代化資金

◇ 天災資金

第5 被災者生活再建支援金支給

実施担当課等 財政課、戸籍住民課、市民生活課、生活福祉課、介護福祉課、会計課

県は、「被災者生活再建支援法」に基づき、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、つぎの基準に該当する自然災害の被災者に対して、被災者生活再建支援金の支給を行う。

1. 被災者生活再建支援金

(1) 適用基準

① 対象となる自然災害

◇ 災害救助法施行令第1条第1項第1号または第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害……①

◇ 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村における自然災害……②

◇ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県における自然災害……③

◇ ①または②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村における自然災害（人口10万人未満に限る）

◇ ①、②、③の区域に隣接し、5世帯以上の住家全壊被害が発生した市町村における自然災害（人口10万人未満に限る）

◇ ①または②の市町村を含む都道府県、または③の都道府県が2以上ある場合に、人口5万人未満の市町村では、2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村における自然災害

② 支給対象世帯

- ◇ 住宅が全壊した世帯
- ◇ 住宅が半壊し、倒壊防止等の止むを得ない事由により住宅を解体した世帯
- ◇ 災害が継続し、長期（おおむね6ヶ月程度以上）にわたり居住不可能な状態が続くと見込まれる世帯（長期避難世帯）
- ◇ 住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分を含む大規模な補修を行わなければ、当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（大規模半壊世帯）

(2) 支援金支給までの手続き

支援金支給までの手続きフローは、以下のとおりである。

支援金支給までの手続き

- ① 支援法適用（都道府県）
- ↓
- ② 都道府県から国、支援法人、市町村に適用報告、公示（都道府県）
- ↓
- ③ 罹災証明書の交付 — 小松島市
- ↓
- ④ 支援金支給申請 — 被災世帯
- ↓
- ⑤ 小松島市で受付、県が取りまとめ、支援法人（※注1）に送付
- ↓
- ⑥ 被災世帯に支援金支給（支援法人）
- ↓
- ⑦ 支援法人から国に補助金申請
- ↓
- ⑧ 国から支援法人に補助金交付

<申請期間>

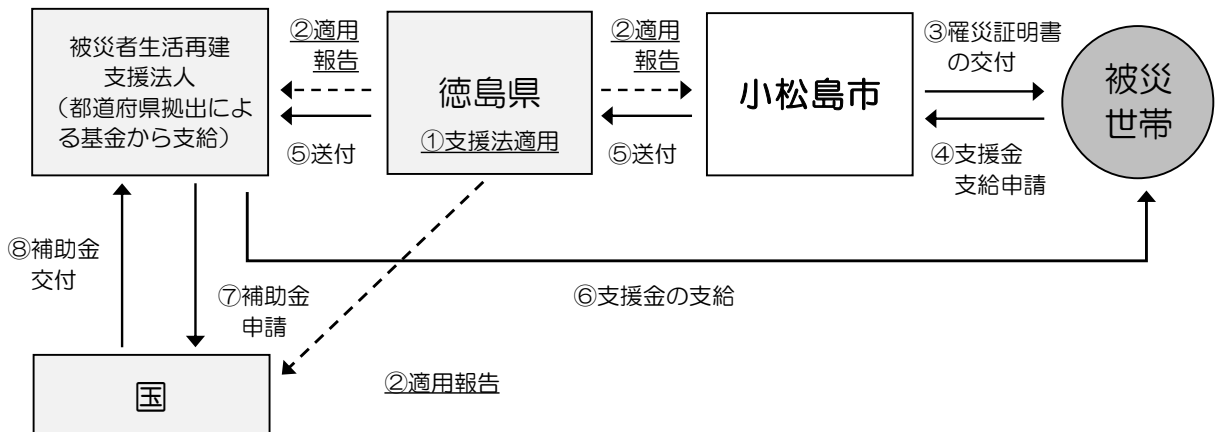
- ・基礎支援金：災害発生日から13ヶ月以内
- ・加算支援金：災害発生日から37ヶ月以内

<申請に必要な書面>

- ・支援金支給申請書
- ・住民票等
- ・被災証明書（罹災証明書）等
- ・預金通帳の写し
- ・その他関係書類
（住宅の購入・補修、借家の賃貸借等契約書）

※注 支援法人

支援法人は財団法人都道府県会館



(3) 支援金の支給額

支援金の支給額は、以下の支援金の合計額となる。

なお、世帯人数が1人の場合は、各該当額の金額は3/4の額となる。

① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

基礎支援金表

住宅の被害程度	全壊 (※注)	解体 (※注)	長期避難 (※注)	大規模半壊 (※注)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円
※注 住宅の被害程度区分は、1(2)支給対象世帯参照				

② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

加算支援金表

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

③ 合計支援金

合計支援金表（上段：複数世帯、下段：単身世帯）

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計額
全壊世帯 (解体・長期避難者も同様)	建設・購入	100万円	200万円	300万円
		75万円	150万円	225万円
	補修	100万円	100万円	200万円
		75万円	75万円	150万円
	賃借	100万円	50万円	150万円
		75万円	37.5万円	112.5万円
大規模半壊世帯	建設・購入	50万円	200万円	250万円
		37.5万円	150万円	187.5万円
	補修	50万円	100万円	150万円
		37.5万円	75万円	112.5万円
	賃借	50万円	50万円	100万円
		37.5万円	37.5万円	75万円
中規模半壊世帯	建設・購入	—	100万円	100万円
		—	75万円	75万円
	補修	—	50万円	50万円
		—	37.5万円	37.5万円
	賃借	—	25万円	25万円
		—	18.75万円	18.75万円

(4) 被災者生活再建支援基金

① 被災者生活再建支援法人の指定（平成11年2月8日）

◇ 財団法人都道府県会館

② 基金

支援法人は、支援業務を運営するための基金を設ける。

都道府県は、支援法人に対し、基金に充てるために必要な資金を世帯数等を考慮して拠出する。

③ 支給事務の委託

都道府県は、支援金の支給に関する事務の全部を支援法人に委託している。また、支援法人は、支援金の支給に関する事務の一部を市町村に委託することができる。

2. 勤労者ライフサイクル資金（災害費）

(1) 融資対象

次の全ての要件を満たしている者

- ◇ 県内に住所を有している者
- ◇ 県内の事業所に1年以上勤務している者
- ◇ 前年年収が、住宅金融公庫収入基準に準じた者
(ただし、同基準の10万円未満の端数を除いた年収以下とする。)
- ◇ 最終返済時の年齢が満70歳未満の者
- ◇ 災害により、本人又は扶養家族の家屋、家財等に損害を受けた者

(2) 融資条件

◇ 資金用途

災害により、本人または扶養家族の家屋、家財等に損害が発生し、それを復旧または、購入するために必要な経費

◇ 融資金額

100万円以内

◇ 融資期間

10年以内

◇ 融資利率

年1.50%（平成17年4月1日現在）

◇ 保証料

労働金庫正会員 年0.7% 労働金庫その他会員 年1.2%

◇ 担保及び保証人

社団法人日本労働者信用基金協会の債務保証もしくは連帯保証人による。

(3) 申込先

◇ 県内の四国労働金庫各支店

第6 生活相談実施

実施担当課等 戸籍住民課、市民生活課、生活福祉課、介護福祉課

本市は、災害により被害を受けた住民がすみやかに再起更正できるよう、市役所内に生活相談窓口を設置し、被災者に対する迅速かつ正確な相談業務が行われるよう努めるものとする。

なお、生活相談窓口においては、職業斡旋、弔慰金等の支給、住宅資金等各種資金の貸付など被災者の生活安定のための生活相談を行うものとする。

第7 罹災証明書の交付

実施担当課等 税務課、危機管理・感染症対策推進課

1. 罹災証明書の交付

本市は、本市域に係る災害が発生した場合において、災害の被災者から申請があった時は、遅滞なく、住家の被害その他本市が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する罹災証明書を交付しなければならない。

2. 実施体制の確保

本市は、災害の発生に備え、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、前項の規定による調査について専門的な知識及び経験を有する職員の育成、他の地方公共団体または民間の団体との連携の確保その他必要な措置を講ずるよう努める。

第8 被災者台帳の作成

実施担当課等 戸籍住民課、介護福祉課、農林水産課、商工観光課、住宅課

1. 被災者台帳の作成

本市は、本市域に係る災害が発生した場合において、災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施する必要があると認められた場合は、被災者支援を実施するための基礎とする被災者台帳を作成することができる。

2. 被災者台帳への記載事項

被災者台帳には、被災者に関する次の事項を記載し、または記録するものとする。

- ◇ 氏名
- ◇ 生年月日
- ◇ 性別
- ◇ 住所または居所
- ◇ 住家の被害その他本市が定める種類の被害の状況
- ◇ 援護の実施の状況
- ◇ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- ◇ 上記7項目に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

第9 資金の安定供給体制の構築

本市は、財務会計システム等が機能しなくなった場合においても、公金の支払事務に支障が生じないための対策を検討する。

また、前述の被災者生活再建支援金、災害弔慰金等の支給、被災者等への各種融資が円滑に実施されるよう、指定金融機関、関係団体、関係課が連携し、公金を含む資金の安定供給体制を構築するものとする。

地震・津波災害対策編

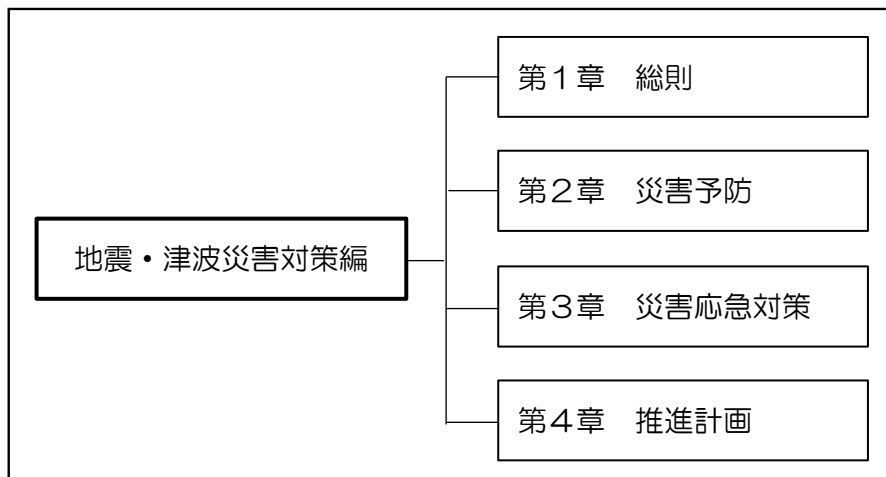
第1章 総則

第1節 計画の概要

第1 計画の目的

本編は、南海トラフを震源とした巨大地震による地震・津波災害、あるいは内陸部等で発生する直下型地震による災害から市民の生命・身体や財産を守るため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）、津波防災地域づくり法（平成23年法律第123号）、その他の地震防災対策に関する法律・条令あるいは条例（参考文献）に基づき、大規模地震と津波防災対策の推進を図ることを目的とする。

なお、本編に定めのない事項については、「共通対策編」に定めるところによるものとする。



本編の構成

第2 基本的な考え方

本編策定にあたっての基本的な考え方は、以下の6項目を軸とした。

- ◇ 東日本大震災、阪神・淡路大震災等過去の地震・津波災害事例の反映
- ◇ 初動対応の重視及びマニュアル化
- ◇ 防災関連情報の重視及び収集・提供体制の整備
- ◇ 広域応援体制の整備
- ◇ 防災拠点及び緊急輸送体制の整備
- ◇ 行政と住民の協力体制及びボランティア支援体制の整備

第2節 被害想定

第1 南海トラフ地震による被害想定

中央防災会議の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が公表した「南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等及び被害想定」は、平成24年3月に第一次報告、同年8月に第二次報告が公表され、強振動生成域を4ケース設定し、津波高等については、すべり域が1か所の場合として、11ケースを設定し、それぞれについて推計されている。

南海トラフ地震の概要	
想定震度	南海トラフの巨大地震（内閣府中央防災会議モデル：平成24年8月）
地震規模	マグニチュード9.1（津波断層モデル）
予想震度	震度7（小松島市最大値）

徳島県では、上記の南海トラフ巨大地震モデル検討会資料と、平成24年10月公表の浸水想定結果（徳島県）によって、本県内に発生が予想される南海トラフ巨大地震の被害想定結果（第一次報告・第二次報告）を発表した。

1. 津波浸水想定

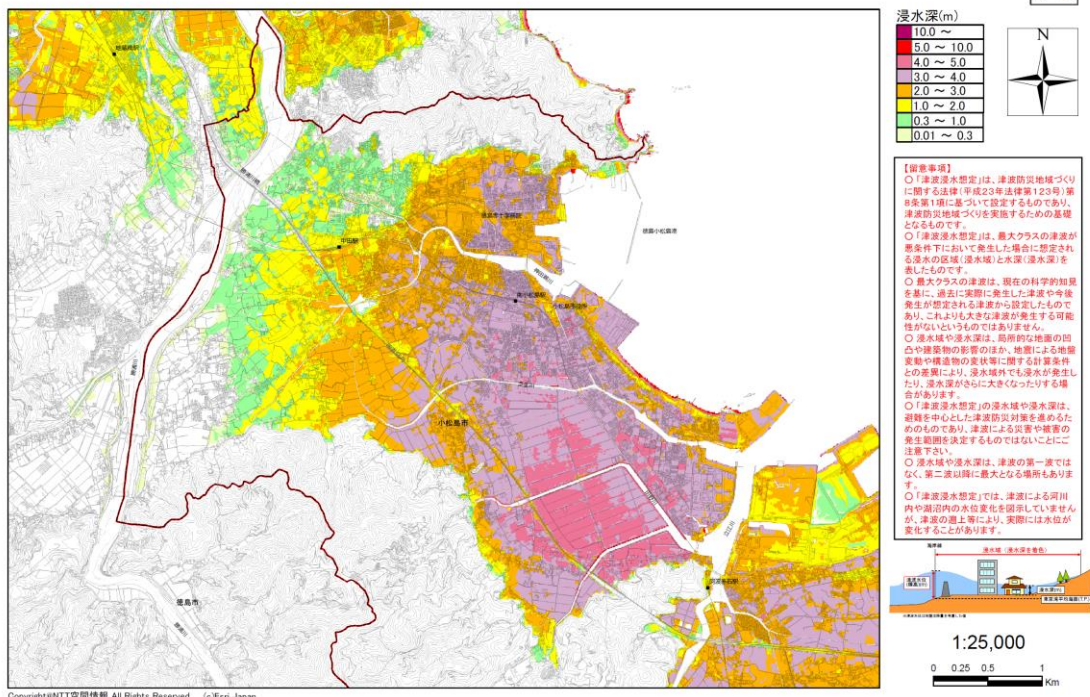
徳島県は、平成24年8月29日に国が公表した「南海トラフ巨大地震の震源モデル（M9.1）」をもとに、県管理河川や最新の地形データ等を加えた「津波浸水想定」を作成している。

この想定では、本市の浸水想定面積は28.8km²で、本市面積の約64%を占めている。

(1) 津波浸水想定（北西部）

徳島県津波浸水想定

地域海岸②

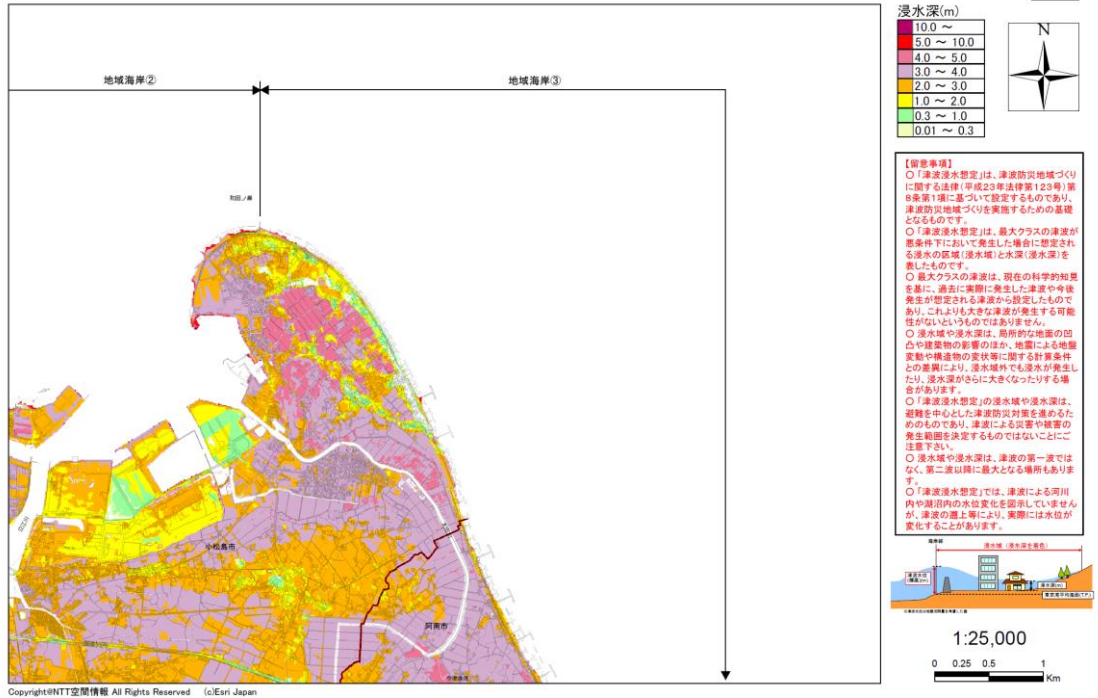


(出典：徳島県防災・危機管理情報安心とくしま)

(2) 津波浸水想定（北東部）

徳島県津波浸水想定

地域海岸②・③

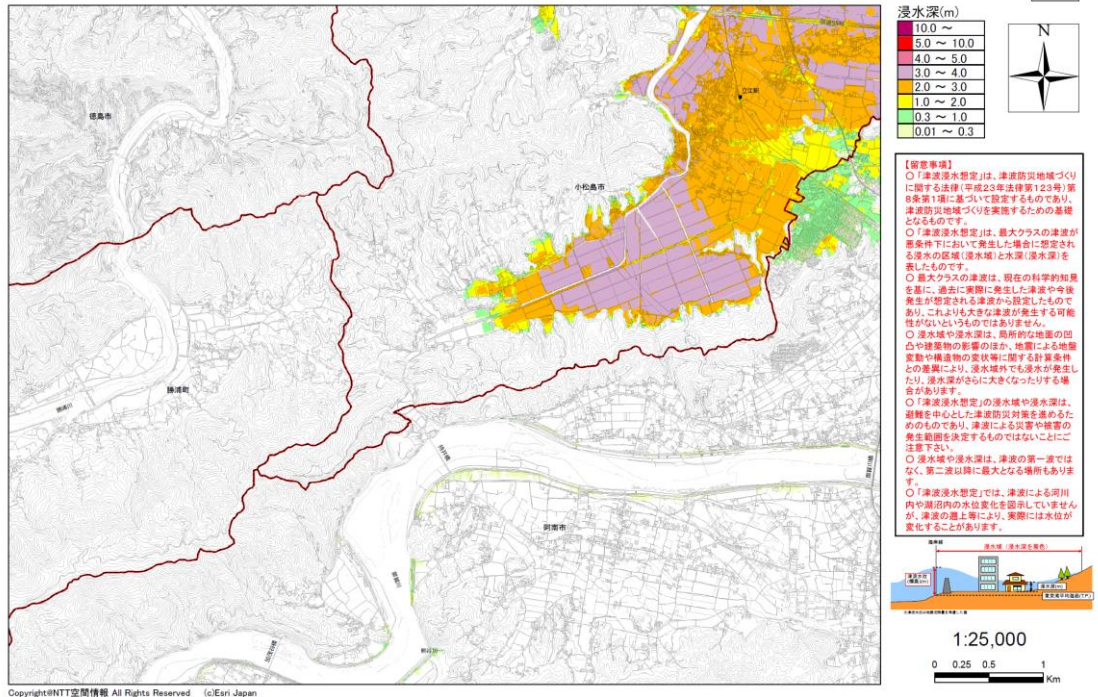


(出典：徳島県防災・危機管理情報安心とくしま)

(3) 津波浸水想定（南西部）

徳島県津波浸水想定

地域海岸②



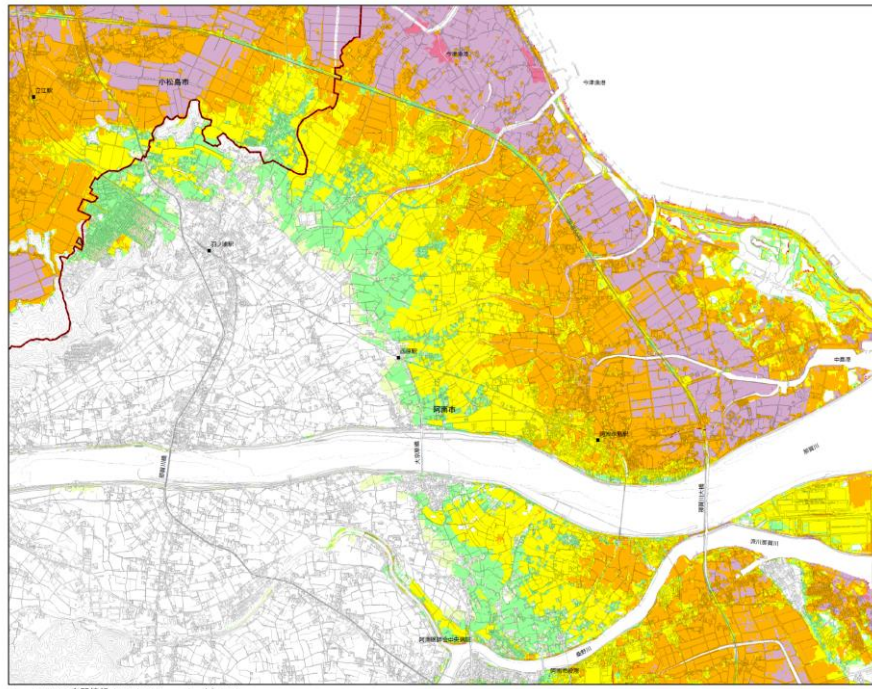
(出典：徳島県防災・危機管理情報安心とくしま)

(4) 津波浸水想定(南東部)

徳島県津波浸水想定

地域海岸③

7-2

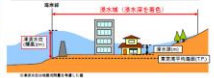


浸水深(m)

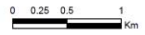
10.0 ~
5.0 ~ 10.0
4.0 ~ 5.0
3.0 ~ 4.0
2.0 ~ 3.0
1.0 ~ 2.0
0.3 ~ 1.0
0.01 ~ 0.3



【留意事項】
○「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第8条第1項に基づいて設定するものであり、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
○「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域(浸水域)と水深(浸水深)を表したものです。
○最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないものではありません。
○浸水域や浸水深は、局所的な地形の凹凸や建築物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に際する計算条件との差異により、浸水域でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
○「津波浸水想定」の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではありません。
○浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場合もあります。
○「津波浸水想定」では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を想定していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。



1:25,000



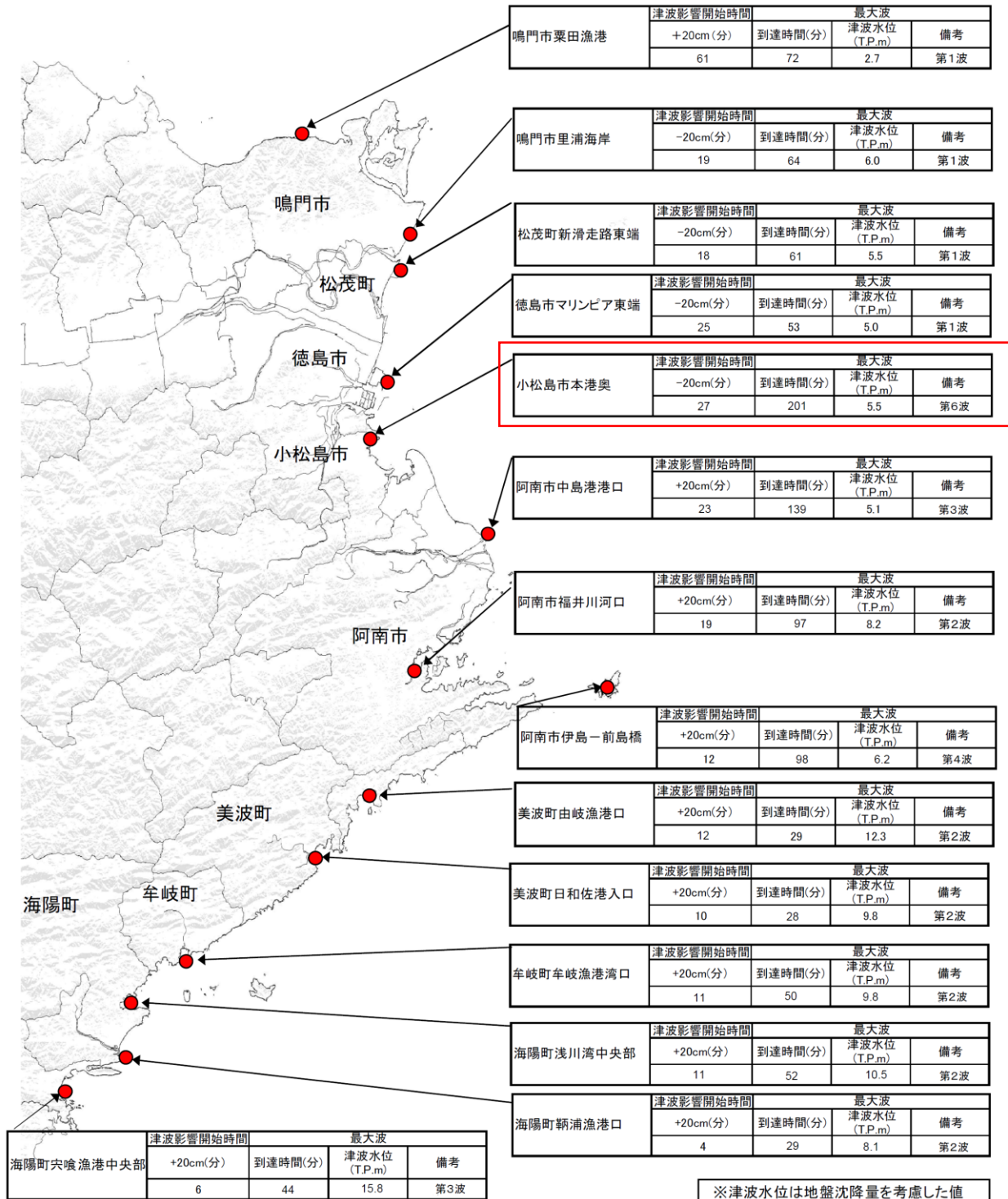
(出典：徳島県防災・危機管理情報安心とくしま)

(5) 津波影響開始時間及び最大波到達時間

津波影響開始時間は、本港奥で27分。最大波到達時間は201分で5.5mが予想されている。

参考事項

津波影響開始時間及び最大波到達時間



(出典：徳島県防災・危機管理情報安心とくしま)

2. 被害想定

徳島県の南海トラフ巨大地震の被害想定結果（第一次報告・第二次報告）を以下に示す。

地震発生時の想定ケースは、以下の3区分で設定されている。

- ◇ 冬深夜…就寝中で、家屋倒壊による被災者の危険性が高く、また津波からの避難も遅れる。
- ◇ 夏12時…就業時で、自宅外で被災するおそれがあるが、老朽化した木造住宅での被災者は、冬深夜よりも少なくなる。
- ◇ 冬18時…住宅・飲食店等での火気使用時間帯が多くなるケース。

(1) 人的被害・ライフライン被害等

建物全壊・焼失棟数（棟）

揺れ	液状化	急傾斜地	津波	火災			合計		
				冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時
6,400	30	若干	5,600	170	270	370	12,200	12,300	12,400

建物半壊棟数（棟）

揺れ	液状化	急傾斜地	津波	火災	合計
1,400	310	10	1,000	-	2,700

死者数一覧（人）

揺れ（うち家具転倒）			急傾斜			津波（うち自力脱出困難者）			火災		
冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時
410 (40)	240 (20)	290 (20)	若干	若干	若干	4,500 (1,400)	3,100 (950)	3,200 (1,000)	20	20	40
ブロック塀・自動販売機転倒等			合計								
冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時						
0	若干	若干	5,000	3,400	3,600						

負傷者数一覧（人）

揺れ（うち家具転倒）			急傾斜			津波			火災		
冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時
1,300 (570)	910 (340)	950 (370)	若干	若干	若干	若干	若干	若干	90	90	140
ブロック塀・自動販売機転倒等			合計								
冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時						
0	40	90	1,400	1,000	1,200						

重傷者一覧（人）

揺れ（うち家具転倒）			急傾斜			津波			火災		
冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時
600 (120)	370 (70)	410 (80)	若干	若干	若干	若干	若干	若干	30	30	40
ブロック塀・自動販売機転倒等			合計								
冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時						
0	10	30	620	410	480						

ライフライン被害（上水道）

給水人口 （人）	復旧対象 給水人口 （人）	直後		1日後		1週間後		1ヶ月後		津波全壊 人口 （人）
		断水率 （%）	断水人口 （人）	断水率 （%）	断水人口 （人）	断水率 （%）	断水人口 （人）	断水率 （%）	断水人口 （人）	
39,900	25,500	98	39,000	87	34,800	74	29,700	43	17,200	14,400

ライフライン被害（電力）

代表震度	電灯軒数	復旧対象 電灯軒数	直後		1日後		津波全壊 相当 電灯軒数
			停電率 （%）	停電軒数	停電率 （%）	停電軒数	
6.64	20,600	13,200	100	20,600	91	18,600	7,400

ライフライン被害（固定電話）

回線数	復旧対象 回線数	直後		1日後		津波 全壊相当 回線数
		不通率 （%）	不通 回線数	不通率 （%）	不通 回線数	
11,900	7,600	100	11,900	94	11,200	4,300

[地震・津波災害対策編]

第1章 総則 第2節 被害想定

避難者数：冬18時（人）

人口	警報解除後当日			1週間後			1ヶ月後		
	避難所生活者数	避難所外生活者数	合計	避難所生活者数	避難所外生活者数	合計	避難所生活者数	避難所外生活者数	合計
40,614	18,800	9,400	28,200	19,800	9,700	29,500	8,700	20,300	29,100

・帰宅困難者は1,000名～2,300名とされる。

要配慮者：冬18時（人）

避難所生活者数（1週間後）	避難所生活者（1週間後）のうちの要配慮者数（人）							
	65歳以上の高齢単身者	5歳未満の乳幼児	身体障がい者	知的障がい者	要介護認定者（要支援者除く）	難病患者	妊産婦	外国人
19,800	800	790	960	190	710	140	140	80

医療機能（人）

重傷者数（※注1）	死者の1割（※注2）	要転院患者数	合計
480	360	270	1,100

・※注1「重傷者一覧」参照（冬18時）、※注2「死者数一覧」参照（冬18時）

災害廃棄物

重量換算（万t）			体積換算（万m ³ ）		
災害廃棄物	津波堆積物	計	災害廃棄物	津波堆積物	計
114	79～168	193～282	188	72～115	260～303

エレベーター閉じ込め

エレベーター数	閉じ込め可能性のある台数			
	安全装置作動	揺れによる停電	停電	合計
80	若干	若干	20	20

住機能

小松島市全戸数	必要応急仮設住宅戸数
15,200	6,200

孤立集落

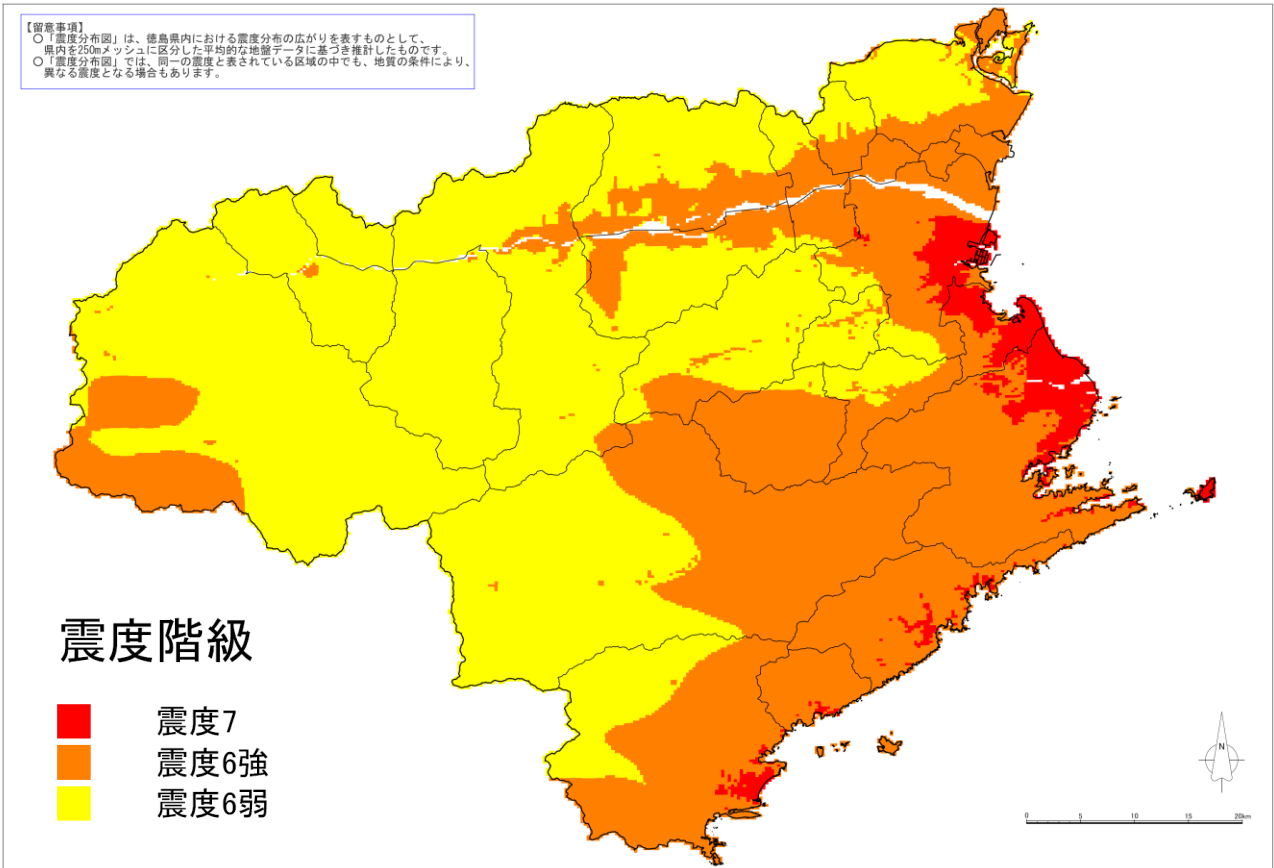
孤立の可能性のある集落数	孤立集落数		
	農村	漁村	計
0	0	0	0

※各数値は、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある。

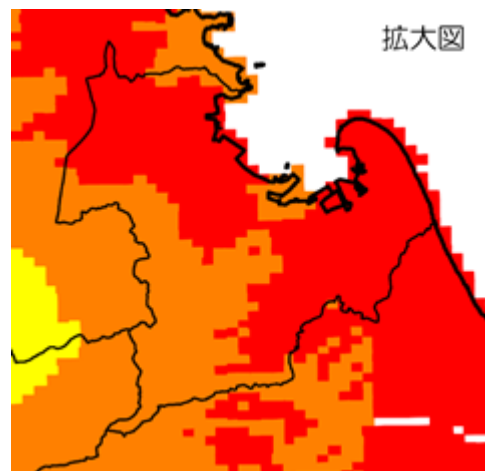
(2) 震度分布

本市の最大震度は7、その他の地域も震度6強が想定されている。

南海トラフ巨大地震による震度分布図【徳島県想定】



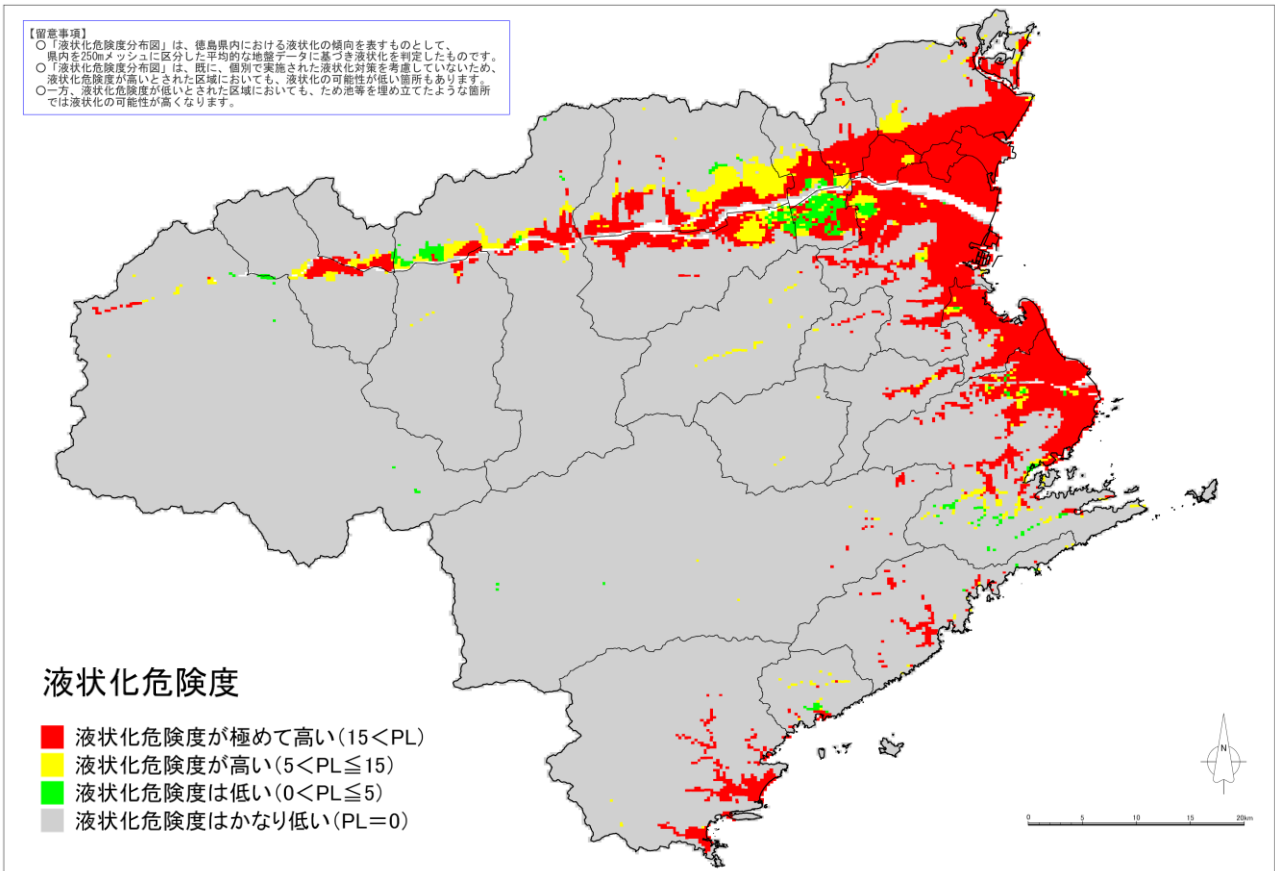
(出典：徳島県防災・危機管理情報安心とくしま)



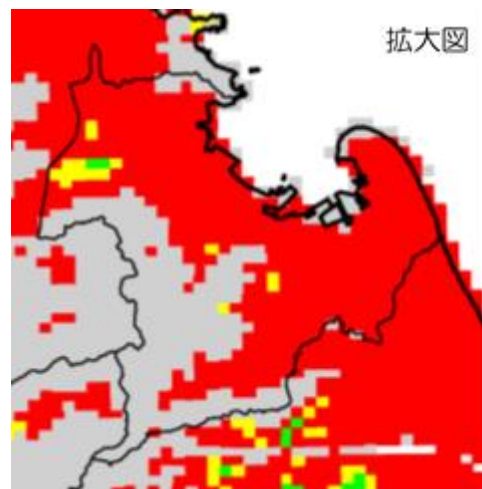
(3) 液状化危険度

本市の平野部は、大部分において液状化危険度が極めて高い想定となっている。

南海トラフ巨大地震による液状化危険度分布図【徳島県想定】



(出典：徳島県防災・危機管理情報安心とくしま)



第2 遠地津波の想定等

チリ沖地震のように南北アメリカ大陸沿岸等の環太平洋地域で発生した地震による遠地津波についても警戒が必要である。遠地津波は、日本沿岸から600km以上離れた場所を震源とする地震により生じた津波である。また、海溝型巨大地震に伴って発生するものであるが、地球上の海溝の大部分が太平洋にあり、環太平洋地震帯を作っているため、日本には太平洋各地から遠地津波が襲来する。

過去の遠地津波で日本沿岸で大津波を記録したのは、チリ海溝及び千島・カムチャッカ海溝で起きた地震に伴う津波である。遠地津波が襲来するまでの時間は、チリ沖地震の場合で24時間後、インドネシア・パプアニューギニアの場合で6～7時間後、千島・カムチャッカ半島の場合で3時間後に第1波が到達する。遠地津波の特徴としては、遠地で起きる地震で発生するため、地震の揺れを感じることもなくとも津波に襲われる。また、遠地津波の周期は波源域が大きいことから40～60分と近地津波の10～20分間に比べて長く、津波の継続時間も長い。そのため、チリ沖地震では津波が1日続き、インドネシアの地震では6～8時間継続したことがある。さらに、到達途中での反射等により、最大波が第1波のかなり後に襲来することがあり、第3波、第4波が最大波となることがある。

遠地津波に対しては、地震を感じることなく不意に襲来することや継続時間が長いことから、早期に津波関連情報を取得し、避難態勢や防災体制を確立することや、津波警報が解除されるまで避難態勢を維持することが重要である。

第3 中央構造線・活断層地震による被害想定

徳島県には、讃岐山脈南縁部に「中央構造線断層帯」が縦断しており、讃岐山脈南縁東部または讃岐山脈南縁西部を震源とする直下型地震の発生確率は30年以内で、それぞれ1%以下またはほぼ0~0.4%で、国の「主な活断層における相対的評価」は「Aランク（やや高い）」に区分されている。

県は平成29年3月に「徳島県中央構造線・活断層地震による震度分布図及び液状化危険度分布図」並びに「徳島県に影響を及ぼす中央構造線活断層帯（讃岐山脈南縁）以外の8活断層震度分布図」、同年7月には「徳島県中央構造線・活断層地震被害想定」を公表した。

1. 被害想定

徳島県の徳島県中央構造線・活断層地震被害想定結果を以下に示す。

地震発生時の想定ケースは、以下の3区分で設定されている。

- ◇ 冬深夜…就寝中で、家屋倒壊による被災者の危険性が高く、また津波からの避難も遅れる。
- ◇ 夏12時…就業時で、自宅外で被災するおそれがあるが、老朽化した木造住宅での被災者は、冬深夜よりも少なくなる。
- ◇ 冬18時…住宅・飲食店等での火気使用時間帯が多くなるケース。

(1) 人的被害・ライフライン被害等

建物全壊・焼失棟数（棟）

全建物数	揺れ	液状化	急傾斜地	火 災			合 計		
				冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時
15,511	1,200	30	若干	若干	若干	1,100	1,200	1,200	2,400

建物半壊棟数（棟）

全建物数	揺れ	液状化	急傾斜地	火災	合計
15,511	3,000	840	10	-	3,900

死者数一覧（人）

建物倒壊（うち家具転倒）			急傾斜			火災		
冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時
80 (若干)	50 (若干)	60 (若干)	若干	若干	若干	若干	若干	40
ブロック塀・自動販売機転倒等			合計					
冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時			
若干	若干	若干	80	50	100			

負傷者数一覧（人）

建物倒壊（うち家具転倒）			急傾斜			火災		
冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時
700 (110)	430 (70)	480 (70)	若干	若干	若干	若干	若干	50
ブロック塀・自動販売機転倒等			合計					
冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時			
若干	20	40	700	440	560			

重傷者一覧（人）

揺れ（うち家具転倒）			急傾斜			火災		
冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時
110 (20)	60 (10)	70 (20)	若干	若干	若干	若干	若干	10
ブロック塀・自動販売機転倒等			合計					
冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時			
若干	若干	10	110	70	100			

ライフライン被害（上水道）

給水人口 (人)	復旧対象 給水人口 (人)	直後		1日後		1週間後		1ヶ月後	
		断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)
39,900	36,900	82	30,300	52	19,100	33	12,200	4	1,600

ライフライン被害（電力）

電灯軒数	復旧対象 電灯軒数	直後		1日後	
		停電率 (%)	停電軒数	停電率 (%)	停電軒数
20,600	19,100	100	19,100	57	10,800

ライフライン被害（通信）

回線数	復旧対象 回線数	直後		1日後	
		不通率 (%)	不通 回線数	不通率 (%)	不通 回線数
11,900	11,000	100	11,000	57	6,300

避難者数：冬18時（人）

人口	警報解除後当日			1週間後			1ヶ月後		
	避難所 生活者数	避難所外 生活者数	合計	避難所 生活者数	避難所外 生活者数	合計	避難所 生活者数	避難所外 生活者数	合計
40,614	4,300	2,900	7,200	5,000	5,000	9,900	2,500	5,900	8,500

・帰宅困難者は1,000名～2,300名とされる。

要配慮者：冬18時（人）

避難所 生活者数 (1週間後)	避難所生活者（1週間後）のうちの要配慮者数（人）							
	65歳以上の 高齢単身者	5歳未満の 乳幼児	身体 障がい者	知的 障がい者	要介護認定者 (要支援者除く)	難病患者	妊産婦	外国人
5,000	200	200	240	50	170	40	30	20

入院需要（冬18時）（人）

重傷者数	死者の 一割	要転院 患者数	合計
90	10	200	300

災害廃棄物

重量換算（万t）		
冬深夜	夏12時	冬18時
30	30	50

エレベーター閉じ込め

エレベーター数	閉じ込め可能性のある台数			
	安全装置作動	揺れによる停電	停電	合計
80	若干	若干	20	20

住機能

小松島市 全戸数	必要応急 仮設住宅戸数
15,200	1,100

孤立集落

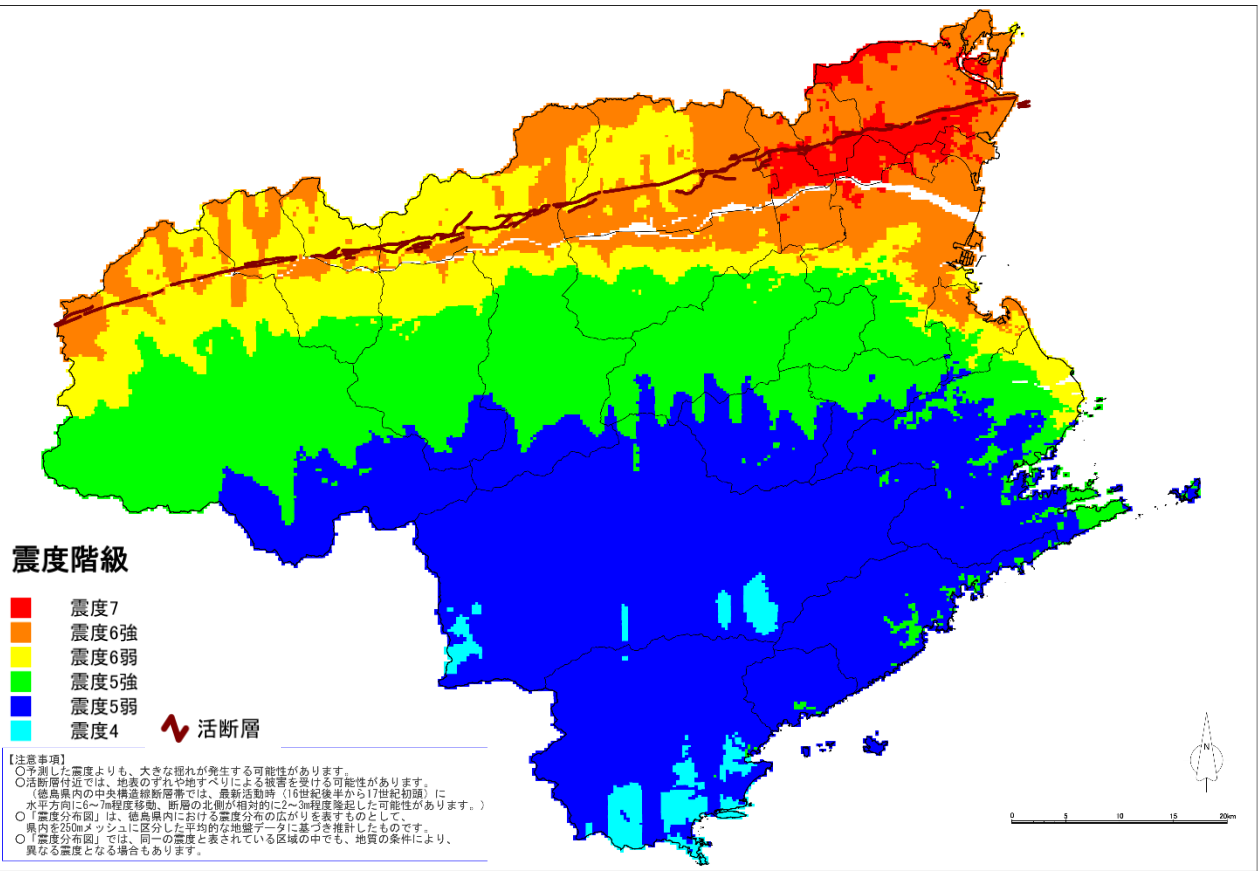
孤立の可能性が ある 集落数	孤立集落数		
	農村	漁村	計
0	0	0	0

※各数値は、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある。

(2) 震度分布

本市の最大震度は7、その他の地域も震度6強が想定されている。

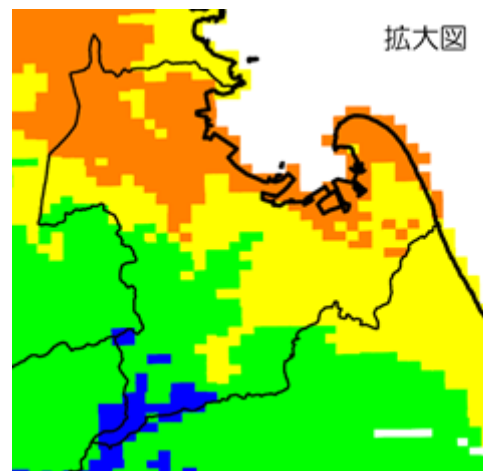
中央構造線・活断層地震による震度分布図【徳島県想定】



徳島県危機管理課としまわら作戦課 平成29年3月作成
この地図は、国土交通省の国土数値情報(行政区画データ)を使用して作成しました。

1:300000

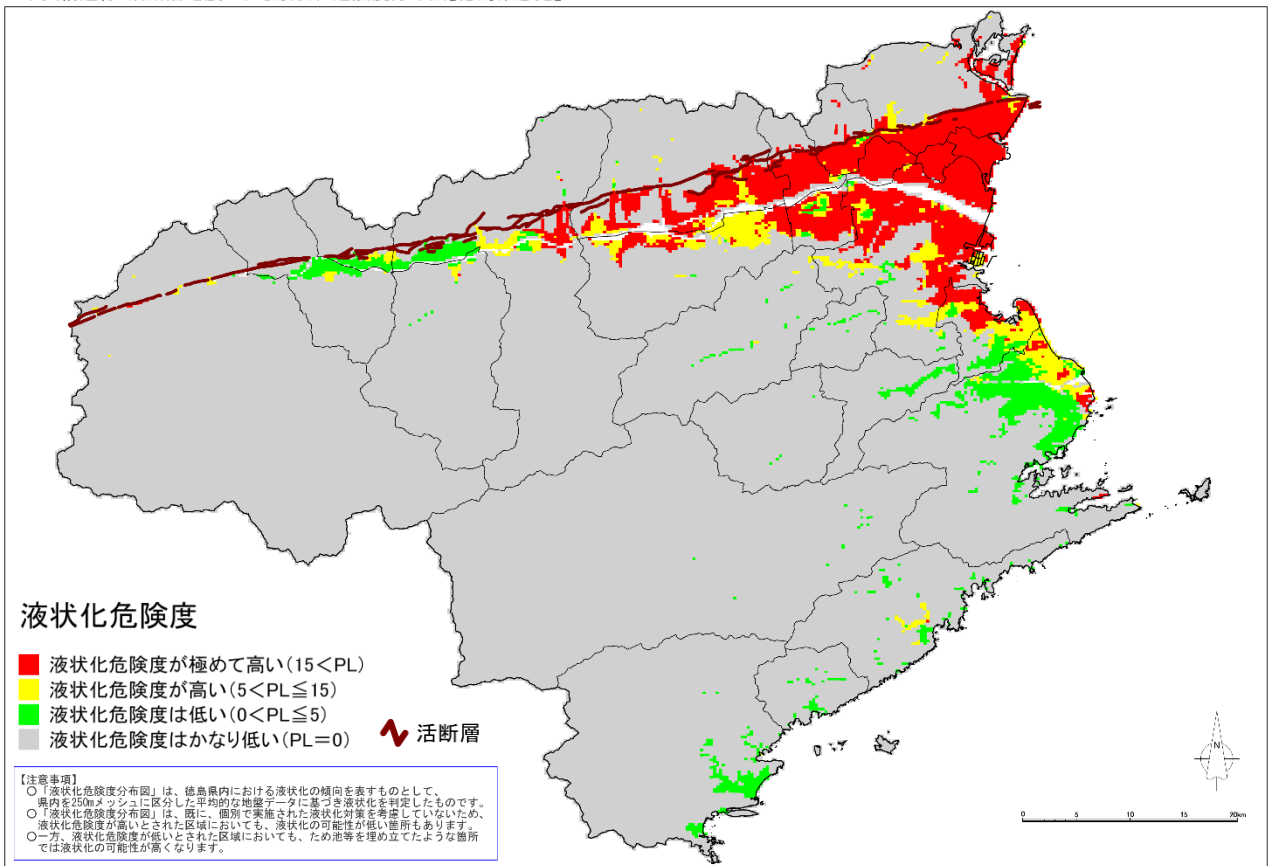
(出典：徳島県防災・危機管理情報安心とくしま)



(3) 液状化危険度

本市の平野部は、大部分において液状化危険度が極めて高い想定となっている。

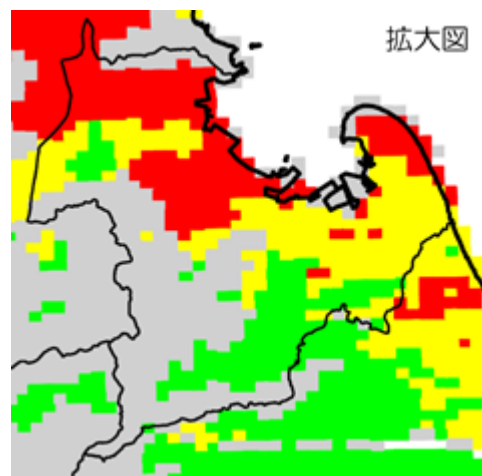
中央構造線・活断層地震による液状化危険度分布図【徳島県想定】



徳島県危機管理課とくしまゼロ作戦課 平成29年3月作成
この地図は、国土交通省の国土数値情報(行政区域一斉)を使用して作成しました。

1:300000

(出典：徳島県防災・危機管理情報安心とくしま)



第4 用語の説明

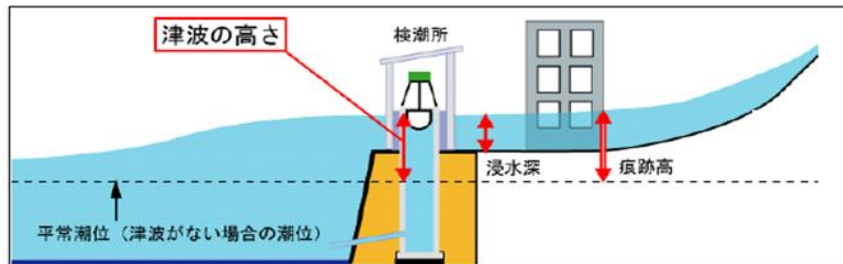
被害想定に関する用語は、以下のとおりとなる。

(1) 浸水域

海岸線から陸域に津波が遡上することが想定される区域をいう。

(2) 浸水深

陸上の各地点で水面が最も高い位置にきたときの地面から水面までの高さをいう。



「津波の高さ」の定義（気象庁）※津波の高さは、海岸線での値で津波予報区における平均的な値となる。



「津波水位」の定義（徳島県）

(3) 津波水位

津波襲来時の代表地点ごとの海面の高さ（標高で表示し、東京湾平均海面の高さ T.P.算出）をいい、代表地点は、背後の陸上部に人家等が存在し、防災対策上必要となる沖合約30m地点となる。

(4) 津波影響開始時間

津波により、初期水位から±20cm（海辺にいる人々の生命に影響があるおそれの水位変化）の変化が生じるまでの時間をいう。

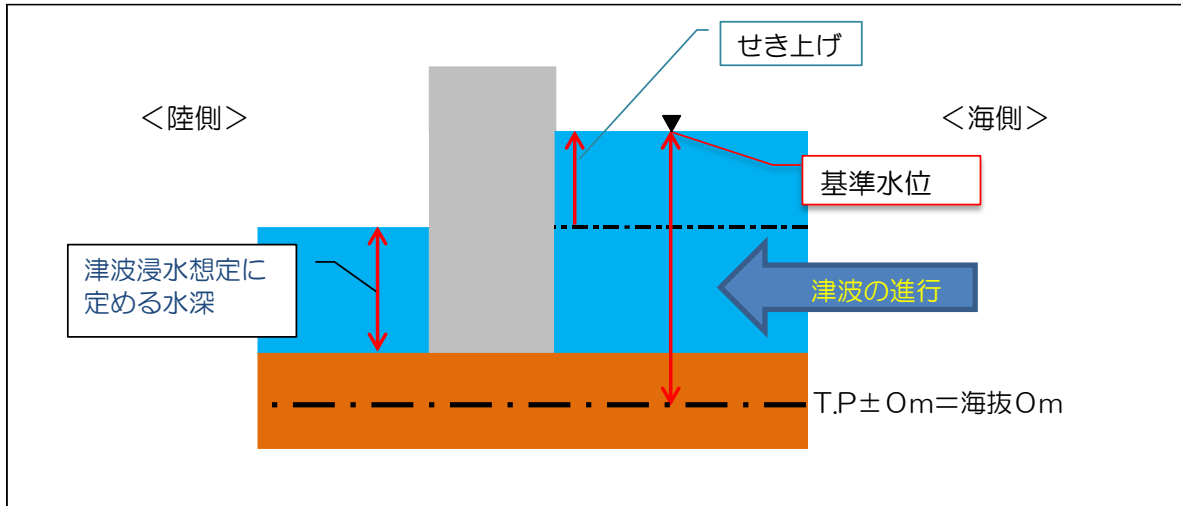
(5) 最大波到達時間

代表地点で津波の最高到達高さが生じるまでの時間をいう。

(6) 基準水位（※注）

津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等に衝突する津波の水位の上昇（せき上げ）を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位。

※注 津波防災地域づくりに係る技術検討報告書より



第3節 各種調査における被害想定の小松島市地域防災計画での取扱い

第1 各種調査

1. 中央構造線活断層調査

平成9年度から平成11年度にかけて本県を東西に縦断する中央構造線活断層系について調査を行ったもので、讃岐山脈の南縁を東西方向に通り東側から鳴門断層、鳴門南断層、板野断層、神田断層、父尾断層、三野断層に区分され、活動履歴は、鳴門市から池田町までの主要な断層は16世紀後半から17世紀初頭頃に活動し、大規模な地震（M8前後）が発生した可能性が高いと考えられ、活動履歴から考えられる地震の再来間隔は1、100～1、700年程度と考えられる。

評価としては、最新の活動期から経過年は、400～450年であり、県内の中央構造線活断層系全体が活動するような地震は当面差し迫っていないと判断される。

ただし、400～450年の経過年でもM7程度の地震を発生させるエネルギーは蓄積されていると考えられ、短い区間の断層が単独で活動する可能性がある。

2. 小松島市地震防災アセスメント調査

平成9年3月にとりまとめた調査で、想定地震は3ケース設定し、安政南海地震と同程度の規模の南海トラフを震源とする海溝型地震：マグニチュード8.4（ケース1）、中央構造線系活断層の東側半分程度と鮎喰川断層系の2つが連動して発震し西から徳島市・鳴門市側に向かって破壊が進行する内陸型地震：マグニチュード7.7、7.5（ケース2）、中央構造線系活断層の西側半分程度の活動で西から東側に向かって破壊が進行する内陸型地震マグニチュード7.7（ケース3）。想定時間は冬の夕食時。

3. 中央防災会議の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が公表した「南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等及び被害想定について」

平成24年3月の第一次報告に続き、同年8月に第二次報告として公表された。震度分布については、強振動生成域を4ケース設定し、津波高等については、すべり域が1か所の場合として、11ケースを設定し、それぞれについて推計されている。

※被害想定では、冬期、深夜のケースが最も高いとされている。

4. 南海トラフ地震による徳島県津波浸水想定

平成24年8月に国が公表した「南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等及び被害想定」を基に、県管理河川や最新の地形データ等を加え、県が最終的な「津波浸水想定」を作成し、平成24年10月に公表した。

5. 徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第一次）

内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が平成24年8月に公表した南海トラフ地震を基に、県が改良した地盤構造モデルを用いて震度分布の推計を実施し、平成25年7月に公表した。

6. 徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第二次）

徳島県津波浸水想定（平成24年10月31日）及び「徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第一次）（平成25年7月31日）」で算出した「震度分布」、「液状化危険度」等を基に、「ライフライン」「交通施設」「生活支障」等の被害を算出し、平成25年11月に公表した。

第2 地域防災計画での取扱い

大規模な地震が発生した場合を想定し、その被害を予測し、これから進める防災対策の基礎資料とするため、本市及び徳島県において各種の被害想定調査を実施しているが、その被害想定には、差異が生じている。

これは、科学的見地の推移、採用したモデルの差、モデルに利用した設定条件等によりその差異が生じており、そこから算定された被害の状況（倒壊数、死者等）に着目した議論を進展させるのではなく、地震や津波等により発生するであろう被害状況、地域別の災害特徴等を視点に防災対策をどのように構築するかを課題提供と捉え、今後本市の防災対策の検討及び市民の防災意識の向上に活用し、もって総合的な防災能力の向上を図る資料とする。

第2章 災害予防

第1節 建築物等の耐震化

第1 趣旨

平成28年に発生した熊本地震における建築物の被害状況をみると、昭和56年に改正された建築基準法の新耐震基準を満たさない建築物の被害が極めて顕著であった。震度7の地震が連続して発生したことにより、建築年代の古い建築物は1回目の揺れで、また比較的新しい木造住宅でも2回目の揺れに耐えきれず倒壊する被害が確認された。

以上のことから、現行法に基づく建築物の耐震性の確保は重要であり、新設の建築物については耐震を考慮した設計を積極的に取り入れるとともに、既存の建築物についても耐震診断・耐震改修及び天井材等の非構造部材の脱落防止対策を促進する必要がある。

また、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に定められた特定建築物（多数の者が利用する一定規模以上の建築物で、現行の建築基準法の耐震規定に適合しないもの）の所有者に対し、耐震改修についての指導、助言等を行い、さらに一般建築物の所有者に対しても、その必要性について普及・啓発を図るものとする。

とりわけ、多数の者が利用する施設、地震発生時の避難、救護、応急対策活動の拠点となる防災上重要な建築物については、耐震性の確保についてより一層強化を図る。

第2 耐震改修促進計画の改定

本市は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律第123号）第6条の規定に基づき「小松島市耐震改修促進計画」を作成しているが、5年程度を目途に現状を把握し、計画を改定する。

第3 建築物等の耐震化推進

1. 防災上重要な建築物の耐震対策

本市は、大規模な地震による災害時に、応急対策活動の拠点となる施設を「防災上重要建築物」として、耐震診断、耐震補強工事に努め、耐震性の確保を図る。

防災上重要な建築物

建築物の用途分類	該当する施設
災害対策本部ならびに避難収容拠点	本庁舎
災害対策本部代替拠点施設ならびに救護所	小松島市水道部庁舎
災害対策本部代替拠点施設ならびに避難収容拠点及び救護	小松島中学校
応急活動地点	消防署
避難収容拠点	市内各小・中学校及び高等学校、 その他指定避難所施設
(ならびに救護所)	保健センター

2. 特定既存耐震不適格建築物の耐震対策

本市は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に規定された特定既存耐震不適格建築物（学校、病院、百貨店、ホテル、旅館、共同住宅、事務所等の多数の者が利用する一定規模以上の建築物で、現行の建築基準法の耐震規定に適合しない建築物）の所有者に対して、耐震診断・耐震改修に関する普及・啓発を図るとともに、その実施状況の把握に努め、必要な指導、助言等を行うものとする。

3. 一般建築物等の耐震対策

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に規定された特定既存耐震不適格建築物以外の一般建築物の所有者等についても、耐震診断・耐震改修の必要性について広く啓発を図る。特に昭和56年以前の旧耐震基準の古い木造住宅の耐震性の向上については重要な課題であるが、平成12年以前の耐震基準の木造住宅においても、県及び関係団体と連携し、耐震診断・耐震改修を支援するものとする。

4. 文化財の耐震対策

文化財は歴史上また学術上価値の高いものであるとともに、広く市民の貴重な共有財産であることから、これを適正に保存し後世に継承して市民の文化向上に資する必要がある。このため、本市は文化財所有者等に対して防災知識の普及・啓発及び耐震性確保のための指導・助言を行うものとする。

5. 建築物等の落下物対策の推進

本市は、地震発生時に建設物の窓ガラス・外装タイル、煙突・広告塔・高架水槽・鉄塔等の工作物の落下及びブロック塀の倒壊等による危険を防止するため、次の対策を実施する。

(1) 一般建築物の落下防止対策

- ◇ 道路に面する3階以上の建築物を対象に実態調査を行い、特に、通学路及び避難場所周辺は重点的に点検を実施する
- ◇ 調査の結果、落下のおそれのある建築物及び工作物については、その所有者または管理者に対し改修を指導する
- ◇ 建築物及び工作物の所有者または管理者に対し、窓ガラス、看板灯の落下防止対策の重要性について啓発を行う

(2) 実習

- ◇ 道路沿いのブロック塀の所有者または管理者に対しては、建築基準法に適合したものとすよう指導する。
- ◇ 避難経路及び避難場所周辺のブロック塀については定期的に点検を行う。
- ◇ 住民に対しブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について広報紙等を活用して意識啓発を行うとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等の知識の普及を図る。

6. 家具等の転倒防止対策

住宅等の建築物内に設置されている食器棚や書棚等の地震時における転倒、移動による被害を防止するため、適正な防止方法等について広報紙やパンフレットなどにより、市民への普及・啓発を図るものとする。

7. 応急危険度判定体制等の整備

被災建築物の危険度を判定する応急危険度判定士及び被災宅地の危険度を判定する危険度判定士の養成を計画的に進め、緊急時に対応できる体制を整備するものとする。

また、耐震診断・耐震改修に関する講習会の開催や広報活動について、公益社団法人徳島県建築士会、一般社団法人徳島県建築士事務所協会等の関係団体と密接な連携を図るものとする。

8. 市民に対する耐震対策の普及・啓発

本市は、前記各項目について市民の認識を深めるため、耐震化支援のパンフレット等の配布や広報・ホームページによるPRなどを行うとともに、自主防災組織等と連携して耐震化に関する講座等を開催して、耐震化を住民ぐるみで進めるよう努めるものとする。

第4 本市が管理または運営する施設に対する対策

1. 不特定多数かつ多数の者が出入りする施設

本市が管理する庁舎、社会教育施設、社会体育施設、児童福祉施設、社会福祉施設、学校等は、次の措置を講じておくものとする。

(1) 各施設に共通する事項

- ◇ 施設の耐震化
- ◇ 津波警報等の入場者等への伝達
- ◇ 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- ◇ 施設の防災点検及び整備、備品等の転倒、落下防止措置
- ◇ 出火防止措置
- ◇ 消防用設備の点検、整備
- ◇ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピューターなど情報を入力するための機器の整備

※利用形態等を考慮して施設によっては、水、食料等の備蓄についても必要な措置を講じておく。

(2) 個別事項

① 幼稚園及び学校

- ◇ 当該幼稚園、学校が市の定める津波避難対象地区にあるときは、避難の安全に関する措置
- ◇ 当該幼稚園、学校等に保護が必要とする園児及び生徒がいる場合、これらの者に対する保護の措置

② 児童福祉施設

- ◇ 乳幼児等移動することが不可能または困難な者の安全の確保のための必要な措置
(なお、施設ごとの具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。)

2. 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

災害対策本部またはその支部がおかれる庁舎等の管理者は、本節第2の「2. 特定既存耐震不適格建築物の耐震対策」に掲げる措置をとるほか、次の措置をとるものとする。

- ◇ 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用発電の確保
- ◇ 無線通信機等通信手段の確保
- ◇ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車輛等の確保

3. 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物または施設については、原則として工事を中断するものとする。

第2節 都市防災機能の強化

第1 趣旨

都市機能の集積と都市活動の複雑化の進展に伴い、都市災害はその被害を大規模化させていく傾向にある。

このような状況から災害を防除し、災害による被害を最小限に食い止めるため、本市は防災空間の確保、建築物の不燃化の促進、市街地の再開発等を図ることにより都市の防災化対策を推進するものとする。

第2 防災空間の確保

都市における大規模な地震災害、同時多発火災及び津波が発生した場合の被害を最小限にとどめるため、避難地、避難路や自衛隊等の活動拠点として有効な役割を果たす都市公園、緑地の整備等を推進する。

1. 緑の基本計画

自然と人間の共生する緑豊かな都市を形成し、市民が豊かさを実感できる生活環境を形成していくためには、官民が一体となって、都市における緑地の保全・創造を図ることが必要である。

そのため本市は、緑地の保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に実施するための基本計画を策定している。

2. 都市公園の整備

本市の東部沿岸域の多くは地盤が軟弱であり、また近年市街地においても不燃化が進んだとはいえ依然として木造家屋を中心として構成されており、大地震及び火災に対して極めて脆弱な都市構造であるため、環境保全、スポーツ、レクリエーション機能とともに都市防災機能を持つ都市公園の整備を促進する必要がある。

そのため、「日峯大神子広域公園（脇谷地区）」を都市公園として再整備中であり、災害時の救助・救急及び物資の輸送拠点、また広域応援部隊の活動拠点として利用できるよう、ヘリコプターが離発着可能となる施設整備に取り組んでいる。

第3 建築物の不燃化促進

公営住宅・改良住宅等の公的住宅については、特に山間部に立地するもの等、防災上特に支障がないと考えられるもののほかは、不燃化を促進し、住宅団地そのものの防災面での強化を図るとともに、周辺地域の防災拠点としても利用できるよう、オープンスペース等の適切な配置を考慮した団地作りを推進する。

地震発生時における都市機能の麻痺、特に道路の寸断その他の障害によって、消防隊の遅延または到達不能の場合も予測されるため、危険物施設の集中する区域においては、自衛消防力の強化と消火剤の共同備蓄について防災関係組織を通じ促進する。

第4 市街地開発事業による都市整備

1. 土地区画整理事業の推進

公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るため、土地の区画形質の変更及び公共施設の新設または変更に関する事業であり、数多い都市計画事業の中で「都市計画の母」と呼ばれ、市街地の面的整備の主役を果たしている。

したがって、土地区画整理事業を推進することにより道路、公園、緑地を確保し、防災機能の充実を図るものとする。

2. 市街地再開発事業の推進

市街地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るとともに、一層の防災機能の充実を図るための有効な方法として、市街地再開発事業の推進を図るものとする。

第3節 土砂災害予防対策

第1 趣旨

地震及び津波による被害を最小限に止めるためには、その土地の地盤、地形を十分に理解し、その土地に適した土地利用を行うとともに、災害発生の高危険度の高い場所については、災害防除のための対策を実施して、住民の生命、財産の保全に努める必要がある。

第2 土砂災害危険度調査

1. 地盤情報の収集・蓄積

本市は、行政区域内の地形、地質、土質、地下水位等に関する各調査を実施し、情報を収集・蓄積するとともに、地盤災害の危険度の把握に努めるものとする。

2. 地盤情報の公開

本市は、収集・蓄積した地盤情報を広く公開し、公共工事、民間工事における地震災害対策に必要な工法の判定等に活用させるものとする。

3. 宅地防災対策

本市は、都市計画法の開発許可制度及び建築基準法に基づき、崖崩れ、擁壁の倒壊等の地盤災害を未然に防止するため、宅地造成工事については、規制適切な審査と指導を行う。

詳細は、本節 第5「宅地防災対策」に示す。

第3 崩壊危険地の災害防止

1. 地すべり予防対策

(1) 概要

地すべりとは、斜面の一部あるいは斜面全体が、地下水等に起因してすべる現象またはこれにともなって移動する現象をいい、活動状況は継続性や再発性をともなっている。

(2) 予防対策

市にあっては、警戒避難体制を確立するとともに、必要な事項を記載した印刷物の配布による周知、自主防災組織の育成、危険箇所のパトロール等を実施するものとし、必要に応じて県は市を支援する。

また、以下のような前兆現象を発見した場合には、重点的に地すべり防止区域等のパトロールを実施し、警戒避難体制を強化することにより、人的、物的被害の防止に努めるものとする。

地すべりの前兆

- 1 斜面に段差が出たり、き裂が生じる。
 - 2 凹地ができたり、湿地が生じる。
 - 3 斜面から水が湧き出したり、湧水が濁ったり、湧き方が急に変化する。
 - 4 石積がはらんだり、擁壁にひびが入る。
 - 5 舗装道路やたたき（三和土）などにひびが入る。
 - 6 地鳴りがする。
 - 7 樹木、電柱、墓石などが傾く。
 - 8 浮石、落石が発生する。
 - 9 戸やふすまなどの建具がゆるみ、開けたてが悪くなる。
- 集中豪雨、長雨、地震時に発生しやすいが、常に注意しておく必要がある。

2. 急傾斜崩壊予防対策

(1) 概要

傾斜度が30°以上ある土地（通常でのがけ）が、集中豪雨や台風あるいは地震等で地山がゆるみ、斜面が崩れ落ちる現象をいう。

(2) 予防対策

がけ崩れは、台風、集中豪雨及び地震が直接的な原因となるが、地震後は地山の緩みにより、これまでより少ない雨量で発生することがある。

本市は、崖崩れによる災害を防止するため、崖崩れのおそれのある箇所を把握し、人家5戸以上（5戸未満であっても学校、病院、旅館等のある場合を含む。）、がけの高さ5m以上、勾配30度以上の危険な「急傾斜地崩壊危険箇所」が急傾斜地崩壊危険区域として指定されるよう県に対して積極的に働きかけるものとする。

なお、県は危険度の高い急傾斜地崩壊危険区域から対策工事を実施しているが、全区域において同時に施行することは困難であることから、以下のような崖は危険度が非常に高いものとして常に注意し、警戒避難体制をとる必要がある。

危険度の高い崖

- 1 クラックのあるがけ
- 2 表土の厚いがけ
- 3 オーバーハングしているがけ
- 4 浮石、落石の多いがけ
- 5 割目の多い基岩からなるがけ
- 6 湧水のあるがけ
- 7 表流水の集中するがけ
- 8 傾斜角が30°以上、高さ5m以上のがけ
集中豪雨、台風、地震時には特に注意する必要がある。

県の急傾斜地崩壊危険区域警戒雨量基準

	前日までの連続雨量が 100mm以上であった場合	前日までの連続雨量が 40～100mmであった場合	前日までの降雨がない場合
第一警戒態勢	当日の雨量が50mmを越えたとき	当日の雨量が80mmを越えたとき	当日の雨量が100mmを越えたとき
第二警戒態勢	当日の日雨量が50mmを越え、 時雨量30mm程度の強雨が 降り始めたとき	当日の日雨量が80mmを越え、 時雨量30mm程度の強雨が 降り始めたとき	当日の日雨量が100mmを越え、 時雨量30mm程度の強雨が 降り始めたとき

※ただし、降雪、融雪時ならびに地震、地滑り等発生時は、別途考慮する。

指定された急傾斜地崩壊危険区域には標識等を設置して付近の住民への周知徹底を図るとともに、定期的な防災パトロールを実施し、簡単な予防措置（水路の掃除、不安定土塊の除去、風で地盤を揺すぶる大木の切除等。）を講じるものとする。

また、警戒避難体制を確立するとともに、必要な事項を記載した印刷物の配布による周知、自主防災組織の育成、危険箇所のパトロール等を実施するものとし、必要に応じて県は市町村を支援する。

3. 土石流予防対策

(1) 概要

土石流とは、山腹や川底の土石あるいは土砂が長雨や集中豪雨によって、いっきに谷や斜面を流下する現象をいい、一般に河床勾配が 15° 以上の渓流で発生し、速度は異常に速いことが特徴である。

(参考) 土石流発生の前兆現象

経緯	2～3時間前	1～2時間前	発生直前
現象	流水が異常に濁る	渓流内で土石が動く音がする 流木が観察される	土臭い匂いがする 地鳴りがする 流水が急激に濁る 渓流水位が激減する

(2) 予防対策

最近における災害の特徴として、一見安定していると思える地域において、集中豪雨、地震後の降雨等により、土石流が発生し、人家集落が悲惨な災害を受けた事例が頻発している。

これら事例に鑑み、本市は、土石流予防地域に簡易雨量計を設置し、観測するとともに、迅速で的確な警報の伝達、避難等の措置が行われるよう警戒避難体制を確立するとともに、必要な事項を記載した印刷物の配布による周知、自主防災組織の育成、土石流危険渓流のパトロール等を実施するものとし、土石流による被害を未然に防止するものとする。

なお、土石流対策の雨量基準（警戒雨量、避難雨量）の設定については、県の十分な指導を受けるものとする。また、県の警戒雨量等については次のとおりである。

土石流対策雨量基準

	警戒雨量	危険雨量
連続雨量	200mm以上	300mm以上
日雨量	150mm以上	200mm以上
6時間雨量	120mm以上	180mm以上
4時間雨量	100mm以上	150mm以上
2時間雨量	70mm以上	100mm以上
1時間雨量	50mm以上	60mm以上

4. 山地に起因する災害危険地区の予防対策

近年、山地に起因する災害が頻発しており、こうした災害は台風や集中豪雨に伴って発生することが多いが、地震により発生することもある。地震により発生する山津波、崖崩れ、落石等は短時間に猛威を振るうため、人的被害が顕著となり、特に降雨と地震が重なった場合にこうした災害の発生確率は高まる。

これらの災害を防止するため、本市は、住民に山地災害危険地区の情報の周知を図り、危険地区に関係する集落の実態を調査し、危険度に応じた警戒避難体制を確立するとともに、県や、山地防災ヘルパーと連携して、定期的なパトロールを実施する。特に、人的被害の軽減を最優先に考え、危険地区内にある要配慮者利用施設や関連する避難路について重点的に実施する。

本市は、山地災害を未然に防災するため、県の治山事業による防災対策の推進を働きかけ、実施を支援するものとし、また、必要に応じて県の補助を受けて山地災害防止対策を実施する。

5. 土砂災害警戒区域等における予防対策

(1) 概要

土砂災害から住民の生命及び身体を守るため、急傾斜地の崩壊、土石流または地すべりが発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、警戒避難体制の整備を図るとともに、一定の開発行為を制限することなど土砂災害のソフト対策を推進する。

(2) 警戒避難体制の整備

本市は、土砂災害警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予警報の発令及び伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について、別に定めるものとする。

- ◇ 土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。
- ◇ 土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令範囲として事前に設定し、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険性の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、あらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。
- ◇ 要配慮者利用施設の所有者または管理者は、土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設がある場合は、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。
- ◇ 要配慮者利用施設の所有者または管理者は、国土交通省令に定めるところにより、当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、避難の確保のための訓練を行わなければならない。
- ◇ 本市は、高齢者等避難開始の発令により、高齢者や障がい者等避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進することなどに留意する。
- ◇ 本市は、土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

6. 防災知識の普及

本市は、崩壊危険地の災害防止に対する知識の普及として、県や関連機関と連携し、以下の事項に取り組む。

- ◇ 「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得るものとする。
- ◇ 地域の防災力を高めていくため、気候変動の影響を踏まえつつ、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。
- ◇ 各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、気象アドバイザー等の水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。
- ◇ 防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。
- ◇ 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。
- ◇ ハザードマップ等の配布または回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

第4 液状化対策

1. 概要

地震に伴う埋立地等の液状化による被害を防止するため、必要な措置について定める。

2. 液状化対策の実施

本市は、埋立地や旧河道等の液状化のおそれのある箇所を始めとして、浅部の地盤データの収集とデータベース化の充実等を図るとともに、液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努める。

また、施設の耐震性能を調査し、その結果に基づいて、液状化の発生を抑制する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を軽減させる対策等を適切に実施する。

大規模開発に当たっては十分な連絡・調整を図るものとする。

さらに、本市は、住宅・宅地の液状化対策として、液状化対策に有効な基礎構造等についてのマニュアル等による普及を始め、市民への適切な情報提供等を図る。

第5 宅地防災対策

1. 工作物の耐震性能

擁壁、法面等で地震により崩壊する恐れのある工作物等について、建築基準法等の関係法令に定める技術基準に適合するよう県と連携し、指導を徹底する。

特に、災害時の避難経路となりうる箇所には、十分に配慮する必要がある。

2. 監督処分

許可に係る行為で是正等を要する場合には、監督権、命令権に基づき速やかに処置する。

(1) 都市計画法の監督処分

- ◇ 許可の取消し、変更、効力の停止
- ◇ 許可条件の変更、附加
- ◇ 工事停止命令
- ◇ その他、違反是正措置命令

(2) 建築基準法の監督処分

- ◇ 工事停止命令
- ◇ その他、違反是正措置命令

3. 防災パトロール

定期パトロールを強化して、違反宅地造成や危険宅地の発見に努め、是正措置の指導を行うことにより、宅地防災対策を行う。

4. 被災宅地危険度判定体制の整備

本市は、県との相互支援体制により、被災宅地危険度判定士を活用して、宅地の被害状況調査及び危険度の判定を迅速かつ的確に行い、二次災害を軽減、防止する。

第6 農業用ため池対策

本市は、県及び関係機関と連携し、地震等の災害による農業用ため池の被害を防止するため、施設の適正な管理及び保全に関する施策に努める。

1. 対策の必要性

ため池は、農業用施設として、水利組合等の地元受益者が運営・管理しているが、平成7年の阪神・淡路大震災（マグニチュード M=7.3）では、ため池集中箇所での大地震であったため、多くのため池が被災した。

また、平成23年の東日本大震災（マグニチュード M=9.0）でも多くのため池が被災し、下流域の集落被災事例も見受けられた。

本編で想定する地震規模の場合、同様の被災状況も考えられ、調査・点検・整備を以下のとおり推進する。

2. 災害予防目標

貯水した状態で堤体の亀裂、余水吐の破損、樋管の折損等の被害があった場合、数日後の決壊等の二次災害が予想される。これは、破損等の早期発見と応急対策によって避けられるものであり、この二次災害を防止することを目標とする。

3. ハザードマップ等の作成及び耐震化・統廃合の推進

本市は、地震や大雨による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、ハザードマップを作成している。今後は、住民への周知、緊急連絡体制等を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、耐震化や統廃合等を推進するものとする。

4. 緊急点検ため池の選定

緊急点検を行う対象ため池は、防災重点ため池の他、堤高15m以上の農業用の貯水施設のうち、貯水施設の構造に関する近代的な技術基準に基づき設置された施設であって、土地改良法に定める管理規程もしくは独立行政法人水資源機構法に定める施設管理規程が定められているもの（一級河川、二級河川または準用河川において設けられたものを除き、下流に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるものに限る。）とする。

震度4の地震が発生した場合は、堤高15m以上の対象ため池の点検を行い、震度5以上の場合は全ての対象ため池を点検する。

5. 緊急点検体制

地震発生後の緊急点検は管理者が行い、本市は緊急点検の結果をため池防災支援システムにより速やかに報告するものとするが、これにより難しい場合は、県を通じて地方農政局等にメール、ファクシミリ等により速やかに報告するものとする。

異常が発見された場合は、人命優先・二次災害防止を優先し応急対策を実施するとともに、本市や関係機関と連携して被害の拡大を防止する。

水利組合等の農業用ため池管理者で対応できない規模の災害が発生した場合に、これらの管理者の要請により、本市及び県が支援を行い、緊急点検が実施できるよう体制づくりに努める。

第4節 津波災害予防対策

第1 趣旨

津波によって、浸水が予測される地域について事前に把握し、避難指示の具体的な対策をあらかじめ検討しておくとともに、住民等に対し周知を図るものとする。

第2 津波災害対策の基本的な考え方

県が発表した南海トラフ巨大地震での津波予測結果では、本県東部臨海地帯の広いエリアが津波浸水区域となり、これにともなう甚大な被害結果も報告されている。

本市では、全25町に津波の浸水被害区域が広がり、県、国及び防災関係機関とともに、河川管理施設、海岸保全施設等の津波浸水予防施設の整備推進を図り、堤防・護岸に設置されている門扉・陸閘等の適切な操作や、周辺の地盤沈下防止等に努める。

なお、津波災害対策の検討にあたっては、以下の2種のレベルによる津波を想定する。

<レベル2>

最大クラスの津波に対しては、人命を守ることを最優先として、住民避難を軸に、住民の防災意識の向上、海岸保全施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラなどの活用、土地のかさ上げ、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保などの避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築規制などを組み合わせるとともに、地域の状況に応じた総合的な対策を講じるものとする。

<レベル1>

比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、内陸への津波の浸水を防ぐことにより、人命保護に加え、住民財産の保護、避難時間の確保、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点を図るため、海岸保全施設や河川堤防等の整備を進めるものとする。

第3 津波対策施設の整備

1. 防災情報システムの整備

本市は、沿岸部住民に対して迅速に津波情報を伝達するため、防災行政無線の整備等を進めるほか、「沿岸気象海象情報システム」を利用した情報掲示板の整備を検討するものとする。

2. 津波防波堤の整備

本市は、湾口部に津波防波堤を設けることにより、津波による被害を最小限に抑えられるよう、国・県に対して整備の要望を行う。

3. 津波避難施設の整備等

本市は、津波避難施設（避難タワー、大規模盛土、徳島南部自動車道、避難場所等）の整備、既存施設の改修等を検討するものとする。

第4 津波・浸水予防施設の整備

1. 海岸堤防施設

津波による被害を防止または軽減するため、防波堤・防潮堤や水門などの必要な施設について、耐震性・耐津波性への照査を実施し、管理者である本市及び県は、必要な施設の補強・嵩上等整備を推進するとともに、事態に即応した適切な措置が講じられるようあらかじめその体制を整えておくものとする。

水門・樋門等の施設については、津波の来襲に備え、その施設の利用状況等を考慮した上で可能な施設においては、通常の降雨量が流下できる高さまで常時降下させておくものとする。

陸閘については、常時閉鎖が可能な箇所においては、利用者や地域住民等に対し、利用後の閉鎖が定着するよう啓発に努めるとともに徹底を図るものとする。

また、門扉が非常時に確実に作動するよう定期的な点検及び訓練等を実施するとともに、必要に応じて施設の統合や自動化、遠隔操作化も検討し、万全の態勢に努める。

2. 河川管理施設

津波による被害を防止または軽減するため、管理者である本市及び県は、堤防や水門などの必要な施設の補強等整備を促進するとともに、事態に即応した適切な措置が講じられるようあらかじめその体制を整えておくものとする。

水門・樋門等の施設については、津波の来襲に備え、通常の降雨量が流下できる高さまで常時降下させておくものとする。

陸閘については、常時閉鎖が可能な箇所においては、利用者や地域住民等に対し、利用後の閉鎖が定着するよう啓発に努めるとともに徹底を図るものとする。

また、門扉が非常時に確実に作動するよう定期的な点検及び訓練等を実施するとともに、必要に応じて施設の統合や自動化、遠隔操作化も検討し、万全の態勢に努める。

地震により崩壊の恐れがある工作物についても、その設置者が必要な措置を講じるよう指導するものとする。

第5 津波・浸水時の被害予防対策

1. 啓発

津波については、個人の避難行動が特に重要であることから、本市、県及び防災機関は、津波の危険や津波警報等や避難指示等の意味合い、避難方法等を市民及び船舶等に対して広く啓発するものとする。

津波警戒の呼びかけは、「強い揺れを感じた時、または弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、揺れを感じなくても津波警報が発表されたときは、住民等は海浜から離れ安全な場所に避難すること、船舶は港外に避難すること」を基本として、「津波に対する心得」により周知徹底を図るものとする。

津波に対する心得

① 一般向け

- ◇ 強い地震（震度4程度以上）を感じたときまたは弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- ◇ 地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- ◇ 正しい情報をテレビ・ラジオ、広報車等を通じて入手する。
- ◇ 津波注意報でも海水浴や磯釣りは危険なので、行わない。
- ◇ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで気をゆるめない。

② 船舶向け

- ◇ 強い地震（震度4程度以上）を感じたときまたは弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに港外退避する。
- ◇ 地震を感じなくても、津波警報、注意報が発表されたら、すぐ港外退避する。
- ◇ 正しい情報をテレビ・ラジオ・無線等を通じて入手する。
- ◇ 港外退避できない小型船は、高い所に引き上げて固縛するなど最前の措置をとる。
- ◇ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで気をゆるめない。

※注 港外:水深の深い、広い海域

※注 港外退避、小型船の引き上げ等は、時間的余裕がある場合のみ行う。

また、防災ハザードマップを必要に応じて見直しするとともに、避難場所・避難路等を示す統一的な記号等を利用したわかりやすい案内板や津波浸水標識等の設置により、緊急時の注意を呼びかけ、沿岸地域住民及び海岸利用者に対して、津波の対応の啓発に努める。

特に外来者の多い場所では、駅・宿泊施設・行楽地等にも浸水や避難に関する表示の設置等を行い、周知を図るよう努めるものとする。

海岸利用者の海岸からの避難路として、さらに防火用水としての海水利用をしやすいするため、海岸への昇降路の設置等の整備に努めるものとする。

なお、避難場所・避難路については、浸水域や浸水深を想定し、地形・標高等の地域特性を十分に配慮した整備に努めるものとする。特に周囲に高台等がない地域では、堅固な高層建物の中・高層階や人工構造物を避難場所に利用するいわゆる津波避難ビル等の整備・指定を推進し、より効果的な配置となるよう努める。

さらにヘリポート、防災拠点及び情報基盤の整備等により地域の孤立防止対策等、津波に強い地域づくりに努めるものとする。

船舶は、徳島小松島港台風・津波等対策委員会が定めた徳島小松島港台風・津波等災害防止措置実施要領に基づく措置を講じる。その他の港に在泊する船舶であっても、同様の措置を講じる。

2. 防災訓練

本市は、津波に備えて平常時から地域防災計画等に基づき、地域住民等と連携した防災訓練に努めるとともに高齢者、障がい者などの避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、地域住民や自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より避難誘導體制の整備に努める。

さらに、消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。

- ◇ 正確な津波警報等の情報収集及び伝達
- ◇ 津波からの避難誘導
- ◇ 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
- ◇ 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立
- ◇ 緊急消防援助隊等応援部隊の進出・活動拠点の確保

3. 避難確保計画の作成

主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設等について、本計画に名称及び所在地が定められた場合、その所有者または管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画の作成・公表、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について市長に報告しなければならない。

なお、本市の避難促進施設は資料編参照とする。

第6 津波に強いまちづくり

本市は、関係機関と連携して、津波防災地域づくりを総合的に進めるため、津波防災地域づくりに基づく「推進計画」を作成し、津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項とともに、本編 第4章に示した。

本市は、津波浸水想定や津波災害警戒区域の指定を踏まえ、地域住民が確実に避難できる体制を確立するため、徒歩による避難を原則として、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所、避難路などの避難関連施設の計画的整備や民間施設を活用した避難場所等を確保するとともに、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図る。

第5節 水道施設の災害予防

第1 趣旨

地震による揺れや液状化発生による水道施設の被害を抑制し、迅速な復旧を可能にする水道施設の整備について定める。

第2 水道施設の整備

小松島市新水道事業ビジョンに基づき、水道施設の耐震化、二次災害の防止、応急復旧対策に係る施策を進める。

1. 水道施設の耐震化

本市は、地震による水道施設の被害を抑制し、また被害の影響を少なくするため、あらかじめ耐震化計画を策定し、次により水道施設の整備を図るものとする。

- ◇ 石綿セメント管布設箇所や老朽管の更新・補修には、耐震性の高い管路への更新を進め、早期に完了させるよう努める。
- ◇ 耐震化は、重要度の高い次に掲げる水道施設から計画的に進めるよう努める。
 - ・ 配水池、主要な管路等の重要度の高い基幹施設
 - ・ 避難所、救急病院、社会福祉施設、防災拠点施設等防災上重要な施設への配水施設
 - ・ 情報伝達設備、遠隔監視・制御設備、自家発電設備等の水道施設の機能を十分発揮させるために必要不可欠な施設
- ◇ 局地的な被害が生じても施設全体の機能を低減させるため、隣接事業体と管路で連結するなど、管路システムを耐震化することについて検討する。
- ◇ 断水被害区域が広範囲とならないよう、バルブの配置を見直し、適切な配置の整備を進める。

2. 二次災害の防止

本市は、水道施設の被害により、貯留水の流出による被害や有毒物質漏洩による被害等の二次災害が予想される場合には、次のような対策を検討し、必要な予防措置を講ずるものとする。

- ◇ 配水池貯留水の流出による避難路及び住宅密集地への被害を防止するため、流入・流出管緊急遮断弁の設置
- ◇ 法面に隣接した配水池での転倒防止、水の流出防止及び斜面配管における管路の防護
- ◇ 塩素等の有害物質の漏洩による被害を防止するため、薬品貯蔵層の防液堤の設置、貯留槽の定着強化のほか、配管に伸縮可撓を挿入、耐震継手の採用
- ◇ 塩素設備の配管類の強化、ポンベの転倒・滑動防止、塩素除外設備の設置

3. 応急復旧対策

本市は、水道施設の被害によって断水が生じても、早急の復旧を可能とするため、応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、次の対策を講ずるものとする。

- ◇ 日頃から水道施設の管理図面等の整備を図り、分散して保管・管理する。
- ◇ 地震発生後の緊急措置や応急復旧活動に必要な情報の迅速な収集や、近隣市町村等へ応援要請ができるよう、電話、無線等の通信手段を整備、確保しておく。
- ◇ 応急復旧時に必要な資機材、作業力を確保するため、資機材を備蓄し、定期的に点検、整備を行うとともに、近隣市町村との相互応援体制の整備を図り、また、資機材メーカー、施工業者等との協力体制を締結しておく。
- ◇ 復旧作業用水を確保するため、他用水から緊急取水について確認しておくほか、予備水源の確保、配水池の大容量化、受水層の増量等を図る。
- ◇ 住民への節水（被災中の生活で無理のない範囲）意識の啓発
- ◇ 非常電源を確保する。

4. 強靱化対策

南海トラフ地震等の大規模災害が発生した場合においても給水を継続させる、あるいは復旧期間を短縮するため、優先順位をつけた管路の耐震化、水管橋の耐震化・津波浸水対策、飲料用耐震貯水槽の追加整備、応急給水資機材の拡充、非常時対応のためのマニュアル・BCPの策定を推進する。

第6節 危険物施設等の災害予防

第1 趣旨

地震・津波による危険物の災害の発生防止のため、関係機関と連携し、法令等の定めるところによる保安体制の強化を図る。また、保安教育及び訓練の徹底と自衛消防組織の育成及び防火思想の普及を図るものとする。

第2 危険物の災害予防

消防法に基づく危険物の規制に関する政令、規則、告示、運用指針等によるほか、総務省消防庁、徳島県危機管理環境部消防保安課及び県下消防本部と協調し、市内における危険物施設関係者はもとより、危険物安全協会との緊密な災害予防体制を整え、規制業務等の円滑な推進を図る。

1. 立入検査等の実施

各危険物施設について、その位置、構造及び設備並びに管理の状況が関係法令に適合し、火災予防上危険がないかを検査するとともに、不備欠陥事項については再検査を行い、早期改善を図る。

2. 防災教育及び指導

消防法に基づき、県が実施する危険物取扱作業の保安に関する講習会に際し、受講の勧奨等を行うとともに、関係法令の改正及び災害事例の研究を行う。また、各種災害を想定して、人員、資機材等の有効活用による実災害に即した訓練指導を行なう。なお、必要に応じて、関係者に対する説明会・実務研修会を実施する。

危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者及び危険物施設保安員等に対し、保安管理の向上を図るため、消防機関は、講習会、研修会等の保安教育を実施する。また、危険物安全週間に広報、啓発活動を行うことにより、危険物の保安意識の高揚に努める。

3. 自衛消防力の強化

地震発生時における都市機能の麻痺、特に道路の寸断その他の障害によって、消防隊の遅延または到達不能の場合も予測されるため、危険物施設の集中する区域においては、自衛消防力の強化と消火剤の共同備蓄について防災関係組織を通じ促進する。

4. 特殊危険物対策

特殊危険物については、消火が困難なため、周囲に被害が及ばないように安全に燃焼させなければならない。燃焼物が流出・拡大するおそれがある場合は、乾燥砂をもって場所を限定し、消火剤によって消火する。この種の危険物を取扱う事業所に対しては、適応する消火剤及び乾燥砂を備蓄させるものとする。

5. 化学消防力の整備及び消火剤等の備蓄

引火性液体及び化学薬品等による消火活動の充実を図るため、化学消防車及び化学消火剤等の整備、備蓄を図る。

第3 自衛消防隊の編成

地震時には、消防隊の出動が遅延または到達不能となることも予想されるので、各事業所は、企業間の相互応援体制の強化に努めるとともに、各事業所における自衛消防隊の充実、強化に努める。

1. 自衛消防隊の編成

消防法令に基づき編成されている事業所は、迅速な応援活動を行うため、地震時の自衛消防組織の拡充、強化に努める。

上記に該当しない事業所においては、消防法令に準じて編成するものとする。

2. 資機材の整備等

自衛消防隊の防災活動に際して必要と考えられる主な資機材等は、次のとおりである。

(1) 必要な資機材等

- ◇ 小型動力ポンプ
- ◇ 消火剤
- ◇ 大バール
- ◇ 大ハンマ
- ◇ カケヤ
- ◇ のこぎり等
- ◇ 消火器
- ◇ トランシーバー(多チャンネルが望ましい)
- ◇ 発電機一式

(2) 消防水利

各事業所は、40m³以上の水源を確保することが望ましい。

第4 高圧ガス・液化石油ガス・毒物・劇物の災害予防

1. 立入検査等の実施

監督官庁の協力を得て消防法第4条に基づく立入検査を重点的に実施し、危険な管理状態の改善について指導するほか、火気使用設備、電気設備等の位置及び火気使用器具の取扱等管理を徹底するとともに、消防法第9条の3に基づく高圧ガス、液化ガス、毒物、劇物の貯蔵・取扱の届出を確実に実施させるものとする。

2. 建築同意時の指導

建築同意の段階において、防火上の欠陥、消火活動を行う場合に予想される障害を除くよう指導する。また、その他の消防用設備等の適正な設置について指導する。

3. 消防計画の指導

消防法第8条に基づく消防計画の作成について、対象物の実態並びに高圧ガス、液化ガス、毒物・劇物等の量及び危険性を考慮した指導を行う。

4. 自主保安指導

災害時の自主保安管理体制の強化を指導するとともに、実践的な防災訓練の実施を指導する。

第5 放射性物質の災害予防

原子力の利用、開発及び研究における指導及び監督は、防災対策を含めて文部科学省等の国の所管となっており、原子力基本法をはじめとする原子力関係法令により、国及び関係事業者において、公衆に影響が及ぶような災害が発生しないよう対策がとられている。しかし、放射性物質の特殊性を考慮し、万一の場合に備えて、国の指導・助言を得て予防対策を行う。

1. 放射性物質取扱業者等の安全管理

(1) 放射性物質防災体制の整備

放射性物質の取扱業者、運搬業者等は原子力関係法令を遵守し、放射性物質に係る安全管理に最大の努力を払い、災害防止のために必要な措置を取るものとする。また、放射性物質取扱業者等は、その職員に対して防災に関する教育・訓練を積極的に行うとともに、県及び本市との連携体制の確立に努め、放射性物質防災体制の整備に万全を期する。

(2) 放射性物質の漏洩時等における体制の整備

放射性物質取扱業者等は、放射性物質取扱事業所等(事業所外の輸送中を含む)における地震等による放射性物質の漏洩等の緊急時に、円滑かつ迅速な対応、措置が取れるよう、あらかじめ次の事項を含む体制等の整備に努める。

- ◇ 消防機関、警察等への連絡体制
- ◇ 放射性物質の汚染拡大の防止及び除染の体制
- ◇ 放射線防護資機材の整備
- ◇ その他の必要な事項

2. 本市の防災体制の整備

(1) 放射性物質等の事故発性時における消防活動体制の整備

放射性物質等による事故が発生した場合における消防体制及び警防活動について、消防隊の被爆防止等のための、消防活動体制の整備に努める。

(2) 放射性物質取扱事業所等の把握

放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱事業所等の把握に努める。

(3) 放射性物質取扱事業所等に対する指導

放射性物質に係る安全管理の確保を図るため、放射性物質取扱事業所等に対し、次の事項について指導する。

- ◇ 消防設備等の設置、施設・機械類の自主点検整備等、自主保安体制の整備
- ◇ 従業員等に対する防災教育及び訓練の実施
- ◇ 自衛消防組織の強化
- ◇ その他必要な事項

第7節 避難対策の充実

第1 趣旨

地震発生時における津波、土砂災害、火災から住民の生命、身体の安全を確保するためあらかじめ避難場所及び避難路の選定、避難計画の作成等を行い、総合的、計画的な避難対策の推進を図るものとする。なお、本市住民が他市町村に避難する場合や、他市町村在住者が本市に避難する場合等、居住地以外の市町村に避難する被災者に対しては、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図るものとする。

また、個人の避難行動が特に重要であることから、本市及び防災機関は、津波の危険や避難方法等を住民及び船舶等に対して広く啓発するものとする。

第2 津波からの避難対策

国及び徳島県が実施した各種調査の被害想定結果等を踏まえ、津波被害が予想される地区について、あらかじめ津波避難場所及び避難路の選定など適正な避難計画の整備等を行うとともに、津波避難施設（避難タワー、大規模盛土、徳島南部自動車道避難場所等）の整備、既存施設の改修等を検討するものとし、小松島市津波避難計画において、新たな津波避難場所の整備等が必要とされる地域の検討を行い、同計画に検討内容を示した。

また、住民の安全確保に努め、平常時から津波避難に関する留意事項等を関係地域住民に周知しておくとともに、避難訓練を実施して必要に応じて避難計画を見直すものとする。

特に、津波避難計画は、実効性の確保及び住民等の避難意識の啓発等の観点から、住民の参画を得て作成するよう努めるものとする。

また、ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保等のまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努めるものとする。

なお、避難対象地区については、これを避難計画に明示するものとし、この場合避難対象地区別の避難場所、避難路、その他避難に必要な事項についても明示するものとする。

1. 津波警報等の伝達

本市は、津波警報等の内容に応じた避難指示等の具体的な発令基準を定め、さまざまな環境下にある市民に対して津波警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線の他に、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ（ケーブルテレビ含む）、ラジオ（コミュニティ FM 含む）、携帯電話（緊急速報メール含む）等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

また、津波警報、避難指示等の周知が住民の迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、地域の特性を踏まえ、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。その際、高齢者や障がい者等の要配慮者や一時滞在者等に配慮するものとする。

2. 地震情報の種類とその内容

(1) 緊急地震速報

気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。このとき、予想震度が6弱以上のものを特別警報に位置付けている。また、最大震度が3以上またはマグニチュード 3.5 以上等と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。

緊急地震速報や震度情報で用いる区域の名称

都道府県名	緊急地震速報で用いる区域の名称	郡市区町村名
徳島県	徳島県北部	徳島市、鳴門市、 小松島市 、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市、名東郡〔佐那河内村〕、名西郡〔石井町、神山町〕、板野郡〔松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町〕、美馬郡〔つるぎ町〕、三好郡〔東みよし町〕
	徳島県南部	阿南市、勝浦郡〔勝浦町、上勝町〕、那賀郡〔那賀町〕、海部郡〔牟岐町、美波町、海陽町〕

※注 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。

緊急地震速報の種類と発表条件及び内容は、以下のとおりである。

緊急地震速報の種類と発表条件及び内容

種 類	発表条件及び内容
緊急地震速報 (警報)	<p>(発表条件)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地震波が2点以上の地震観測点で観測され、最大震度が5弱以上と予想された場合に発表する。 <hr/> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地震の発生時刻、発生場所(震源)の推定値、地震発生場所の震央地名 強い揺れ(震度5弱以上)が予想される地域及び震度4が予想される地域名
緊急地震速報 (予報)	<p>(発表条件)</p> <ul style="list-style-type: none"> いずれかの地震観測点において、P波又はS波の振幅が100ガル以上となった場合に発表する。地震計で観測された地震波を解析した結果、震源・マグニチュード <ul style="list-style-type: none"> 各地の予測震度が求まり、そのマグニチュードが3.5以上、又は最大予測震度が3以上である場合に発表する。 <hr/> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地震の発生時刻、地震の発生場所(震源)の推定値 地震の規模(マグニチュード)の推定値 予測される最大震度が震度3以下のときは、 <ul style="list-style-type: none"> 一 予測される揺れの大きさの最大(最大予測震度) 予測される最大震度が震度4以上のときは、地域名に加えて <ul style="list-style-type: none"> 一 震度4以上と予測される地域の揺れの大きさ(震度)の予測値(予測震度) 一 その地域への大きな揺れ(主要動)の到達時刻の予測値(主要動到達予測時刻)
<p>※緊急地震速報の特別警報について</p> <p>緊急地震速報(警報)のうち、震度6弱以上が予想される場合を特別警報(地震動特別警報)に位置付ける。ただし、特別警報の対象となる最大震度6弱以上をもたらすような巨大な地震については、震度6弱以上の揺れが予想される地域を予測する技術は、現状では即時性・正確性に改善の余地があること、及び特別警報と通常の警報を一般の皆様に対してごく短時間に区別して伝えることが難しいことなどから、緊急地震速報(警報)においては、特別警報を通常の警報と区別せず発表する。</p>	

(2) 地震情報の種類とその内容

地震情報の種類と発表基準及び内容は、以下のとおりである。

地震情報の種類と発表基準及び内容

種 類	発表基準及び内容
震度速報	<p>(発表基準) 震度3以上</p> <p>(内容) 地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。</p>
震源に関する情報	<p>(発表基準) 震度3以上（津波警報または注意報を出した場合は発表しない）</p> <p>(内容) 「津波の心配がない」または「若干の海面運動があるかも知れないが、被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。</p>
震源・震度に関する情報	<p>(発表基準) 以下のいずれかを満たした場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震度3以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合 <p>(内容) ・地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 ・震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。</p>
各地の震度に関する情報	<p>(発表基準) 震度1以上</p> <p>(内容) ・震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 ・震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 ※ 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてののみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。</p>
遠地地震に関する情報	<p>(発表基準) 国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で、規模の大きな地震を観測した場合 <p>(内容) ・地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 ・日本や国外への津波の影響に関する記述も発表。</p>
その他の情報	<p>(発表基準) 顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など</p> <p>(内容) 顕著な地震の震源要素更新の通報や地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。</p>
推計震度分布図	<p>(発表基準) 震度5弱以上</p> <p>(内容) 観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。</p>

(3) 地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等を周知するために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供している地震活動に関する解説資料は以下のとおりである。

解説資料等の種類と発表基準及び内容

解説資料等の種類	発表基準及び内容
地震解説資料 (速報版)	(発表基準) 以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・(担当地域沿岸で) 大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・(担当地域で) 震度4以上を観測(ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない)
	(内容) 地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、当該都道府県の情報等、及び津波や地震の凶情報を取りまとめた資料。
地震解説資料 (詳細版)	(発表基準) 以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・(担当地域沿岸で) 大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・(担当地域で) 震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生
	(内容) 地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため、地震解説資料(速報版)の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。
徳島県の地震	・定期(毎月初旬)
	(内容) 地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の徳島県内及び周辺地域の地震活動の状況をとりまとめた地震活動の傾向等を示す資料。
大阪管区気象台 週間地震概況	・定期(毎週金曜)
	(内容) 防災に係る活動を支援するために、週ごとの近畿、中国、四国地方の地震活動の状況をとりまとめた資料。

3. 津波警報・注意報の通知と伝達

(1) 津波予報区

我が国の海岸は、66の津波予報区に分けられ、徳島県は全域が『徳島県』の予報区となる。

(2) 大津波警報・津波警報・注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報を津波予報区単位で発表する。

これらの警報または注意報とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、警報または注意報発表の時点で、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報・注意報を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報・注意報を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

津波警報・注意報の種類

種類	発表基準 (予想される津波の高さ)	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ 予想の区分)	巨大地震 の場合 の発表	
大津波 警報*	高いところで 3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ) ----- 10m (5m<予想高さ≤10m) ----- 5m (3m<予想高さ≤5m)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波 警報	高いところで 1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波 注意報	高いところで 0.2m以上、1m以下の場合であり、 津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	表記 しない	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。

※大津波警報は、特別警報に位置づけられている。

(3) 津波情報の発表等

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。その種類と内容は次頁のとおりである。

津波情報の種類

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻※1や予想される津波の高さを発表※2
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表※3
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表※4
<p>※1 この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。</p> <p>※2 発表内容は表「津波警報等の種類と発表される波の高さ等」を参照。</p> <p>※3 津波観測に関する情報の発表内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。 最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表し、津波が到達中であることを伝える。 <p>※4 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> 沖合で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表し、津波が到達中であることを伝える。 	

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	発表内容
大津波警報を発表中	1m超	数値で発表
	1m以下	「観測中」と発表
津波警報を発表中	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報を発表中	(すべての場合)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値※）の発表内容

警報・注意報の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容
大津波警報を発表中	3m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報を発表中	1m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報を発表中	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
<p>※注 沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。</p>		

(4) 津波情報の留意事項等

① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

③ 津波観測に関する情報

津波による潮位変化（第一波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。

場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

④ 沖合の津波観測に関する情報

津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸では更に高くなる。

津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(5) 津波予報

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

津波予報

発表基準	内 容
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配がない旨を発表する
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っている作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表

4. 避難誘導體制

(1) 避難誘導體制の整備

本市は、津波に備えて平常時から地域防災計画に基づき、地域住民等と連携した防災訓練に努めるとともに、高齢者、障がい者等の要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民や消防団等の協力を得ながら、平常時より避難誘導體制の整備に努める。

さらに、消防機関等が津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。

- ◇ 正確な津波情報等の収集及び伝達
- ◇ 津波からの避難誘導
- ◇ 土のう等による応急浸水対策
- ◇ 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導
- ◇ 救助・救急等

(2) 避難誘導

地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生する恐れがあることから、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。

ただし、各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、避難行動要支援者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、本市は、県警察と十分調整を図り、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとする。

本市は、消防団員、水防団員、警察官、市職員など防災対応や避難誘導にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定めるものとする。

5. 避難場所及び避難路の選定等

避難場所の選定にあたっては、避難対象地区の実情に応じた弾力的な措置が必要とされるが、その選定基準は「近くの高い所」を基本とし、津波浸水予測調査結果等による津波到達予想時間、高さ等を十分考慮するものとする。

また、高台への避難に相当な時間を要する平野部等の避難困難地区については、堅牢な高層建物の中・高層階を避難場所として利用する等、避難困難地区の解消を図る。

避難場所及び避難路の選定、指定にあたって次の事項について十分留意するものとする。

(1) 避難場所

- ◇ 安全が確保されていること。
- ◇ 過去の地震による津波の浸水地域、津波浸水予測調査結果等による津波到達予想時間、高さ等を十分考慮すること。
- ◇ 避難できる限界の時間及び距離は、各地域の津波到達時間を目安とし、避難対象者や地域の特性等を考慮し設定すること。
- ◇ 避難困難地区の解消を図るための避難ビル等の指定・設定（所有者、管理者の理解が必要）
- ◇ 避難場所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めること。
- ◇ テレビ・ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図ること。
- ◇ 指定された避難場所またはその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めること。

(2) 避難路

- ◇ 安全が確保されていること。
- ◇ 避難路の指定・設定にあたっては、地図のみならず現地踏査等を十分に行うこと。
- ◇ 幅員は可能な限り広く、かつ迂回路等が確保されていること。
- ◇ 海岸沿いや河川沿いの道路を指定・設定することは、可能な限りさけること。
- ◇ 津波の進行方向と同方向へ避難する道路を指定・設定すること。
- ◇ 国・県道の指定にあたっては、道路管理者と協議を行うこと。

(3) 周知

避難場所・避難路等を示す案内板や津波浸水標識等の設置により、緊急時注意の呼びかけ、沿岸地域住民及び海岸利用者に対して津波時の対応の啓発を図る。

6. 避難訓練の実施

住民意識の高揚及び円滑な避難の確保等を図るため、年1回以上を目途に、情報収集や職員参集、沿岸部事業所及び住民等への周知等を盛り込んだ津波避難訓練を実施するものとする。

また、実施にあたっては、住民、事業所、観光客、釣り客等の外来者、漁業・港湾関係者等の幅広い参加を促すとともに、避難行動要支援者や観光客等の避難誘導等の実践的な訓練となるよう努めるものとする。

7. 避難に関する環境整備

迅速確実な避難が行われるよう、市長は、避難計画の整備を図るとともに、防災行政無線の整備等により、避難命令等を迅速に住民に伝達する手段を確保するとともに、夜間の避難を想定した照明設備、避難誘導標識の設置等、避難環境の整備に努めるものとする。

8. 平常時の広報及び防災教育

津波避難に関する平常時からの広報及び教育すべき事項は、おおむね次のとおりとし、各種広報媒体の利用、防災訓練の実施、パンフレット等の配布及び津波浸水標識の設置等により住民への周知徹底を図るものとする。

(1) 避難場所、経路及び方法

(2) 津波に関する基礎知識

- ◇ 我が国の沿岸ではどこでも津波が来襲する可能性があり、津波警報等が発表されたとき、強い揺れを感じたとき、または弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難する。
- ◇ 避難に当たっては徒歩によることを原則とする。
- ◇ 自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促す。
- ◇ 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもある。
- ◇ 第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性がある。
- ◇ 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せ、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性がある。

(3) 日頃の準備、避難の心得

- ◇ 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- ◇ 避難場所、避難路の確認
- ◇ 警報・注意報発表時や避難指示等発令時にとるべき行動、避難場所での行動
- ◇ いざというときの対処方法の検討
- ◇ 防災訓練への積極的参加

9. 住民等の予防措置

(1) 地域住民等

関係地域住民は、避難場所、避難経路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認しておくとともに、いつでも速やかに避難できるよう万全の準備をしておくものとする。

(2) 事業者

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく南海トラフ地震防災対策計画（以下「対策計画」という。）の作成義務者は、同法その他関係法令に基づき、実効性のある対策計画を策定し、津波からの避難計画等について万全の体制を確保しておくものとする。

また、本市、県及び関係機関・団体は協力して、一定の津波浸水が想定される地域にある事業者で、法令上、対策計画を定める義務のない事業者に対しても、施設の利用者や職員及び地域の安全確保対策等の観点から、対策計画に準じた防災対策計画の普及に努めるものとする。

企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

第3 火災からの避難対策

1. 避難場所の確保

(1) 広域避難場所の選定

本市は、地震等による延焼火災の危険性が高い地域について、住民等を安全に避難させるため必要に応じ次の基準により広域避難場所を指定しておくものとする。

ただし、広域避難場所としての適格性の判断は各地区の状況等を勘案し、総合的に判断するものとする。

- ◇ 火災の延焼によって生じる輻射熱等から避難者を安全に保護することのできる十分な広さを有する公園、グラウンドその他の公共空地であること。
- ◇ 津波避難が対象の場合においては、十分な標高を考慮した場所の確保に努めること。
- ◇ 避難者1人当たりの必要面積はおおむね2㎡以上とし、要避難地区の全ての住民を収容できるよう配置すること。
- ◇ 木造密集地から300m以上離れていること。
- ◇ がけ崩れ、津波、浸水等の危険のないところで、付近に多量の危険物等が備蓄されていないところであること。
- ◇ 避難者が安全に到着できる避難路と連結されていること。
- ◇ 地区分けをする場合においては行政区分を原則とするが、主要道路、河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避けること。

(2) 広域避難場所の整備

本市は、円滑な避難誘導及び避難場所での迅速な救援・救護活動を実施するため、広域避難場所の環境整備に努めるものとする。その主な内容は次のとおりとする。

- ◇ 広域避難場所及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置し、平常時から関係地域住民への周知を図る。
- ◇ 広域避難場所内で円滑な給水活動ができるよう、ポンプ・浄水器等の整備及び水源確保を図る。
- ◇ 医療救護、給食、情報連絡等の応急活動に必要な設備等の整備を図る。
- ◇ 救援のためのヘリコプター離着陸場として利用できるよう整備する。

2. 避難路の選定

本市は、住民が安全に広域避難場所等へ避難するための避難路をおおむね次の基準により選定し、確保するものとする。なお、国・県道を選定する場合は、道路管理者と協議を行う。

- ◇ おおむね10m以上の幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと。
- ◇ 避難路は相互に交差しないものとし、原則として一方通行で避難できること。
- ◇ 浸水等の危険のない道路であること。

3. 避難に関する広報

本市は、住民が的確な避難行動をとることができるよう、平常時からあらゆる機会をとらえ避難に関する広報活動を行うとともに、避難場所の標示板を設置し、住民に対して周知徹底を図るものとする。

(1) 広域避難場所等の広報

広域避難場所について、地域住民に対し、次の事項の周知徹底に努めるものとする。

- ◇ 名称
- ◇ 所在位置
- ◇ 経路
- ◇ その他必要な事項

(2) 避難のための知識の普及

次の事項について、住民への普及徹底に努めるものとする。

- ◇ 平常時における避難への備え
- ◇ 避難時における知識
- ◇ 避難収容後の心得

4. 避難計画

本市及び防災上重要な施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるようあらかじめ避難計画を作成しておくものとする。

(1) 市の避難計画

本市の避難計画は、次の事項に留意して作成するものとする。

- ◇ 高齢者等避難または避難指示を行う基準及び伝達方法
- ◇ 避難場所の名称、所在地等
- ◇ 避難場所への経路及び誘導方法
- ◇ 避難場所内での被災者に対する救援・救護措置
 - ◆ 給水
 - ◆ 給食
 - ◆ 負傷者に対する応急救護
 - ◆ 生活必需品の支給
 - ◆ その他必要な措置
- ◇ 避難場所における秩序維持
- ◇ 災害広報

(2) 防災上重要な施設の管理者の留意事項

学校、病院、工場その他の防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、関係行政機関との連携を深め訓練等を実施することにより避難の万全を期すものとする。

- ◇ 学校においては、児童や生徒を集団的に避難させる場合に備えて、それぞれの地域特性等を考慮した避難の場所、経路、誘導方法、指示伝達方法等を定める。
- ◇ 病院においては、患者を他の医療機関または安全な場所へ集団的に避難させる場合に備えて収容施設の把握、移送の方法、保健・衛生及び入院患者に対する実施方法等について定める。

第8節 火災予防対策

第1 趣旨

地震・津波時の二次的災害として火災があり、東日本大震災においても、地震・津波後に大きな火災の発生がみられた。このため、出火防止、初期消火の徹底、火災の拡大防止等の火災予防の指導及び消防力の整備を図る必要がある。

第2 出火予防対策

地震時の火災は、同時に多数の地点で発生するおそれがあり、消防力が分散することにより、その機能を十分に発揮できないことが予測される。このため、住民、事業所等による出火の防止、延焼に至らないための初期消火が重要であり、この点を重視して地震時に出火させないための予防対策を行う。

また、出火防止はもとより出火した場合、初期消火の対応状況が被害の増減に大きく影響することから、初期消火に必要な消火資器材、消防用設備等の設置並びにこれら器具等の取扱い方法についても指導の徹底を図る。

1. 一般家庭に対する防火意識の向上

地震発生時には、交通の阻害、消火栓の使用不能等により消防機関の活動が大幅に制限される。このため、各家庭における出火防止、初期消火の重要性及び消火器具等の設置について、次により啓発活動を行い防火意識の向上を図る。

また、寝たきりや一人暮らしの高齢者、障がい者等の居る世帯については家庭を訪問し、住宅防火診断等を実施するなど、出火防止及び避難管理について詳細な指導を行う。

- ◇ 広報紙による啓発
- ◇ 防火講習会、防災指導等における啓発
- ◇ 火災予防運動週間等における啓発
- ◇ パンフレット等による啓発

2. 消火訓練の実施

地震時には消防機関等の活動が制約されることから、地震火災による被害の防止または軽減を図るため、住民の防災行動力を高め、初期消火の徹底を図る必要がある。このため、防災訓練等の機会を利用して、実際に消火器を使った消火訓練や天ぷら火災の消火訓練等を実施し、初期消火の方法を習得させる。

3. 防火クラブ・自主防災組織等の指導

震災時における消防機関の活動と相まって地域住民が自主的に防火・防災活動を行えるよう、防火・防災訓練の実施及び民間防火組織の育成に努めるものとする。

(1) 防火・防災訓練の実施

防災機関の訓練と相まって、住民参加による地域ぐるみの防火・防災訓練を実施し、初期消火に関する知識、及び技術の普及を図る。

(2) 民間防火組織の育成

民間防火組織の育成に努めるとともに、適切な指導助言を行うものとする。

◇ 婦人防火クラブの育成

婦人による家庭防火思想の普及徹底と地域内の自主防火体制の確立を図ることを目的とし、組織づくりの推進及び育成に努める。

◇ 幼年・少年消防クラブの育成

幼稚園児、小学生及び中学生を主な対象とし、幼年少年期から火災予防思想の普及を図ることを目的として、組織づくりの推進及び育成に努める。

4. 防火管理者の育成と指導

(1) 防火管理講習会等の実施

防火管理者制度は、自主管理制度の確立の点から重要な制度であり、防火管理者講習会等によりその育成を図る。既に防火管理者に選任された者または防火管理業務に従事している者に対して、高度な知識及び技術を習得させるための実務研修会等を実施する。

(2) 消防計画の指導

防火管理者が作成する消防計画については、内容の充実した実効ある計画となるように指導するとともに、届出後においても、適宜見直しを行い現実に即したものとなるよう指導する。

5. 危険物取扱者の指導

危険物取扱者を対象に危険物施設の適正な維持管理、危険物の貯蔵、取扱い、保安管理を強化するため、関係法令の改正及び災害事例の研究等について、説明会または実務研修会を必要に応じて実施する。

6. 消防設備士等の指導

消防設備士及び消防設備点検資格者は、消防用設備等の設置・維持管理を担うものであり、消防用設備等の事業を営む者に対しては、着工届及び点検結果等の受理審査を通じて消防設備等の設置、維持管理等についての指導を行う。

7. 事業所に対する指導

予防査察、火災予防運動、防火管理者講習会及び防災指導等のあらゆる機会をとらえ、次に掲げる事項について関係者に対して周知し防火思想の普及・高揚に努める。

- ◇ 災害発生時における応急措置の要領
- ◇ 消防用設備等の維持点検と取扱い方法の徹底
- ◇ 避難、誘導體制の確立
- ◇ 終業後における火気点検の励行
- ◇ 自衛消防隊の育成指導

8. 自衛消防力の強化

地震時の広域的に発生する火災に対しては、消火活動は路上障害物によって阻害されるところが大きく、消防力にも限界があり、会社、工場等に対しての消火活動は十分な効果をあげることは困難である。こうしたことから、消防法等の規定に基づく自衛消防組織の設置対象となる事業所及び設置対象外の事業所に対し、消防用設備等の整備充実の指導を行う。

第3 火災予防立入検査等の強化

立入検査は、消防法に基づき防火対象物及び危険物製造所等へ立ち入って検査をし、火災を未然に防止し若しくは火災による被害を最小限に止めるため行うものであるが、この際に地震時の防火安全対策についても関係者に指導を行う。また、消防関係法令に適合しないものについては、速やかに是正するよう指導する。

第4 消防力の充実、強化

地震時には、同時多発火災あるいは大火災の発生が予想されるため、常備消防力及び消防団の消防活動体制を整備強化し、地震火災による被害の軽減を図る。

1. 消防施設等の増強

(1) 署所の整備

災害の予防と被害の軽減を図るため、署所の適正な整備、配置に努め、消防体制及び出動体制の充実、強化を図る。

(2) 消防ポンプ自動車等の整備

一般建築物の他、中高層建築物または危険物施設等の災害に対処するため、消防ポンプ自動車及びはしご車等の特殊車両を整備するとともに、老朽車の更新を図る。また、小型動力ポンプについても耐用年数にあわせて更新を行う。

(3) 消防水利の整備

地震動により消火栓の使用不能が予測され、水利としては防火水槽、消防井戸及び河川等の自然水利に頼らざるを得ない。このため、河川、護岸から消防ポンプ自動車接近し採水ができる対策を推進するとともに、河川、用水等から離れた地域については、木造密集地域で大火が予想されることから順次貯水槽の設置を進めていく。また、他の消防水利の設置については充足率の低い地域から順次整備を行い、水利の確保に努める。

2. 消防団の強化

震災時、常備消防隊と一体となって活動する消防団については、団員、幹部、機関員等に対して必要に応じた教育を行うとともに、消防施設、機械器具及び資材等の整備強化に努める。

3. 消防隊の効率的運用

地震時の同時多発火災の発生、道路、橋梁等の損壊による交通障害等の消防活動条件の最悪化に対処するため、消防隊の出動方法、非常時の部隊編成及び応援部隊の効率的運用等を図る。

4. 消防広域応援要請方法及び受援体制の整備

地震時の同時多発火災及び延焼拡大が発生した場合、本市の保有する消防力では対処できないことも想定される。このため、徳島県広域消防相互応援協定に基づく他自治体への応援要請、自衛隊派遣要請、広域航空隊派遣要請及び消防庁に対する緊急消防援助隊の派遣要請の手続等のマニュアル化を図るとともに、派遣部隊の宿泊予定施設等を事前に選定する等、派遣要請時の受援体制の整備を図る。

第9節 自治体業務継続計画（BCP）

第1 趣旨

南海トラフ地震等の大規模災害が発生した場合には、本市も被災し、ヒト、モノ、情報及びライフライン等利用できる資源に制約が生じることが考えられる。

そのような中で本市は、状況に応じ、速やかに「災害応急対策業務」を実施しなければならない。

また一方で、市民生活に密着する行政サービスの提供や基幹業務等の「継続の必要性の高い通常業務」は、危機事象発生時においても継続して実施することが求められている。

このため本市は、業務継続計画（BCP）の訓練等を踏まえた継続的な見直しに努める等、大規模災害時における業務継続の体制を図るものとする。

第2 非常時優先業務の業務継続

本市は、次の方針に基づいて非常時優先業務の業務継続を図るものとする。

- ◇ 災害対応を中心とした、非常時優先業務を最優先に実施する。
- ◇ 非常時優先業務に必要となる人員や資機材等の資源の確保・配分は、全庁横断的に行う。
- ◇ 非常時優先業務以外の通常業務については、地震発生後しばらくの間、積極的に縮小・中断するものとする。その後、非常時優先業務に影響を与えない範囲で、順次再開を目指すものとする。

第3 業務継続の体制整備

本市は、業務継続計画（BCP）の訓練等を踏まえた継続的な見直しに努めるなど、自らの業務継続のための体制整備を進める。

第10節 企業の事業継続計画（BCP）

第1 趣旨

企業の事業継続計画（BCP）は、発災時に可能な限り重要な業務を継続させ、事業の早期操業を回復させるとともに、中断にともなう顧客取引の喪失やマーケットシェアの低下、あるいは企業評価低下等のリスクから企業を守る計画である。

したがって、本市では市内企業における防災力向上の役割を果たす、企業の事業継続計画（BCP）の推進に努める。

なお国では、国土強靱化基本計画で、大企業の事業継続計画（BCP）策定率を2020年度までに100%とする方針が明記されている。

第2 策定支援

本市は、市内企業を対象とし、企業の事業継続に関して、BCP策定の重要性や必要性、あるいは考え方等について研修や訓練を実施し、市内企業のBCP策定を促進する。

第11節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

第1 趣旨

地震防災対策特別措置法の施行により、県は、社会的条件、自然的条件等を総合的に勘案して、地震により著しい被害が生ずる恐れがあると認められる地区について、徳島県地域防災計画及び本計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関するものについて平成8年度を初年度とする地震防災緊急事業五箇年計画を策定し、県の防災対策の強化を図っている。

このため、本市は、地震防災上緊急に整備すべき市内の施設等について抽出するとともに、対策の実施に努めるものとする。

- ・ 第一次地震防災緊急事業五箇年計画（平成8～12年度）
- ・ 第二次地震防災緊急事業五箇年計画（平成13～17年度）
- ・ 第三次地震防災緊急事業五箇年計画（平成18～22年度）
- ・ 第四次地震防災緊急事業五箇年計画（平成23～27年度）
- ・ 第五次地震防災緊急事業五箇年計画（平成28～令和2年度）
- ・ 第六次地震防災緊急事業五箇年計画（令和3年～令和7年度）

第2 計画対象事業

1. 対象地区

対象地区は、市内全域である。

2. 計画対象事業

計画対象事業は、以下のとおりである。

- (1) 避難地
- (2) 避難路
- (3) 消防用施設
- (4) 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
- (5) 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設または漁港施設
- (6) 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設
- (7) 公的医療機関等の医療機関のうち、地震防災上改築または補強を要するもの
- (8) 社会福祉施設のうち、地震防災上改築または補強を要するもの
- (9) 公立の幼稚園のうち、地震防災上改築または補強を要するもの
- (10) 公立の小学校または中学校のうち、地震防災上改築または補強を要するもの
- (11) 公立特別支援学校のうち、地震防災上改築または補強を要するもの
- (12) 不特定多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上改築または補強を要するもの
- (13) 津波による被害を防止し避難を確保するための海岸保全施設または河川管理施設
- (14) 砂防設備、森林保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設または農業用排水施設であるため池で家屋密集地域の地震防災上必要なもの

- (15) 地域防災拠点施設
- (16) 防災行政無線設備その他の施設または設備
- (17) 飲料水、電源等の確保のために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備等
- (18) 非常用食料、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- (19) 負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備または資機材
- (20) 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

第12節 地震・津波災害対策に関する調査研究

第1 趣旨

地震対策を総合的、計画的に推進するため国等が行う調査研究の成果や既往の被災事例等を参考に、地震による地盤震動、液状化、斜面崩壊、津波等によって災害発生が予想される危険個所や建物倒壊、出火・延焼、ライフライン施設被害、人的被害等について調査・研究等を行うものとする。

第2 地震・津波災害対策に関する調査研究

本市は、県及び防災関係機関と協力し、次の事項について各種の調査・研究を実施し、地震対策の基礎資料を整備する。

- ◇ 被害想定に関する調査研究
- ◇ 地盤に関する調査研究
- ◇ 津波災害に関する調査研究

第3 これまでの調査等

1. 中央構造線活断層調査

平成9年度から平成11年度にかけて本県を東西に縦断する中央構造線活断層系について調査を行ったもので、讃岐山脈の南縁を東西方向に通り東側から鳴門断層、鳴門南断層、板野断層、神田断層、父尾断層、三野断層に区分され、活動履歴は、鳴門市から三好市池田町までの主要な断層は16世紀後半から17世紀初頭頃に活動し、大規模な地震（マグニチュード8前後）が発生した可能性が高いと考えられ、活動履歴から考えられる地震の再来間隔は1,100～1,700年程度と考えられる。

評価としては、最新の活動期からの経過年は400～450年であり、県内の中央構造線活断層系全体が活動するような地震は当面さし迫っていないと判断される。

ただし、400～450年の経過年でもマグニチュード7程度の地震を発生させるエネルギーは蓄積されていると考えられ、短い区間の断層が単独で活動する可能性がある。

2. 徳島県地震防災アセスメント調査

平成9年3月に取りまとめた調査で、想定地震は3ケース設定し、安政南海地震と同程度の規模の南海トラフを震源とする海溝型地震：マグニチュード8.4（ケース1）、中央構造線系活断層の東側半分程度と鮎喰川断層系の2つが連動して発震し西から徳島市・鳴門市側に向かって破壊が進行する内陸型地震：マグニチュード7.7、7.5（ケース2）、中央構造線系活断層の西側半分程度の活動で西から東側に向かって破壊が進行する内陸型地震マグニチュード7.7（ケース3）。想定時期は冬の夕食時が設定されている。

3. 中央防災会議の東南海、南海地震に関する専門調査会が公表した被害想定

平成15年4月、平成15年9月等に公表され、想定地震は6ケース設定し、東海地震、東南海地震、南海地震、東海・東南海地震連動型、東南海・南海地震連動型、東海・東南海地震連動型・南海地震連動型モデルを設定して被害想定を行っている。

このモデルは、アスペリティ*を設定しており、アスペリティ分布を見てみると徳島県から離れたところに設定されている。

※ 《震源断層の中で、特に大きい地震動が発生する領域》

発震想定時刻は、5時、12時、18時の3ケースが設定されている。

4. 徳島県津波浸水予測調査

平成14・15年度で実施した調査であり、想定地震を中央防災会議の東南海、南海地震に関する専門調査会が設定している東南海・南海地震連動型と南海地震単独型（相田モデル安政南海地震）の2つのケースで津波による被害想定を実施した。

5. 徳島県地震動被害想定調査

平成15・16年度で実施した調査であり、中央防災会議の東南海、南海地震に関する専門調査会が設定している東南海・南海地震連動型と徳島県西部直下を震源とする地震の2つのケースで、地震動による被害想定を実施した。

6. 中央防災会議の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が公表した「南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等及び被害想定」について

平成24年3月の第一次報告に続き、同年8月に第二次報告として公表された。震度分布については、強振動生成域を4ケース設定し、津波高等については、すべり域が1か所の場合として、11ケースを設定し、それぞれについて推計されている。

※被害想定では、冬期、深夜のケースが最も高いとされている。

7. 徳島県南海トラフ地震を想定した被害想定等

平成24年8月に国が公表した「南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等及び被害想定」を基に、県管理河川や最新の地形データ等を加え、県が最終的な被害想定等を平成24年10月（第一次）と平成25年11月（第二次）に公表した。

第3章 災害応急対策計画

第1節 応急対策活動

「共通対策編」に定めるところによるほか、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（令和2年5月29日改定、中央防災会議幹事会）及び「徳島県広域防災活動計画」の定めるところによる。

このうち道路啓開については、「徳島県道路啓開計画（南海トラフ地震対策編）」に定めるところによる。

第2節 東海地震の警戒宣言に伴う備え

第1 趣旨

本市は、東海地震に係る地震防災対策強化地域には指定されていないが、警戒宣言が発せられたことに伴う社会的混乱の防止に努めるとともに、東海地震による直接的な被害を最小限に軽減するための措置を講ずることにより、住民の生命、身体及び財産の安全を確保する。

第2 基本方針

本市は、大規模地震対策特別措置法の規定に基づく東海地震に係る地震防災対策強化地域には指定されていないため、警戒宣言が発せられている間においても、都市機能は平常どおり確保する。

原則として警戒宣言が発せられたときから地震の発生、または警戒解除宣言が発令されるまでの間にとるべき措置を定めるが、東海地震注意情報が発表されたときから警戒宣言が発せられるまでの間についても、必要な措置をとる。

東海地震と東南海・南海地震が同時または連続して発生する恐れもあることから、警戒解除宣言が発せられた後も、状況に応じて必要な措置をとる。

第3 警戒宣言発令時の措置

1. 東海地震警戒宣言等の伝達

本市は、県からの東海地震注意情報を入手した場合は、速やかに市民等へ伝達するものとする。

また、地震予知情報により内閣総理大臣から警戒宣言が発せられた旨の情報及びその後において警戒宣言等を内容とする情報を入手した場合は、速やかに市民等へ伝達するものとする。

2. 警戒態勢の確立

(1) 配備動員体制

本市は、災害対策警戒本部を設置する。

(2) 措置内容

- ◇ 関係機関からの情報収集
- ◇ 実施すべき応急対策事項の確認及び必要な資機材等の準備、点検

3. その他

防災関係機関は、警戒宣言が発せられたときから、地震が発生するまでまたは警戒解除宣言が発せられるまでの間、警戒活動を行う。

特に市町村においては、警戒宣言発令時の対応として、避難指示等の発令、倒壊の可能性のある建物からの避難の呼びかけ等、人的被害を軽減するための措置を積極的に講ずることとする。

第4章 推進計画

第1節 総則

第1 計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下、「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ巨大地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ巨大地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務または業務の大綱

本市に係る地震防災に関し、小松島市及び市内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下、「防災関係機関」という。）の処理すべき事務または業務の大綱は、共通対策編 第1章 第6節「防災関係機関及び市民・民間事業者等の処理すべき事務または業務の大綱」に定めたとおりとする。

第2節 関係者との連携協力の確保

第1 資機材、人員等の配備手配

1. 物資等の調達手配

地震発生後に行う災害応急対策に必要な次の物資、資機材（以下、「物資等」という。）が確保できるよう、あらかじめ物資等の備蓄・調達計画を作成しておくものとする。

また、本市は県に対して、地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のために必要な物資等の供給の要請をすることができる。

（1）飲料水の確保

共通対策編 第3章 第17節 第2「給水」に定めたとおりとする。

（2）食料の供給

共通対策編 第3章 第17節 第3「食料供給」に定めたとおりとする。

（3）生活必需品等の供給

共通対策編 第3章 第17節 第4「生活必需品供給」に定めたとおりとする。

2. 人員の配置

本市は、人員の配備状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県に応援を要請するものとする。

3. 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

防災関係機関は、地震が発生した場合において、小松島市地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等の計画を作成するものとする。

各機関の具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

第2 他機関に対する応援要請

本市が災害応急活動対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は資料編の「16 公的機関等との協定に関する資料」及び「17 事業者等との災害協定に関する資料」に示すとおりとし、本市は必要があるときは、応援協定に従い応援を要請するものとする。

第3 帰宅困難者への対応

本市は、住民や通勤者等に対して「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知徹底を図るとともに、安否確認手段、帰宅困難となった場合の避難場所、関西広域連合の共同事業である「災害時帰宅困難者支援ステーション」等の対応策について普及啓発に努めるものとする。

企業等に対しては、事業所の安全を確認したうえで従業員等を一定期間事業所内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄の促進等について、普及啓発に努めるものとする。

また、本市は災害時の家族等の安否確認のためのシステム（災害用伝言ダイヤル 171、災害用伝言板、web171、すだちくんメール（徳島県が構築した災害時の安否確認サービス）等）について、普及啓発に努めるとともに、帰宅困難者に対して、必要な情報の提供や一時的な避難所の手配を実施する。

第3節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第1 津波からの防護

1. 本市または堤防、水門等の管理者は、地震が発生した場合は直ちに、水門及び陸閘の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずるものとする。また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。
2. 本市または堤防、水門等の管理者は、次の計画に基づき、各種整備等を行うものとする。
 - (1) 堤防、水門等の点検方針・計画
門扉が非常時に確実に作動するよう定期的な点検及び訓練を実施し、万全の態勢を整えておくものとする。
 - (2) 堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針・計画
津波からの被害を防止または軽減するため、堤防、水門等の維持管理及び必要となる補強整備の推進は、その設置者が行うものとする。
また、安全・確実な操作のため、必要に応じて自動化、遠隔操作化を検討する。
 - (3) 水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法
水門・樋門等の施設については、津波の来襲に備え、その施設の利用状況等を考慮した上で可能な施設においては、通常の降雨量が流下できる高さまで常時降下させておくものとする。
陸閘については、利用状況を考慮し、施設の統廃合化や常時閉鎖の啓発を進める。
 - (4) 津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時発着場等の整備の方針及び計画
孤立化のおそれのある地域において、救出・救助や物資投下のための緊急ヘリポート用地を選定・確保する。
 - (5) 防災行政無線の整備等の方針及び計画
本市は、迅速かつ確実な情報の伝達に向け、防災行政無線の整備充実に努める。また、防災行政無線戸別受信機の貸与の普及を図るとともに、適切な維持管理に努める。

第2 津波に関する情報の伝達等

地震・津波に関する情報伝達に係る基本的事項は、共通対策編 第3章 第2節「災害情報の収集・伝達」のとおりとするほか、本市は次の事項にも配慮する。

- ◇ 津波に関する情報が、管轄区域内の居住者、観光客、釣り客やドライバー等滞在者その他公私の団体（以下、「居住者等」という。）並びに防災関係機関に対し、正確かつ広範に伝達
- ◇ 船舶に対する津波警報等の伝達
- ◇ 船舶、漁船等の固定、港外退避等の措置
- ◇ 管轄区域内の被害状況の迅速・確実な把握
- ◇ 通常使用している情報伝達網が地震動等の影響により寸断される可能性

本市は、被災状況等をできるだけ迅速にまとめ、把握できた範囲からただちに県へ連絡するものとする。

ただし、通信の途絶等により県に連絡できない場合は、消防庁へ連絡するものとする。

地震・津波や被害状況等の情報の収集・伝達については、共通対策編 第3章 第2節「災害情報の収集・伝達」に定めたとおり実施する。

大規模災害時、防災行政無線等が使用できない場合は、アマチュア無線局の協力を得て情報の伝達・収集に努めるものとする。

第3 避難指示等の発令基準

地域住民に対する避難指示の発令基準は、共通対策編 第3章 第7節「避難対策の実施」に定めるところによる。

第4 避難対策等

1. 地震発生時において津波による避難の指示の対象となる地域は、以下の通りである。

本市の津波避難対象地域

全域	山地部を除く全域	一部地域
小松島町、神田瀬町、松島町、堀川町、南小松島町、横須町、金磯町、日開野町、前原町、田浦町（前山を除く）、江田町、中郷町、和田津開町、赤石町、豊浦町、坂野町、間新田町、和田島町	田野町、芝生町、新居見町、中田町、立江町、大林町、	楢湊町の一部地域（以下の字） ※各字とも山地部を除く （小松、油免、間町、数延、藤ヶ崎、湊、諏訪、北佃、関免、大郷領、新作、久友、外開、佐山、太田、木原）

なお、本市はレベル2の津波にも対応できる避難場所となる津波避難ビル等を適切に指定するほか、別に定める基準に基づき、耐震診断等を行い、原則として避難行動要支援者の避難支援のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物を明示するものとする。

さらに、地震発生時の建築物の倒壊や火災被害等の物的被害、それらに伴う人的被害の発生が懸念される木造住宅密集市街地において避難場所等を検討する場合は、必要に応じて延焼被害軽減対策等に取り組むものとする。

また、災害救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行うものとする。

2. 本市は、上記の避難対象地区ごとに、次の事項について関係地域住民等にあらかじめ十分な周知を図るものとする。

- ◇ 地域の範囲
- ◇ 想定される危険の範囲
- ◇ 避難場所（屋内、屋外の種別）
- ◇ 避難場所に至る経路
- ◇ 避難の指示の伝達方法
- ◇ 避難所にある設備、物資等及び避難所において行われる救護の措置等
- ◇ その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、非常持出品、服装、自動車使用の禁止等）

3. 本市が、避難所の開設時における、応急危険度判定を優先的に行う体制、各避難所との連絡体制、避難者リストの作成等に関し、あらかじめ準備する事項は、次のとおりとする。

- ◇ 社団法人徳島県建築士会や建築士事務所協会等の関係団体との連携を図るとともに、避難所の危険度を判定する応急危険度判定士の養成を計画的に進め、緊急時に対応できる体制を整備するものとする。
- ◇ 避難所を開設した場合は、職員を配置し、施設管理者と緊密な連絡を取るものとする。
- ◇ 避難者の状況を把握するため、避難所に配置された職員は、自主防災会等の組織との連携のもと、避難者リストの作成を図るものとする。

4. 本市は、避難所を開設した場合に、当該避難所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣が行えるよう、あらかじめ計画を作成しておくものとする。

5. 地域の自主防災会及び施設または事業所の自衛消防組織は避難の指示があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び本市災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。

6. 他人の介護等を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意するものとする。

- ◇ 本市は、あらかじめ避難行動要支援者名簿を作成し、必要に応じて関係者と情報共有するものとする。
- ◇ 津波の発生のおそれにより、市長より避難の指示が行われたときは、他人の介護等を要する者の避難場所までの介護及び担送は、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体の合意によるルールを決め、計画を策定するものとし、本市は自主防

災会を通じて介護または担送に必要な資機材の提供その他の援助を行うものとする。

- ◇ 地震が発生した場合、本市は他人の介護等を要する者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行うものとする。

7. 外国人、出張者等に対する避難誘導等の実施体制は次のとおりとする。

- ◇ 本市は、外国人や出張者等、地域に不慣れな人々が、災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、案内標識等の整備充実に努める。
- ◇ 本市は県とともに、被災した外国人、出張者等の迅速な把握に努めるとともに、外国人等に対し、外国語による各種必要な情報の提供に努める。
- ◇ 本市は県とともに、必要に応じて外国語による相談窓口を設け、生活相談の実施やニーズの把握に努めるとともに、通訳の派遣等の必要な支援に努めるものとする。

8. 避難所における救護上の留意事項

本市が避難所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおりとする。

- ◇ 収容施設への収容
- ◇ 飲料水、主要食料及び毛布の供給
- ◇ その他必要な措置

本市は上記に掲げる救護に必要な物資、資機材等の調達及び確保を図るため、次の措置をとるものとする。

- ◇ 流通在庫の引き渡し等の要請
- ◇ 県に対し県及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請
- ◇ その他必要な措置

9. 本市は、居住者等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための対策を実施する。

10. 本市は、地域特性等を踏まえ、津波による浸水想定区域の設定、避難対象地域の指定、避難場所・避難路等の指定、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した津波避難計画を策定するものとする。

第5 消防機関等の活動

1. 本市は、消防活動計画に定めるもののほか、消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。

- ◇ 津波警報等の情報の的確な収集・伝達
- ◇ 津波からの避難誘導
- ◇ 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
- ◇ 津波到達時間等を考慮した退避ルールの確立

2. 1に掲げる措置を実施するために必要な動員、配備及び活動計画は、消防計画に定めるところによる。
3. 地震が発生した場合は、水防管理団体等は、次のとおり措置をとるものとする。
 - ◇ 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
 - ◇ 水門、閘門及び防潮扉の操作または操作の準備並びに人員の配置
 - ◇ 水防資機材の点検、整備、配備

第6 水道、電気、ガス、通信、放送関係

1. 水道

地震や津波による水道施設の被害を抑制し、また被害の影響を少なくするため、重要度の高い水道施設から計画的な耐震化に努める。

水道施設の被災により、貯留水の流出による被害や、有毒物質漏洩による被害などの二次災害が予想される場合には、流入・流出管への緊急遮断弁の設置や配水池での転倒防止対策等、必要な措置を講ずるものとする。

2. 電気

電気事業者は、津波から円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等が必要なことから、電力供給のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、漏電火災等の二次災害防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施するものとする。また、災害応急活動の拠点等に対して電力を優先的に供給するために必要な措置を実施するものとする。

指定公共機関四国電力株式会社徳島支店及び四国電力送配電株式会社徳島支社が行う措置は、次のとおりとする。

- ◇ 電力施設等の防災管理
- ◇ 電力供給
- ◇ 被害施設の応急対策及び災害復旧

3. ガス

ガス事業者は、津波から円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施するものとする。

指定地方公共機関四国ガス株式会社徳島支店及び一般社団法人徳島県エルピーガス協会は、ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策を実施するものとする。

4. 通信

指定公共機関西日本電信電話株式会社徳島支店及び株式会社N T T ドコモ四国支社徳島支店が行う措置は、次のとおりとする。

- ◇ 電気通信施設の整備
- ◇ 警報の伝達及び非常緊急通話の取扱い
- ◇ 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧

指定公共機関KDD I 株式会社四国総支社、ソフトバンク株式会社が行う措置は、次のとおりとする。

- ◇ 電気通信施設の整備
- ◇ 警報の伝達及び非常緊急通話の取扱い
- ◇ 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧

5. 放送

指定公共機関日本放送協会徳島支局が行う措置は、次のとおりとする。

- ◇ 住民に対する防災知識の普及及び警報等の周知徹底
- ◇ 社会事業団体等による義援金品の募集協力

指定地方公共機関四国放送株式会社、株式会社エフエム徳島が行う措置は、次のとおりとする。

- ◇ 住民に対する重要な情報の周知と防災知識の普及
- ◇ 社会事業団体等による義援金品の募集協力

第7 交通

1. 道路

本市及び県公安委員会及び道路管理者は、津波来襲のおそれがあるところでの交通規制、避難経路についての交通規制の内容をあらかじめ計画し周知するものとする。

具体的な交通規制の内容は、共通対策編 第8節「交通確保対策」に定めたとおりとする。

2. 海上

徳島海上保安部及び港湾管理者は、海上交通の安全を確保するための必要に応じた海域監視体制の強化や船舶交通の制限及び津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置に係る具体的な実施要領を定め、これに基づき必要な措置を実施するものとする。

港湾管理者は、津波来襲のおそれがある場合、港湾利用者を避難させるなど、安全確保対策をとるものとする。

3. 鉄道

鉄道事業者は、臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報について、あらかじめ情報提供することとする。また、旅客等に対してその内容を伝達するとともに、列車の運転状況や今後の計画の案内を行うこととする。

第8 本市自ら管理または運営する施設に関する対策

1. 不特定かつ多数の者が出入りする施設

本市が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、病院、学校等の管理上の措置は、おおむね次のとおりとし、対策計画等に明記しておくものとする。

(1) 各施設に共通する事項

- ◇ 津波警報等の入場者等への伝達
- ◇ 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- ◇ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- ◇ 出火防止措置
- ◇ 水、食料等の備蓄
- ◇ 消防用設備の点検、整備
- ◇ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピューターなど情報を入手するための機器の整備

(2) 個別事項

- ◇ 病院、診療所等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能または困難な者の安全確保のための必要な措置
- ◇ 学校等にあつては、当該学校等が本市の定める津波避難対象地域にあるときは、児童・生徒等の避難の安全に関する措置並びに当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する援護の措置
- ◇ 社会福祉施設にあつては重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能または困難な者の安全の確保のための必要な措置

(3) 具体的な措置

施設ごとの具体的な措置内容は、各施設の管理者において別に定める。

2. 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

災害対策本部及び災害対策本部を構成する各部が設置される庁舎等の管理者は、1の(1)「各施設に共通する事項」に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。

- ◇ 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保
- ◇ 無線通信機等通信手段の確保
- ◇ 災害対策本部設置に必要な資機材及び緊急車両等の確保

小松島市地域防災計画に定める避難所または応急救護所が設置される学校、社会教育施設等の管理者は、1の(1)「各施設に共通する事項」または1の(2)「個別事項」に掲げる措置をとるとともに、災害対策本部等が行う避難所または応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

3. 工事中の建築等に対する措置

地震発生時、本市の管理する工事中の建築物、その他の工作物または施設については、工事を中断し、他に被害を及ぼさないよう適切な対策を行うものとする。

第9 迅速な救助

1. 消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制

本市は、消防施設等の耐震化等、救助・救急隊の体制の整備及び車両・資機材の確保に努めるものとする。

2. 緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備

本市は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱に定める受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行うものとする。

3. 実働部隊の救助活動における連携の推進

本市は、自衛隊・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路及び港湾等の活動拠点の確保を含む救助活動における連携の推進を図るものとする。

4. 消防団の充実

本市は、消防団に関し、加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図るものとする。

第4節 南海トラフ地震臨時情報に伴う対応

第1 趣旨

「南海トラフ地震臨時情報」発表時、状況に応じて速やかに災害対策警戒本部または災害対策本部を設置し、地震発生までの時間を有効活用し、優先順位を明確にしたあらゆる諸準備を推進して、大規模地震発生時の防護性と即応性の強化を図り、防災対策に万全を期する。この際、マスコミ等の広報による市民への不安感の増幅防止及び先行的な避難所の開設等、市民の不安感の軽減に留意する。

第2 南海トラフ地震に関連する情報

「南海トラフ地震に関連する情報」は、気象庁から南海トラフ全域を対象に地震発生の可能性の高まりについて発表されるもので、この情報の種類と発表条件は以下のとおりです。

1. 南海トラフ地震に関連する情報の種類、区分、発表条件等

「南海トラフ地震に関連する情報」は、「南海トラフ地震臨時情報」と「南海トラフ地震関連解説情報」の2種類の情報名で発表される。

(1) 南海トラフ地震臨時情報

<発表条件>

- ◇ 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
- ◇ 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合

<区分>

① 南海トラフ地震臨時情報（調査中）

下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開始する場合

- ◇ 監視領域内でマグニチュード6.8以上の地震が発生
- ◇ 1箇所以上のひずみ計での有意な変化とともに、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりにすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測
- ◇ その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測

② 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

- ◇ 想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合

③ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

- ◇ 監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く。）
- ◇ 想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合

④ 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）

- ◇ （巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにもあてはまらないと現象と評価した場合

(2) 南海トラフ地震関連解説情報

＜発表条件＞

- ◇ 観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合
- ◇ 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合において評価した調査結果を発表する場合（ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く。）

※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。

2. 対応方針

南海トラフ地震臨時情報に関する発表があった場合の対応方針については、「小松島市南海トラフ地震臨時情報防災対応方針」を参照する。

第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

地震防災対策特別措置法に基づく「地震防災緊急事業五箇年計画」を中心として、地震防災施設整備事業の一層の推進を図る。整備項目については、本編 第2章 第11節「地震防災緊急事業五箇年計画の推進」に定めるところによる。

第6節 防災訓練計画

第1 南海トラフ地震を想定した防災訓練の実施

本市及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ巨大地震を想定した防災訓練を実施するものとする。

第2 実施頻度

南海トラフ地震を想定した防災訓練は、少なくとも年1回以上実施するよう努めるものとする。

第3 訓練内容

南海トラフ地震を想定した防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とし、津波警報または南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練も実施する。

第4 訓練に対する助言・指導

本市は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求めるものとする。

第5 具体的・実践的な訓練内容

本市は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、具体的かつ実践的な訓練を行うものとする。

第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

第1 職員に対する教育

地震・津波災害時の応急対策は、全職員をあげて実施する必要がある。そのため地震・津波が発生した場合における応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を各課、各機関で行うものとする。

その内容については、以下の事項を含むものとする。

- ◇ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- ◇ 南海トラフ巨大地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ◇ 地震・津波に関する一般的な知識
- ◇ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ巨大地震が発生した場合に具体的にとるべき行動
- ◇ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ巨大地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- ◇ 南海トラフ巨大地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- ◇ 南海トラフ巨大地震対策として今後取り組む必要がある課題

第2 地域住民等に対する教育

本市は、県及び防災関係機関と協力して、ハザードマップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、津波からの避難に関する意識の啓発など、地域住民等に対する防災教育を実施するものとする。その内容については、以下の事項を含むものとする。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることに留意しながら、実践的な教育を行うものとする。

- ◇ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- ◇ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ◇ 地震・津波に関する一般的な知識
- ◇ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合における出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- ◇ 正確な情報入手の方法
- ◇ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- ◇ 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- ◇ 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識

- ◇ 避難生活に関する知識
- ◇ 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- ◇ 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

第3 相談窓口の設置

本市は、県と連携を図りながら、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

第8節 津波避難対策緊急事業計画

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第12条に基づき、津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項は以下のとおりである。

1. 津波避難対策緊急事業の対象地域

本市では、近隣に高台や高層建物がいないため津波避難困難地域となっている地域について、地域住民の避難場所の確保を図る。

2. 津波避難対策緊急事業の具体的内容

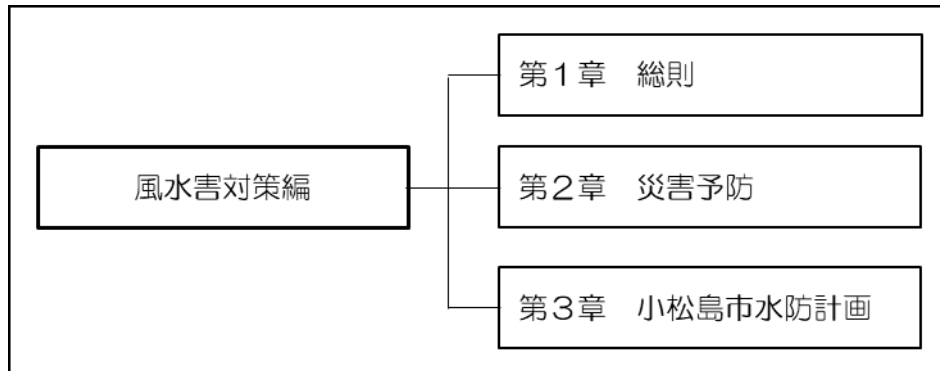
津波避難の対象地域ごとに実施すべき事業の種類について、その目標と達成期間は以下のとおりである。

津波避難対策事業 を行う区域	津波から避難するために必要な 緊急に実施すべき事業の種類	目標	達成期間
小松島ニュータウン地区	1号 避難施設その他の避難場所	1箇所	平成27年度から平成28年度
和田島北部地区	1号 避難施設その他の避難場所	1箇所	令和4年度から令和7年度

風水害対策編

第1章 総則

本編は、本市地域に係る風水害に関する計画であり、本編に定めのない事項については、「共通対策編」に定めるところによるものとする。また、本編 第3章に「小松島市水防計画」を定める。



本編の構成

第2章 災害予防

第1節 水害予防対策

第1 趣旨

本市は、水害を予防するため、関係諸機関と協議のうえ、本節に示す対策を計画的に実施する必要がある。

第2 治水対策

治水事業は水系ごとに一貫したものとし、将来における治水対策上必要な河川改修等の施設整備を推進し、災害の防除軽減を図るものとする。

第3 内水排除対策

雨水の排水対策として道路側溝、下水道を計画的に整備するとともに流末ポンプ場等の施設整備を拡充し、排水能力を高め、市内の浸水対策を図るものとする。

第4 警戒避難体制の整備

(1) 本市は、浸水想定区域の指定があったときは、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めるものとする。

また、浸水想定区域内の主として高齢者等の要配慮者が利用する施設において、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、当該施設の名称及び所在地、並びに洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。（当該施設の名称及び所在地については資料編参照）

なお、本市は、浸水想定区域内における円滑かつ迅速な避難を確保する上で必要な事項を住民及び主として高齢者等の要配慮者が利用する施設の利用者に周知させるため、これらの事項を記載した洪水・土砂災害ハザードマップを作成している。マップには、勝浦川及び那賀川における想定最大規模の洪水浸水想定区域のほか、浸水継続時間、家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流、河岸浸食）、指定避難所の位置、土砂災害警戒区域（または土砂災害特別警戒区域）、避難時の危険箇所（常襲冠水箇所）等の位置情報を地図上に示すとともに、災害用伝言サービスや防災情報の取得方法等の防災に関する情報提供を啓発面に掲載した。

(2) 本市及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入れ方法を含めた手順等を定めるものとする。

第5 都市排水対策

近年、都市部においては、宅地化、道路の舗装化等により、雨水の浸透しない区域が増えたことにより、地表面を流れる水量が増大する等、豪雨時に浸水被害が起こりやすい状況になっている。

本市は、浸水防止対策のため、より一層下水道施設の整備促進を図る必要があり、公共下水道事業により雨水排除施設の整備促進を図る。

また、河川改修事業等他事業と連携を図りながら、さらなる安全度の向上を図るものとする。

第6 局地的集中豪雨対策

気象庁のアメダス観測データによると、全国における1時間降水量80ミリ以上の年間発生回数の最近10年間（2011年から2020年）の平均年間発生回数（約26回）は、アメダス観測による統計期間の最初の10年間（1976年から1985年）の平均年間発生回数（約14回）と比べて約1.9倍に増加している。このため、全国各地で局地的集中豪雨により多くの災害が発生しており、その対策が、重要な防災上の課題となっている。

1. 気象情報等の収集と活用

局地的集中豪雨は、降る時間や場所を事前に予測することが難しい。そこで、大雨・洪水警報の発表時はもちろん、大雨・洪水の注意報が発表された段階から、雨域や時間雨量、河川の水位等、周辺エリアの気象情報等の収集を図り活用することが重要となる。

これら気象情報等の収集の手段としては、携帯電話の活用等が効果的であり、「すだちくんメール」や各種のメール配信サービス、インターネット等を広く市民が活用できるように、周知・広報する。

2. 住民への周知

「大雨警報」、「洪水警報」、「土砂災害警戒情報」及び「特別警報」等の気象警報等や、「避難指示」等の避難情報の発令については、防災行政無線やインターネット、電子メール、エリアメール等により、市民に対し迅速・適切に周知を図る。

3. 消防等による警戒

消防本部や消防団、本市においては、局地的集中豪雨による事故の未然防止や事故発生時の救助体制の確認のため、次の事項について警戒し、必要な対応を行う。

- ◇ 各地域の雨量の動きや降水量の把握
- ◇ 局地的豪雨が発生した場合における「浸水または水位上昇」等による事故発生が予想される地域の警戒
- ◇ 崖地等の危険箇所等の警戒
- ◇ 緊急のダム放流が通知された場合における、急激な水位上昇により事故発生が予想される地域の警戒

第7 河川や水道工事現場での安全対策

河川や水道工事等の実施時において、短時間に局地的な集中豪雨によって危険が予想される箇所の安全対策について、本市は次の観点から請負業者を指導する。

- ◇ 雨天時の工事中止等の検討
- ◇ 気象情報等の取得体制の強化とその活用
- ◇ 避難行動の事前確認の徹底
- ◇ 作業現場及び周辺の点検

第8 施設管理者等の安全対策

本市は、管理する施設の管理等について、次の点に配慮して、局地的集中豪雨に対する安全対策を講じる。

- ◇ 気象情報の迅速な収集と活用
- ◇ 土石流、地すべり、崖崩れ、道路法面等の危険箇所の警戒や対応
- ◇ 早期の道路の通行規制

第9 水害に強いまちづくり

本市は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。また、本市は、前述の評価を踏まえ、防災、減災を目標設定し、下記の事項を重点として総合的な水害対策を推進することにより、水害に強いまちを形成するものとする。

- ◇ 溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について都市的土地利用を誘導しないものとするなど、風水害に強い土地利用の推進に努める。
- ◇ 住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供に努める。
- ◇ 河川、下水道、ため池について築堤、河道掘削、遊水地、放水路、雨水渠、内水排除施設等の整備等を推進するとともに、出水時の堤防等施設の監視体制や内水排除施設の耐水機能の確保に努めるものとする。また、河川、下水道等の管理者は連携し、出水時における排水ポンプ場の運転調整の実施等により、洪水被害の軽減に努める。
- ◇ 洪水浸水想定区域が指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知する。
- ◇ 土砂災害のおそれのある場所における砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置、ドローンによる観測及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害対策を推進するものとする。特に、土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備を実施する。

- ◇ 山腹崩壊危険地区における治山施設や保安林の整備を行うとともに、山地災害危険地区の周知等の総合的な山地災害対策を推進するものとする。特に、流木災害が発生するおそれのある森林について、流木捕捉式治山ダムを設置や間伐等の森林整備などの対策を推進するものとする。また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等への対策や巨石・流木への対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区のパトロールや、治山施設等の定期点検等を実施するものとする。

第10 防災知識の普及

防災知識の普及として、以下の事項について取組を進める。

- ◇ 「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得るとともに、住民主体の取組を支援・強化することにより、地域の防災意識の向上を図るものとする。
- ◇ 地域の防災力を高めていくため、気候変動の影響も踏まえつつ、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。
- ◇ 各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、気象防災アドバイザー等の水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。
- ◇ 防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。
- ◇ 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。
- ◇ 居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

第2節 風害予防対策

第1 趣旨

本市は、風害を防止または被害の拡大を防止するため、通信施設及び電気設備の防災対策の強化を図る。

第2 保安林の整備と管理

風害、飛砂、潮害防止のための保安林の適正な管理を行い、背後地の耕地や住宅の災害予防及び被害の軽減を図るものとする。

第3 農作物の被害予防対策

風害を予防するため、防風ネットや防風林等を設置する。また、被覆栽培による土壌飛散防止に努める。

栽培面では、幹や枝の誘引による作物体の折損防止、水田深水による倒伏防止対策を講じ、被害の軽減を図るものとする。

また、耐倒伏性品種の導入、肥培管理や水管理の適正化により農作物の倒伏及び風による擦傷の防止を図るものとする。

さらに、各種施設については施設の補強、被覆資材の飛散防止対策を十分に行い、施設内外の被害防止を図るものとする。

第4 電気・通信施設の防災対策

市内にある防災行政無線等の管理運営に万全を期するとともに、災害時にその機能が活用できるよう整備する。

また、電気・通信設備は、弱体設備の補強を行うほか強風時においては、予防巡視を実施するとともに、ルートの設定、支線の補強、電柱の根入れを規定値以上にする等補強措置を講ずるものとする。

第5 スーパーセル（巨大積乱雲）と竜巻

1. スーパーセル（巨大積乱雲）と竜巻

（1）スーパーセル

幅が数10kmから100kmに及び巨大で寿命の長い積乱雲をいう。雲内部に上昇気流域（メソサイクロン）を持ち、平均数時間の荒天が続き、大量の雹（ひょう）霰（あられ）や強風・突風・竜巻・落雷あるいは集中豪雨・ゲリラ豪雨を発生させる。

（2）突風・竜巻・雷

気象庁では、上述の積乱雲にともなう突風は雷注意報として発表し、竜巻による激しい突風が予想される時には、雷注意報（竜巻）として発表する。

我が国で発生する突風は7月～10月に多く、時刻は14時～17時がピークとなっている。

また竜巻は沿岸部に集中するが、台風シーズンの9月に特に顕著となっている。もし、竜巻注意報が発表されれば、約1時間程度は以下の対処が必要である。

- ◇ 頑丈な建物内に避難し、1階の窓の無い部屋に移動する。
- ◇ 窓のある所では、カーテンを閉め、窓から離れて身を小さくする。
- ◇ 屋外では、物置・車庫・仮設構造物・電柱・樹木の傍から離れ、身を小さくする。

2. ダウンバースト

スーパーセル内で、上昇気流（メソサイクロン）と分離した下降気流のうち、極端に強く、地面にぶつかって広がっていく気流あるいはその現象をダウンバーストと称し、4km以上の広がりを持つ気流をマクロバースト、4km未満の局地的な気流をマイクロバーストと区別している。

風速が速く、被害規模が大きいのは、マイクロバーストである。

なお、ダウンバーストの規模は、最大瞬間風速にも用いられている藤田（F）スケールを使用することもある。

3. 日本版改良藤田スケール（JEFスケール）

気象庁は、竜巻などの突風の強さを評定する際に用いてきた現在の「藤田スケール」（※注）を改良した、日本の建築物等の被害状況から、より精度良く突風の風速を評定することができる「日本版改良藤田スケール（JEFスケール）」を平成27年12月に策定し、平成28年4月より突風調査に使用されている。新たな階級、風速の範囲、主な被害の状況は次頁のとおりである。

※注 藤田（F）スケール

竜巻やダウンバーストなどの突風（風速）を、発生した被害状況から推定した風速値で、1971年にシカゴ大学の藤田哲也博士によって発案された。

日本版改良藤田スケール（JEFスケール）

スケール	風速	内容
JEF0	25~38m/s	<ul style="list-style-type: none"> 木造の住宅において、目視でわかる程度の被害、飛散物による窓ガラスの損壊が発生する。比較的狭い範囲の屋根ふき材が浮き上がったり、はく離する。 園芸施設において、被覆材（ビニルなど）がはく離する。パイプハウスの鋼管が変形したり、倒壊する。 物置が移動したり、横転する。 自動販売機が横転する。 コンクリートブロック塀（鉄筋なし）の一部が損壊したり、大部分が倒壊する。 樹木の枝（直径2cm~8cm）が折れたり、広葉樹（腐朽有り）の幹が折損する。
JEF1	39~52m/s	<ul style="list-style-type: none"> 木造の住宅において、比較的広い範囲の屋根ふき材が浮き上がったり、はく離する。屋根の軒先又は野地板が破損したり、飛散する。 園芸施設において、多くの地域でプラスチックハウスの構造部材が変形したり、倒壊する。 軽自動車や普通自動車（コンパクトカー）が横転する。 通常走行中の鉄道車両が転覆する。 地上広告板の柱が傾斜したり、変形する。 道路交通標識の支柱が傾倒したり、倒壊する。 コンクリートブロック塀（鉄筋あり）が損壊したり、倒壊する。 樹木が根返りしたり、針葉樹の幹が折損する。
JEF2	53~66m/s	<ul style="list-style-type: none"> 木造の住宅において、上部構造の変形に伴い壁が損傷（ゆがみ、ひび割れ等）する。また、小屋組の構成部材が損壊したり、飛散する。 鉄骨造倉庫において、屋根ふき材が浮き上がったり、飛散する。 普通自動車（ワンボックス）や大型自動車が横転する。 鉄筋コンクリート製の電柱が折損する。 カーポートの骨組が傾斜したり、倒壊する。 コンクリートブロック塀（控壁のあるもの）の大部分が倒壊する。 広葉樹の幹が折損する。 墓石の棹石が転倒したり、ずれたりする。
JEF3	67~80m/s	<ul style="list-style-type: none"> 木造の住宅において、上部構造が著しく変形したり、倒壊する。 鉄骨系プレハブ住宅において、屋根の軒先又は野地板が破損したり飛散する、もしくは外壁材が変形したり、浮き上がる。 鉄筋コンクリート造の集合住宅において、風圧によってベランダ等の手すりが比較的広い範囲で変形する。 工場や倉庫の大規模な庇において、比較的狭い範囲で屋根ふき材がはく離したり、脱落する。 鉄骨造倉庫において、外壁材が浮き上がったり、飛散する。 アスファルトがはく離・飛散する。
JEF4	81~94m/s	<ul style="list-style-type: none"> 工場や倉庫の大規模な庇において、比較的広い範囲で屋根ふき材がはく離したり、脱落する。
JEF5	95m/s~	<ul style="list-style-type: none"> 鉄骨系プレハブ住宅や鉄骨造の倉庫において、上部構造が著しく変形したり、倒壊する。 鉄筋コンクリート造の集合住宅において、風圧によってベランダ等の手すりが著しく変形したり、脱落する。

第3節 高潮・浸水等予防対策

第1 趣旨

高潮に対しては、河川、港湾、漁港等の堤防、護岸及び防潮堤等について、海岸保全事業等を推進することにより被害の防止を図るものとする。

また、施設の整備による対策とともに、円滑な避難が行われるために情報伝達や警戒避難体制の整備を図るものとする。

第2 海岸保全施設の管理

津波、高潮等からの災害を防ぐために設置された海岸堤防の維持管理は、その設置者が行うが、非常時における水門・樋門・陸閘等の操作は緊急を要することから、市においては事態に即応し適切な措置が講じられるように、あらかじめその体制を整えておくものとする。

また、門扉が非常時に確実に作動するように定期的な点検及び訓練等を実施し、万全の態勢を整えておくものとする。

第3 高潮・浸水時の被害予防対策

本市は、高潮によって浸水が予想される地域について事前に把握し、浸水予想図等を活用する等して、避難指示等の具体的な対策をあらかじめ検討しておくとともに、住民等に対し周知を図るように努める。また、避難場所、避難経路を指定するとともに高潮ハザードマップの作成、案内板や高潮浸水標識等を設置し緊急時の注意を呼びかけ、住民等に対して、高潮または浸水時の対応の啓発に努める。

また、港湾内の貯木材及び在港船の被害を最小限にとどめるため、高潮等による被害の発生が予測される時は、徳島海上保安部に連絡するとともに、各事業者等に適切な措置をとるよう連絡を行う。

第4 情報伝達の強化

県は、高潮被害を軽減するため、沿岸の水位情報を収集するとともに、避難等の措置が行えるよう警戒体制を整備し、これらの情報を本市に提供する。

水位周知海岸（紀伊水道西沿岸）においては、切迫する高潮から住民等が緊急的に屋内の上階や近隣の建物などへ避難する目安となる高潮特別警戒水位に達した場合、高潮氾濫発生情報として本市に通知する。

第5 警戒避難体制の整備

本市は、高潮浸水想定区域の指定があったときは、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、水位情報の伝達方法、避難場所その他浸水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めるものとする。

また、浸水想定区域内の主として高齢者等の要配慮者が利用する施設において、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについて、当該施設の名称及び所在地を資料編に示した。

なお、本市は、「徳島県及び市町村の災害時相互応援協定」に基づき、必要な情報を図り、応援に必要な条件整備に努めるものとする。また、あらかじめ県内外の市町村と、広域相互応援協定を締結するよう努めるとともに、「徳島県広域避難ガイドライン」に沿って、必要な措置を検討しておくものとする。

第4節 土砂災害等予防対策

第1 趣旨

土砂災害による被害を最小限に止めるためには、その土地の地盤、地形を十分に理解し、その土地に適した土地利用を行うとともに、災害発生の危険度の高い場所については、災害防除のための対策を実施して、住民の生命、財産の保全に努める必要がある。

第2 土砂災害危険度調査

地震・津波災害対策編 第2章 第3節 第2「土砂災害危険度調査」参照

第3 崩壊危険地の災害防止

1. 地すべり予防対策

地震・津波災害対策編 第2章 第3節 第3「崩壊危険地の災害防止」参照

2. 急傾斜地崩壊予防対策

地震・津波災害対策編 第2章 第3節 第3「崩壊危険地の災害防止」参照

3. 土石流対策予防

地震・津波災害対策編 第2章 第3節 第3「崩壊危険地の災害防止」参照

4. 山地に起因する災害危険箇所

地震・津波災害対策編 第2章 第3節 第3「崩壊危険地の災害防止」参照

5. 農業用ため池対策

地震・津波災害対策編 第2章 第3節 第6「農業用ため池対策」参照

第4 土砂災害警戒区域等における予防対策

1. 概要

国民の生命及び身体を土砂災害から守るために、『土砂災害警戒区域における土砂災害防止対策の推進に関する法律』（以下、「土砂災害防止法」という。）に基づき、県は土砂災害発生のおそれがある箇所について、現地形・地質状況・土地利用状況・警戒避難体制等に関する基礎調査を実施し、土砂災害警戒区域等に相当する範囲を示した図面を公表した。この基礎調査の結果等を基に、本市では土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が指定されている。指定された区域については、資料編を参照とする。

2. 警戒避難体制の整備等

本市は、土砂災害警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予警報の発令及び伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について、本計画に定めるものとする。

- ◇ 土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。
- ◇ 土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令範囲として事前に設定し、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険性の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、あらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。
- ◇ 要配慮者利用施設の所有者または管理者は、土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設がある場合は、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。
- ◇ 要配慮者利用施設の所有者または管理者は、国土交通省令に定めるところにより、当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、避難の確保のための訓練を行わなければならない。
- ◇ 高齢者等避難の発令により、高齢者や障がい者等避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進することなどに留意する。
- ◇ 土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、洪水・土砂災害ハザードマップを作成し、配布している。

第5節 建築物災害予防対策

第1 趣旨

本市は、建築基準法に基づき、本節に示す対策を積極的に推進することにより、建築物の被害の防止または軽減を図るものとする。

第2 災害危険区域指定

災害危険区域内における住居の用に供する建築物の建築の禁止、その他建築物にかかる制限を行い、被害の未然防止を図るものとする。

第3 指導

災害危険区域内等における建築物について、適切な行政指導を行い、安全確保について万全を図るものとする。

第6節 雪害予防対策

第1 趣旨

本市は、豪雪による被害を未然に防止し、発生した災害の拡大を防止するため関係機関と協力し、本節に示す対策を実施する必要がある。

第2 気象情報の連絡

関係各機関と相互の連絡を密にして、気象台から発表される長期及び短期の気象情報及び現地観測地点の観測結果等に注意し、常時気象変化のすう勢と現地の正確な状況を確認するよう努めるものとする。

第3 道路除雪対策

道路交通の確保を図るため、県が行う除雪区間以外の道路の除雪作業を徳島県東部県土整備局及び関係機関と密接な連携のもとに実施するものとし、資機材等の確保について必要があると認められたときは、県に対して調達の斡旋を要請するものとする。

第4 交通の規制及び指導

豪雪による交通の危険を防止し、交通の安全と円滑化を図るため、警察が行う交通規制に協力し、不測の事故を発生させないよう指導を行う。

第5 農林施設作物の雪害対策

気象予報に注意し、降雪を早期に知るとともに、農家経営の安定を図るため、県関係機関及び農業協同組合等農業団体と相互に協力し、被害を軽減させるための予防措置を講じ生産者に周知するものとする。

第6 雪害予防知識の普及

雪害予防知識の普及については、必要に応じ資料を配付し、また市広報誌等を活用し、普及に努めるものとする。

第7節 気象業務の整備

第1 趣旨

本市は、注意報・警報・特別警報及び気象情報等の受領あるいは伝達計画をすみやかに行うため、県及び防災関係機関相互の連絡を密にし、防災対策の適切な実施を図る。

第2 警戒レベルを用いた防災気象情報の提供

1. 警戒レベル（5段階）

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて居住者等がとるべき行動を5段階に分け、居住者等がとるべき行動と当該行動を居住者等に促す情報（避難情報等）とを関連付けるものである。

2. 警戒レベル相当情報

四国地方整備局、徳島地方气象台、県は、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、その提供に当たり、参考となる警戒レベルも併せて提供することで、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。

第3 特別警報・警報・注意報

1. 特別警報・警報・注意報の概要

大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、基本的に市町村単位である二次細分区域毎に発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「キキクル」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等の注意警戒文と気象情報が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称や一次細分区域を用いる場合がある。

特別警報・警報・注意報の概要

種 類	概 要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警 報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

本市は、下図のとおり、一次細分は北部、二次細分は小松島市となる。



区域細分図

2. 特別警報・警報・注意報の種類と概要

徳島地方気象台等が発表する特別警報・警報・注意報・情報の種類と概要及び発表基準を示す。

また、数値は予想される気象要素値である。

(1) 特別警報

気象に関する特別警報の種類と概要

種類	概要
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。一部の建物の倒壊のおそれもあり、避難指示の発令の検討も必要。
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生する恐れが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

気象等に関する特別警報の発表基準

種類	概要
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
波浪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合
高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合
※発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断をする。	

〈雨を要因とする特別警報の指標（発表条件）〉

◇ 大雨特別警報（浸水害）の場合

以下①又は②のいずれかを満たすと予想され、かつ、さらに雨が降り続くと予想される地域の中で、大雨警報（浸水害）の危険度分布または洪水警報の危険度分布で5段階のうち最大の危険度が出現している市町村等に発表する。

①48時間降水量及び土壌雨量指数（※1）において、50年に一度の値以上となった5km格子が、50格子以上まとまって出現。

②3時間降水量及び土壌雨量指数（※1）において、50年に1度の値以上となった5km格子が、共に10格子以上まとまって出現（ただし、3時間降水雨量が150mm（※2）以上となった格子のみをカウントの対象とする。）

◇ 大雨特別警報（土砂災害）の場合

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域ごとに設定し、この基準値以上となる1km格子がおおむね10格子以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨（※3）がさらにふり続くと予想される場合、その講師が出現している市町村等に発表する。

※1 土壌雨量指数：降った雨が地下の土壌中にたまっている状態を表す値。

※2 3時間降水量 150mm：1時間50mmの雨（滝のようにゴーゴー降る、非常に激しい雨）が3時間続くことに相当。

※3 激しい雨：1時間に概ね30mm以上の雨

雨に関する小松島市の50年に一度の値

令和2年5月26日現在

地 域					50年に一度の値		
都道府県	府県予報区	一次細分 区域	市町村等を まとめた区域	二次細分 区域	48時間降水量 (mm)	3時間降水量 (mm)	土壌雨量指数
徳島県	徳島県	北部	徳島・鳴門	小松島市	690	222	338

※「50年に一度の値」の欄の値は、小松島市にかかる5km格子の50年に一度の値の平均値をとったものである。
 ※雨に関する徳島県の50年に一度の値一覧については、気象庁ホームページに掲載されている。
 (https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/tokubetsu-keiho/sanko/1-50ame.pdf)
 ※50年に一度の値は統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味は無い。
 ※大雨特別警報は、一定程度の広がりを持って50年に一度の大雨となり、かつ、更に雨が降り続くと予想される地域のうち、重大な災害が発生するおそれが高まっている市町村に発表される。個々の市町村で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。
 ※特別警報の判定に用いるR03の値は、3時間降水量が150mm以上となった格子のみをカウント対象とする。

◇ 台風等を要因とする特別警報の指標

「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa 以下または最大風速50m/s 以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表する。

ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧910hPa 以下または最大風速60m/s 以上とする。

台風については、指標となる中心気圧または最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）に発表されている、暴風・高潮・波浪の警報が、特別警報として発表されることに留意。

温帯低気圧については、指標となる最大風速と同程度の風速が予想される地域における、暴風（雪を伴う場合は暴風雪）・高潮・波浪の警報が、特別警報として発表されることに留意。

<参考>特別警報に位置づける現象の種類と発表基準

種 類	概 要
津 波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合 (大津波警報を特別警報に位置づける)
地 震 (地震動)	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合 (緊急地震速報(震度6弱以上)を特別警報に位置づける)

(2) 警報

気象に関する警報の種類と概要及び発表基準

種類	概要
大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。具体的には、本市の表面雨量指数基準が18、土壌雨量指数基準が243に到達することが想される場合。
大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、12時間降雪の深さが「徳島・鳴門」で10cm以上が予想される場合。
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。台風の勢力によっては、一部の建物の損壊のおそれもあり、避難指示の発令の検討も必要。具体的には、平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上と予想される場合。
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。 具体的には、降雪を伴い平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上と予想される場合。
波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、有義波高が6.0m以上と予想される場合。
高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 具体的には、潮位が1.8mに到達することが想される場合。
洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。 高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 具体的には、流域雨量指数基準が太田川で10.4、立江川で12.8に到達することが予想される場合。 指定河川洪水予報による基準は、勝浦川水系勝浦川〔横瀬・立江〕である。

(3) 注意報

気象に関する注意報の種類と概要及び発表基準

種 類	概 要
大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップ等による災害リスク再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 具体的には、本市の表面雨量指数基準が12、土壌雨量指数基準が177に到達することが想される場合。
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、12時間降雪の深さが「徳島・鳴門」で5cm以上が予想される場合。
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。暴風警報に切り替える可能性が高い旨を言及されている場合は、一部の建物の倒壊のおそれもあり、避難指示の発令の検討も必要。 具体的には、平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上と予想される場合。
暴風注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。 具体的には、降雪を伴い平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上と予想される場合。
波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、有義波高が3m以上と予想される場合。
高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、避難に備えハザードマップ等による災害リスク等を再確認する等、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 具体的には、潮位が1.4mに到達することが想される場合。
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるとときに発表される。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、視程が陸上で100m以下、海上で500m以下と予想される場合。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想された場合に発表される。 発表基準としては、気象台において最小湿度が40%以下で、実効湿度が60%以下と予想される場合。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、積雪の深さが50cm以上あり、次のいずれかが予想される場合。 ①降雪の深さが20cm以上、②気象台における最高気温が7℃以上、③降水量が10mm以上
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、低温による農作物等に著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるとときに発表される。 具体的には、気象台における最低気温が-3℃以下と予想される場合。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。 具体的には、晩霜期を対象とし最低気温が4℃以下が予想されたとき
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。 発表基準としては、気温が-2℃～2℃の条件下で「24時間の降雪の深さ」が20cm以上と予想される場合。

(3) -2 注意報

種類	概要
洪水注意報	<p>河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</p> <p>具体的には、流域雨量指数基準が太田川で8.3、立江川で10.2、複合基準（表面雨量指数、流域雨量指数の組み合わせによる基準値）が太田川で（6、7.4）、立江川で（6、7.6）に到達することが予想される場合。</p> <p>指定河川洪水予報による基準は、勝浦川水系勝浦川〔横瀬・立江〕である。</p>
<p>※地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。また地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表する。</p> <p>※発表基準欄に記載した数値は、徳島県における過去の災害と気象条件との関係を調査して決めたものであり、社会環境により変更することがある。</p> <p>※警報及び注意報はその種類にかかわらず、新たな警報または注意報が発表されたときに切替えられるものとし解除されるまで継続される。</p> <p>※水防活動の利用に適合する予報及び警報のうち水防活動用気象警報・注意報は大雨特別警報・警報・注意報、水防活動用高潮警報・注意報は高潮特別警報・警報・注意報、水防活動用洪水警報・注意報は洪水警報・注意報をもって代えるものとする。</p> <p>※大雨、洪水、高潮警報及び大雨、洪水、高潮注意報は、市町村毎に定めた基準により発表する。</p> <p>※地震など不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となる場合、必要に応じて警報・注意報の基準を暫定的に下げて運用する。</p>	

(4) 大雨警報・洪水警報の危険度分布等

警報の危険度分布等の種類と概要

種類	概要
大雨警報（土砂災害）の危険度分布 （土砂災害警戒判定メッシュ情報）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命に危険が及ぶ土砂災害が切迫しているか、すでに発生している可能性が高い警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 km ごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測。（洪水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。

以下の基準値は、地域メッシュコード（1 km 四方）毎に基準を設けている。

- ◇ 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準値
- ◇ 洪水警報・注意報の基準値
- ◇ 大雨警報（浸水害）の危険度分布の基準値
- ◇ 洪水警報の危険度分布の基準値

この基準値については、「気象庁ホームページ」を参照とする。

(<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/tokushima.html>)

＜参考＞

◇ 土壌雨量指数

降った雨による土砂災害危険度の高まりを把握するための指標である。大雨に伴って発生する土砂災害（がけ崩れ・土石流）には、現在降っている雨だけでなく、これまでに降った雨による土壌中の水分量が深く関係しており、土壌雨量指数は、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化したものである。土壌雨量指数は、各地の気象台が発表する大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等の判断基準に用いている。土砂災害発生の危険度を判定した結果は「大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）」で確認できる。

◇ 表面雨量指数

短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標である。表面雨量指数は、地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかをタンクモデルを用いて数値化したものである。表面雨量指数は、気象台が発表する大雨警報（浸水害）・大雨注意報の判断基準に用いている。浸水害発生の危険度を判定した結果は「大雨警報（浸水害）の危険度分布」で確認できる。

◇ 流域雨量指数

河川の上流域に降った雨により、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標である。地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を、タンクモデルや運動方程式を用いて数値化したものである。流域雨量指数は、各地の気象台が発表する洪水警報・注意報の判断基準に用いている。浸水害発生の危険度を判定した結果は「大雨警報（浸水害）の危険度分布」で確認できる。

(5) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（徳島県：北部・南部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（徳島県）で発表される。

大雨に関して、明日までの期間に[高]または[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

第4 全般気象情報、四国地方気象情報、徳島県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。

雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する徳島県気象情報」、「記録的な大雨に関する四国地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。大雨により災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で振り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する〇〇気象情報」という表題の気象情報が徳島県気象情報、四国地方気象情報、全般気象情報として同時に発表される。

大雪による大規模な交通障害の発生するおそれが高まり、一層の警戒が必要となるような短時間の大雪となることが見込まれる場合、「顕著な大雪に関する〇〇気象情報」という表題の気象情報が発表される。

第5 指定河川洪水予報

河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位または流量を示して発表される警報及び注意報で下表の標題により発表される。警戒レベル2～5に相当する。

指定河川洪水予報の種類、標題と概要

種類	種類	発表基準及び概要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、緊急安全確保の発令の判断の参考とする。命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示等の発令の判断の参考とする。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	

那賀川及び勝浦川の洪水予報区間、水位または流量の予報に関する基準点、担当官署、発表基準に関する情報は、本編 第3章「小松島市水防計画」を参照とする。

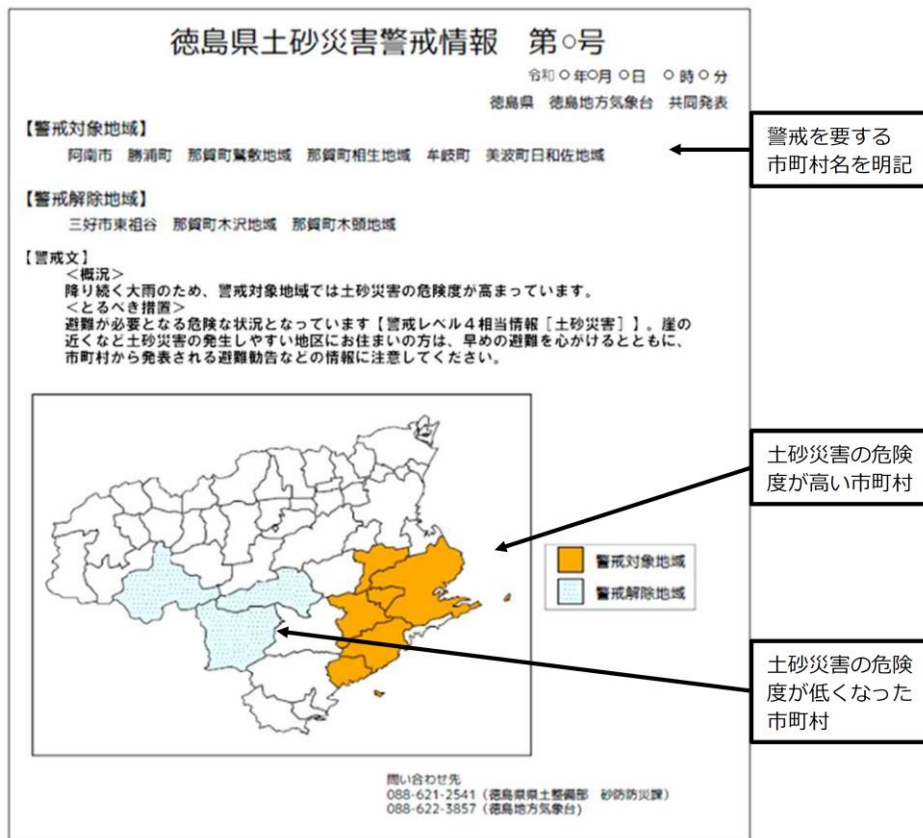
第6 土砂災害警戒情報

本市は、徳島県と徳島地方气象台が共同で作成・発表する「土砂災害警戒情報」によって、避難指示や住民の自主避難を呼びかける。

この土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる地域を特定して警戒が呼びかけられる情報で、徳島県と徳島地方气象台から共同で発表される。市内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

◇ 土砂災害警戒情報の発表基準

大雨による土砂災害発生の危険度を気象庁の降雨予測に基づいて判断し、土砂災害に対する警戒（あるいは警戒解除）について記された情報で、次図のとおりとなっている。



土砂災害警戒情報（参考）

第7 記録的短時間大雨情報

徳島県内北部で大雨警報発表中に、キキクルの「危険」（紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な1時間降水量が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や、中小河川の増水・氾濫による災害発生に繋がるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所を確認する必要がある。

なお、記録的短時間大雨情報発表の基準雨量は、「徳島県北部」では『1時間降水量110ミリ以上を観測または解析したとき』である。

第8 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼び掛ける情報で、雷注意報が発表されている状況において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表「徳島県北部」で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位「徳島県北部」で発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

竜巻注意情報の発表例（目撃情報を含まない場合）

徳島県竜巻情報 第〇号
令和××年×月×日〇〇時〇〇分 気象庁発表
徳島県北部は、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になっています。
空の様子に注意してください。雷や急な風の変化など積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。
落雷、ひょう、急な強い雨にも注意してください。
この情報は、×日〇〇時〇〇分まで有効です。

竜巻注意情報の発表例（目撃情報を含む場合）

徳島県竜巻注意情報第〇号
令和××年×月×日〇〇時〇〇分 気象庁発表
【目撃情報あり】徳島県北部で竜巻などの激しい突風が発生したとみられます。
徳島県北部は、竜巻などの激しい突風が発生するおそれが非常に高まっています。
空の様子に注意してください。雷や急な風の変化など積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。
落雷、ひょう、急な強い雨にも注意してください。
この情報は、×日〇〇時〇〇分まで有効です。

第9 台風予報、台風情報

1. 台風に関する予報・情報

気象庁は、北西太平洋（東経100度～東経180度、赤道～北緯60度）上に存在する台風の進路（中心位置）や強さ等について、実況及び24時間先までの予報を3時間毎に、72時間先までの予報を6時間毎に発表する。さらに、3日（72時間）先も引き続き台風であると予想される時には、5日（120時間）先までの進路予報を6時間毎に発表する。台風が日本に大きな影響を及ぼすことが見込まれる場合には、1時間後の中心位置や強さ等を推定して1時間毎に発表するとともに、24時間先までの詳細な予報（3時間刻みの中心位置や強さ等）を3時間毎に発表する。

2. 台風の大きさ・強さ

台風接近時に的確な防災対策を行うためには、台風の勢力や進路等に関する情報が必要である。そのために台風を「大型で強い台風」のように、大きさ（強風域：平均風速15m/s以上の強い風が吹いているか、吹く可能性がある範囲）を3段階、強さ（最大風速：10分間平均風速の最大値）を4段階で表現する。

台風の大きさの分類

平均風速15m/s以上の強風域の半径	分類
500km未満	大型（大きい）
500km以上 800km未満	
800km以上	

台風の強さの分類

最大風速	分類
17m/s以上33m/s未満	強い 非常に強い 猛烈な
33m/s（64ノット）以上44m/s（85ノット）未満	
44m/s（85ノット）以上54m/s（105ノット）未満	
54m/s（105ノット）以上	

第10 火災気象通報

消防法（昭和23年法律第186号）第22条第1項に基づき、徳島地方気象台は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき、その状況を火災気象通報として知事に通報するもので、知事は本市に通報する。

本市は、前項の通報を受けたとき、または気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発する。

火災気象通報の発表基準は次のとおりである。

◇ 「乾燥注意報」基準（実効湿度が60%以下、最小湿度が40%以下）と「強風注意報」基準（平均風速12m/s以上）と同一。

ただし、降雨、降雪中は通報しないこともある。

第3章 小松島市水防計画

第1節 総則

第1 計画の目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第4条の規定に基づき、徳島県知事から指定された指定水防管理団体たる小松島市が、同法第33条第1項の規定に基づき、小松島市における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、小松島市の地域にかかる河川、湖沼または海岸の洪水、雨水出水、津波または高潮の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第2 用語の定義

徳島県水防本部

徳島県内における水防を統括するために、県土整備部内に設置される機関をいう。

水防管理団体

法第2条第2項の規定により、水防の責任を有する市町村または水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合もしくは水害予防組合をいう。

指定水防管理団体

法第4条の規定により、水防管理団体のうち、水防上公共の安全に重大な関係のあるものについて、知事が指定したものをいう（昭和61年12月12日県告示第876号）。

水防管理者

水防管理団体である市町村の長または水防事務組合の管理者もしくは長もしくは水害予防組合の管理者をいう（法第2条第3項）。本市では市長が水防管理者となる。

消防機関

消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第2条第4項）。

消防機関の長

消防本部を置く市町村にあっては消防長を、消防本部を置かない市町村にあっては消防団の長をいう（法第2条第5項）。

水防団

消防組織法第9条に規定する消防機関及び法第5条、法第6条に規定する水防団をいう。

水防団長	水防機関のそれぞれの長（消防本部をおく市町村にあっては消防長、その他の市町村にあっては消防団の長、水防団にあっては水防団長）をいう。
水防協力団体	一般社団法人もしくは一般財団法人または特定非営利活動法人であって、水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認め、水防管理者が指定した団体をいう（法第36条第1項）。
量水標管理者	量水標、驗潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第2条第7項、法第10条第3項）。
洪水予報	洪水予報河川において洪水のおそれがあると認められるときに、国土交通大臣または都道府県知事が気象庁長官と共同して、水位または流量（国の機関が行う洪水予報については、これに加えて氾濫した後における水位もしくは流量または氾濫により浸水する区域及びその水深）を示して、当該河川の状況を通知及び周知させるために行う発表（氾濫注意情報・氾濫警戒情報・氾濫危険情報・氾濫発生情報）をいう。
水防警報	国土交通大臣または都道府県知事が、水防警報河川において、洪水、津波または高潮によって重大な損害を生ずるおそれがあると認められるとき、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に対し、水防活動を行う必要がある旨を警告して行う発表（待機・準備・出動・解除）をいう。
洪水浸水想定区域	洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水災による被害の軽減を図るため、国土交通大臣または都道府県知事が洪水予報河川及び水位周知河川について指定する当該河川が、想定し得る最大規模の降雨により氾濫した場合に浸水が想定される区域をいう。
高潮浸水想定区域	高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水災による被害の軽減を図るため、都道府県知事が水位周知海岸について指定するもので、当該海岸の想定し得る最大規模の高潮により氾濫した場合に浸水が想定される区域をいう。
洪水予報河川	法第10条第2項または法第11条第1項の規定により、国土交通大臣または都道府県知事が、洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるとして指定した河川で、気象庁長官と共同して洪水予報を行う河川をいう。

水位周知河川 (水位情報周知河川)	法第13条第1項または第2項の規定により、国土交通大臣または都道府県知事が、洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるとして指定した河川で、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を定めて、当該河川の水位がこれに達したときにその旨を通知及び周知する河川をいう。
水防警報河川	法第16条第1項の規定により、国土交通大臣または都道府県知事が、洪水、津波または高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるとして指定の上公示した河川で、水防警報を行う河川をいう。
水位周知海岸	法第13条の3の規定により、都道府県知事が、高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるとして指定した海岸で、高潮特別警戒水位を定めて当該海岸の水位がこれに達したときにその旨を通知する海岸をいう。
水防団待機水位 (通報水位)	洪水または高潮のおそれがある場合において、当該水位を超えるときに水防管理者または量水標管理者がその水位の状況を関係者に通報する水位であり、水防警報河川において水防警報（水防団の準備）を発表する基準となる水位をいう。
氾濫注意水位 (警戒水位)	水防団待機水位を超える水位であって洪水または高潮による災害の発生を警戒すべき水位で、当該水位を超えるときに量水標管理者がその水位の状況を公表する水位であり、洪水予報河川において氾濫注意情報を発表し、水防警報河川において水防警報（水防団の出動）を発表する基準となる水位をいう。
避難判断水位	氾濫注意水位を超える水位であって市町村長の高齢者等避難発表の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位をいう。洪水予報河川及び水位周知河川において氾濫警戒情報を発表する基準となる。
氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)	市町村長の避難指示等の発令判断の目安となる水位をいう。洪水予報河川及び水位周知河川において氾濫危険情報を発表する基準となる水位をいう。なお、水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

洪水特別警戒水位

法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣または都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

高潮特別警戒水位

市町村長の避難指示等の発令判断の目安となる水位をいう。水位周知海岸において高潮氾濫発生情報を発表する基準となる水位をいう。

重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

第3 水防の責任等

水防に関係する各主体について、水防法に規定されている責任及び義務は次のとおりである。

1. 県の責任

県内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保すべき責任を有する（法第3条の6）。

具体的には、主に次のような事務を行う。

主な事務	
1	県水防計画の策定及び要旨の公表（法第7条第1項及び5項）
2	水防信号の制定（法第20条）
3	洪水等により危険が切迫した場合における立退きの指示（法第29条）
4	水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体の指定（法第4条）
5	指定水防管理団体における水防団員の定員の基準の設定（法第35条）
6	洪水予報の実施（第11条第1項）
7	氾濫警戒情報の通知及び周知（法第13条第2項、法第13条の3、法第13条の4）
8	水防警報の実施（法第16条第1項）
9	緊急時の水防管理者、水防団長または消防機関の長への指示（法第30条）
10	水防に関する必要な報告の聴取（法第47条第2項）
11	水防に関する必要な勧告及び助言（法第48条）
12	水防倉庫の設置及び水防資器材の備蓄
13	浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条）

2. 水防管理団体等の責任

管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する（法第3条）。

具体的には、主に次のような事務を行う。

主な事務	
1	水防団の設置（法第5条）
2	水防団員等の公務災害補償（法第6条の2）
3	平常時における河川等の巡視（法第9条）
4	水位の通報（法第12条第1項）
5	浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第15条）
6	避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者または管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第15条の3）
7	水防団及び消防機関の出動準備または出動（法第17条）
8	警戒区域の設定（法第21条）

9	警察官の援助の要求（法第22条）
10	他の水防管理者または市町村長もしくは消防長への応援要請（法第23条）
11	堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第25条、法第26条）
12	公用負担により損失を受けた者への損失の補償（法第28条第3項）
13	避難のための立退きの指示（法第29条）
14	水防訓練の実施（法第32条の2）
15	（指定水防管理団体）水防計画の策定及び要旨の公表（法第33条第1項及び第3項）
16	（指定水防管理団体）水防協議会の設置（法第34条）
17	水防協力団体の指定・公示（法第36条）
18	水防協力団体に対する監督等（法第39条）
19	水防協力団体に対する情報の提供または指導もしくは助言（法第40条）
20	水防従事者に対する災害補償（法第45条）
21	消防事務との調整（法第50条）

3. 国土交通省の責任

国土交通省は、主に次のような事務を行う。

主な事務	
1	水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）
2	洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項）
3	量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
4	水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第13条第1項）
5	洪水予報または水位到達情報の通知の関係市町村長への通知（法第13条の4）
6	洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条）
7	水防警報の発表及び通知（法第16条第1項及び第2項）
8	特定緊急水防活動（法第32条）
9	水防協力団体に対する情報の提供または指導もしくは助言（法第40条）

4. 河川管理者の責任

主な事務	
1	水防管理者に対する浸水被害軽減地区の指定及び市町村長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言（法第15条の12）

5. 気象庁の責任

主な事務	
1	気象、津波、高潮及び洪水の予報及び警報の発表及び通知（法第10条第1項、気象業務法第14条の2第1項）
2	洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項、法第11条第1項並びに気象業務法第14条の2第2項及び第3項）

6. 居住者等の義務（法第24条）

水防管理者、水防団長等は、水防のためにやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者または水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

7. 水防協力団体の義務

主な事務	
1	決壊の通報（法第25条）
2	決壊後の処置（法第26条）
3	水防訓練の実施（法第32条の2）
4	津波避難訓練への参加（法第32条の3）
5	業務の実施等（法第36条、第37条、第38条）

第4 水防計画の作成及び変更

本市は、毎年、県の水防計画に準じて、出水期前までに水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは変更を行う。水防計画を変更するときは、あらかじめ、防災会議に諮るとともに、徳島県知事に届け出るものとする。

また、本市は、水防計画を変更したときは、その要旨を公表するものとする。

第5 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて、遠地津波と近地津波に分類して考えられる。遠地津波の場合は、原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。従って、水防活動及び水防団自身の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で襲来までの時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがある。しかし、近地津波で、かつ安全な避難場所までの所要時間がかかる場合は、水防団員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。

従って、あくまでも水防団員自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

第6 安全配慮

洪水、津波または高潮のいずれにおいても、水防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

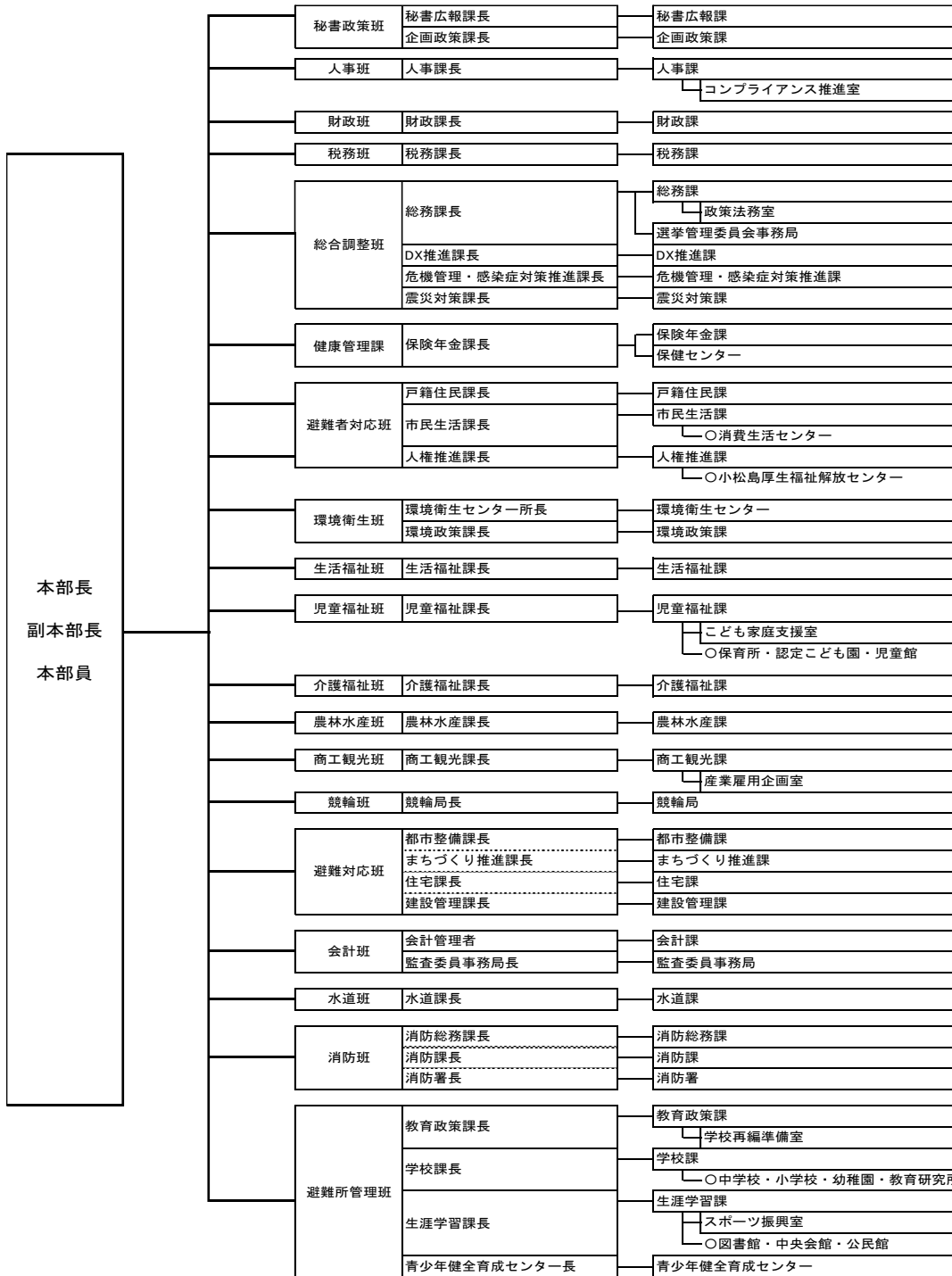
避難誘導や水防作業の際も、水防団自身の安全は確保しなければならない。

水防活動に従事する者自身の安全確保のために配慮すべき事項は次のとおりとする。

- ◇ 原則として、隊（2名以上）として活動することとし、隊長は安全管理に特に留意する。
- ◇ 水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- ◇ 水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもので不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- ◇ 水防活動時には、ラジオの携行等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- ◇ 水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- ◇ 隊長または監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- ◇ 隊長は水防団員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を水防団員等へ周知し、共有しなければならない。
- ◇ 隊長は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
- ◇ 出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を水防団員全員に配付し、安全確保のための研修を実施する。

第2節 水防組織

水防に関する警報・注意報等または地震等により、洪水津波または高潮のおそれがあると認められるときから洪水等の危険が解除されるまで、水防管理者は市役所に水防本部を設置し、小松島市地域防災計画に定める災害対策本部の組織及び事務分掌を準用し処理する。ただし、災害対策本部が設置されたときは、同本部の一部として編入され、小松島市地域防災計画に定める災害対策本部の組織及び事務分掌を準用し処理する。



災害対策本部の組織編成図

第3節 重要水防箇所

第1 重要水防区域等

1. 重要水防区域等の意義

国土交通省管理河川において定められる重要水防箇所、及び県管理河川において定める重要水防区域（以下、「重要水防区域等」という。）は、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所である。

国及び県は、各管理河川における重要水防区域等を定め、これを水防管理団体に周知徹底することにより、水防活動に対し一定の指針を与えることとしている。

2. 重要水防区域等の活用

水防管理団体は、各重要水防区域等に係る関係区域（地区名〔戸数、住民数〕等）を把握し、また危険な場合における措置（担当水防団〔人数〕、避難場所〔収容能力〕等）を適正に定めることにより、洪水時における水防活動、住民の避難等対応方法を明確にし、もって被害発生の抑制に努める必要がある。

また、随時重要水防区域等の巡視を行うとともに、特に出水期前においては河川管理者と合同で巡視を行い、重要水防区域等の実態の把握に努め、洪水時における水防活動の迅速かつ円滑な実施を図る必要がある。

なお、市内の水防区域、重要水防区域等及び分団受持堤防一覧表は、資料編のとおりである。

第2 重要水防区域等設定の基準

1. 国土交通省管理河川

重要水防箇所評定基準（那賀川河川事務所）

平成6年10月28日 建設省河治発第79号
建設省河川局治水課長通達
最終改正：平成31年2月27日 国河治第19号

種 別	重 要 度		要 注 意 区 間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
漏 水 (溢 水)	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤 体 漏 水	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
基礎地盤漏水	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基礎地盤漏水に関する変状が集中している箇所。堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。	
水 衝・洗 掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所。橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。波浪による河岸の欠壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工 作 物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	

工事施行			出水期間中に堤防を開削する工事施工工事箇所又は仮締切り等により、本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・破堤跡 ・旧川跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸 閘			陸閘が設置されている箇所。

平成21年12月4日付
四国地方整備局河川管理課長事務連絡

種 別	重 要 度		要 注 意 区 間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
流下能力不足			堤防高は基準を満足しているが河道断面が不足し、計画高水流量規模の洪水が流下したときに、想定される水位が現況の堤防高を超える、若しくは現況の堤防高までの余裕高が該当地点における堤防の計画上の余裕高に満たない箇所。
開口部			道路等が交差するために堤防の高さを下げた箇所や計画高水流量規模の洪水が流下したときに、想定される水位が現況の堤防高を超える、若しくは現況の堤防高までの余裕高が該当地点における堤防の計画上の余裕高に満たない箇所。

2. 徳島県管理河川

徳島県管理河川重要水防区域評価基準

平成18年11月2日河第398号河川課長通知
最終改正：令和3年4月1日河第41号

種 別	重 要 度		要 注 意 区 間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
堤 防 高	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画高水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が設定されている箇所において、計画高水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を超える箇所。	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画高水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が設定されている箇所において、計画高水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を超えないが、その差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画高水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が設定されていない箇所において、既往最高水位が現況の堤防高を超えた履歴がある箇所。	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画高水位等が設定されていない箇所において、既往最高水位が現況の堤防高を超えた履歴はないが、その差が0.6m未満の箇所。	
堤 防 断 面	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画の堤防断面が設定されている箇所において、現況の堤防断面あるいは天端幅が計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の2分の1未満の箇所。	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画の堤防断面が設定されている箇所において、現況の堤防断面あるいは天端幅が計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所。	
洪 水 痕 跡	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m未満（無堤区間を含む）の区間の内、既往最高水位が現況の堤防高（無堤区間においては河岸の高さ）を越え、これにより背後地の人家等に床上浸水が発生した履歴がある箇所。	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m未満（無堤区間を含む）の区間の内、既往最高水位が現況の堤防高（無堤区間においては河岸の高さ）を越え、これにより背後地の人家等に床上浸水が発生した履歴がある箇所。	
法 崩 れ ・ す べ り	法崩れ又はすべりの履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	法崩れ又はすべりの履歴があるが、その対策が暫定施工の箇所。法崩れ又はすべりの履歴はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所、所要の対策が未施工の箇所。	
漏 水	漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防であること、あるいは基礎地盤及び堤体の土質等からみて、漏水が発生するおそれがある箇所、所要の対策が未施工の箇所。	

水衝・洗掘	<p>水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の欠壊等の危険に瀕した履歴があるが、その対策が未施工の箇所。</p>	<p>水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。</p>	
工作物	<p>河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。</p>		
	<p>現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画高水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が設定されている箇所にあつては、橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水位（高潮区間にあっては計画高潮位）以下となる箇所。</p>	<p>現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画高水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が設定されている箇所にあつては、橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）を上まわるが、その差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。</p>	
	<p>現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画高水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が設定されていない箇所にあつては、既往最高水位が橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等に達した履歴がある箇所。</p>	<p>現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画高水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が設定されていない箇所にあつては、既往最高水位が橋梁その他の河川横断物の桁下高等に達した履歴はないが、その差が0.6未満の箇所。</p>	
<p>現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m未満の区間の内、その設置び起因する堰上げ等により河川管理施設等に損傷を及ぼし又は背後地の人家等に床上浸水を発生させた履歴がある橋梁その他の河川横断工作物の設置されている箇所。</p>	<p>現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m未満の区間の内、その設置び起因する堰上げ等により背後地の人家等に床上浸水を発生させた履歴がある橋梁その他の河川横断工作物の設置されている箇所。</p>		
工事施行			<p>出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により、本堤に影響を及ぼす箇所。</p>
新堤防・破堤跡・旧川跡	<p>破堤跡で、河川改修工事が未施工の箇所。</p>	<p>現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画高水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が設定されていない箇所にあつては、既往最高水+K118位が橋梁その他の河川横断物の桁下高等に達した履歴はないが、その差が0.6未満の箇所。</p>	<p>新堤防で、築造後3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。</p>
陸 閘			<p>陸閘が設置されている箇所。</p>

第4節 予報及び警報

第1 気象庁が行う予報及び警報

1. 水防活動の利用に適合する警報、注意報

徳島地方気象台長は、気象等の状況により洪水、津波または高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を四国地方整備局徳島河川国道事務所長及び知事などに通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

水防活動の利用に適合する（水防活動用）警報及び注意報は、指定河川洪水予報を除き、一般の利用に適合する特別警報、警報及び注意報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する警報、注意報の種類と対応する一般の利用に適合する特別警報、警報、注意報の種類及びそれらの概要は、次のとおりである。

特別警報、警報、注意報の種類及び概要

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報	概要
水防活動用 気象警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
水防活動用 津波警報	津波特別警報 (大津波警報の名称で発表)	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	津波警報	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
水防活動用 高潮警報	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
水防活動用 洪水警報	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。

水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
※ 一般の利用に適合する洪水の特別警報は設けられていない。		

大雨注意報発表基準

一次細分 区域	市町村等を まとめた地域	市町村等	表面雨量 指数基準	土壌雨量 指数基準
北部	徳島・鳴門	小松島市	12	177
【備考】 ※基準値における「・・・以上」の「以上」は省略した。 ※表面雨量指数基準は、市町村の域内において単一の値をとる。 ※土壌雨量指数基準は1km四方毎に設定しているが、欄内の土壌雨量指数基準は市町村内における基準値の最低値を示している。				

大雨警報発表基準

一次細分 区域	市町村等を まとめた地域	市町村等	表面雨量 指数基準	土壌雨量 指数基準
北部	徳島・鳴門	小松島市	18	243
【備考】 ※基準値における「・・・以上」の「以上」は省略した。 ※表面雨量指数基準は、市町村の域内において単一の値をとる。 ※土壌雨量指数基準は1km四方毎に設定しているが、欄内の土壌雨量指数基準は市町村内における基準値の最低値を示している。				

洪水注意報発表基準

一次細分 区域	市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量 指数基準	複合基準
北部	徳島・鳴門	小松島市	太田川流域=8.3 立江川流域=10.2	太田川流域=6、7.4 立江川流域=6、7.6
指定河川洪水予報による基準				
勝浦川水系勝浦川[横瀬・江田]				
【備考】 ※基準値における「・・・以上」の「以上」は省略した。 ※欄中、「指定河川洪水予想による基準」の「〇〇川[△△]」は、洪水注意報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予測において、△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味している。 ※基準が設定されていない市町村等については、その欄を“-”で示している。 ※流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。 ※複合基準は表面雨量指数、流域雨量指数の組み合わせによる基準値を表している。				

洪水警報発表基準

一次細分 区域	市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量 指数基準	複合基準
北部	徳島・鳴門	小松島市	太田川流域＝10.4 立江川流域＝12.8	—
指定河川洪水予報による基準				
勝浦川水系勝浦川[横瀬・江田]				
<p>【備考】</p> <p>※基準値における「・・・以上」の「以上」は省略した。</p> <p>※欄中、「指定河川洪水予想による基準」の「〇〇川[△△]」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予測において、△△基準観測点で氾濫警戒情報、または、氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを意味している。</p> <p>※基準が設定されていない市町村等については、その欄を“—”で示している。</p> <p>※流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。</p> <p>※複合基準は表面雨量指数、流域雨量指数の組み合わせによる基準値を表している。</p>				

高潮警報・注意報発表基準

一次細分 区域	市町村等を まとめた地域	市町村等	潮位情報	
			警報	注意報
北部	徳島・鳴門	小松島市	1.8m	1.4m
<p>【備考】</p> <p>※基準値における「・・・以上」の「以下」は省略した。</p> <p>※高潮警報・注意報の基準の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。</p>				

他の気象に関する特別警報、警報、注意報の発表基準や概要は、本編 第2章 第7節 第3「特別警報・警報・注意報」を参照とする。

また、大津波警報（特別警報に位置付けられる）・津波警報・津波注意報の各発表基準は、地震・津波災害対策編 第2章 第7節 第2「津波からの避難対策」を参照とする。

2. 警報等の伝達経路

以下の伝達系統について、共通対策編 第3編 第2節「災害情報の収集・伝達」参照とする。

- ◇ 大津波警報・津波警報・津波注意報の伝達系統
- ◇ 津波予報、地震・津波に関する情報の伝達系統
- ◇ 気象に関する特別警報・警報の伝達系統
- ◇ 気象に関する注意報・情報の伝達系統
- ◇ 指定河川（那賀川、勝浦川）洪水注意報・警報、情報の伝達系統

第2 指定河川洪水予報

1. 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたとき、または知事が指定した河川について洪水予報をしたときは、水防管理者等に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知するものとする。

発表する情報の種類及び発表基準は、次のとおりである。

洪水予報の種類及び発表基準

種類	発表基準及び概要
氾濫注意情報 (洪水注意報)	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
氾濫警戒情報 (洪水警報)	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
氾濫危険情報 (洪水警報)	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示等の発令の判断の参考とする。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。 災害がすでに発生している状況であり、緊急安全確保の発令の判断の参考とする。命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。

2. 国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報（那賀川）

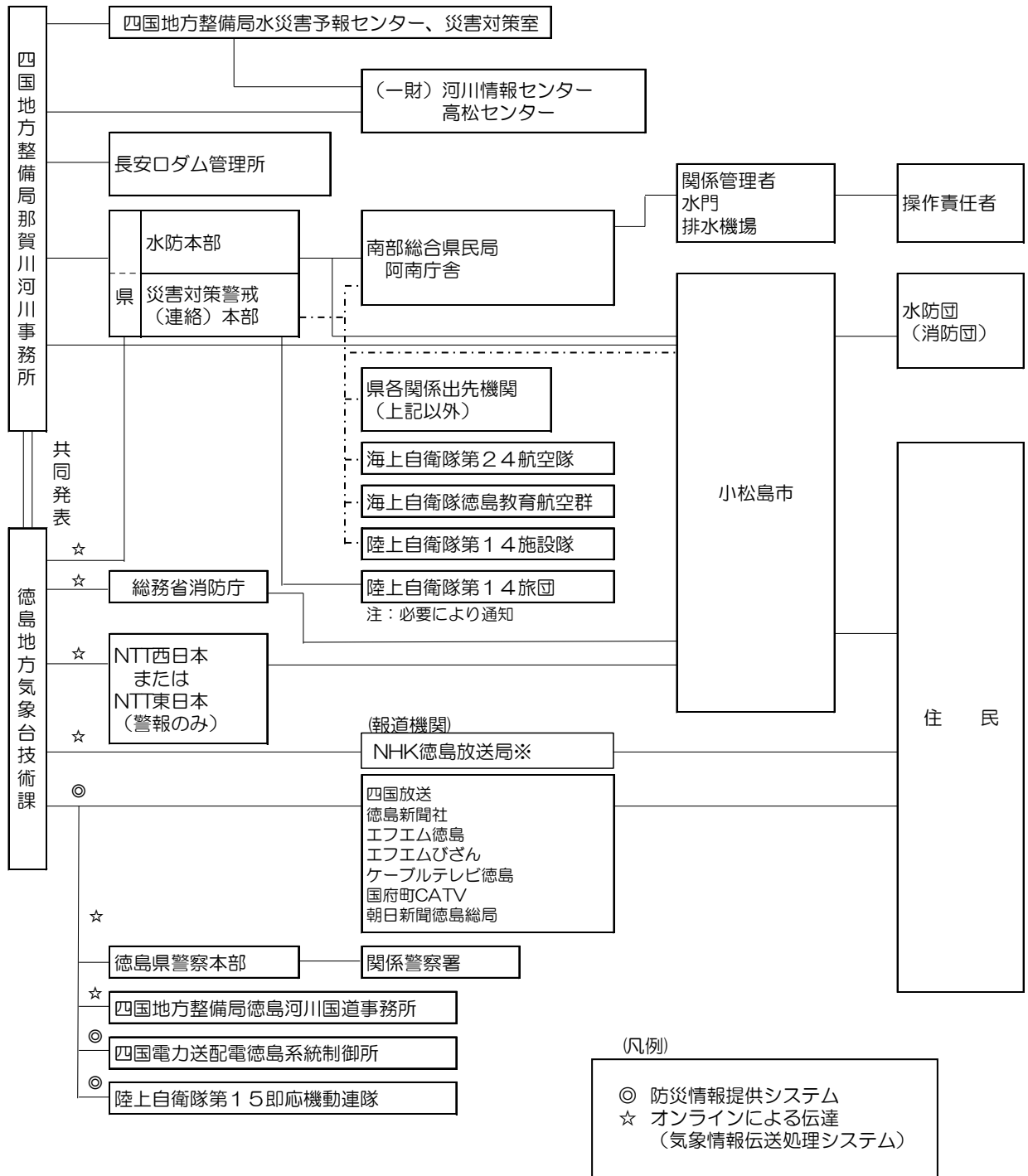
洪水予報を行う河川名、区域、基準点及び担当管署

河川名	実施区域	水位または流量の予報に関する基準点	担当管署名
那賀川	左岸 阿南市十八女町から河口まで 右岸 阿南市加茂町から河口まで	古庄 (上流・下流)	四国地方整備局 那賀川河川事務所

洪水予報の対象となる基準観測所

観測所名	所在地	水位 (m)					
		平常	水防団待機	氾濫注意	避難判断	氾濫危険	計画高
古庄 (上流)	阿南市羽ノ浦町古庄	0.0	3.5	5.0	5.4	5.8	8.823
古庄 (下流)					7.9	8.8	

[風水害対策編]



(連絡先)

那賀川河川事務所調査課	徳島地方気象台
(通常時) TEL 0884-22-6562	TEL 088-622-3857
FAX 0884-22-7062	FAX 088-652-9407
(災害体制時) TEL 0884-22-6461	
FAX 0884-22-6919	
マイクロ (TEL) 723-560~561	
(FAX) 723-299	
(休祭日等) TEL 090-4509-0143	

指定河川洪水注意報・警報、情報の伝達系統 (那賀川)

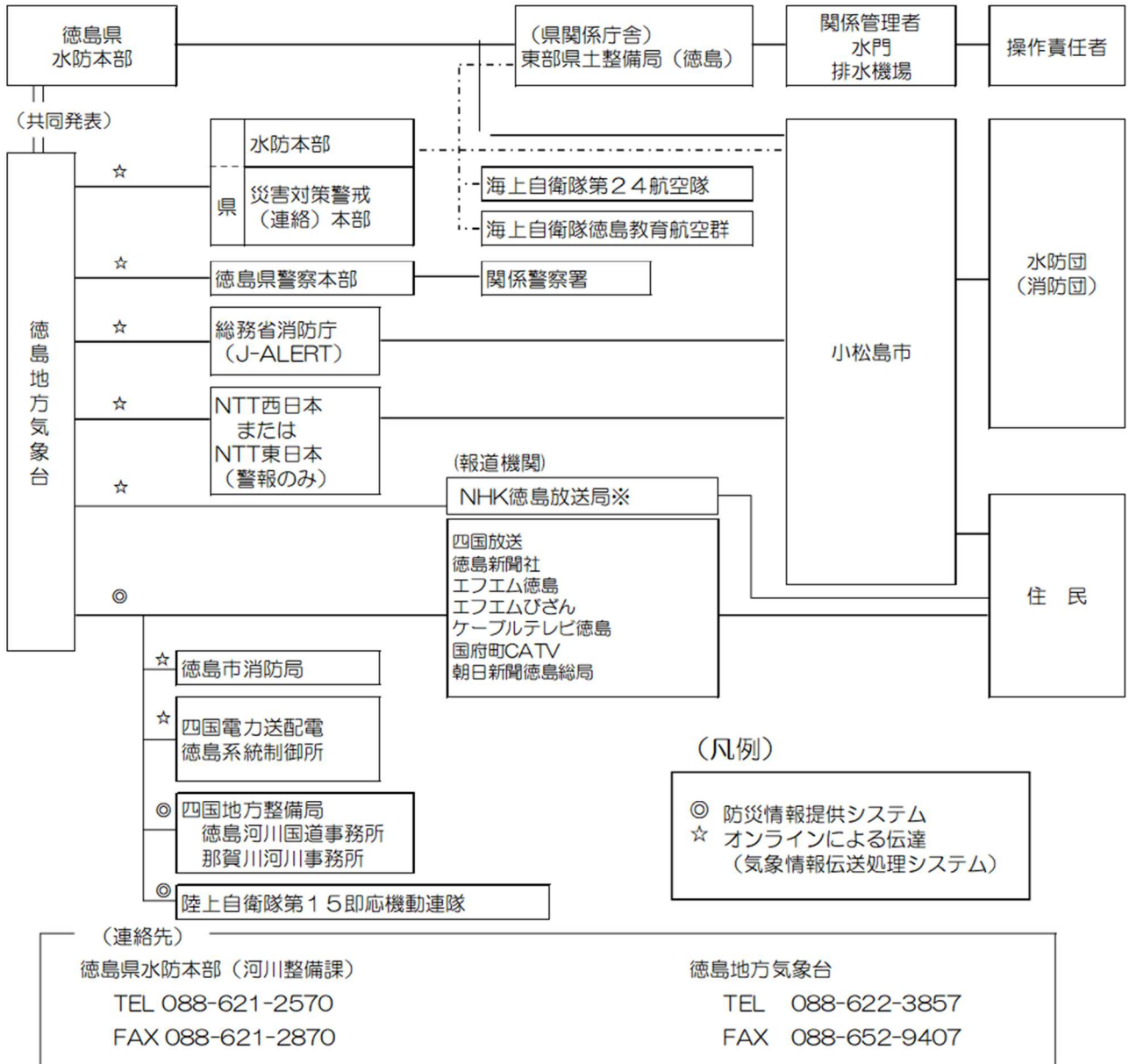
3. 県と気象庁が共同で行う洪水予報（勝浦川）

洪水予報を行う河川名、区域、基準点及び担当管署

河川名	実施区域	水位または 流量の予報に 関する基準点	担当管署名
勝浦川	左岸 勝浦郡勝浦町三溪（横瀬橋）から河口まで 右岸 同上	横瀬 江田	徳島県河川整備課 徳島地方气象台

洪水予報の対象となる基準観測所及び発表基準

河川名	基準水位 観測所	洪水予報発表の基準			
		氾濫注意情報 （洪水注意報）	氾濫警戒情報 （洪水警報）	氾濫危険情報 （洪水警報）	氾濫発生情報 （洪水警報）
勝浦川	横瀬	氾濫注意水位（警戒 水位）3.0mに達 し、更に水位の上昇 が見込まれるとき	避難判断水位3.6m に達し、更に水位の 上昇が見込まれると き、あるいは、氾濫 危険水位4.2mに到 達することが見込ま れるとき	氾濫危険水位4.2m に達したとき	洪水予報区間内で氾 濫が発生したとき
	江田	〃 3.4m 〃	〃 4.1m 〃 4.7m 〃	〃 4.7m 〃	〃



指定河川洪水注意報・警報、情報の伝達系統(勝浦川)

第3 水防警報

1. 安全確保の原則

水防警報は、洪水、津波または高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、津波の発生時における水防活動、その他危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の発令については、水防活動に従事する者の安全確保に配慮して通知するものとする。なお、津波到達時間が短く、水防活動を行うことが難しいことが想定される場合は、水防警報を発令しないという整理の仕方もある。

2. 種類及び発令基準

本市に関連する、国土交通省が行う水防警報の種類及び内容は以下のとおりである。

洪水・高潮時の水防警報の種類及び内容

種類	内容
待機	状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検等に努めるとともに、水防機関に出動準備をさせる必要がある旨を警告するもの
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの
水位情報 (適宜)	水位の上昇下降、最高水位、水位見込み等水防活動上必要な情報の通知 (「出動」を発令してから「解除」するまでの間、適宜通知する。)

津波に関する水防警報の種類、内容及び発表基準（国土交通省）

種類	内容	発表基準
待機	水防団員の安全を確保した上で待機する必要がある旨を警告するもの	津波警報が発表され、かつ必要と認めるとき
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	津波警報が解除される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき
解除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの	巡視等により被害が確認されなかったとき、または応急復旧等が終了したときに、水防作業を必要とする状況が解消したと認めるとき

・津波到達までに水防警報を発表できない場合（県からの伝達が間に合わない場合も含む）の措置
担当官署からの津波に関する水防情報が水防管理者に通知されるまでの間において、気象庁の津波警報が発表されている場合は、水防管理者は水防団員の安全を確保する措置をとるものとする。

3. 県が行う水防警報（氾濫警戒情報等含む）

水防法第16条第1項の規定により知事が指定した河川（水防警報河川）及び同法第13条第2項の規定により知事が指定した河川（水位周知河川）並びに同法13条の3により知事が指定した海岸（水位周知海岸）について、水防警報並びに水位情報が発令された場合、通知及び周知を実施する。

(1) 水防警報を行う河川名または海岸名、区域、発表基準

洪水・高潮時に水防警報を行う河川の区域及び担当管署

河川名	実施区域	担当管署名
勝浦川 ※	勝浦郡勝浦町三湫（横瀬橋）から河口まで	東部県土整備局 （徳島）

※水防警報のみ実施

洪水・高潮時の河川に関する水防警報の発表基準

河川名	基準水位 観測所	発表基準			
		第1段階 待機	第2段階 準備	第3段階 出動	第4段階 解除
勝浦川	横瀬	氾濫注意水位以上に達すると予想されるとき	水位が水防団待機水位2.00mに達しなお上昇の恐れがあるとき	水位が氾濫注意水位3.00mに達しなお上昇の恐れがあるとき	水防作業を必要としなくなったとき
	江田	//	水位が水防団待機水位2.40mに達しなお上昇の恐れがあるとき	水位が氾濫注意水位3.40mに達しなお上昇の恐れがあるとき	//

水位周知海岸の区域及び担当管署

海岸名	実施区域	担当官署名
紀伊水道西沿岸	沿岸方向：松茂町・徳島市境界 から 小松島市・阿南市境界 まで	東部県土整備局 （徳島）

水位周知海岸の基準水位観測所

海岸名	基準水位 観測所	設備箇所	高潮氾濫 危険水位 (T.P.+m)
紀伊水道西沿岸	徳島小松島港	徳島県小松島市小松島町外開地先	1.8

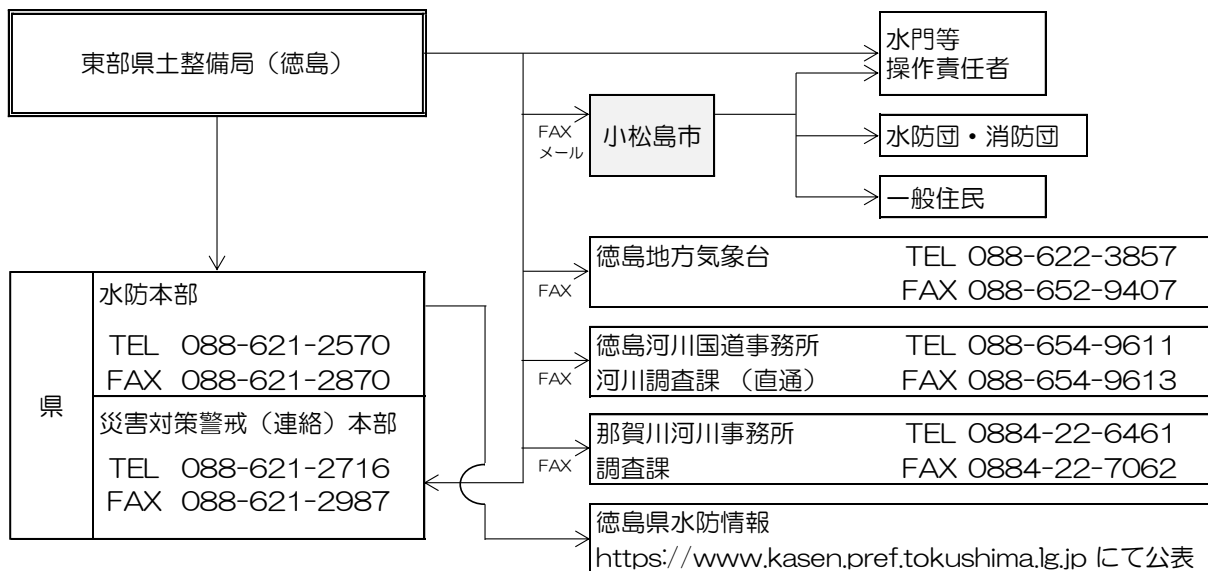
(2) 津波に関する水防警報の種類、内容及び発表基準

津波に関する水防警報の種類、内容及び発表基準（徳島県）

種類	内容	発表基準
待機	水防団員の安全を確保した上で待機する必要がある旨を警告するもの	津波警報が発表され、かつ必要と認めるとき
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	津波警報が解除されたとき、または津波警報等が発表され水防活動が必要と認められる場合で、かつ安全に作業が行える時間的な猶予がある) 状態のとき
解除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの	巡視等により被害が確認されなかったとき、または応急復旧等が終了したときに、水防作業を必要とする状況が解消したと認めるとき

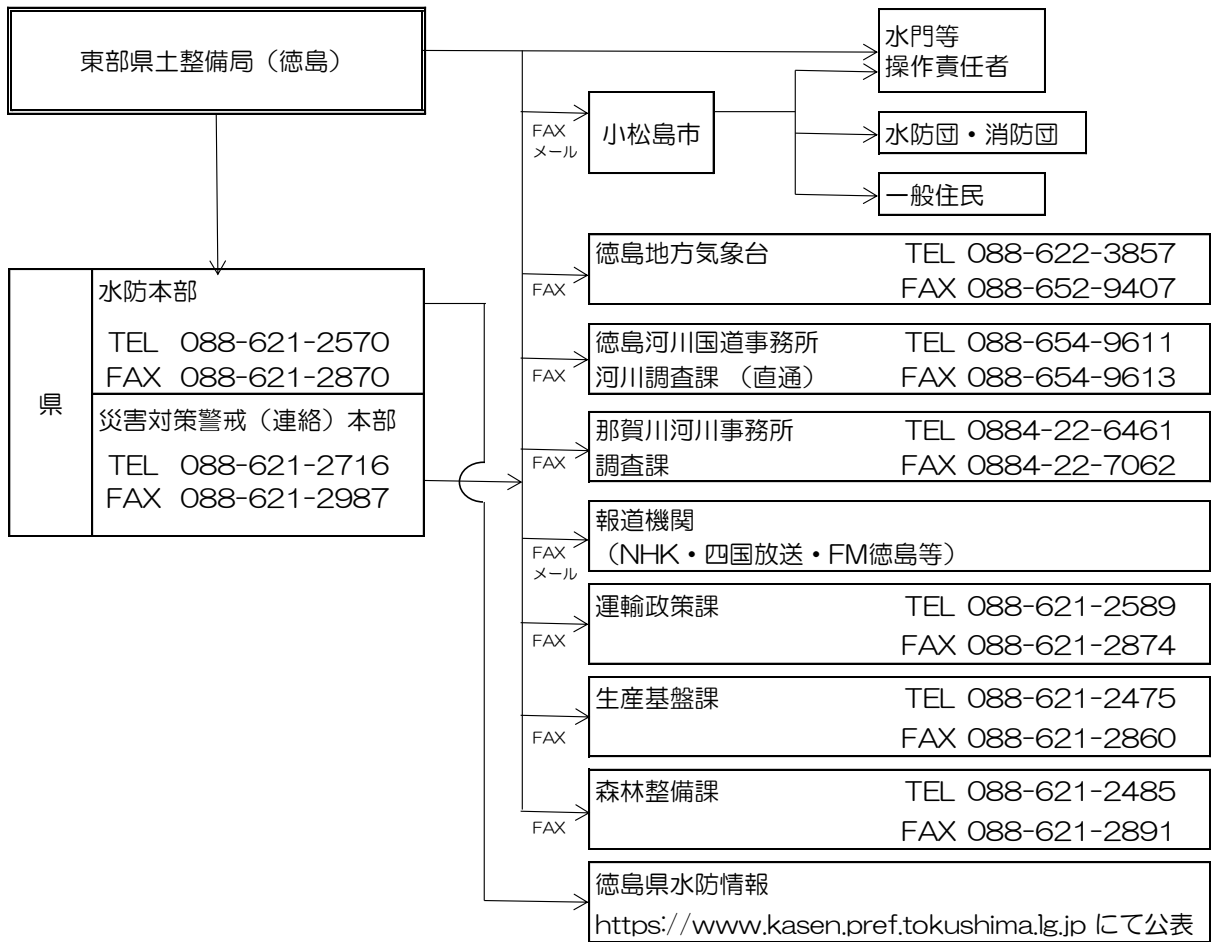
※気象庁から発表される津波警報等が活動中の水防団員に必ず届くことを確認しておくこと。
 ※水防活動が必要となるのが、気象庁からどのような警報等が発表されたときとなるのか、あらかじめ整理しておくこと。
 ※避難訓練を実施し、「退避必要時間」内に退避できることを確認することが望ましい。
 ※次の内容について、事前に定めておくこと。
 ・安全時間も考慮した水防団自身の退避に必要な時間と退避開始時刻（津波到達予想時刻の〇〇分前など）
 ・水防団員の安否確認方法（連絡体制）
 ・水防活動内容の精査・重点化
 ・水防団員の避難手段や退避経路の確認

(3) 連絡系統



水防警報の連絡系統（水防警報河川）

連絡系統（水位周知海岸）



水防警報の連絡系統（水防周知海岸）

第5節 気象予報等の情報収集

気象予報、雨量、河川の水位、潮位、波高、ダム流量等については、以下のホームページでパソコンや携帯電話から確認することができる。

1. 気象情報

気象庁

<http://www.jma.go.jp/>

2. 雨量・河川水位

国土交通省・川の防災情報

<http://www.river.go.jp/>

【携帯版】 <http://i.river.go.jp/>

3. 潮位・波高

国土交通省

・海の防災情報

<http://www.mlit.go.jp/kowan/nowphas/>

【携帯版】 <http://www.mlit.go.jp/kowan/nowphas/>

4. 徳島県

・徳島県県土防災情報

<https://bousai.pref.tokushima.lg.jp/map/>

5. 小松島市

本市内の水位観測所、潮位観測所、雨量観測所は次のとおりである。

水位観測所

観測署名	河川名	所在地	所属	量水標管理者
神田瀬	神田瀬川	小松島町字馬場本12-1	徳島県	東部県土整備局（徳島）
芝生川	神田瀬川	金磯町8		
新堀川	神田瀬川	小松島町字馬場ノ本12-3地先		
豊ノ本川	神田瀬川	市中郷町字大瀬町1-19地先		
立江	立江川	立江町字清水184-1		
立江川	立江川	赤石町浜ノ町40		
源氏橋上	田野川	田野町字赤石北53-4		
田野川	田野川	市金磯町14		
太田川	太田川	和田島町松田新田37-14		
江田	勝浦川	江田町中須賀地先		

潮位観測所

港湾海岸名	設備箇所	型式	取扱機関	連絡方法	所轄
徳島小松島港	小松島町外開地先	電波式	徳島地方気象台	インターネット	気象台

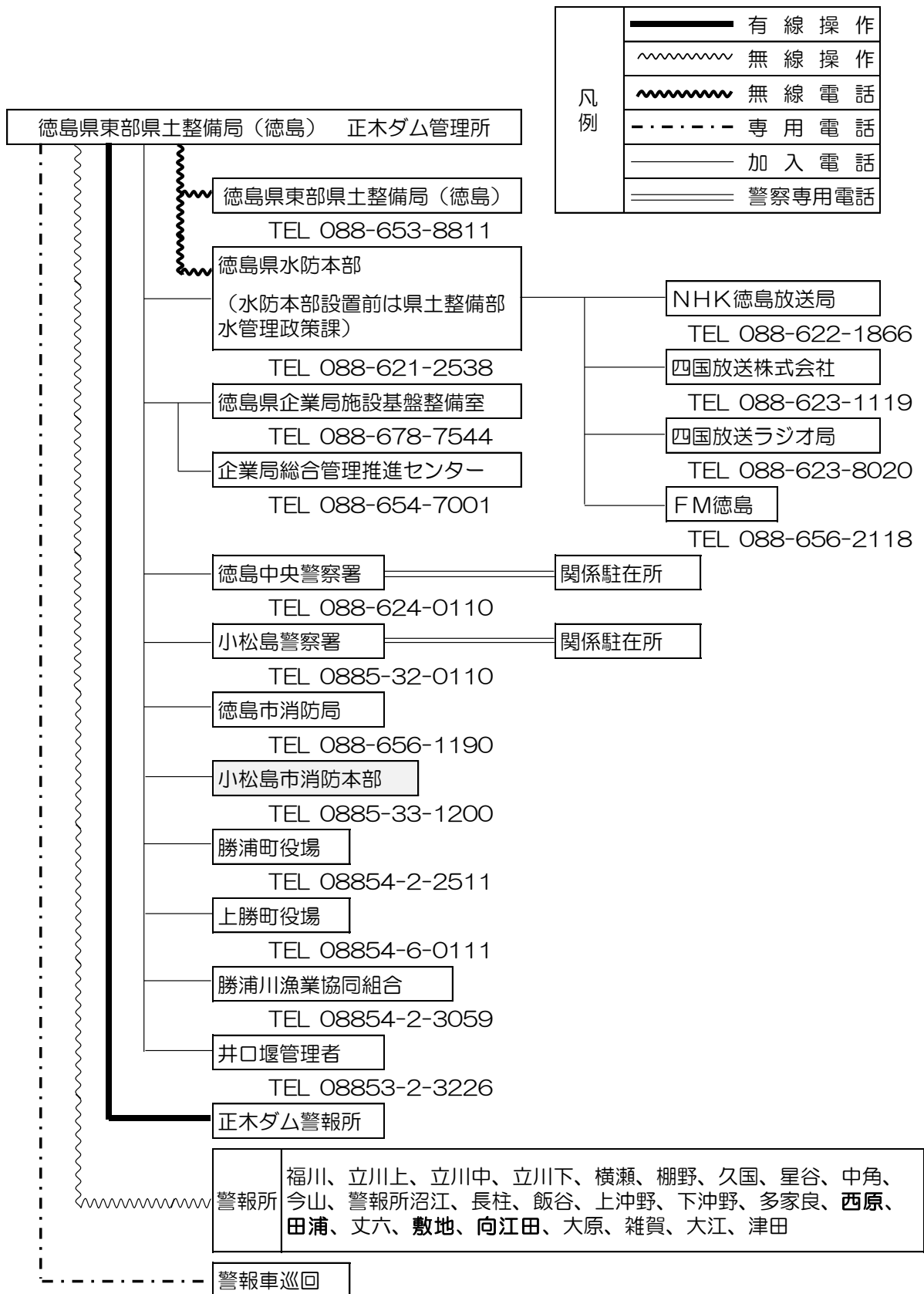
雨量観測所

観測所名	水系名	流域河川	所在地	所管等	備考
立江	立江川	立江川	立江町清水189-1	東部県土整備局 （徳島）	テレメーター
市消防署			横須町1-1	小松島市消防署	

6. ダム流量の通報


(1) 警報通信系統図

正木ダムの警報通信系統図等は、以下のとおりとなる。



警報通信系統図 (正木ダム)

(2) サイレンによる警報方法

区分	サイレン吹鳴の方法	吹鳴場所
予備放流	<p style="text-align: center;">1 サイクル</p>  <p style="text-align: center;">上記吹鳴を3回繰返して行う。</p>	<p>正木、福川、立川（上）、立川（中）、立川（下）、横瀬、棚野、久国、星谷、中角、今山、沼江、長柱、飯谷、上沖野、下沖野、多家良、西原、田浦、丈六、敷地、向江田、大原、雑賀、大江、津田</p>
一般放流	上記吹鳴を1回行う。	同上
一般放流 (微少放流)	同上	正木、福川、立川（上）、立川（中）

第6節 水門・排水機場の操作

第1 水門・排水機場等

1. 河川区間の水門等（洪水）

水門等の管理者は、常に当該施設が充分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

水門等の管理者は、気象警報・注意報等及び洪水予報・水防警報の通知を受けたとき、または雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時または洪水のおそれがあると認めるときは、各施設の操作規則等に基づき、的確に操作を行うものとする。

2. 河口部・海岸部の水門・閘門（津波、高潮）

河口部・海岸部の水門・閘門の管理者は、常に当該施設が充分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

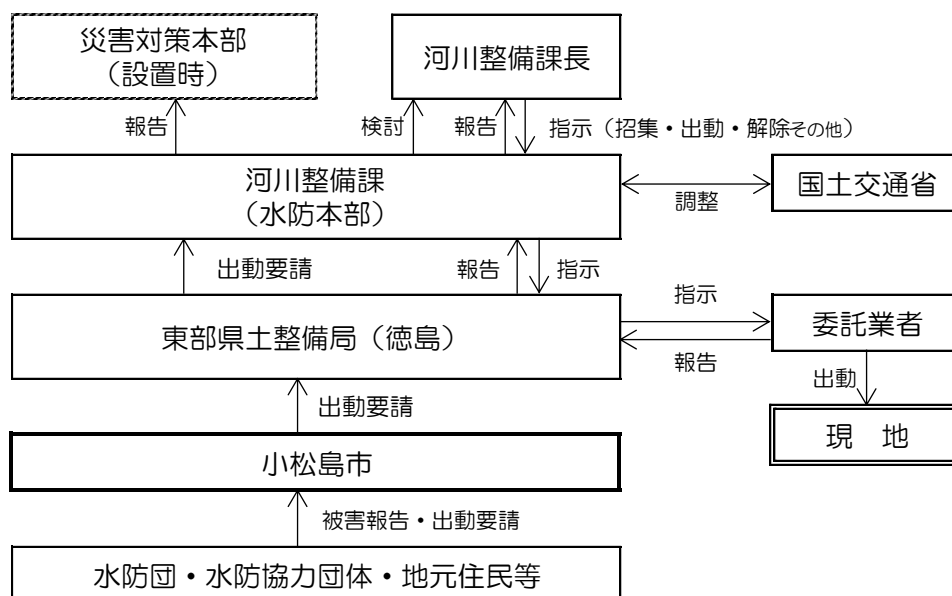
河口部・海岸部の水門・閘門も管理者は、大津波警報、津波警報が発令された場合には安全確保のため直接操作をさせないなど、操作員の安全確認を最優先にしたうえで、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。

第2 施設の管理、設置場所等

水防上重要な水門・排水機場等及び防潮堤・扉・樋門等の一覧表は資料編参照とする。

第3 排水ポンプ車の要請連絡系統

水防上危険な状況となり排水ポンプ車出動が必要なときは、次の連絡系統により要請を実施する。



要請連絡系統（東部県土整備局徳島庁舎管内）

第7節 通信連絡

第1 徳島県総合情報通信ネットワークシステム

総合情報通信ネットワークシステムは、徳島県庁内に設置された統制局を中心として、県の主要な出先機関、市町村並びに防災関係機関等を総合的に結んだ無線回線である。災害時においては、一斉通信指令、緊急回線統制等の機能によって、災害情報の収集・伝達体制の確保、迅速な応急処理ができる。

なお、徳島県総合情報通信ネットワークシステムの全体回線構成図及び全体回線系統図は資料編参照とする。

第2 非常通話の取扱い

異常事態により即時通話ができないときでも非常の場合には公衆電話施設を「非常通話」として優先的に使用することができる。

非常通話は洪水、津波または高潮が発生し、または発生するおそれがある旨の通報及び警報もしくは、予防のため緊急を要する事項を内容とする通話である。水防機関相互間において使用するものに限定されている。

非常通話の申込みは、やむを得ない理由がある場合を除き、NTTへ登録した番号の加入電話により申込みものとする。この場合ならず「非常」の旨及びその必要な理由を申し出るものとする。

第3 その他の通話施設の使用

その他一般加入電話による通信不能または特に緊急を要する場合は、次に掲げる機関の専用電話、無線施設を使用することができる。

- ◇ 地方整備局無線施設
- ◇ 警察通信施設
- ◇ 地方気象台通信施設
- ◇ 四国旅客鉄道株式会社通信施設
- ◇ 電気通信施設
- ◇ 四国電力株式会社通信施設
- ◇ 四国電力送配電株式会社通信施設
- ◇ 徳島海上保安部通信施設
- ◇ 海上自衛隊・第24航空隊通信施設
- ◇ NHK・四国放送通信施設

第4 水防に関する予警報の通信連絡

水防に関する予警報その他必要な情報の円滑な通信連絡を実施するため、関係機関は上記の通信施設等の適切な利用を図るものとする。

第8節 水防施設及び輸送

第1節 水防倉庫及び水防資器材

1. 水防倉庫

本市内の水防倉庫は次のとおりである。また、備蓄資器材については、資料編参照とする。

水防倉庫の所在地

倉庫名	所在地	倉庫名	所在地
署水防倉庫	横須町1-1	江田水防倉庫	江田町敷地前堤防法
前原水防倉庫	前原町堤防法	元根井水防倉庫	小松島町元根井
田浦水防倉庫	田浦町中西堤防法	赤石水防倉庫	豊浦町
勢合水防倉庫	赤石町1	和田島水防倉庫	和田島町明神

水防管理者は、資材の確保のため重要水防区域近在の竹、立木、木材等を調査するとともに、資材確保のため別途定める業者とあらかじめ協議しておき、緊急時調達しうる数量を確認して、その補給に備えなければならない。また備蓄器材が使用または損傷により不足を生じた場合は、直ちに補充しておくものとする。

緊急時には、徳島県東部県土整備局に備蓄資器材の応援を求めるものとする。

第2節 物資等の輸送

水防時における資器材等の輸送については、小松島市地域防災計画に定める物資等輸送を準用し処理する。

第9節 水防活動

第1 水防配備

1. 本市の非常配備

本市は、水防活動の利用に適合する予報及び警報等の発表があり洪水、津波または高潮のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は非常配備により水防事務を処理するものとする。但し、津波の場合等、配備職員の安全確保を図らなくてはならない。

2. 水防団及び消防団の非常配備

水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認められるときは、水防団及び消防機関を出動させ、または出動の準備をさせるものとする。

また、消防団の管轄地域、詰所の所在地等は資料編参照とする。

第2 巡視及び警戒

1. 平常時

水防管理者、水防団長または消防機関の長（以下、この章において「水防管理者等」という。）は、随時区域内の河川、海岸、堤防・津波防護施設等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに東部県土整備局に連絡して必要な措置を求めるものとする。

2. 出水時

(1) 洪水

水防管理者等は、県から非常配備体制が指令されたときは、水防区域の巡視及び警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として堤防の表側と天端と裏側の3班に分かれて巡視し、または通報水位に達したとき堤防延長500m～1,000mに監視員1人、連絡員2人の基準で監視にあたり特に次のことに注意し、異常を発見したときは自身の安全及び避難を優先して、直ちに水防作業を実施するとともに、その状況及び見とおしを東部県土整備局長に報告する。

- ◇ 裏法の漏水または飽水による亀裂及び欠け崩れ
- ◇ 表法で水当たりの強い場所の亀裂及び欠け崩れ
- ◇ 天端の亀裂または沈下
- ◇ 堤防の越水状況
- ◇ 樋門の両軸または底部よりの漏水と扉の締まり具合
- ◇ 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異常

第3 水防団の出動体制

水防管理者等は、次に示す基準により、水防団にあらかじめ定められた計画にしたがって待機、準備、出動または解除の指令を出し、水防団の水防活動を適切に行わなければならない。

その際、団員は自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、団員が自身の安全性を確保できないと判断したときには、自身の避難を優先する。

なお、水防団が出動したとき、また水防を解除したときには、東部県土整備局及び地元住民に知らせなければならない。

また、地震による堤防の漏水、沈下または津波の場合も、これに準ずるものとする。

指令の区分及び基準

区 分	指令の基準
待 機	① 水防警報河川にあっては、「待機」の発表を受けたとき。 ② ①以外で県水防計画に定められた河川にあっては、水位が水防団待機水位に達し、なお、上昇の恐れがあるとき。 ③ 水防管理において必要と認めるとき。 ④ 津波警報が発表され、水防団員の安全を確保した上で、待機する必要があると認めるとき。
準 備	① 水防警報河川にあっては、「準備」の発表を受けたとき。 ② ①以外で県水防計画に定められた河川にあっては、水位が氾濫注意水位に到達する恐れがあるとき。 ③ 潮位通報、気象通報等により高潮の危険が予想されるとき。 ④ 豪雨により、堤防の決壊、漏水、がけ崩れ等の恐れがあるとき。 ⑤ その他水防上必要と認められるとき。
出 動	① 水防警報河川にあっては、「出動」の発表を受けたとき。 ② ①以外で県水防計画に定められた河川にあっては、水位が氾濫注意水位に到達し、なお上昇の恐れがあるとき。 ③ 潮位通報、気象通報等により高潮、波浪等による災害が予想されるとき。 ④ 豪雨により、堤防の決壊、漏水、がけ崩れ等の危険が迫ってきたとき。 ⑤ その他水防上必要と認められるとき。 ⑥ 津波警報が解除される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。
解 除	① 水防警報河川にあっては、「解除」の発表を受けたとき。 ② ①以外で県水防計画に定められた河川にあっては、水位が氾濫注意水位以下になり、かつ危険がなくなったとき。 ③ 潮位通報、気象通報等により高潮、波浪等による災害の危険がなくなったとき。 ④ 堤防の決壊、漏水、がけ崩れ等の危険がなくなったとき。 ⑤ 津波等による被害が確認されなかったとき、または応急復旧等が終了したときに、水防作業を必要とする状況が解消したと認めるとき。

第4 水防作業

1. 水防工法

工法は、その選定を誤らなければ1種類の工法で成果をあげ得る場合が多いが、時には数種の工法の併用も実施しなければならないことがあるから当初の工法で成果を上げ得ない場合は、これに代わるべき工法を選定施工し、極力防止に努めなければならない。

工法の選定にあたっては、堤防の組成材料、流速、法面、護岸の状態等を考慮して最も有効で、しかも使用材料をその付近で入手しやすい工法を施工しなければならない。

水防作業を必要とする異常状態を大別してそれに適する工法の説明及び水防作業上の心得については、資料編参照とする。

2. 水防作業の心得

- ◇ 命令なくして部署を離れたり、勝手な行動をとってはならない。
- ◇ 作業中は、私語を慎み、終始敢闘精神をもって守り抜くこと。
- ◇ 夜間などは、特に言動に注意し、みだりに「越水」とか、「破堤」等の想像による言動をしてはならない。
- ◇ 命令及び情報の伝達は、特に迅速かつ正確を期し、みだりに人心を動揺せしめたり、いたずらに水防作業員を緊張によって疲れさせないように留意し、最悪時に最大の水防能力を発揮できるように心がけなければならない。
- ◇ 洪水時において堤防に異常の起こる時期は、耐水時間にもよるが大体水位が最大の時またはその前後である。しかし、法崩れ陥没等は通常減水時に生ずる場合が多い（水位が最大水位の3/4位に減少したときが最も危険）から洪水が最盛期を過ぎても完全に流過するまで警戒を解いてはならない。

3. 水防資機材の補充

備蓄資機材だけでは不足するか、あるいは不足が予想される場合は近くの購入先に手配して所要量を確保するものとし、緊急時は東部県土整備局備蓄資材の応援を求めることができる。

第5 警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員または消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、もしくは制限し、またはその区域からの退去を命ずることができるものとする。

また、水防団長、水防団員または消防機関に属する者がいないとき、またはこれらの者の要求があったときは、警察官は、水防団長、水防団員または消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

第6 避難のための立退き

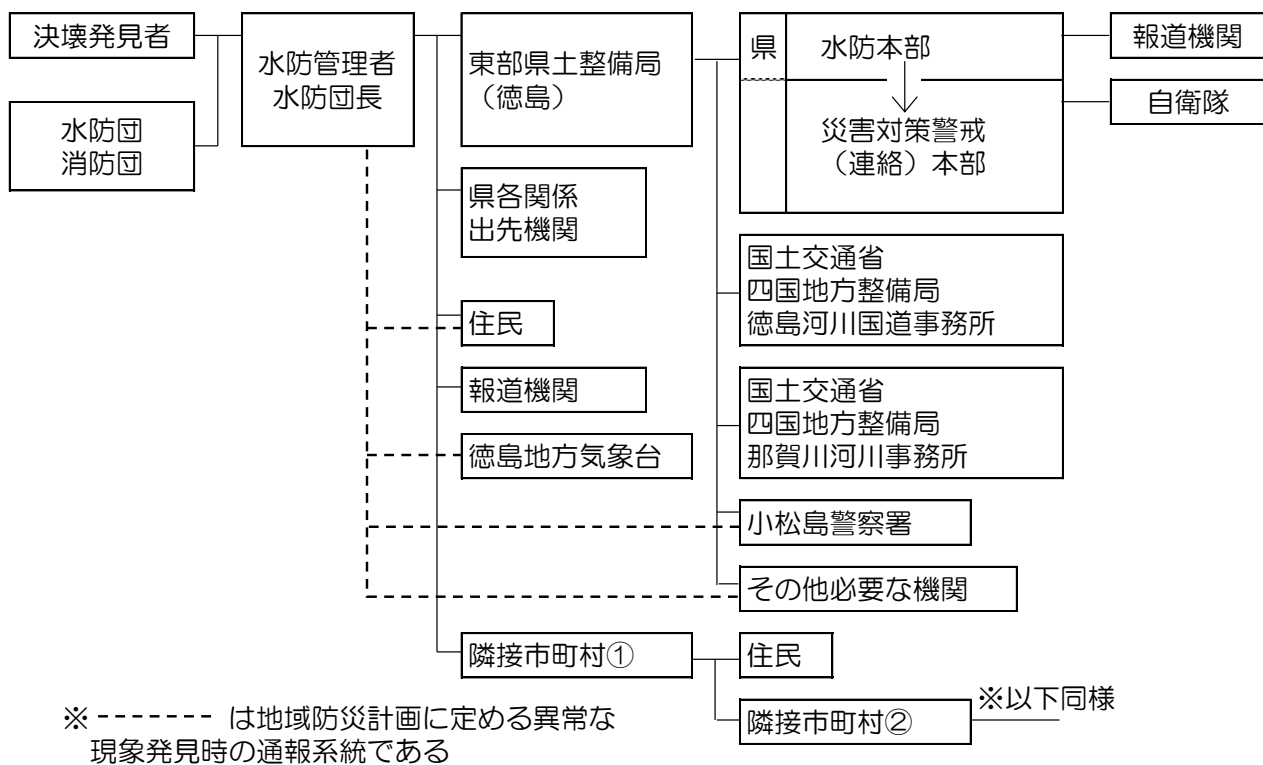
洪水、津波または高潮により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。この場合、小松島警察署長にその旨を通知するものとする。

水防管理者は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を東部県土整備局長に速やかに報告するものとする。また、小松島警察署長と協議の上、あらかじめ立ち退き計画を作成し、立ち退き先、経路等に必要な処置を講じておくものとする。

第7 決壊・越水の通報及びその後の措置

1. 決壊の通報

水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長等の管理者は直ちにその旨を東部県土整備局長、氾濫の及ぶ恐れのある関係機関及び隣接市町村、一般住民に通報するものとする。その際の通報系統は、次のとおりとする。



決壊時の通報系統

2. 決壊・越水後の措置

堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

第8 水防配備の解除

1. 水防管理団体の非常配備の解除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、津波または高潮のおそれなくなったとき、かつ水防警報が解除されたとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めるときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。

なお、配備を解除したときは、東部県土整備局長を通じ水防本部に報告するものとする。

2. 水防団及び消防団の非常配備の解除

水防団及び消防団の非常配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防本部長または水防管理者が配備解除の指令をしたときとする。それまでは、水防団員及び消防団員は自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。

解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。また、使用した資器材は、手入れして所定の位置に設備する。

第10節 水防信号、水防標識等

第1 水防信号

法第20条に規定された水防信号は、次のとおりである。

- ◇ 第1信号 氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの
- ◇ 第2信号 水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの
- ◇ 第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの
- ◇ 第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの

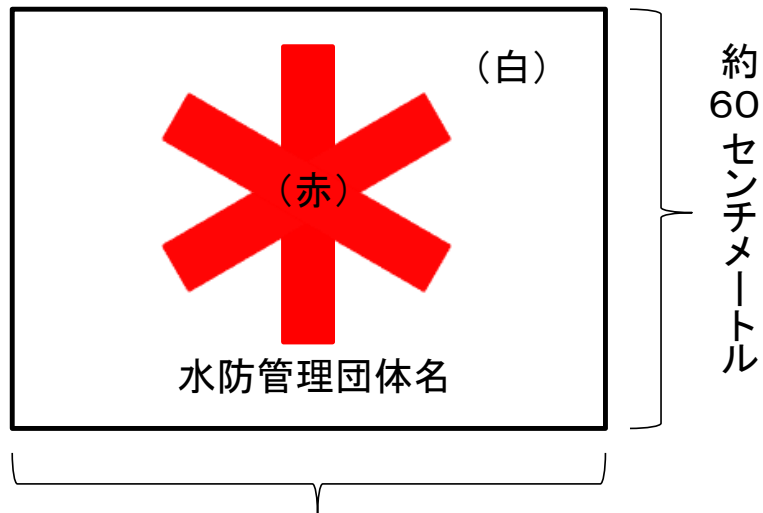
※地震による堤防の漏水、沈下等の場合及び津波の場合は、上記に準じて取り扱う。

水防信号

	警鐘信号	サイレン信号（余いん防止符）
第1 信号	○休止 ○休止 ○休止	約
		5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒
		○――休止 ○――休止 ○――休止
第2 信号	○○○ ○○○ ○○○	約
		5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒
		○――休止 ○――休止 ○――休止
第3 信号	○○○○ ○○○○ ○○○○	約
		10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒
		○――休止 ○――休止 ○――休止
第4 信号	乱打	約
		1分 5秒 1分 5秒
		○――休止 ○――休止
(備考) 1 信号は適宜の時間継続すること。 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。		

第2 水防標識

法第18条に規定された水防のために出動する車両の標識は、次のとおりである。



約90センチメートル

車両標識(例)

第3 身分証票

水防団長、水防団員または消防機関に属する者が、水防計画を作成するため必要な土地に立ち入る場合に携帯する身分証票は、次のとおりとする。

第 号	身分証票
住 所	
氏 名	
職 名	
上記の者は、水防法第49条第1項の規定により他人の土地に立ち入ることができる者であることを証する。	
平成 年 月 日	〇〇市長
氏 名	印

身分証票(例)

第11節 協力及び応援

第1 隣接水防管理団体等との応援及び相互協定

水防管理者は、水防のため緊急の必要がある場合、他の水防管理者、市町村長、消防長に対して応援を求めることができる。

また、他の水防管理者、市町村長、消防長から応援を求められた場合は、自らの水防に支障がない限りその求めに応じるものとする。

応援のため派遣された者は、所要の器具、資材を携行し応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動する。

第2 警察官の援助要求

水防管理者は、水防のため必要があるときは、小松島警察署長に対して、警察官の出動を求めるものとする。

その方法等については、あらかじめ小松島警察署長と協議しておくものとする。

第3 自衛隊の派遣要請

水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、災害対策基本法第68条の2に基づき、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求するものとする。派遣要請の要求に当たっては次の事項を明らかにするものとする。

- ◇ 災害の状況及び派遣要請を要求する事由
- ◇ 派遣を希望する期間
- ◇ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ◇ 派遣部隊が展開できる場所
- ◇ 派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項

第4 国（河川事務所、地方气象台等）、県との連携

本市は河川の水位状況（那賀川、勝浦川等）、ダムに関する情報等については国土交通省河川事務所及び県とのホットラインにより、また気象状況については地方气象台とのホットラインにより、迅速かつ十分な情報共有に努めるものとする。

第5 地元企業との連携

本市は、出水時の水防活動に際し、資器材の提供等に関して地元企業との協定締結に努める。

また、津波災害警戒区域に係わる水防協力団体は、津波防災地域づくりに関する法律に規定された津波避難訓練に参加する。

第6 住民、自主防災組織等との連携

本市は、水防活動の実施に当たっては、地域住民、自主防災組織等と連携を図り、水防のため必要があるときは、住民等に水防活動への協力を求めるものとする。

第12節 費用負担と公用負担

第1 費用負担

本市の水防に要する費用は、法第41条により本市が負担するものとする。

ただし、本市の水防活動によっては次に掲げる場合においては、水防管理者相互間においてその費用の額及び負担の方法を協議して定め、協議が成立しない場合は、知事にあっせんを申請するものとする。

- ◇ 法第23条の規定による応援のための費用
- ◇ 法第42条の規定により、著しく利益を受ける他の市町村の一部負担

第2 公用負担

1. 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長または消防機関の長は水防の現場において次の権限を行使することができる。

- ◇ 必要な土地の一時使用
- ◇ 土石、竹木その他の資材に使用もしくは収用
- ◇ 車両その他の運搬用機器の使用
- ◇ 工作物その他の障害物の処分

2. 公用負担権限委任証

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者、水防団長または消防機関の長にあっては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者は、以下の公用負担権限証明書を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

公用負担権限証明書				
第	分団長			
	何	某		
上記の者に の区域における水防法第28条第1項の 権限行使を委任したことを証明します。				
年 月 日				
小松島市長 氏 名 印				

公用負担権限証明書（例）

3. 公用負担命令書

公用負担を命ずる権限を行使する者は、以下の公用負担命令書を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者またはこれに準ずる者に交付するものとする。

公 用 負 担 書 命 令 書									
第	号								
種	類			員	数				
使	用	収	容	員	数				
令和	年	月	日						
						小松島市長	氏	名	印
						事務取扱者氏名	氏	名	印
				殿					

公用負担命令書（例）

4. 損失補償

本市は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第13節 水防報告等

第1 水防記録

水防管理者は、次の事項について水防記録を作成して保管するものとする。

- ◇ 出水の概況
- ◇ 水防活動を実施した個所（〇〇川、〇〇町〇〇字〇〇地先〇〇メートル）
- ◇ 水防活動開始の日時及び終結の日時
- ◇ 出動人員（水防団〇人、消防団〇人、その他〇人）
- ◇ 水防作業の概況
- ◇ 水防の結果、及び土木被害の概況
- ◇ 人件費（〇〇円）、物件費（〇〇円）
- ◇ 功労者の氏名、年齢、所属及び功績の概略
- ◇ 水防法第23条第1項の応援を求めた理由
- ◇ 水防法第25条の堤防その他施設の決壊の状況
- ◇ 水防法第29条の立退指示の事由
- ◇ 水防法第34条第1項の水防協議会の設置
- ◇ 水防法第32条の2の水防訓練の概要
- ◇ 水防法第24条により従事させたもの、または傭入させたものの住所、氏名及び出務時間並びにその事由
- ◇ 収用または購入の器具、資材及びその事由並びに使用場所
- ◇ 障害物を処分した数量及びその事由並びに除却場所
- ◇ 土地を一時使用した場合は、その箇所及び所有者氏名並びにその事由
- ◇ 防御作業中負傷または疾病に罹った者の職、氏名及びその手当
- ◇ 水防作業に使用した材料及び数量
- ◇ 破損器具資材の数量

第2 水防報告

水防管理者は、水防活動が終結したときは遅滞なく、水防活動実績表（様式1）、水防活動による使用（消費）資材費内訳（様式2）を3部作成し東部県土整備局長に提出するものとする。

管理団体及び府県名	指 定 非指定別	水防活動延人数			水防活動費			使用（消費）資材費			合計 (A+B)	水防活動を行った主な 河川・海岸 湖 沼 名	水防活動を行った時間	備考
		水防団及び消防団	その他	計	出 動 手 当	その他	小計 (A)	主 要 資 材	その他 資器材	小計 (B)				
	人	人	人	円	円	円	円	円	円	円	円			

水防活動実績表（様式1）

管理団体及び府県名	主要資材内訳					〇 〇 以下注1 に該当する 資材が あれば記 入すること。	小計 (A)	その他資器材				〇 〇 以下注2 に該当する 資器材 があれば 左に準じ て記入す ること。	小計 (B)	合計	備考
	空俵		なわ		発煙筒			カーバイト							
	数量	金額	数量	金額	数量			金額	数量	金額					

資材費内訳（様式2）

第14節 水防訓練

第1 訓練の実施

水防訓練は徳島県水防計画に基づき毎年1回以上最も効果のある時期を選び市単独または関係団体と合同で行うものとする。

津波災害警戒区域に係わる水防団は、津波防災地域づくりに関する法律に規定された津波避難訓練に参加するものとする。

第2 水防訓練実施要領

水防訓練の実施は、次の事項またはその一部について行うものとし、状況に応じ一般市民の参加を求め、水防意識の向上に努めるものとする。

- ◇ 観測（水位、潮位、雨量、風速）
- ◇ 通報（動員、居住者の応援）
- ◇ 輸送（資材、器材、人員）
- ◇ 工法（各水防工法）
- ◇ 樋門、角落しの操作
- ◇ 避難、立退き（危険区域居住者の避難）

第15節 水防協力団体

第1 水防協力団体の指定

本市は、下記に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

第2 水防協力団体の業務

- ◇ 水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力
- ◇ 水防に必要な器具、資材または設備を保管、及び提供
- ◇ 水防に関する情報または資料の収集、提供
- ◇ 水防に関する調査研究
- ◇ 水防に関する知識の普及、啓発
- ◇ 前各号に附帯する業務

第3 水防協力団体の水防団等との連携

水防協力団体は、水防団との密接な連携の下に前項の業務を行わなければならない。また、水防協力団体は、毎年水防団及び消防機関が行う水防訓練に参加するものとする。

津波災害警戒区域に係わる水防協力団体は、津波防災地域づくりに関する法律に規定された津波避難訓練に参加するものとする。

第4 水防協力団体の申請・指定及び運用

本市は、水防協力団体の指定の際は、団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示するものとする。

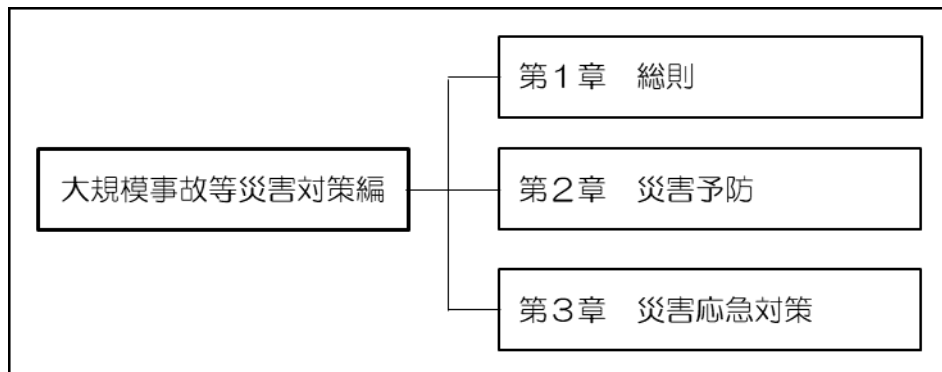
水防協力団体の業務の運用にあたっては、業務の適正かつ確実に行われるよう努めるものとする。

大規模事故等災害対策編

第1章 総則

本編は、本市地域に係る大規模事故等災害のうち、特に発生の可能性が高い災害への対策に関して定めるものとする。この計画に定めのない事項については「共通対策編」に定めるところによるものとする。

また、大規模事故等災害という広域的・専門的な災害であるため、必要に応じて県等の関係機関と連携し、適切な措置を講ずるものとする。



本編の構成

第2章 災害予防

第1節 海上災害

第1 趣旨

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等の発生または船舶からの危険物等の大量流出等による著しい海洋汚染、火災、爆発等の発生といった海上災害に対する対策については、本計画によるものとする。

第2 情報の収集・連絡

1. 情報の収集・連絡体制の整備

情報交換を行う連絡体制の整備に努める。

2. 情報の分析整理

本市は、徳島海上保安部及び県とともに、必要に応じ専門家の意見を活用する等、収集した情報を的確に分析整理するものとする。

第3 災害応急体制の整備

本市は、災害時初動マニュアルのほか、必要に応じてより細かな応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の機関の職員等との連携等について徹底を図るものとする。

第4 搜索、救助、救急、医療及び消火活動

1. 搜索、救助・救急活動関係

本市は、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

2. 医療活動関係

本市は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品等の供給確保に努めるものとする。

また、徳島海上保安部及び県と医療活動についての連絡体制の整備を図るものとする。

3. 消火活動関係

本市は、海水、河川水等を消防水利として活用するための施設の整備を検討するものとする。

4. 緊急輸送活動

本市は、警察本部及び県と連携を図り、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

第5 排出危険物等の防除活動

1. 防除・避難活動

本市は、危険物等が大量流出した場合に備えて、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備に努めるものとする。

また、危険物等が大量流出した場合に備えて、オイルフェンス等防除資機材及び避難誘導に必要な資機材の整備を図るものとする。

2. 排出油災害への対応

本市は、徳島県排出油等防除協議会小松島地区排出油等防除計画に基づき排出油防除活動を行うものとする。

3. 関係者等への的確な情報伝達活動関係

本市は、発災後の経過に応じて関係者等に提供すべき情報について整理しておくものとする。
また、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてもあらかじめ計画しておくものとする。

4. 防災機関等の防災訓練の実施

危機管理・感染症対策推進課は、徳島海上保安部及び警察機関と連携を図り、大規模海難や危険物等の大量流出を想定し、より実践的な訓練を実施するものとする。

5. 防災知識の普及等

本市は、職員の専門的な知識の習得や防災意識の高揚のため、研修等に努めるものとする。

第2節 航空災害

第1 趣旨

航空運送事業者の運航する航空機の墜落等の大規模な航空機事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害に対する対策については、本計画によるものとする。

第2 情報の収集・連絡

本市は、徳島空港事務所及び県とともに、必要に応じ専門家の意見を活用する等、収集した情報を的確に分析整理するものとする。

第3 災害応急体制の整備

本市は、災害時初動マニュアルのほか、必要に応じてより細かな応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の機関の職員等との連携等について徹底を図るものとする。

第4 救助、救急、医療及び消火活動

1. 救難及び救助・救急、消火活動関係

本市は、救助工作車、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

また、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。

2. 医療活動関係

本市は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品等の供給確保に努めるものとする。

また、県及び徳島空港事務所と医療活動についての連絡体制の整備を図るとともに、相互に連携に努めるものとする。

3. 緊急輸送活動

本市は、警察本部及び県と連携を図り、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

第5 関係者等への的確な情報伝達活動

本市は、発災後の経過に応じて関係者等に提供すべき情報について整理しておくものとする。

また、被災者の家族からの問い合わせ等に対応する体制について、あらかじめ計画しておくものとする。

第3節 鉄道災害

第1 趣旨

鉄道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害に対する対策については、本計画によるものとする。

第2 情報の収集・連絡

本市は、四国地方整備局、四国運輸局及び県とともに、必要に応じ専門家の意見を活用する等、収集した情報を的確に分析整理するものとする。

第3 災害応急体制の整備

本市は、災害時初動マニュアルのほか、必要に応じてより細かな必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の機関の職員等との連携等について徹底を図るものとする。

第4 救助、救急、医療及び消火活動

1. 救助・救急活動関係

本市は、救助工作車、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

2. 医療活動関係

本市は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品等の供給確保に努めるものとする。

また、県及び鉄道事業者と医療活動についての連絡体制の整備を図るとともに、相互に連携に努めるものとする。

3. 消火活動関係

本市は、平常時から機関相互の連携強化を図るものとする。

4. 緊急輸送活動

本市は、警察本部及び県と連携を図り、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

第5 関係者等への的確な情報伝達活動

本市は、発災後の経過に応じて関係者等に提供すべき情報について整理しておくものとする。
また、被災者の家族からの問い合わせ等に対応する体制について、あらかじめ計画しておくものとする。

第6 鉄道交通環境の整備

本市は、四国地方整備局、県、道路管理者及び鉄道事業者と連携し、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安施設の整備、交通規制の実施、統廃合の踏切道の改良に努めるものとする。

第4節 道路災害

第1 趣旨

道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害に対する対策については、本計画によるものとする。

第2 道路交通の安全のための情報の提供

本市は、市管理道路の道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、情報の収集、連絡体制の整備を図るものとする。また、異常が発見され、災害が発生するおそれのある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供する体制の整備を図るものとする。

第3 情報の収集・連絡

本市は、必要に応じ専門家の意見を活用する等、収集した情報を的確に分析整理するものとする。

第4 災害応急体制の整備

本市は、災害時初動マニュアルのほか、必要に応じてより細かな応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の機関の職員等との連携等について徹底を図るものとする。

第5 救助、救急、医療及び消火活動

1. 救助・救急活動関係

本市は、救助工作車、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

2. 医療活動関係

本市は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品等の供給確保に努めるものとする。

また、県及び道路管理者と医療活動についての連絡体制の整備を図るとともに、相互に連携に努めるものとする。

3. 緊急輸送活動

本市は、警察本部及び県と連携を図り、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

4. 危険物等の流出時における防除活動関係

本市は、危険物等の流出時に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備促進に努めるものとする。

第6 関係者等への的確な情報伝達活動

本市は、発災後の経過に応じて関係者等に提供すべき情報について整理しておくものとする。

また、被災者の家族からの問い合わせ等に対応する体制について、あらかじめ計画しておくものとする。

第7 防災訓練の実施

本市は、道路管理者と連携した訓練を実施するものとし、訓練を行うに当たっては、災害及び被害の想定を明らかにする等、実践的なものになるよう工夫するものとする。

また、訓練終了後にはその評価を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じて体制等の改善措置等を講じるものとする。

第5節 危険物等災害

第1 趣旨

危険物や高圧ガスの漏洩・流出、火災、爆発等の発生、毒物・劇物の飛散、漏洩・流出等による多数の死傷者の発生といった危険物等に対する対策については、本計画によるものとする。

（石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第2号に規定する特別防災地域を除く）

第2 危険物災害予防対策

1. 保安教育

本市は、危険物等の貯蔵・取扱い等を行う事業者（以下、本編において「事業者」という。）及び危険物取扱者等の有資格者に対し、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図ることにより、危険物等関係施設における保安体制の強化を図るものとする。

また、危険物安全週間に広報、啓発活動を行うことにより、危険物の保安意識の高揚に努める。

2. 規制の強化

本市は、危険物施設に対し、次の事項を重点的に立入検査等を適宜実施し、災害の発生と防止を図る。

- ◇ 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理についての検査強化
- ◇ 危険物の貯蔵、取扱い、運搬、積載等の方法についての検査及び安全管理についての指導の強化
- ◇ 危険物施設の管理者、危険物保安監督者等に対する非常時にとるべき措置の指導の強化
- ◇ 地震動及び津波等による危険物施設等の影響に対する安全措置の指導の強化

3. 屋外タンク貯蔵所等からの流出油事故対策

本市は、液体危険物を貯蔵する大規模な屋外貯蔵タンク等については、不等沈下の防止及び漏洩事故等の防止を図るよう指導するとともに、危険物の流出事故が発生した場合、敷地外流出による二次災害を防止するための必要な措置を講ずるよう指導する。

4. 自衛消防組織の強化促進

事業者は、自衛消防組織の強化を推進し、自主的な災害予防体制の確立を図るとともに、隣接する事業所との相互応援に関する協定の締結を促進し、効率ある自衛消防力の確立を図る。

5. 災害リスクの確認

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

第3 高圧ガス、LPガス及び火薬類災害予防対策

本市及び消防署は県とともに、高圧ガス及び火薬類による災害を防止するため、保安教育の徹底、規制の強化、輸送その他の自主保安体制の整備等保安体制の強化促進を図るものとする。

第4 毒物、劇物災害予防対策

本市は、毒物、劇物による災害を防止するため、施設管理者の適正化、応急措置体制の確立、立入検査の強化、搬送その他自主保安体制の整備等、指導体制及び保安体制の確立を図るものとする。

第5 複合災害予防対策

本市は、複合災害を防止するため、施設管理者の適正化、保安教育の徹底、規制の強化、化学消防機材の整備、応急措置体制の確立等、保安体制の確立を図るものとする。

第6 情報の収集・連絡

本市は、必要に応じ専門家の意見を活用する等、収集した情報を的確に分析整理するものとする。

第7 災害応急体制の整備

本市は、災害時初動マニュアルのほか、必要に応じてより細かな応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の機関の職員等との連携等について徹底を図るものとする。

第8 救助、救急、医療及び消火活動

1. 救助・救急活動関係

本市は、救助工作車、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

2. 医療活動関係

本市は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品等の供給確保に努めるものとする。

また、県及び事業者と医療活動についての連絡体制の整備を図るとともに、相互に連携に努めるものとする。

3. 消火活動関係

本市は、海水、河川水等を消防水利として活用するための施設の整備を検討するものとする。
また、危険物の種類に対応した化学消火薬剤等の備蓄及び化学消防車等の資機材の整備促進を努めるものとする。

4. 緊急輸送活動

本市は、警察本部及び県と連携を図り、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

5. 危険物等の流出時における防除活動関係

本市は、危険物等の流出時に的確な防除活動及び避難誘導活動を行うことができるよう、体制及び資機材の整備促進に努めるものとする。

また、関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握し、災害発生時には必要に応じて応援を求めることができる体制を整備するものとする。

第9 関係者等への的確な情報伝達活動

本市は、発災後の経過に応じて関係者等に提供すべき情報について整理しておくものとする。

また、被災者の家族からの問い合わせ等に対応する体制について、あらかじめ計画しておくものとする。

第10 防災機関等の防災訓練の実施

消防本部（署）は、様々な状況や広域応援も想定し、関係機関等と相互に連携を図り、より実践的な消火等の訓練を実施するものとする。

また、訓練を行うにあたっては、危険物等事故及び被害の想定を明らかにするとともに、実践時間を工夫する等、様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫するとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うよう努める。

第11 災害復旧への備え

本市は、円滑な災害復旧を図るために、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

第6節 大規模な火事災害

第1 趣旨

大規模な火事災害に対する対策については、本計画によるものとする。

第2 災害に強い地域づくり

本市は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾緑地など骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、海水・河川水・下水処理等を消防水利として活用するための施設の整備等を図るとともに、防火地域及び準防火地域の的確な指定による防災に配慮した土地利用への誘導等により、災害に強いまちの形成を図るものとする。

また、火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物、緊急時に速やかな傷病者の搬送・収容等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの緊急離発着場または緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努めるものとする。

第3 火災に対する建築物の安全化

本市は、多数の人が出入りする事業所等の高層建築物等について、法令に適合したスプリンクラー設備等の消防用設備等の設置を促進するとともに、当該建築物に設置された消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行うなど、適正な維持管理を行うものとする。

第4 建築物の防火管理体制

本市は、多数の人が出入りする事業所等の高層建築物等について、防火管理者を適正に選任するとともに、防火管理者が当該建築物についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等の防火管理上必要な業務を適正に行う等、防火管理体制の充実を図るものとする。

第5 建築物の安全対策の推進

本市は、大規模・高層建築物等について、避難経路・火気使用店舗等の配置の適正化、防火区画の徹底等による火災に強い構造の形成を図るとともに、不燃性材料・防災物品の使用、店舗等における火気の使用制限、安全なガスの使用等による火災安全対策の充実を図るものとする。

第6 大規模な火事災害防止のための情報の充実

本市は、火災気象通報について知事から通報を受けたとき、または気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、必要に応じて火災に対する警報を発し、及び消防団員等の動員体制を整えるとともに住民に周知するものとする。

第7 情報の収集・連絡

本市は、必要に応じ専門家の意見を活用する等、収集した情報を的確に分析整理するものとする。

第8 災害応急体制の整備

本市は、災害時初動マニュアルのほか、必要に応じてより細かな応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の機関の職員等との連携等について徹底を図るものとする。

第9 救助、救急、医療及び消火活動

1. 救助・救急活動関係

本市は、救助工作車、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

2. 医療活動関係

本市は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品等の供給確保に努めるものとする。

また、県及び事業者と医療活動についての連絡体制の整備を図るとともに、相互に連携に努めるものとする。

3. 消火活動関係

本市は、防火水槽、貯水槽の整備、海水、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利等の活用により、消防水利の多様化と適正な配置に努めるとともに、火災用工作機器、可搬式消火機材等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。

また、消防ポンプ自動車等の消防用機材・資機材の整備促進に努めるものとする。

消防本部（署）は、平常時から機関相互の連携を図り、消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

4. 緊急輸送活動

本市は、警察本部及び県と連携を図り、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

第10 施設、設備の応急復旧活動

本市は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧活動を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備するものとする。

第11 関係者等への的確な情報伝達活動

本市は、発災後の経過に応じて関係者等に提供すべき情報について整理しておくものとする。

また、住民等からの問い合わせ等に対応する体制について、あらかじめ計画しておくものとする。

第12 防災機関等の防災訓練の実施

消防本部（署）は、様々な状況や広域応援も想定し、関係機関等と相互に連携を図り、より実践的な消火等の訓練を実施するものとする。

また、訓練を行うにあたっては、火災及び被害の想定を明らかにするとともに実践時間を工夫する等、様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫するとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うよう努める。

第7節 林野火災

第1 趣旨

火災による広範囲にわたる林野の消失といった林野火災に対する対策については、本計画によるものとする。

第2 林野火災に強い地域づくり

林野火災の発生または拡大の危険性の高い地域においては、本市は県と協議し、林野火災特別地域を決定するとともに、林野火災特別地域事業計画を樹立するなど、総合的な林野火災対策の推進に努めるものとする。

また、林野火災予防のため、保護樹帯の設置、標識等の整備、林野火災多発期における注意警報の適切な伝達、防火宣伝の強化等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

さらに、防火管理施設、防火森林の整備等に努めるとともに、警報発令中の火の使用制限の徹底を図り、多発時期等における監視パトロール等の強化、火入れを行う者に対する適切な対応等に努めるものとする。

第3 林野火災防止のための情報の充実

本市は、火災気象通報について知事から通報を受けたとき、または気象の状況が火災の予防上危険であると認めたときは、必要に応じて火災に対する警報を発し、及び消防団員等の動員体制を整えるとともに住民に周知するものとする。

第4 情報の収集・連絡

本市は、必要に応じ専門家の意見を活用する等、収集した情報を的確に分析整理するものとする。

第5 災害応急体制の整備

1. 職員の体制

本市は、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の機関の職員等との連携等について徹底を図るものとする。

2. 防災機関相互の連携体制

林野火災は、隣接市町村に及ぶ場合があるため、本市は県及び隣接市町村と協議し、林野火災発生時の広域応援体制の整備等に努める。

第6 救助、救急、医療及び消火活動

1. 救助・救急活動関係

本市は、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

2. 医療活動関係

本市は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品等の供給確保に努めるものとする。

また、県及び事業者と医療活動についての連絡体制の整備を図るとともに、相互に連携に努めるものとする。

3. 消火活動関係

本市は、防火水槽、貯水槽の整備、海水、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利等の活用により、消防水利の多様化と適正な配置に努めるとともに、林野火災用工作機器、可搬式消火機材等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。

消防本部（署）は、平常時から機関相互の連携を図り、消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

4. 緊急輸送活動

本市は、警察本部及び県と連携を図り、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

第7 関係者等への的確な情報伝達活動

本市は、発災後の経過に応じて関係者等に提供すべき情報について整理しておくものとする。

また、住民等からの問い合わせ等に対応する体制について、あらかじめ計画しておくものとする。

第8 防災機関等の防災訓練の実施

消防本部（署）は、様々な状況や広域応援も想定し、関係機関等と相互に連携を図り、より実践的な消火等の訓練を実施するものとする。

また、訓練を行うにあたっては、林野火災及び被害の想定を明らかにするとともに実践時間を工夫する等、様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫するとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うよう努める。

第9 防災知識の普及等

林野火災の出火原因の大半が、たき火やタバコ等の不用意な火の取扱によるものであり、本市は広報活動や消火訓練等を通じて、林野周辺の住民や入山者等への防災知識の普及、予防啓発等の防火思想の徹底を図るものとする。

第8節 原子力災害

第1 趣旨

原子力事業者の原子炉の運転等（加工、原子炉、貯蔵、再処理、廃棄、使用（保安規定を定める施設）、事業所外運搬（以下、「運搬」という。））により放射性物質または放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害からの復旧を図るための必要な対策について、市がとるべき措置については、本計画によるものとする。

第2 総則

1. 計画の目的

徳島県には、「原子力災害対策指針」（以下、「指針」という。）に規定された原子力施設は立地せず、また、県外に立地する原子力施設のうち、本市と最も近距離にある高浜発電所までの直線距離も約186kmと、本市からは比較的離れた場所に立地している。しかしながら、平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所（以下、「福島第一原発」という。）の事故は、大量の放射性物質を放出し、緊急時防護措置を準備する区域（いわゆるUPZ：Urgent Protective action planning Zone）の範囲を超えた住民に対しても、高濃度の放射能汚染により、住民が避難を余儀なくされ、数百km離れた地方自治体の農林水産物から基準値を上回る放射性物質が検出されるなど、今までの想定を越える事態が発生した。

また、放射性物質及び放射線による影響は、いわゆる人間の「五感」には感じるができないなど、他の災害とは異なる特殊性を持つことを考慮すると、原子力発電所において事故が発生した場合、市民の心理的動揺、精神的負担など、県民生活に混乱をきたす事態も想定される。

本節においては、これらの災害対応を踏まえ、原子力事業者の原子炉の運転等により事故が発生した場合に備え、本市が関係機関等と連携して実施すべき事前対策、応急対策及び中長期対策について必要な事項を定めることにより、県民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

2. 計画の性格

（1）原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、本市の原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編及び原子力災害対策特別措置法（以下、「原災法」という。）第6条の2第1項の規定に基づき定められた指針を踏まえるとともに、関西広域連合が策定する「関西防災・減災プラン（原子力災害対策編）」（以下、「プラン対策編」という。）、原子力事業者の防災業務計画と整合するよう緊密に連携を図りつつ策定する。

（2）本市地域防災計画における他の災害対策との関係

この計画は、「小松島市地域防災計画」の「大規模事故等災害対策編」における「原子力災害対策」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については、「小松島市地域防災計画（共通対策編）」に記載のある対策を参考に対処する。

(3) 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、防災基本計画または市の体制、組織等の見直し等により修正の必要があると認める場合にはこれを変更する。

3. 本節の基礎とするべき災害の想定

(1) 放射性物質または放射線の放出形態

原子力発電所における放射性物質または放射線の放出形態は、指針によれば次のように想定されている。

放射性物質または放射線の放出形態

原子炉施設においては、多重の物理的防護が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気の放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子（以下、「エアロゾル」という。）等がある。

これらは、気体状または粒子状の物質を含んだ空気の一団（以下、「プルーム」という。）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間とどまる可能性が高い。さらに土壌やがれき等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

実際、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、熔融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、放射性セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。したがって、事故による放出形態は、必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。

※原子力災害対策指針>①放射性物質または放射線の放出>(i) 原子炉施設で想定される放出形態より抜粋

(2) この計画で対象とする原子力災害

この計画では、指針による放射性物質または放射線の放出形態及び大規模な放射性物質の放出が広範囲に影響を及ぼした福島第一原発の事故に鑑み、特定の原子力発電所における原子力災害は想定せず、全国の原子力発電所における事故を想定する。

第3 事前対策

本市は、原子力災害に対し万全を期すため、国、県、原子力事業者、関西広域連合、原子力施設が立地する地方自治体（以下、「立地府県等」という。）その他の防災関係機関・団体との間において、原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備する。

1. 情報の収集・連絡体制の整備

本市は、原子力災害に対し万全を期すため、国、県、原子力事業者、関西広域連合その他の防災関係機関・団体との間において情報収集・連絡体制を整備する。

その際、夜間・休日等の勤務時間外の対応や通信障害時なども考慮した代替となる連絡手段・連絡先も含む確実な情報収集・連絡体制を整備するよう努める。

2. 原子力災害事前対策の整備

本市は、警戒事態及び施設敷地緊急事態発生の場合、速やかに職員の参集、情報の収集・連絡が行えるよう、参集体制の整備を図る。

3. 県外からの避難者の受け入れ体制の整備（広域避難対策）

本市は、広域避難の受け入れに使用できる避難所の確保に努めるとともに、必要に応じ、県と連携し、施設管理者への協力要請を行う。

4. 市民等への的確な情報伝達体制の整備

（1）市民等への的確な情報伝達体制の整備

本市は、県と連携し、警戒事態及び施設敷地緊急事態発生後の経過に応じて市民等に提供すべき情報や手段について、情報を受け取る媒体や受け取り方が千差万別であることも考慮しながら、災害対応のレベルや場所等に応じた情報伝達体制をあらかじめ整備する。

（2）複合災害を想定した情報伝達体制の整備

本市は、地震や津波等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、的確な情報を常に伝達できるよう、体制及び防災行政無線等の装備の整備に努める。

（3）相談窓口の設置

本市は、県と連携し、市民等からの問い合わせに対応する相談窓口の設置等について、あらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。

（4）要配慮者等への情報伝達体制の整備

本市は、原子力災害の特殊性にかんがみ、県と連携し、要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、市民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。

5. 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発

本市は、県や原子力事業者と協力し、市民等に対し、原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、次に掲げる事項について、広報活動の実施に努める。

また、防災知識の普及と啓発に際しては、要配慮者に十分に配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努めるものとする。

- ◇ 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- ◇ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- ◇ 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること

第3章 災害応急対策

第1節 海上災害応急対策

実施担当課等	項目
各応急対策担当課	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報の収集・連絡 ・活動体制の確立 ・関係者等への情報伝達
消防本部（署） 消防団	<ul style="list-style-type: none"> ・捜索、救助、救急及び消火活動

第1 趣旨

船舶事故等の発生または船舶からの危険物等の大量流出等による著しい海洋汚染、火災、爆発等の発生といった海上災害に対する応急対策については、本計画によるものとする。

第2 災害情報の収集・連絡

実施担当課等 各応急対策担当課

1. 海上事故情報等の連絡

大規模な海上事故が発生した場合または発生するおそれがある場合、関係事業者等は速やかに徳島海上保安部へ連絡するものとする。

徳島海上保安部は、関係機関等に事故情報の連絡を行う。

県は、徳島海上保安部から受けた情報を本市及び防災機関等へ連絡する。

2. 大規模な海上事故発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

関係事業者等は被害状況を徳島海上保安部へ連絡するものとする。

本市は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

3. 応急対策活動情報の連絡

本市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を本市に連絡する。

防災機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

4. 排出油災害発生時の情報収集・連絡

流出油災害が発生し、または発生するおそれがある場合の情報収集・連絡は、「徳島県排出油等防除協議会情報伝達図」によるものとする。

第3 活動体制の確立

実施担当課等 各応急対策担当課

1. 本市の活動体制

本市は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

2. 広域的な応援体制

本市は、被害の規模に応じて、他の市町に応援を求めるものとする。

また、他市町の大規模な海上事故の発生を覚知した時は、あらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。

3. 自衛隊の災害派遣

第五管区海上保安本部長等法令で定める者は、海上事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要があれば直ちに自衛隊の派遣要請を行うものとする。

第4 搜索、救助、救急及び消火活動

実施担当課等 消防本部（署）、消防団

1. 搜索、救助・救急活動

消防本部（署）、徳島海上保安部、警察本部は、多様な手段を活用し、相互に連携して搜索活動等を実施するものとする。

2. 消火活動

消防本部（署）は、速やかに沿岸部等の火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

また、消防本部（署）及び徳島海上保安部は、船舶の火災を知った場合、速やかに火災発生状況を把握し、迅速に消火活動を行うとともに、相互に直ちにその旨を通報し、連携を図るものとする。

他市町で海上災害が発災した場合は、現場の市町からの要請または相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

3. 危険物等の大量流出に対する応急対策

本市は、危険物等の流出事故が発生した場合、海上での対策、海岸への漂着の防止、危険物等の回収処理等に関し、徳島海上保安部、県との連携を密にし、必要な応急対策を実施するものとする。

また、消防本部（署）は、海上事故により危険物等が大量流出した場合、直ちに防除活動等を行うとともに、避難誘導活動を行うものとする。

4. 漂着油除去活動

本市域沿岸部における漂着油除去活動は次のとおりとする。

- ◇ 本市における沿岸漂着油除去作業の総合調整及び指導
- ◇ 漂着油回収資機材の確保及び提供
- ◇ 沿岸漂着油除去作業の実施
- ◇ 海域及び沿岸での回収油の一時保管
- ◇ 回収油処分に関する調整

第5 関係者等への情報伝達

実施担当課等 各応急対策担当課

関係者等への的確な情報伝達活動については、共通対策編 第3章 第2節「災害情報の収集・伝達」、第3節「災害広報」によるもののほか、次のとおりとする。

1. 被災者の家族等への情報伝達活動

本市は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、海上災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療機関等の情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

また、情報の公表、広報活動の際、その内容について、関係防災機関と相互に連絡をとりあうものとする。

2. 住民等への情報の伝達

本市は、災害発生地の住民等に対し、海上災害の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況、及びニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。

また、情報の公表、広報活動の際、その内容について、防災関係機関と相互に通知し情報交換を行うものとする。

3. 関係者等からの問い合わせに対する対応

本市は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応する体制の整備に努めるものとする。

また、情報のニーズを見極め収集・整理を行うものとする。

第2節 航空災害応急対策

実施担当課等	項目
各応急対策担当課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害情報の収集・連絡 ・ 活動体制の確立 ・ 関係者等への情報伝達
保健センター 消防本部（署） 消防団	<ul style="list-style-type: none"> ・ 捜索、救助、救急、医療及び消火活動

第1 趣旨

航空運送事業者の運行する航空機の墜落等の大規模な航空機事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害に対する応急対策については、本計画によるものとする。

第2 災害情報の収集・連絡

実施担当課等 各応急対策担当課

徳島飛行場及び小松島飛行場周辺において航空事故災害等が発生した場合の情報伝達は、「徳島飛行場、小松島飛行場周辺における航空事故の連絡、調整体制に関する協定」によるものとする。

第3 活動体制の確立

実施担当課等 各応急対策担当課

1. 本市の活動体制

本市は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

2. 広域的な応援体制

本市は、被害の規模に応じて、他の市町村に応援を求めるものとする。

また、他市町村での大規模な航空事故の発生を覚知した時は、あらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。

第4 捜索、救助、救急、医療及び消火活動

実施担当課等 保健センター、消防本部（署）、消防団

1. 捜索、救助・救急活動及び消火活動

消防本部（署）、県、警察本部は、多様な手段を活用し、相互に連携して捜索活動等を実施するものとする。

2. 医療救護活動

本市は、本市域で災害が発生した場合は、関係機関による迅速かつ的確な救護の初期活動が行われるよう協力するものとする。

3. 消火活動

本市は、本市域で航空事故が発生した場合は、迅速かつ的確な初期消火活動に資するよう消防機関に協力するものとする。

消防本部（署）は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

また、他市町村での大規模な航空事故の発生を覚知した時は、あらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。

第5 関係者等への情報伝達

実施担当課等 各応急対策担当課

関係者等への的確な情報伝達活動については、共通対策編 第3章 第2節「災害情報の収集・伝達」、第3節「災害広報」によるもののほか、次のとおりとする。

1. 被災者の家族等への情報伝達活動

本市は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、航空災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療機関等の情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

また、情報の公表、広報活動の際、その内容について、関係防災機関と相互に連絡をとりあうものとする。

2. 住民等への情報の伝達

本市は、災害発生地の住民等に対し、航空災害の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況、及びニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。

また、情報の公表、広報活動の際、その内容について、防災関係機関と相互に通知し情報交換を行うものとする。

3. 関係者等からの問い合わせに対する対応

本市は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応する体制の整備に努めるものとする。

また、情報のニーズを見極め収集・整理を行うものとする。

第3節 鉄道災害応急対策

実施担当課等	項目
各応急対策担当課	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報の収集・連絡 ・活動体制の確立 ・関係者等への情報伝達
消防本部（署） 消防団	<ul style="list-style-type: none"> ・消火活動

第1 趣旨

鉄道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害に対する応急対策については、本計画によるものとする。

第2 災害情報の収集・連絡

実施担当課等 各応急対策担当課

1. 鉄道事故発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

本市は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

2. 応急対策活動情報の連絡

本市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

また、必要に応じて関係機関と応急対策活動情報に関し、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第3 活動体制の確立

実施担当課等 各応急対策担当課

1. 本市の活動体制

本市は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

2. 広域的な応援体制

本市は、被害の規模に応じて、他の市町に応援を求めるものとする。

また、他市町の大規模な鉄道事故の発生を覚知した時は、あらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。

第4 消火活動

実施担当課等 消防本部（署）、消防団

消防本部（署）は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

第5 関係者等への情報伝達

実施担当課等 各応急対策担当課

関係者等への的確な情報伝達活動については、共通対策編 第3章 第2節「災害情報の収集・伝達」、第3節「災害広報」によるもののほか、次のとおりとする。

1. 被災者の家族等への情報伝達活動

本市は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、鉄道災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療機関等の情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

また、情報の公表、広報活動の際、その内容について、関係防災機関と相互に連絡をとりあうものとする。

2. 住民等への情報の伝達

本市は、災害発生地住民等に対し、鉄道災害の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況、及びニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。

また、情報の公表、広報活動の際、その内容について、防災関係機関と相互に通知し情報交換を行うものとする。

3. 関係者等からの問い合わせに対する対応

本市は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応する体制の整備に努めるものとする。

また、情報のニーズを見極め収集・整理を行うものとする。

第4節 道路災害応急対策

実施担当課等	項目
各応急対策担当課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害情報の収集・連絡 ・ 活動体制の確立 ・ 関係者等への情報伝達 ・ 災害の応急復旧活動
保健センター 消防本部（署） 消防団	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救助、救急、医療及び消火活動

第1 趣旨

道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害に対する応急対策については、本計画によるものとする。

第2 災害情報の収集・連絡

実施担当課等 各応急対策担当課

1. 事故情報等の連絡

本市は、市管理道路の道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合は、速やかに国土交通省等、関係機関に連絡するものとする。

2. 災害発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

本市は、市管理道路の被害情報を収集に努めるとともに、被害状況を国土交通省に連絡するものとする。

また、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

3. 一般被害情報の収集・連絡

本市は、市管理道路の被害情報を収集に努めるとともに、被害状況を国土交通省に連絡するものとする。

4. 応急対策活動情報の連絡

本市は、市管理道路の応急対策の活動状況や対策本部設置状況等を、国土交通省及び県に連絡するとともに、応援の必要性等を県に連絡するものとする。

また、必要に応じて関係機関と応急対策活動情報に関し、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第3 活動体制の確立

実施担当課等 各応急対策担当課

1. 本市の活動体制

本市は、市管理道路で災害が発生した場合は速やかに、災害の拡大の防止のため必要な措置を講じるとともに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

2. 広域的な応援体制

本市は、被害の規模に応じて、他の市町村に応援を求めるものとする。

また、他市町村の大規模な道路災害の発生を覚知した時は、あらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。

第4 救助・救急、医療及び消火活動

実施担当課等 保健センター、消防本部（署）、消防団

1. 救助・救急活動

市管理道路等で災害が発生した場合は、迅速かつ的確な救助・救出の初期活動に資するよう消防機関及び県警察等に協力するものとする。

2. 医療救護活動

市管理道路等で災害が発生した場合は、関係機関による迅速かつ的確な救護の初期活動が行われるよう協力するものとする。

3. 消火活動

本市は、市管理道路等で災害が発生した場合は、迅速かつ的確な初期消火活動に資するよう消防機関に協力するものとする。

消防本部（署）は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

また、他市町の大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。

4. 危険物等の流出に対する応急対策

本市は、市管路道路等で危険物等の流出が認められたときには関係機関と協力し、直ちに防除活動等を行い、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

消防本部（署）は、危険物の流出が認められたときには、直ちに防除活動等を行うとともに、避難誘導活動を行うものとする。

第5 関係者等への情報伝達

実施担当課等 各応急対策担当課

関係者等への的確な情報伝達活動については、共通対策編 第3章 第2節「災害情報の収集・伝達」、第3節「災害広報」によるもののほか、次のとおりとする。

1. 被災者の家族等への情報伝達活動

本市は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、道路災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療機関等の情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

また、情報の公表、広報活動の際、その内容について、関係防災機関と相互に連絡をとりあうものとする。

2. 住民等への情報の伝達

本市は、災害発生地住民等に対し、道路災害の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況、及びニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。

また、情報の公表、広報活動の際、その内容について、防災関係機関と相互に通知し情報交換を行うものとする。

3. 関係者等からの問い合わせに対する対応

本市は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応する体制の整備に努めるものとする。

また、情報のニーズを見極め収集・整理を行うものとする。

第6 災害の応急復旧活動

実施担当課等 各応急対策担当課

本市は、市管路道路で災害が発生した場合、迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努めるものとする。

また、道路施設の応急復旧を行うとともに、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。

さらに関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧事業を行うものとする。

第5節 危険物等災害応急対策

実施担当課等	項目
各応急対策担当課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害情報の収集・連絡 ・ 活動体制の確立 ・ 関係者等への情報伝達 ・ 災害の応急復旧活動
保健センター 消防本部（署） 消防団	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救助、救急、医療及び消火活動

1 趣旨

危険物や高圧ガスの漏洩・流出、火災、爆発等の発生、毒物・劇物の飛散、漏洩・流出等による多数の死傷者の発生といった危険物等に対する応急対策については、本計画によるものとする。（石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第2号に規定する特別防災地域を除く）

第2 災害情報の収集・連絡

実施担当課等 各応急対策担当課

1. 危険物等の大規模な事故発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

本市は、事故状況、人的被害の状況及び火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

2. 応急対策活動情報の連絡

本市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

また、必要に応じて関係機関と応急対策活動情報に関し、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第3 活動体制の確立

実施担当課等 各応急対策担当課

1. 本市の活動体制

本市は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

2. 広域的な応援体制

本市は、被害の規模に応じて、他の市町村に応援を求めるものとする。

また、他市町村の大規模な危険物等災害の発生を覚知した時は、あらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。

3. 防災業務関係者の安全確保

本市は県との連携を密にし、応急対策活動中の安全確保のために資機材の確保を図るととも

に、相互に密接な情報交換を行うものとする。

第4 消火活動

実施担当課等 消防本部（署）、消防団

消防本部（署）は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。その際、火災の状況、規模並びに危険物の種類により、消火用薬剤の収集、化学車の派遣要請等他の機関の応援を受けるものとする。

また、他市町村の大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。

第5 関係者等への情報伝達

実施担当課等 各応急対策担当課

関係者等への的確な情報伝達活動については、共通対策編 第3章 第2節「災害情報の収集・伝達」、第3節「災害広報」によるもののほか、次のとおりとする。

1. 被災者の家族等への情報伝達活動

本市は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、危険物等災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療機関等の情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

また、情報の公表、広報活動の際、その内容について、関係防災機関と相互に連絡をとりあうものとする。

2. 住民等への情報の伝達

本市は、災害発生地の住民等に対し、危険物等災害の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況、及びニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。

また、情報の公表、広報活動の際、その内容について、防災関係機関と相互に通知し情報交換を行うものとする。

3. 関係者等からの問い合わせに対する対応

本市は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応する体制の整備に努めるものとする。

また、情報のニーズを見極め収集・整理を行うものとする。

第6 災害の応急復旧活動

実施担当課等 各応急対策担当課

1. 拡散防止活動

本市は、危険物等災害時に危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングを始め、住民の避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など、適切な応急対策を講じるものとする。

2. 河川等への流出に対する応急対策

本市は、危険物等が河川等に大量流出した場合、直ちに関係機関と協力の上、環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講じるものとする。なお、その際、水質汚濁防止協議会など関係行政機関等からなる既存の組織を有効に活用し、迅速に対応するものとする。

3. 施設、設備の応急復旧活動

本市は、専門技術を持つ人材等を活用して、施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、施設の応急復旧が速やかに行えるような措置を講じるものとする。

4. 災害復旧

本市は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧事業を行うものとする。

第6節 大規模な火事災害応急対策

実施担当課等	項目
各応急対策担当課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害情報の収集・連絡 ・ 活動体制の確立 ・ 関係者等への情報伝達 ・ 災害の応急復旧活動
消防本部（署） 消防団 保健センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救助、救急、医療及び消火活動

第1 趣旨

大規模な火事災害に対する応急対策については、本計画によるものとする。

第2 災害情報の収集・連絡

実施担当課等 各応急対策担当課

1. 大規模な火事発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

本市は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

2. 応急対策活動情報の連絡

本市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

また、必要に応じて関係機関と応急対策活動情報に関し、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第3 活動体制の確立

実施担当課等 各応急対策担当課

1. 本市の活動体制

本市は、災害の状況に応じて速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

2. 広域的な応援体制

本市は、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対処できない場合には、県に対し応援を求めることとする。

第4 消火活動

実施担当課等 消防本部（署）、消防団

消防本部（署）は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

また、他市町村の大規模な火事災害の発生を覚知した時は、あらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。

第5 関係者等への情報伝達

実施担当課等 各応急対策担当課

関係者等への的確な情報伝達活動については、共通対策編 第3章 第2節「災害情報の収集・伝達」、第3節「災害広報」によるもののほか、次のとおりとする。

1. 被災者の家族等への情報伝達活動

本市は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、大規模な火事災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療機関等の情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

また、情報の公表、広報活動の際、その内容について、関係防災機関と相互に連絡をとりあうものとする。

2. 住民等への情報の伝達

本市は、災害発生地の住民等に対し、大規模な火事災害の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況、及びニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。

また、情報の公表、広報活動の際、その内容について、防災関係機関と相互に通知し情報交換を行うものとする。

3. 関係者等からの問い合わせに対する対応

本市は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応する体制の整備に努めるものとする。

また、情報のニーズを見極め収集・整理を行うものとする。

第6 災害の応急復旧活動

実施担当課等 各応急対策担当課

1. 施設、設備の応急復旧活動

本市は、専門技術を持つ人材等を活用して、施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、ライフライン及び公共施設等の応急復旧を速やかに行うものとする。

2. 災害復旧・復興

本市は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧事業を行うものとする。

また、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。

ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示するものとする。

第7節 林野火災応急対策

実施担当課等	項目
各応急対策担当課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害情報の収集・連絡 ・ 活動体制の確立 ・ 関係者等への情報伝達 ・ 災害の応急復旧活動
消防本部（署） 消防団 保健センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救助、救急、医療及び消火活動

第1 趣旨

火災による広範囲にわたる林野の消失といった林野火災に対する応急対策については、本計画によるものとする。

第2 災害情報の収集・連絡

実施担当課等 各応急対策担当課

1. 林野火災発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

本市は、火災の発生状況、人的被害の状況、林野の被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

2. 応急対策活動情報の連絡

本市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

また、必要に応じて関係機関と応急対策活動情報に関し、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第3 活動体制の確立

実施担当課等 各応急対策担当課

1. 本市の活動体制

本市は、災害の状況に応じて速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

2. 広域的な応援体制

本市は、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対処できない場合には、県に対し応援を求めることとする。

第4 消火活動

実施担当課等 消防本部（署）、消防団

消防本部（署）は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、県消防防災ヘリコプターを活用した空中消火を行うなど、迅速に消火活動を行うものとする。

また、他市町村の大規模な林野火災の発生を覚知した時は、あらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。

第5 関係者等への情報伝達

実施担当課等 各応急対策担当課

関係者等への的確な情報伝達活動については、共通対策編 第3章 第2節「災害情報の収集・伝達」、第3節「災害広報」によるもののほか、次のとおりとする。

1. 被災者の家族等への情報伝達活動

本市は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、林野火災の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療機関等の情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

また、情報の公表、広報活動の際、その内容について、関係防災機関と相互に連絡をとりあうものとする。

2. 住民等への情報の伝達

本市は、災害発生地住民等に対し、林野火災の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況、及びニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。

また、情報の公表、広報活動の際、その内容について、防災関係機関と相互に通知し情報交換を行うものとする。

3. 関係者等からの問い合わせに対する対応

本市は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応する体制の整備に努めるものとする。

また、情報のニーズを見極め収集・整理を行うものとする。

第6 災害の応急復旧活動

実施担当課等 各応急対策担当課

1. 施設、設備の応急復旧活動

本市は、関係機関と連携して施設・設備の被害状況等を把握して、ライフライン及び公共施設等の応急復旧を速やかに行うものとする。

2. 二次災害の防止活動

本市は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部においては、土石流等の二次災害が発生するおそれがあることについて十分留意して、二次災害の防止に努める。

3. 災害復旧

本市は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災設の復旧事業を行い、または支援するものとする。

第8節 原子力災害応急対策

実施担当課等	項目
各応急対策担当課	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報の収集・連絡 ・緊急事態応急体制の確立 ・住民等への的確な情報伝達活動 ・県外からの避難者の受け入れ体制の整備（広域避難対策） ・中長期対策

第1 趣旨

原子力発電所における特定事象及び警戒事象の発生及び、原災法第15条に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合の本市の応急対策を定めるものであるが、これら以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本節に定める対策に準じて対応する。

第2 災害情報の収集・連絡

実施担当課等 各応急対策担当課

1. 情報の収集・連絡体制の整備

本市は、原子力災害に対し万全を期すため、国、県、原子力事業者、関西広域連合その他の防災関係機関・団体との間において、原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、体制等を整備する。

2. 災害情報等の伝達

本市は、県から、国、原子力事業者及び立地府県等から受けた通報・連絡事項を、必要に応じ連絡を受ける。

第3 緊急事態応急体制の確立

実施担当課等 各応急対策担当課

本市は、警戒事態または施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合や、報道等により原子力発電所における事故の発生を覚知した場合は、災害対策連絡本部会議等を招集・開催し、速やかに情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制を確保するとともに、県や原子力事業者、関西広域連合等関係機関と緊密な連携を図る。

第4 住民等への的確な情報伝達活動

実施担当課等 各応急対策担当課

本市は、同報無線や広報車、自主防災組織との連携等により、周辺住民等に対し、県に準じた広報活動を行う。

第5 県外からの避難者の受け入れ体制の整備（広域避難対策）

実施担当課等 各応急対策担当課

1. 受入先の調整

本市は、県からの広域避難の受入れについて要請があったときは、要請内容に基づき、受入可能人数・施設等を県に対して報告する。

2. 避難所の開設・運営

本市は、県から要請があったときは、広域避難の受入が可能な避難所を開設する。

なお、県は、広域避難の受入れを実施する市町村が実施する避難所の運営を支援する。

第6 中長期対策

実施担当課等 各応急対策担当課

本市は、避難期間が長期に及ぶ場合の就労や住まいの確保等、避難の生活支援について、県、関係機関と連携し、必要な支援を行う。